近代ドイツの農村社会と農業労働者

〈土着〉と〈他所者〉のあいだ

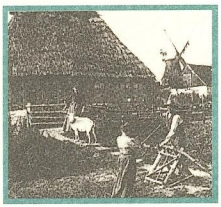

足立 芳宏 著

近代ドイツの農村社会と農業労働者

――〈土着〉と〈他所者〉のあいだ

足立芳宏

◎目　次

巻頭　地図

序章　課題と視角――近代ドイツ農村史研究と農業労働者――　1

I　農民とナチズム――「中間層テーゼ」について　4

II　「連続性」論と批判派――旧西ドイツにおける研究について　8

III　農業労働者論――「階級」から「エスニシティ」問題へ　12

1　「農業資本主義化＝単一の農村プロレタリアート形成」論

2　旧西ドイツ社会史派の農業労働者論――J・フレミングとK・バーデ

IV　本書の課題と視角　20

第I部　第二帝政期における農村社会と農業労働者

第一章　北西ドイツにおける大農‐農業奉公人――「家」と「移動」と「自由」と――　35

はじめに　37

第一節　マルシュ地方の農業展開と農業労働力市場　39

第二節　ゲマインデの社会空間　51

第三節　大農‐農業奉公人の雇用関係　59

1　復活祭をめぐる紛争から／2　「ひどい農場 der schlechter Hof」の事例から

3　奉公人条例の現実の運用と「契約破棄」の状況
おわりに　71
第二章　北西ドイツ農村における「土着」と「他所者（フレムデ）」――蒸気脱穀機と農村放浪者――　81
はじめに　83
第一節　土着の農業労働者家族の生活と労働　84
1　生　活／2　雇用と労働／3　生活の不安定化に対する対応
第二節　「他所者」農業移動労働者――東欧季節労働者とモナーヘン　95
1　東欧季節労働者／2　モナーヘン
第三節　脱穀労働者の保険問題　106
1　脱穀労働者JWの災害補償負担をめぐる問題
2　賃脱穀機所有者たちによる脱穀労働者のための健康保険設立の運動
3　強制加入のゲマインデ健康保険の設立
おわりに　118
補論　北ドイツ農村におけるスウェーデン人奉公人　128
1　北ドイツ農村の基本的構成／2　スウェーデン人奉公人の雇用形態
3　スウェーデン人マークトの問題／4　「家父長」的支配と「他所者」のホーフゲンガー
第三章　近代ドイツ農村と外国人季節労働者――甜菜と「ポーランド人」――　141
はじめに　143

第一節　集約化と「外国人季節労働者」の導入　149
1　甜菜糖業の展開／2　農業雇用関係の変化
3　東欧季節労働者導入の規模と地域差
第二節　農場での労働と紛争――「契約破棄」を中心に　170
1　賃金を不満とする「契約破棄」／2　季節労働者におけるジェンダーの問題
3　組頭 Vorschnitter について／4　「契約破棄」の全体像と処分の実態
第三節　「営舎」と「外国人労働者」の形成　186
1　「住」と性／2　「寝」の実態／3　「住」と病
おわりに　198

第II部　ワイマール・ドイツにおける農村社会と農業労働者

第四章　北西ドイツの農業労働者と農村ナチズム形成――ディトマルシェン一九二五年～一九三三年――　213
はじめに　215
第一節　農業労働者の実態と「開かれた」季節労働市場　217
第二節　農業労働者制度――協約体制の部分的成立と国家の労働市場管理　225
第三節　脱穀移動労働者とストライキ　232
1　農村放浪者としての移動脱穀労働者モナーヘン／2　脱穀労働者のストライキ
第四節　脱穀労働者とコミュニズム――農村ナチ化のもう一つの局面　241
おわりに　248

第五章　後期ワイマール時代のグーツの世界――消費と「自立」と「国民化」と――　259
はじめに　261
第一節　グーツの労働編成と雇用制度の変化　262
第二節　雇用紛争分析――奉公人的雇用関係の現代化　267
1　家族と雇用／2　住宅問題
3　虐　待／4　雇用紛争の全体像
第三節　農業労働者の日常生活のあり方と組合運動　275
1　消　費／2　社会的交わりの階層化と組合運動による「鋳なおし」
3　組合の日常活動
第四節　「小所有化」と外国人労働者問題　287
1　住宅問題と外国人労働者／2　住宅建設と入植
おわりに　293
補説　ハノーファー農村における女性労働者とナチズム　307
1　農村女性労働者の三つのグループ／2　家族に規定された農村女性労働者の行動とナチズム受容のあり方
終　章――ドイツ農村における「土着」と「他所者（フレムダ）」――　313
1　農村下層民の社会的自立論／2　農村における「他所者（フレムダ）」の問題
3　農村のナチ化論
参考文献　321
あとがき　337
索引

図1　第二帝政期のドイツ（1871〜1918）
（繁雑になるのでザクセン州とアンハルト邦国の領域はまとめて示した.）

図2　シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州行政地図（1871～1920）
（太字は都市名，細字は郡名を示す．）

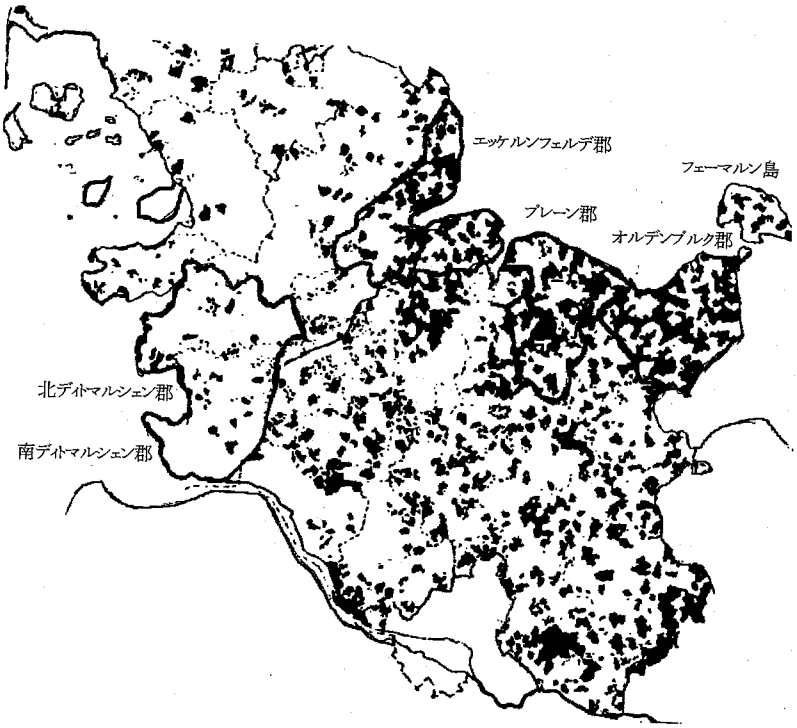

図3　シュレスヴィッヒ・ホルシュタインにおける100ヘクタール以上農業経営の分布図

注　：黒く塗りつぶした範囲が100ヘクタール以上の農業経営を示す.

出典：Rosenfeldt, J., Nicht einer...viele sollen leben! Landreform in Schleswig-Holstein 1945–1950, S. 22.

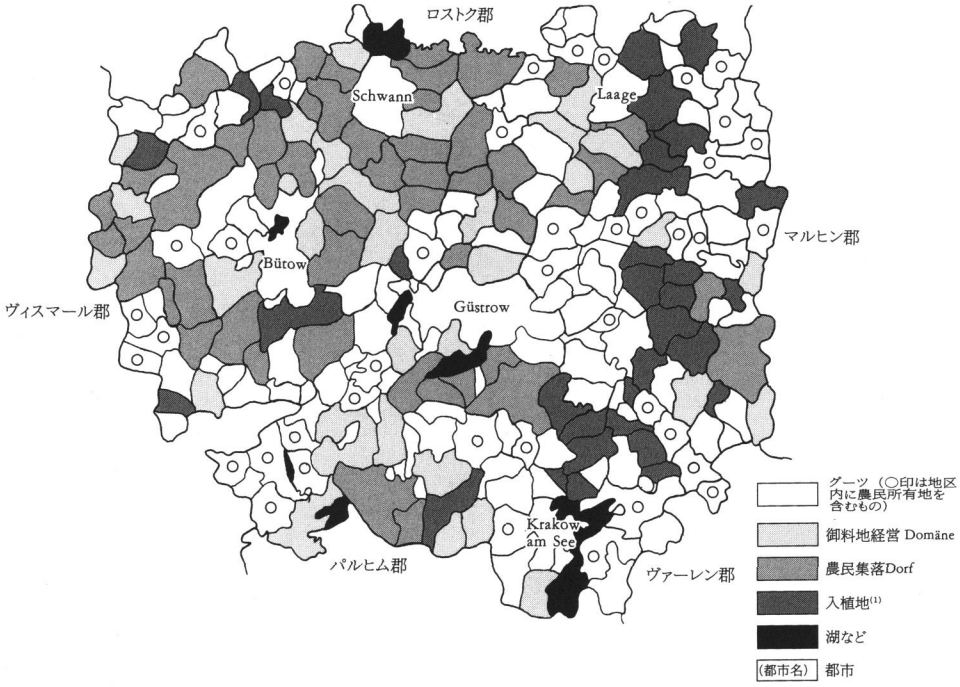

図4　メグセンブルグ邦国ギュストロフ郡における集落分布
注　：(1)内地植民政策により旧大土地所有地が分割され，農民入植地になった地区．
出典：Hube, R, Auswirkung des sich in Deutschland entwicklelnden staatsmonopolitischen Kapitalismus auf dem mecklenburgischen Großgrundbesitz zwischen 1918 und 1945, dargestellt am Beispiel aus den Kreis Güstrow und Malchins, Diss., Rostock, 1969.

近代ドイツの農村社会と農業労働者

――〈土着〉と〈他所者〉のあいだ

序章　課題と視角

――近代ドイツ農村史研究と農業労働者――

本書は、第二帝政期からワイマール期にいたるほぼ六〇年間を対象として、従来のような大農業者（いわゆる「ユンカー」と称される土地貴族層を含む）や農民層などを主な分析対象としてきた視角とは異なり、多様な農業労働者――農業奉公人、農村放浪者、外国人季節労働者、グーツの農業労働者など――のありように着目することを通じて、もう一つの近代ドイツ農村史像を描くことを目的としている。

一九世紀後半から二〇世紀前半にかけての時期にいたる時代――さしあたり古典的近代から現代への転換の時代と呼んでおこう――は、農業の機械化・集約化・合理化の開始であるとともに、農業の不利化と、農業労働力市場の流動化・拡大化の時代であった。「ドイツ」の農業労働者はこの複合的な大量移動の渦にとらえられ、その数を著しく減少させていった。だが、ドイツにおいて農業労働者を自らの職業とする者は、第二帝政期の一九〇七年において三一七万人を、東部領土が縮小したワイマール期においてすら約二六〇万人を数えていたのである。[1] にもかかわらず、これまでのところ、この時期の彼らはユンカー経営における農業労働力の存在形態として言及される以外には、我々の歴史認識のなかにほとんど登場してこなかった。彼らは「忘れ去られた階級」であったのである。「見捨て去られた細民たちの復権」という社会史的な問題意識に支えられつつ、なによりもこの研究史上の「空白」を埋めること、それが本書が第一の課題とするところである。

だが、農業労働者は、数の上ではマジョリティでありながら、同時に「帝国ドイツの最底辺」に位置づけられる社会的周辺者でもあった。そして、一般にいわれるように、社会的周辺者のありようは、単にその集団に関わるものではなく、むしろそれを抱える社会全体の質をも規定する側面をもつであろう。私はドイツの農村社会と農業労働者の関わりについてもそうした視点が有効ではないかと思う。つまり、多様な農業労働者を扱うことは、単に彼

らの運命の復権のみならず、従来とは異なるドイツ農村社会像を描くことをも可能にするのではないだろうか。だが、その場合に農業労働者問題を従来のように「分解論」的視座から捉えるだけで事足れりとしていてはだめであり、そうではなくまさに一九世紀末から開始される多様な「他所者」農業労働者の登場に着目した「(広義の)エスニシティ」問題としてこれを理解する観点が有効なのではないか。これが現在の私の立場である。この観点の含意するところを明らかにするために、本書を、まずは、当該期のドイツの農村についての研究の現状について私なりに言及することからはじめることとしよう。

I　農民とナチズム——「中間層テーゼ」について

近代ドイツ社会史の研究は、現在にいたるまでナチズムの問題を基軸的な問題として展開してきたし、今なお、そうである。そして、ワイマール期のドイツ農業史の研究においても、研究の軸心でありつづけたのは、農村におけるナチズムの受容基盤の形成の問題であった。いったいどうして農民はナチズムを支持したのか、という問いがそれである。ナチズムの社会基盤は旧中間層にあったこと、そしてその主要な部分が農業恐慌のなかにあって苦悩していた農民であったこと。こうした認識は、広く一般に共有されてきたものといってよいだろう。

研究史上、こうした認識を普及させる上で、特にわが国において最も影響力をもった書物は、R・ヘベルレの『農村住民と国家社会主義』であった。[2] この書物においてヘベルレは、ナチスの得票率が最も高かったシュレスヴィッ

ヒ・ホルシュタイン州を対象に、主に農村民の投票結果の分析に基づいて、彼らの投票行動を農村の政治運動の伝統や地域の農業構造と関わらせて、はじめて詳細に具体的に議論した。彼の主張点は多岐にわたるが、一言でその意義をいえば、特に小農的なゲースト地域の農民に典型的に描かれているように、共同体結合をなお保持する伝統的世界に生きる農民がナチズムを支持したという像を提出したという点である。

例えば彼は次のように述べている。（引用中の括弧内は引用者。以下同じ。）

（ワイマール時代の一四年間の間に農村の人々は社会民主主義→保守主義→国家社会主義へと支持政党を変えたが、それは彼らが自分たちの政治的確信を変えたことを意味しない。むしろ、特に中間層の人々においては）新しい政党は、本質的には、人々の政治的心情のうちの変わらない要素と結び付いていた可能性がある。……(a)階層化の進展がみられず村落ゲマインデがよく維持されていたところほど社会主義の影響は弱く、……農村人民党やナチスの影響が強かった。(b)階級対立が厳しかったところでは、社会主義の影響は強く、ナチズムの進出は相対的に遅れた。大農地域におけるナチス進出の機会は、大土地所有地域よりは良好であった。(a)の農民地域が、最もナチズムに対して良好の機会を提供し、社会民主主義者と共産主義者についてはそうではなかった。[3]

都市でも農村でも中間層こそが国家社会主義に最も敏感な人々であった。彼らに続くのは農業労働者たちである。これに対して大土地所有者と商工業労働者は、それぞれドイツ国民党と社会主義を支持し、国家社会主義に対しては強い抵抗を示した。[4]

ヘベルレの打ちだしたこの視点は、アメリカにおいては、例えば、農業問題の処理の仕方という視点から近代化の比較史論を展開したB・ムーアJr.にあって、「二〇世紀のファシズムは平民的反資本主義」であり、「資本主義的産業の成長が上からの保守的革命という枠内で最も進んでいたドイツにおいて、ファシズムは最も発展した」という規定に受け継がれていくことになった。この場合に、「平民」として主要に念頭に置かれているのは農民層である。ナチスの様々なイデオロギー的道具立ても、「農民層内にある反資本主義感情に訴えるべく使用された手段であった」と彼はいう。[5] ここでは、明らかに、近代化、合理化、資本主義化の進展に対応できない農民がナチズムの受容者として設定されているのである。

このようにヘベルレ的視点の特徴は、農民層への着目が、ナチズムを農村の伝統的な要素と結び付けて理解しようとする姿勢と結び付いている点にある。今、これを原田傳にならい「中間層テーゼ」と呼ぶことにしよう。[6] そして、この視点こそは、戦後歴史学のパラダイムのもと、よりストレートにヘベルレの研究に依拠することから出発した日本におけるワイマールの農村社会の研究において通奏低音として響きつづけてきたのである。一九七〇年代には大野英二や村瀬興雄によって、[7] そして最近でも原田傳や豊永泰子によって、「中間層社会主義」あるいは「中間層ファシズム」論として、それは展開され具体化されてきたのである。

例えば、最近刊行された豊永泰子の著作『ドイツ農村におけるナチズムへの道』(一九九五年)をみてみよう。[8] 本書においてワイマール期以降の農村を対象としているのは第二部と第三部であるが、そのなかで豊永の農民観を明確に語っているのは『ヴァイマル末期の農民運動=ラントフォルク運動』と題する第六章である。ラントフォルク運動Landvolkbewegungというのは、西部ホルシュタイン・マルシュ地方を中心に農業不況による負債問題に端を発し

たワイマール末期の反体制的な急進的農民運動である。農業不況に深く彩られていた運動であったこと、この地域では早期にナチスの浸透がみられたこと、そして、従来の研究においてはユンカー主導の上からの運動の糾合力が高く評価され、自立的農民運動が少ないと見なされてきたこと、こうした事情によってラントフォルク運動はH・バイヤーをはじめとして多くの研究者の関心を集めてきたのである。[9] 豊永はこの運動の背後にあったものは何かと一般的に問うなかで、結局、合理化の時代であった一九二〇年代において、農業を科学的・技術的に扱う農業者Landwirtが求められていた状況に伝統的経営方法を営む農民Bauerが十分に対応できなかった点に問題の解答を求めている。第七章『ナチズムと農本主義』において、農民に受容されていく農本主義が「人種的農本主義」ではなくて「身分制的農本主義」であるとしているのも、同じ考えの現れと見なせるだろう。[10]

こうした認識が多面的で十分な実証的根拠によっていることを私は十分に認める。その意味でそれは通説でありつづけるだろう。だが、その上でもなお、私は、論者によって濃淡の差はあれ、ここにみられる基本的な認識の枠組み、つまり単純化していえば農民と伝統的ノルムとナチズムの形成をイコールに置く枠組み自体を問題としたいのである。

では、なぜこれらは等式で結ばれたのであろうか。この点について私が指摘したいのは、農村＝農民という前提に立って問題を「主体論的」に理解しようとする方法的立場である。つまり、私の目には、従来の議論は、第一に、社会的に主軸をなす者が全体の方向を決定するのであり、したがってその方向を決める要因はヘゲモニーを握る「主体」の内部に見いださねばならないという方法的立場にたつがゆえに、第二に、その上で農村の主役は（「西部農民的村落」に限っていえば）圧倒的に農民であると考えるがゆえに、農村ナチズム形成の要因をまずは主役の農民「主体」

の内部に、すなわち彼らの経営のありよう、つまりは恐慌のありように、あるいは保守的・反近代主義的な内発的なイデオロギーに、さらには「伝統的ノルム」に求めていっているようにみえて仕方がないのである。[11]

私はこうした前提を見直すことから出発したい。つまり、農村民の「主体性」のありようを「主体」の内部要因に還元するのではなく、農村内部の「外部」のありように求めることからはじめたい。そしてそうした観点からみたときに着目すべき対象として浮かび上がってくるのが、世紀の交の頃から農村の新たな「外部」として登場してきた多様な「他所者」農業労働者たちであり、彼らをめぐる問題のありようなのである。ここに着目することから、農村のナチズムの形成についても市場経済化に対する固有の「伝統イデオロギー」の反発という文脈ではなく、近代化に内在する過程として捉える可能性が開かれてくるのではないか。私はそう考えたい。

II 「連続性」論と批判派——旧西ドイツにおける研究について

旧西ドイツにおいても、当該期の農業史の研究はここ二〇年来、いわゆるドイツ史の連続性・特殊性論を旗印とするヴェーラー派の登場を受けて新しい展開をみせた。その際、農業史に関わる議論は、ワイマール期を主要な対象として直接に農村のナチ化を具体的に分析する方向よりは、「連続性」論の関心からより長い射程で、つまり古典的近代から現代への転換過程のなかで理論的に捉えようとする方向に向かった。その代表的論客はH・プーレである。だが、この新しい潮流にも、上記のような農業・農民層に対する見方が共有されてきたと思う。以下、彼の代

表作の一つである『資本主義的工業化における政治的農業運動』（一九七八年）を素材に、まず、この点について簡単にみることにしよう。[12]

さて、プーレの基本的な問題関心は、「組織資本主義」への移行過程における政治形態の差を米独で比較すること、より具体的にいえば、同じ資本主義の社会組織化への移行が一方では民主主義に行き着くのに対し、他方ではナチズムに移行したのはなぜなのかを問う点にある。「組織資本主義」という言葉は難解だが、その内容は、農業領域に即していえば、〈農業圧力団体の形成＝農業保護の形での農業利害の貫徹＝農業の国家への統合〉という文脈で理解してよいと思う。[13] ドイツにおいては、この「組織資本主義」化の動きが一九世紀末の農業大不況を契機として開始されるという。農業団体の分析を通して、こうしてはじまる農業への国家統合とこれに対応する大衆的農業運動のなかに「新保守主義的な理念」の存続・変質・大衆化を発見すること、それがこの研究の狙いの一つになっているのである。このイデオロギーを統合原理としていたがために、ドイツにおける農業保護政策による国家への農業の統合は、合州国とは異なりナチズムへの統合に帰結していくのだ。「新保守主義な理念」の内容については、明示的には読みとりにくいが、別の要約論文において、民衆、民族共同体、社会ダーウィニズム、中間層理念Mittelstandideologie、反セム主義があげられている。[14]

さて、この議論について着目しておきたいのは、第一に、この国家への農業の団体主義的統合への道において大農業者の政治的ヘゲモニーが非常に「高く」評価されている点である。プーレの議論にあって特に重視されるのが、農業者同盟→農村同盟→帝国食糧身分団という大農業者主導の農業組織の系譜である点にそうした彼の考えが現れている。

そして、第二に、これに呼応する形で、彼は、農民の運動の保守的性格・非自立性を強調するのである。彼は明確に次のように述べている。

下からの自発的な農業の抵抗、農民的基礎組織、そして暴動と地方での直接行動、こうしたものがドイツの場合、アメリカやフランスとは違って、一貫して相対的にはあまり重要な役割を演じなかった。……（ドイツでは）最初から地域的社会的に様々に異なる利益をまとめあげるような要求をもった強力な近代的で統一的に組織された扇動機構（農業者同盟 Bund der Landwirt のこと）が確立した。この機構は、確かに東エルベの大農業者によって導かれ、彼らのために奉仕するものであったが、しかし西南ドイツの小中農民たちの大衆的共鳴をあてこんだものであった。下からの農民的抵抗運動は、非常に短期間の間だけ、狭い限定された地域でチラチラと燃えるだけで、組織的な点からすればみるべきものはなかった。[15]

農村ではラディカリズムは、いかなるたぐいのものであれ潜在的な担い手集団を欠いていた。ドイツ農業の組織的政治的エネルギーの運動方向は、いつも中間から右の方に流れていた。[16]

プーレに代表される旧西ドイツ社会史派の功績は、一九世紀以降の農業関連運動を社会統合論的な枠組で捉える視角を提供したことだと私は考える。そういう意味では、H・ローゼンベルクの「えせ民主化」論[17]や、先にみたムーアの「反資本主義感情の組織化」「平民的反資本主義」「ファシズムとは反動と保守主義を大衆化・平民化しようとするもの」[18]という抽象的規定を具体化したものと評価できる。また、一九世紀後半から二〇世紀前半までを見通した

議論に道を開いた点も評価されてよい。しかし、上に明瞭に示されるように、それはやはり「近代に適応できない農民」観を明確に受け継いだものだった。しかもこの農村・農民観は、実態分析の成果によるものというより、いわば方法的な前提として置かれているのである。その結果、分析が農業中間組織と政治過程の関わりに向けられることになり、逆に農民や農村の実態分析がなおざりにされてしまったのである。

こうした旧西ドイツ社会史派の農民観については、既にイギリスの社会史派から批判が展開されている。その代表者がI・ファーである。彼は、第一に、農民・大農業者を伝統主義的・反近代的とする議論を神話として断罪し、第二に、バイエルン農民運動のポピュリズム的性格、およびそれが名望家支配から大衆民主主義の移行に果たした役割を高く評価することで農民運動の自立性を強調し、第三に、農民の多様性を主張して、極論すれば固有の歴史領域としての農民史という設定自体に疑問を呈し、むしろその社会史・日常史一般への統合を主張するのである。[19]

既に述べてきたように、ファーの批判のうち第一点は正当なものである。第二点もそれ自体としては有効だとは思うが、ただし、農民運動の自立性・政治化の強調だけではそれが「農村のナチ化」の論点とどう関わるのかが不明瞭である。もし第三点のような観点から、つまり「農村ナチ化」という農業史固有の問題設定までも否定することでこの論点を処理しようとしているのであれば、私はそれには同意できない。確かに「ドイツ農民」神話は「伝統農民」の実在を必要条件とするものではない。しかし、なにゆえ「ドイツの農村＝伝統農民」の再興が統合イデオロギーとして設定され、かつ一定の有効性をもちえたのかという問題は、やはり農村社会史の課題として問われつづけなければならないと私は考える。その意味で、近年プーレが提起した「農村における国民化」という論点は有効なのだ。[20] ただし、繰り返すが、ヴェーラー派のような「伝統的イデオロギー」への還元によってではなく農村

社会の近代化過程に内在する問題としてそれは論じられなければならない。その方法の一つとして私は農業労働者への着目から農村社会のありようを見据える視角があると考える。この点とも関わって、次に農業労働者の研究についてみてみよう。

Ⅲ　農業労働者論――「階級」から「エスニシティ」問題へ

1　「農業資本主義化＝単一の農村プロレタリアート形成」論

周知のように、一九世紀後半の労働市場の流動化は、とりわけて東部の大経営地域の農業労働者の大規模な農業離脱として現れた[21]。そしてこれを契機として一八九〇年代初頭には農業労働者問題に関する議論が社会政策学会を中心に展開されたのである。その論点は、良質な労働力の不足と賃金コストの上昇というグーツ経営の危機の問題から、農業労働者の貧困の問題、団結権の否認や奉公人条例などに典型的にみられる農業労働者の市民的権利差別の問題、さらにはポーランド人労働者の流入に伴う東部地域の非ゲルマン化という民族問題まで、広範囲な領域にわたる内容を含むものであった。また他方では、ほぼ時を同じくして、ドイツ社会民主党においてもあの「大経営か小農か」というテーマで象徴されるカウツキーとダヴィットの修正主義論争が生じ、これと深く関わりながら農業労働者の社会民主主義への組織化の問題が農業戦略の重要課題として位置づけられるようになる[22]。

こうした言説の多様化自体、それまで「農村の過剰人口問題」として語られていた農業労働者問題が新たな性質を帯びたものへと転換したことを物語っているといえる。そして、そうした新しい局面を剔抉しようとしたのが社会政策学会の東エルベの農業労働者の実態調査の中心メンバーとして活躍した若きマックス・ヴェーバーであった。彼は、この問題を、根本的には農業雇用関係を軸とする農村社会構造の再編成の問題であり、東部農村の名望家である大農業者の社会的権力基盤に関わる問題であると考えた。そして、「利益共同体 Interessengemeinschaft」が解体し企業的農場主と「自由な農業労働者」の関係が形成されている点に、この時期の東エルベの農業労働制度の発展傾向をみるのである。その場合の「自由な農業労働者」形成の内容は何かといえば、第一にインストロイテからデプタントへの主要な常雇労働者の存在形態の転換であり、第二に常雇労働者の減少と他方での自由日雇いと季節労働者の増大である。[23]

さて、従来のわが国におけるドイツ農業労働者に関する研究は、こうしたヴェーバーの見解をそのまま「農業資本主義化＝単一の農村プロレタリアート形成」論として受けとめるものであったと思う。私がここで問題にしたいのは、この命題の是非ではなく受容された問題の立て方である。例えば、もはや古典となったとさえいえる藤瀬浩司『近代ドイツ農業の形成』は、農業経営分析の視角から「ユンカー＝過渡的経営」論を打ちだしたものだが、そこにおいても労働力の存在形態に着目しつつ世紀後半期における単一の階級としての農村プロレタリアートの形成が論じられている。[24] また、小沢脩『ドイツ農業労働者論』は、帝国統計分析をもとに第二帝政期のドイツ農業労働力市場を正面から包括的に論じた日本における唯一の作品であるが、これなどは最初から「いかにして農業労働者は階級として再生産されていたのか」という問題の立て方をしているのである。[25] さらに、原田傳の包括的な整理に

よれば、日本の研究史においては「研究史は大きく二つに分かれる。すなわち、東エルベ農業労働力の編成替えに、ユンカー経営の近代化、資本主義化を見る立場と、いぜんとして、半農奴的性格を重視する立場である。山口和男氏や加藤房雄氏は前者の立場であり、住谷一彦氏、中村幹雄氏らは後者の立場に立つと言え」るとしている。[26]

なるほど、こうした叙述に従えば、一見したところでは従来の研究には相互に相い容れないほどの評価の対立があるように思われる。しかし、実証的な点での是非ではなく評価の基準そのものに目を向けてみよう。するとこれらの議論は全体として「資本主義化＝三分割制＝単一の階級形成」という基準を採用している点では共通しているのではなかろうか。認識の違いは「基準」の運用の仕方によっているだけのものではないのか、極論すれば「基準」が論争を作り出しているのではないか、そうとすら私には思われるのである。

しかし、当時のヴェーバーの最大の問題関心は、従来の研究者が高く評価してきた雇用関係の「資本主義化」という発展傾向の析出だけにあったのではない。彼は同時に国民主義的な立場から、この時期の農業労働者問題を「東部のスラブ化＝ドイツ国民国家の危機」と把握していたのであり、この問題意識こそが基本にあった。ユンカーの社会的権力基盤が重要問題として意識されるのも、「経済的危機にある階級が政治的権力を握っている」ことの危険性のみならず、彼らの経営的対応が東部のゲルマン文化の危機を引き起こすからである。東エルベ農業労働者調査報告に関する社会政策学会の講演における彼の次の発言が、その点を最もよく言い表しているだろう。ヴェーバーは次のようにいう。

農村において民族の問題がどのように解決されるのかは、結局は、土地所有者階層の血統ではなく、農村プ

ロレタリアートがいかなる民族に属しているかによるのである。東部地方においてわれわれの民族性はやがて失われてしまうであろう。……それはわれわれの文化水準が、われわれの農村住民の栄養状態と彼らの要求が、もっと東のスラブなみの低い水準まで押し下げられるということを意味しているのである。[27]

ところが、ヴェーバー研究としてはともかく、農業労働者研究においては、例えばポーランド人農業季節労働者が膨大な数に上っていたこと自体は十分に承知されながら、そして例えばワイマール期の農業労働者研究の「空白」に比べれば第二帝政期の研究には相当の蓄積がありながら、ヴェーバーのこの「危険な視角」は正当に受け継がれてこなかったのではないか。そのことは同時に農業労働者への接近を「所有形態」と「雇用制度」の側面から描くだけで事足れりとしていた態度とつながっていると思われる。私がここで提起したいのは、この時期の農業労働者問題のありようを、「分解論」「三分割制論」「単一の農業労働者階級の形成」論を軸に論じるのではなく、新たにこれを農村の「広義のエスニシティ」の問題として捉え直し、その具体化をはかることである。そのことによって従来の議論に漂う停滞感を払拭し、あるいは従来の議論が陥っていた袋小路を抜け出すことができるのではないかと思う。[28]

2　旧西ドイツ社会史派の農業労働者論——J・フレミングとK・バーデ

旧西ドイツにおいては当該期の農業労働者の研究は完全な空白域であったが、やはり近年の社会史の展開に応じ

て新たな方向がみられるようになった。ここでは、先に論じたプーレの研究に対応したJ・フレミングの研究（『農業利害と民主主義』一九七八年）[29]と、近代ドイツにおける外国人労働者問題の歴史的把握の一環として農業労働者について論じたK・バーデの一連の研究を取り上げてみたい。

さて、フレミングの研究は、一言でいえば、ワイマール期における農村民主主義の基盤の脆弱性という問題関心から、プーレの農村社会統合論的視角をより一層拡張しようとしたものということができる。この場合、拡張は二重である。つまり一つは、農民層のみならず農業労働者をも視野のなかに入れるという対象社会層の拡張であり、そしてもう一つは、第二帝政期のみならず、第一次大戦から初期ワイマール期まで射程に入れるという対象時期の拡張である。そして、大農業者の主導する農業者同盟 Bund der Landwirt や、その後身である全国農村同盟 Reichslandbund などの農業団体を舞台とする大農業者の意識と行動の特徴に分析の焦点を合わせ、農民層や農業労働者のこれらの団体への統合のあり方とその限界を論じるという形で、社会統合論的視角が生かされている。

さて、その場合、農業労働者の統合問題についてのフレミングの議論のなによりの特徴と思われるのは、これを二つの編成原理の対抗として、すなわち、一方で現代労働法を特徴づける同権的集団的雇用関係を原理とする編成と、他方で農業利害に基づく職能的編成という二つの対抗的理念のせめぎ合いとして統合問題を分析している点である。前者の同権的原理に基づく統合とは、農業労働者の団結権を容認し、いわば彼らの「労働者としての契機」に着目して雇用関係を編成することで、農業部門においても一般の社会法的雇用関係と同じあり方を作り出そうとするものである。農業の社会国家への統合と言い換えてもよいだろう。これに対し、後者の農業職能原理に基づく統合とは、農業に従事する全勢力を単一の農業組織に結集していこうとする戦略であり、したがってなによりも農

業労働者の組合的な団結権を認めず、「労働者」ではなく「農業」の契機によって彼らを農業団体へ組織化するあり方を意味する。ここでいう「職能的統合」が、先に述べたプーレの「新保守主義イデオロギー」による中間団体を媒介にしての農業の国家への統合という視角を念頭に置き、これを農業労働者についても導入しようとしたものであることは明白である。「職能理念」はプーレの「中間層イデオロギー」と内容的には同一であるとみてよいであろう。[30]

こうした枠組みにおいては、農村の民主主義の基盤の程度は同権的な雇用制度の成立と定着を基準に測られ、逆にそのナチズムへの「強制的同質化」にいたる国家への統合は「職能的統合」の度合いによって測られることになる。そして、結論的にいえば、フレミングは前者の組合原理に対する後者の農業職能的理念の圧倒的優位を明らかにしたのである。その際、特にワイマール期については、右派の農村同盟内の「帝国農業労働者同盟Reichslandarbeiterbund」、およびキリスト教国民主義の「農業労働者中央連盟Zentralverband der Landarbeiter」の二つの組合の役割が特に重視されているのである。[31]

彼が新しい統合論的視角を農業労働者論に持ち込み、従来全く扱われてこなかった「ナチズムと農業労働者」という問題領域を発見したことを私は高く評価したい。だが、彼の議論に接していて、私が最も不満に思うのは――プーレの場合についても同じだが――まさにその団体主義的統合論の方法的枠組みのために、分析がやはり中間組織の指導者の言説や行動に集中し、その裏返しとして農業労働者の固有の志向性がほとんど問題とされないということである。

ここで注目したいのは、こうした議論の背景に明らかに「伝統のなかにある農業労働者」という見方が根強く存

在することである。近年の彼の一連の農業労働者についての社会史叙述（『工業化時代の農業労働』『忘れ去られた階級』『他者性と搾取』[32]）には、フレミングのそうした農業労働者観がはっきりと現れている。確かに、彼は、「正当派マルクス主義」、より具体的には東独の農業労働者研究の第一人者H・プラウルに対する批判を意識しつつ、工業労働者や農民を語るのと同じようには「単一の農業労働者の形成」について語ることはできないとし、むしろその多様性を強調する。農業の近代化が農業労働者の単純な平準化をもたらさないこと、また階級を社会的文化的要素まで含み込んで対自的なものとして考察しなければならないとすること、これらの点については私も積極的に同意したい。しかし、彼にあっては、結局、この多様性は伝統的な農村の位階制的・権威主義的規範の農業労働者における残存によるものと理解されてしまい、「資本主義の蓄積運動の結果としての多様性・重層化」という視点が非常に弱いのである。農業雇用関係についても全体として「家父長的抑圧構造の堅固な維持」が強調され停滞的イメージが強く出ている。「遅れた農業」＝「遅れた雇用関係」＝「伝統的農業労働者」というシェーマを共有しているという点で、彼はやはり旧西ドイツ社会史派の「連続性」論の枠組みから解放されていないのである。[33]

他方、この点で対照的な議論を展開するのがドイツの外国人労働者の歴史研究の第一人者K・バーデである。[34] 彼にあってはじめて固有の東欧農業労働力市場が自覚的に設定されたといってよい。彼は、ドイツ人のアメリカ移民、プロイセン東部から西部への国内移動、そして東欧外国人労働者の流入という三つの形態の複合的な運動からなる大量移動の時代として一九世紀後半期を理解し、そしてその観点から新たに東部農村の変容を論じている。雇用関係の理解についていえば、「利益共同体」の解体と季節労働者を軸とする新たな資本主義的労働関係の形成を唱えたヴェーバーの議論を再評価する立場にたつものとしてよいだろう。転換を促すダイナミズムの把握に優れているの

みならず、これまで地域類型として把握されてきた東と西の農業の二重構造を、同じ場のなかの相互関連のなかで捉える視角を提供したこと、そしてなにより農業労働者問題をエスニシティ問題として把握しようとした点を私は高く評価したいと思う。また、移動動機の形成を労働市場の季節化との関わりで議論している点も興味深い。

だが、全体として、主要な関心が狭い意味での労働力市場論と外国人労働者政策論に向けられるためであろうか、農業労働者や雇用関係の実態に関する分析が不十分で、逆にフレミングにみられる農村社会統合に関わる問題意識が欠落してしまっている。農業雇用制度への言及については、二重労働市場の形成が一般的に指摘される程度なのである。[35] ではフレミングとバーデをつなぐ鍵はどこにあるのか。私は、ドイツの農村社会がエスニシティ問題としての農業労働者問題をどう受容し、どう処理していったかを問題にすることにこそ、その鍵があると思う。「ナチズムと農業労働者問題」を理解する突破口の一つがそこにあると思うのである。

最後に、旧東ドイツの研究については、既に土地所有史論の観点からの加藤房雄の整理があるからそれを参考にされたい。[36] ここで特に言及しておきたいのは、J・ラッハ、H・プラウルらを中心とする歴史民族学グループのマクデブルク・ベルデ地域を対象とする農業史研究である。[37] これは一九七〇年代から一九八〇年代にかけて遂行されたプロジェクト型の実証研究である。一九八九年のベルリンの壁解体以前の研究であるから、旧東独国家の公式理論の影響は免れず、全体として「資本主義法則の貫徹＝単一の農村プロレタリアの形成」という枠組みで書かれており、また、「農村とナチズム」という問題意識も完全に欠落している。だが、ここで注目したいのは、彼らの言葉でいえば「生活様式の重視」という視角である。これは、皮肉にも、唯物史観に基づき労働者階級の文化と生活様式を明らかにしなければならないという旧東独民族学の要請に呼応するところから生まれたようであるが、[38] 結果と

してこの集団研究はとくに農民層と農業労働者層の生活の具体的なありようを実証的に明らかにすることになった。それは、社会運動分析に偏し、かつ「遅れた農村論」に立つ旧西ドイツ社会史派に対する批判としての意義を持つ。私としては、生活世界の変化を重視する観点から、マグデブルク研究グループの「日常史」の成果については、その限界を踏まえつつも正当に評価したいと思う。

Ⅳ　本書の課題と視角

以上の研究史に関する私なりの叙述に鑑みつつ、本書が意図することを、以下三点にまとめて述べておきたい。

第一に、本書は、多様な農業労働者という視点から近代ドイツ農村史を再構成することを狙いとする。むろん、個別の領域としての農業労働者の歴史の叙述にとどまらず、その視点から従来の「伝統農民」中心の農村史像へのアンチ・テーゼを提出することまでを意図している。農村ナチズム形成の問題についても、そうした現代社会の成り立ち方についての新しい形での理解を通して、はじめて従来とは異なる議論を展開することが可能となると思う。

同時に、「ナチズムと農業労働者」という問題を射程に入れることで開かれてくる議論は、従来の農業労働者論における第二帝政期とワイマール期の断絶を克服するであろう。それは、また、グーツ村落のみならず、農民村落における下層民としての農業労働者の問題を重視することでもある。なお、こうした北西ドイツ農村の下層民への着眼という発想自体は、近年のわが国における近世・近代ドイツ史研究の農村奉公人論・下層民論とのつながりを私

なりに意識したものである。[39]

第二に、農業労働者に関わる点については、まず、「東欧圏にひろがる農業労働力市場」という空間設定を行い、次に、特に本書ではもっぱら受け入れ側の農村社会のありようを問題にする観点から、農業労働者については「土着 Einheimische」と「他所者（フレムデ） Fremde」という契機に着目する。[40] もっと平たくいえば、従来の土着労働者に限定された枠組みではなく、移動農業労働者にも着目するということでもある。この点は、先に強調した「広義のエスニシティ問題としての農業労働者」という論点の具体化を意識してのことである。ただし、ここでの含意は、文字どおりの「外国人」農業労働者だけに限定するものではなく、農村放浪者や季節労働者をふくむ広範囲の「他所者」であることに留意されたい。多様な農村の社会的周辺者に着目する観点、特にその雇用関係のエスニックな構成と問題処理のあり方に着目する観点から、新しい形でのドイツ農村社会論、さらには農村ナチズム論を展開すること。本書の狙いをそのように言い換えることもできよう。

ところで、「東欧農業労働力市場」という設定の仕方は、容易に予想されるように、国民国家の枠組みを前提とした議論の相対化をも狙っている。戦後歴史学のパラダイムでもあった従来の国民経済の枠組みを前提とする見方は、農業問題に即していえば、どうしても一国の中心としての都市や工業との比較で農業・農村をみるがゆえに「農民＝伝統＝反近代」という図式にとらわれやすかったのではないか。「東欧農業労働力市場」という視角は、「都市－農村」の視角のみでなく、従来全く視野の外にあった「農村－農村」関係から近代農村を見るという視角でもあることによって、こうした呪縛から思考を解放することに役立つのではないか。

ただし、認識の枠組みとして「東欧農業労働力市場」という設定をしても、東欧全体についての詳細な実証に基

づく議論は現在の私の力量では不可能であった。したがってあくまで分析対象としたのは農業季節労働力の流入地域として構造的に位置づけられる地域である。そういう意味で、この研究は実際には地域史として叙述される。具体的にはシュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州を中心としており、特にグーツ経営地域に関わる議論においてはメクレンブルク邦国、さらに補足的にマクデブルク地方を対象にする。エリア的にいえば北西部・北部・中部ドイツ地域である。従来の「東エルベ」地域のうちドイツにおいてはより「辺境」と見なされる地域、すなわち西プロイセン、ポーゼンなどの「本来のポーランド」地域はもとより、東プロイセン、ヒンター・ポムメルン、そして独特の編成をもつシュレージエンの諸州は原則として扱っていない。その意味で、厳密にいえば本書は「ドイツ農業」論でも「プロイセン農業論」でもない。ただ、このエリアを指す適切な言葉がないので、文中では「北西ドイツ農村」、「北ドイツ農村」、「中東部ドイツ」、そして文脈に応じてレトリックとして「ドイツ農村社会」「ドイツ農業」という言葉を使用している。[41]

第三に、農業労働者の農村社会統合を扱う場合に、運動団体の分析ではなく、なによりも農業労働者の日常的な生活世界のありようとその変容をこそを問題にする視角をとるということ、あくまで農業労働者の社会史の深みから問題を明らかにするという姿勢をもつことである。具体的には、〈労働市場＝日常の生活世界のありよう＝雇用関係＝社会的政治的編成〉という具体的文脈のなかで、従来の問題群を問い直すというスタイルである。その際、特に「イデオロギー」の扱いについては、「連続派」にみられるようにイデオロギーを「何か自立したもの」として扱うのではなく、しかし、もちろん「通俗的マルクス主義」のように「経済類型」に還元して事足れりとするのでもなく、可能な限り日常の生活世界に編み込まれたものとして扱うこととしたい。言い換えれば、大文字の「理念」

を日常史的な文脈でいかに理解するかということを常に意識する態度である。社会史の目指す民衆文化論は、一般社会から切り離された固有文化の発見と賞揚ではなく、あくまで「重層的な文化ヘゲモニー論」[42]として展開されときに大きな成果を生むと思うからである。

以上のようなことを念頭に置きつつ、最後に本書の全体の構成について簡単に述べておこう。本書は二部から構成されている。まず、第I部では第二帝政期（主要にはヴィルヘルム期）の農業構造と雇用関係の変化を明らかにすることを課題としている。具体的には第一章では農業奉公人、第二章では土着の自由日雇いと農村放浪者、そして補論と第三章では外国人労働者に焦点が当てられている。生産力要素で象徴させるとすれば、第二章は蒸気脱穀機が、補論は畜産が、そして第三章は甜菜がそれぞれ対応することになろう。（第一章は特に対応するものはないが、あえていえば畜産である。）また、第一章、第二章は農民型村落についての叙述であるのに対し、補論と第三章は「北ドイツ」「中東部ドイツ」地域のグーツ型村落を念頭に置いた叙述となっている。

こうした世紀の交における構造変化は後期ワイマール時代の「農村のナチ化」にどのようにつながってゆくのか。その論理を浮かび上がらせることを主題とするのが第II部である。第四章では農民的村落における農村ナチズムの形成を農村放浪者問題のありように即して具体的に叙述すること、第五章では主にグーツの常雇の労働者の生活世界のありようの変化に着目することを通して、彼らの自己解放の志向およびその組織のされ方と「ナチズム＝国民化」との関連を中期的視野に立って叙述することが課題となる。

農業労働者の半数以上は女性である。したがって固有な問題領域として農村女性労働者論が本来論じられるべきであるが、今回は私の力不足のために独立な章として述べるにいたらず、文章中あるいは注・補説で個々に言及す

るにとどまらざるをえなかった。

なお、史料については、各州立文書館や連邦文書館所蔵の行政文書、同じく州立図書館・大学図書館・各地の博物館に所蔵の同時代のローカル新聞や組合機関紙、農家所蔵の賃金帳・簿記、そして同時代から現代までにいたる学位論文や研究文献、センサスなど、要するに史料形態については特にこだわらず、私の能力でアクセスできる限りものはなんでも利用した。詳しいことについては各章で触れているので、そちらを参考にされたい。

註

(1) Statistik des deutschen Reichs (以下、S. d. d. R. と略記)、Bd. 210; Becker, H., Handlungsspielräume der Agrarpolitik in der Weimarer Republik zwischen 1923 und 1929, S. 73-74. これによれば、一九二五年の職業統計の主業農業労働者は二六〇万人であるのに対し、同じ一九二五年の農業経営統計の雇用労働者数は約三三〇万人である。

(2) Heberle, R., Landbevölkerung und Nationalsozialismus. Eine soziologische Untersuchung der politischen Willensbildung in Schleswig-Holstein, 1918-1932, Stuttgart 1963. これとは一応別の本ではあるが、内容的に重なっているものが、Heberle, R., From Democracy To Nazism: A Regional Case Study on Political Parties in Germany, Baton Rouge 1945. である。邦訳版（中道寿一訳『民主主義からナチズムへ』（お茶の水書房）一九八〇年）はこの英語版によっている。

(3) Ebenda, S. 105.

(4) Ebenda, S. 114.

(5) バリントン・ムーアJr.（宮崎隆次他訳）『独裁と民主政治の社会的起源Ⅰ・Ⅱ』（岩波書店）一九八六／八七年、Ⅱ・一六八～一六九頁。ティルトンは、自らの研究がヘベルレとムーアの研究に大きな影響を受けたと述べている。Tilton, T. A., Nazism, Neo-Nazism, and the Peasantry, Bloomington & London 1975, p. xiv.

(6) 原田傳『ドイツ社会民主党と農業問題』（九州大学出版会）一九八七年、一頁。

(7) 大野英二「ナチズムの社会的基盤――ひとつの準備的考察――」『現代ドイツ社会史研究序説』（岩波書店）一九八二年、第一章。村瀬興雄「ナチズムの地方的特色――シュレスヴィッヒ・ホルシュタインを中心にして――」『季刊社会思想』、二―三、一九七二年。同「北ドイツ農村におけるナチスの成功」『アドルフ・ヒトラー』（中公新書）一九七七年、第九章。この他にもヘベルレの研究に依拠しているもの

として次のものをあげることができる。原田傳「農業恐慌と北西ドイツ畜産」(前掲書、第一部第三章)。中道寿一「ナチズムの地域研究」『ヒトラーユーゲントがやってきた』(南窓社)一九九一年、第一章。永岑三千雄「ナチスの農村進出――シュレスビッヒ・ホルシュタイン――(一)(二)」、立正大『経済学季報』第二三巻、第二、三、四号、一九七四年。中村幹雄「ワイマール共和制期における農民層の政治的動向――シュレスビッヒ・ホルシュタインの場合――」『史林』四三巻第三号、一九六〇年。

なお、この時期の「農業とナチス」をテーマとしたわが国における最近時の研究として、熊野直樹『ナチス一党支配体制成立史序説――フーゲンベルクの入閣とその失脚をめぐって――』(法律文化社)一九九六年、をあげておく。この研究は、一九三二年から三三年における農業界の役割に焦点を当てた詳細な政治過程分析である。

(8) 豊永泰子『ドイツ農村におけるナチズムへの道』(ミネルヴァ書房)一九九五年。

(9) Beyer, H., Die Landvolkbewegung Schleswig-Holsteins und Niedersachsens, 1928–1932, in; Jahrbuch der Heimatgemeinschaft des Kreises Eckernförde, Bd. 15, 1957, S. 173–202; ders., Landbevölkerung und Nationalsozialismus in Schleswig-Holstein, in; Zeitschrift für Agrargeschichte und Agrarsoziologie (以下 Z. f. A. A. と略記) Jg. 12, 1964, S. 69–71; ders., Die Agrarkrise und das Ende der Weimarer Republik, in; Z. f. A. A., Jg. 13., 1965, S. 62–92.

(10) 豊永泰子、前掲書、一七四～一七五頁。原田の場合は畜産経営への着目がもっと強く、イデオロギー的契機よりも、農業・畜産恐慌のあり方の規定性が強く押し出されている。原田前掲書。原田とは枠組みが同じでありながら、経済的契機をさらに重視するのが古内博行である。古内にあっては、ワイマール期農業の「合理化」の内容が西部中農経営の「有畜化」として理解され、したがって農業恐慌はなによりも畜産農民の危機として把握されている。そしてこうした事情と全く適合しない東部ユンカー偏重型の農業政策に、ワイマール体制の農村社会統合の限界が求められている。古内博行「ワイマル期ドイツ農業の構造と経営危機」『土地制度史学』第八九号、一九八〇年、同「ワイマル期ドイツ農業の危機と農業政策」『社会経済史学』第四六巻第二号、一九八〇年。豊永も原田も古内も、「農民窮乏＝ナチズム支持」論のみならず、東西ドイツの二元的構成、ユンカーの規定性の強さというドイツ農業論の戦後歴史学的理解を共有している。

なお、西部農民の窮乏という論点については、近年、ヴェストファーレン農民についてそもそも恐慌期の経営危機の存在自体を実証的見地から批判するものが登場してきていることを指摘しておこう。Theine, B., Westfälische Landwirtschaft in der Weimarer Republik, Paderborn 1991.

(11) 同じ主旨から、私は、逆に農民を「モラル・エコノミー＝反近代の心性＝伝統的心性」を保持しつづけるもの(あるいは農民を近代の犠牲者)として描くことにも批判的である。

近年、D・ポイカートの研究に代表されるように、ナチズムの研究は全体としては日常史的な研究スタイルをとることにより、ナチズムのモダニティを強調する方向に進んでいる。(さしあたり、ポイカート(木村靖二・山本秀行訳)『ナチス・ドイツ――ある近代の社会

史』（三元社）一九九一年、を参照されたい。）これを受け、従来手薄であったナチス期の農村研究も近年非常に活性化している。そして――これはナチへの強制的同質化を批判しようとする日常史研究全体にみられる姿勢の反映でもあるのだが――、おおむねそうした研究は農民世界のナチ政権に対する自立性を強調する。だが、その根拠として「伝統文化にある農村・農民」論が持ち出されてくるのである。例えば、管見の限りではミュンケルの研究がそれであり（Münkel, D., Bauern, Hakenkreuz und "Blut und Boden". Bäuerlichesleben im Landkreis Celle 1933–1939, in; Z. f. A. A., 40 (1992), H. 2, S. 206–247）、農村におけるナチズムの日常史研究の動向を近年の日本において代表する山本秀行『ナチズムの記憶』（山川出版社、一九九五年）のケルレ村の分析もその枠内にある。山本の書物は、村の多様な諸階層への生き生きとした叙述があり、他方で外国人労働者やユダヤ人問題への言及もみられるなど非常に魅力的な内容になっているが、全体としてみるとここでもやはり「名誉と体面を重んずる」固有なものとしての村の論理――人々がナチスに回収されない論理として意図されている――に大きな役割が与えられてしまっている。繰り返すが、私はそうした農村の「固有文化」「固有イデオロギー」からではなく、モダンなものに浸透されていく農村のありようの方をみていきたいのである。

12) Puhle, H. -J., Politische Agrarbewebungen in Kapitalistischen Industriegesellschaften, Göttingen 1975; ders., Agrarischen Interessenpolitik und preußischer Konservatismus im Wilhelminischen Reich 1893–1914, 2. Verbesserte Auflage, Bonn–Bad Godesberg, 1975. この系統に属するプーレ以後の研究として以下のものをあげておく。Becker, Handlungsspielräume der Agrapolitik……; Pyra, W., Landwirtschaftliche Interessenpolitik im deutschen Kaiserreich, Stutgart 1991; Reif, H., Antisemitismus in der Agrarverbänden Ostelbiens während der Weimarer Republik, in; ders. (hg.), Ostelbische Agrargesellschaft im Kaiserreich und in der Weimarer Republik, Berlin 1994, S. 380–411. こうした問題意識はわが国においては金子邦子や竹中亨による農民運動分析として展開されてきた。金子邦子「『農業者同盟』Bund der Landwirt の一研究」岡田与好編『十九世紀の諸改革』（木鐸社）一九七九年、同「一九世紀末バイエルンにおける農民運動の形成――カトリック教徒を基盤とする協同組合の成立――」『社会経済史』一九八四年、第五〇巻第一号。竹中亨『近代ドイツにおける復古と改革――第二帝政期の農民運動と反近代主義――』（晃洋書房）一九九六年。例えば、竹中の研究は、第二帝政期のヘッセンやバイエルンの農民運動に焦点をあてて、この時期の「政治の大衆化」のありようを探ったものだが、そこでキーワードの一つとなっている「政治の経済化」という見方は、明らかに「国家への農業の団体主義統合」論を受けたものなのである。ただし、竹中氏は、プーレとは異なり、むしろ農民運動の自立性を高く評価すること、しかもその活性化のありようを規定するものとして農民固有の再解釈枠組みとしての「反セム主義」イデオロギーを重視する点に大きな特徴がある。この点は非常に興味深い。しかし、本書の立場からすると、第一に、政治史・イデオロギー史としての叙述であるために社会・経済実態分析に乏しいこと、第二に、「農民層＝固有イデオロギー」論にみられるように、理念型として「自立的主体」が語られる傾向があること、これらが私には不満であった。

なお、この潮流に直接連なるものではないが、とくに農村同盟と農業会議所に焦点をあてたワイマール末期における農村のナチ化に関する実証分析として、伊集院立「ナチスと農村同盟の地域支配、一九三〇～三二」『茨城大学教養部紀要』第二十号、一九八八年がある。

(13) こうした彼の立場は現代の農業保護政策への強い批判意識に裏打ちされている。Puhle, Politische Agrarbewegungen, S. 12.

(14) Puhle, H.-J., Lords and Peasants in the Kaiserreich, in; R. G. Moeller (ed.), Peasants and Lords in Modern Germany. Recent Studies in Agricultural History, Boston 1986, S. 93-94.

(15) Puhle, Politische Agrarbewebungen, S. 33.

(16) Ebenda, S. 35.

(17) ローゼンベルク（大野英二他訳）『ドイツ社会史の諸問題』（未来社）一九七八年、参照。

(18) ムーア、前掲書、一六七頁。

(19) Farr, I., 'Tradition' and the Peasantry on the Modern Historiography of Rural Germany, in; R. J. Evans and W. R. Lee (ed.), The German Peasantry, London 1986, p. 1-36; idem., Peasant Protest in the Empire —— The Bavarian Example, in; Peasant and Lord in Modern Germany, p. 110-139; idem, Populism in the Countryside. The Peasant Ligues in Bavaria in the 1890's, in; R. J. Evans (ed.), Sociery and Politics in Wilhelmine Germany, London / New York 1978, S. 136-159.（邦訳・ファー「バイエルンの農民ポピュリズム」（R・J・エヴァンス編・望田幸男・若原憲和訳）『ヴィルヘルム時代のドイツ』（晃洋書房）一九八八年、所収）。特に農民史の社会史・日常史への統合について主張しているのは、「'Taradition' and……」論文の二〇～二一頁である。なお、ファーの研究については、加藤房雄『ドイツ世襲財産と帝国主義 —— プロイセン農業・土地問題の史的考察』（勁草書房）一九九〇年、九～一〇頁も参照のこと。

(20) 一九八九年五月、ビーレフェルト大学において「一九世紀における村落と村落住民の市民化。ヨーロッパにおける比較」と題する研究大会が行われ、プーレが総括コメントを行っている。そこで彼は、第一に階級分解や生活様式のブルジョワ化などを内容とする近代化概念と、独自の社会や個人のありように関わる「市民化」概念を明確に区別すること、そして第二に、したがって問題は「市民化なき農村の近代化・国民化」として立てられるべきであることを主張している。ここでいう「市民化」概念は明らかに都市史をモデルとしたものだ。「農村の日常世界における国民化」という有効な論点を、しかし「市民化なき農村の国民化」として語ってしまう点に、近代主義パラダイムから離れられない彼の「遅れた農村」観が現れている。Puhle, H. J., Stichworte zur weiteren Diskussion und zum Vergleich, in; J. Jacobeit, u. a. (hg.), Idylle oder Aufbruch? Das Dorf im bürgerlichen 19. Jahrhundert. Ein europäischer Vergleich, Berlin 1990, S. 277-282.

(21) この時期の農業離脱については、その規模と形態における東エルベと西エルベの地域的形態の違いが藤瀬浩司によって指摘されている。藤瀬浩司「産業資本の確立と労働力の農業離脱」（『近代ドイツ農業の形成』（お茶の水書房）一九六七年、第二部第三章所収）。この研究に代表的にみられるように、従来のわが国の研究においては農業と労働市場の関わりの問題は、主要に工業における労働者階級の形成の問題の視角から農業離脱の程度とそのあり方が問題とされ、固有なものとしての農業労働市場の意義や、特にそれが流入地域における農村社会構造に与えたインパクトが意識的に問題とされることはなかったといってよい。

(22) ただし、K・カウツキー『農業問題』において、農業労働者は工業労働者の指導のもとで政治的啓蒙の対象としてのみ見なされ積極的

な変革主体とは理解されていないように、社会民主主義の農業労働者の組織化は理念的にも実践的にも大きな限界をもつものであった。Vgl. Kautzky, K., Agrarfrage. Eine Übersicht über die Tendenzen der modernen Landwirtschaft und die Agrarpolitik der Sozialdemokratie, Stuttgart 1899, bes. S. 343. 邦訳・カウツキー（向坂逸郎訳）『農業問題』（岩波文庫）一九四六年。特に（下）一九〇頁を参照。なお、この時期の社会民主主義の農村扇動についての近年の研究としてはK・ザウルの研究がある。Saul, K., Der Kampf um Landproletariat, Sozialistische Landagitaiton, Großgrundbesitz und preußische Staatsverwaltung, in; Archiv für Sozialgeschichte, Bd. 15, 1974, S. 163–208. この研究は、社会民主主義の農村扇動を、農業労働者をめぐる大農業者とのヘゲモニー争いという視角から捉えようとしたものである。しかし、彼の議論にあっても農業労働者は働きかけの対象以上のものではなく、農業労働者の固有の志向、換言すれば下からの方向づけに関する視角がほとんど欠落している。この点で心性史の影響を受けたH・リューデルの研究は、東部ホルシュタイン地域における農業労働者の土地所有願望という要因を重視し、初期社会民主主義と農業労働者の関係を具体的に明らかにすることでこの欠陥を克服したものといえるであろう。Rüdel, H., Landarbeiter und Sozialdemokratie in Ostholstein 1872–1878, Neumünster 1986. しかし彼の場合、当時の西独学会の影響を受けて「連続性論」の立場からの立論になっているため、農業労働者の土地所有願望も、それに対する大土地所有者の抑圧的対応も、非常に固定的なものと捉えられがちであり、第二帝政期以降の歴史的変化を展望できないという限界がある。

(23) Vgl. Webber, M., Entwicklungstendenzen in der Lage der ostelbischen Landarbeiter, 1894, in; Gesammelte Aufsätze zur Sozial- und Wirtschafisgeschichte, 1924. 邦訳・ヴェーバー（大藪輝雄・吉矢友彦訳）「東エルベ農業労働者の状態における発展傾向(一)(二)」『立命館経済学』第一三巻第四号、八九～一〇八頁、および第五号（一九六四年）一〇〇～一一七頁。

(24) 藤瀬浩司『近代ドイツ農業の形成――「プロシア」型進化の歴史的検証――』（御茶の水書房）一九六七年。

(25) 小沢脩『ドイツ農業労働者論』（御茶の水書房）一九六五年。

(26) 原田傳、前掲書、四〇頁。これに対して加藤房雄は第三の潮流として「過渡的・二元的性格」規定をあげ、自分はその立場にたつとしている。加藤房雄、前掲書、六二頁。

(27) ヴェーバー（山口和男訳）『農業労働制度』（未来社）一九五九年、二七～二八頁。ちなみにJ・ツルチンスキーは「移動労働者 Wanderarbeiter はドイツに多くの敵をもっている」として、具体的な名前として、ゼーリング、ヴェーバー、ゴルツをあげている。Trzciński, J., Russisch-polnische und Galizische Wanderarbeiter im Großherzogtum Posen, Stutgart u. Berlin 1906, S. 125. ヴェーバーは国家自由主義者として大農業者「ユンカー」に批判的であり、逆にゼーリングとゴルツは「ユンカー」利害を代表する当時の保守的農政論者である。本文で引用したような「東部のスラブ化」の危機という見方は、ヴェーバー固有のものというよりは、当時のドイツの農業界全体に共通するものだったとみるのが妥当であろう。

(28) I・ウォーラーステインに代表される世界システム論の功績の一つは、資本主義概念を自由な賃労働という特定の生産関係から解放し、これをマクロの社会システム全体を統御するヘゲモニー概念に変えたことである。これによって従来は非資本主義的要素として論じ

られてきた多様な労働形態やウクラードを、資本主義ヘゲモニーの拡張システムのなかに包摂されかつ再定置されたものとして捉えることが可能となった。このことは高く評価されてよい。（ウォーラーステインの議論については、さしあたりウォーラーステイン（本多健吉他監訳）『脱社会科学』（藤原書店）一九九三年を参照のこと。）もっとも、まさに、その裏返しでもあるのだが、世界システム論への私の疑問はこの世界システムとしての資本主義ヘゲモニーの一元性それ自体にある。特に、本書のように限定された中間領域の実証研究に従事する立場からは、地域空間は単一のヘゲモニーには還元できない重層的な構成をもっていることから出発せざるをえないからである。この点に鑑み、私は、一方で世界システム論の新たな資本主義観を積極的に受容しつつも、他方で「資本主義論」を越えて問題を「近代社会論」として論じたい、あるいは複合的・重層的ヘゲモニーからなる社会の構成について論じたい。本書において近代ドイツ農業労働者論を「広義のエスニシティ」問題として扱うということ、さらには日常空間における社会史として構想するということ、そのことの方法論的含意の一つはこの点に関わる。

(29) Flemming, J., Landwirtschaftliche Interessen und Demokratie, Bonn1978; ders., Landarbeiter zwischen Gewerkschaft und >Werkgemeinschaft<, in; Archiv für Sozialgeschichte, XIV Bd., 1974, S. 351–418.

(30) 「職能的統合」の原理を理解するには、さしあたりこの理念を体現した「全国農村同盟」の組織構造をみるのがよい。一九二一年結成された全国農村同盟には、二八の各州ないし邦の農村同盟の他、農場職人団体、借地農団体、農業労働者団体、地主・土地所有者団体、公務員・専門家団体、農業主婦団体を含んでいる。Die Wandlung der landwirtschaftlichen Arbeitsverfassung in der Industriegesellschaft, Schriften der Gesellschaft für Sozialen Fortschritt e. V., Bd. 14., Berlin 1961, S. 180. また、郡レベルでも、例えばポムメルン農村同盟の郡組織は、その下部組織として労働者団体、雇用者団体、農場職員団体、公務員団体、農村職人団体を含んでいる。Flemming, a. a. O., S. 284.

(31) この点については、拙稿「初期ワイマール・東部ドイツにおける農業労働者の社会統合問題――フレミング『農業利害と民主主義』を手がかりとして――」『農業史研究』第二三号、一九九〇年、を参照のこと。ここにみられるように、プーレもフレミングも、いわゆるコーポラティズムの問題を「社会的組織化」を中心に考察し、各社会層の実態分析の不十分さを別にしても、集団的統合の基盤となるような経済的条件の問題、例えば農村社会資本形成・公共財形成の問題についてほとんど述べていない。確かに東部のグーツ経営の場合、大規模農業投資がグーツの経営資本で十分賄えるという面があるのかもしれないが（グーツの「公共性」）、組織化の成否を握る農民経営の場合は――後述の賃脱穀制度に端的に現れているように――必ずしもそうではない。生産力分析の弱さは如何ともし難い。

(32) Flemming, J., Die Landarbeit in der Zeit der Industrialisierung. Der >preußische Weg<, in; Eggebrecht, A., u. a. (hg.), Geschichte der Arbeit vom Ägypten bis zur Gegenwart, 1980, S. 243–302; ders, Die vergessene Klasse: Literatur zur Geschichte der Landarbeiter in Deutschland, in; Tenfelde, K., (hg.), Arbeiter und Arbeiterbewegung im Vergleich. Berichte zur internationalen historische Forschung, München 1986, S. 389–418; ders., Fremdheit und Ausbeutung. Großgrundbesitz, 'Leutenot' und Wanderarbeiter im Wilhelminischen Deutschland, in; Reif, H., (hg.), Ostelbische Agrargesellschaft im Kaiserreich und in der Weimarer Republik, Berlin 1994, S. 346–360.

(33) 例えば、フレミングは次のように述べている。常に「放浪の危機と隣り合わせにいた農業労働者」にとって、定着すること、村に根ざすことが決定的に重要であった。が、そのことは「伝統的なノルム、行動規範、位階制的構造に服従し、かつ適応することでもあった。……ヒエラルキーは、政治や労働領域のみならず、彼ら自身の世界も規定した」。結局、「階級形成は加速されたのではなく、減速されたのである」と。Flemming, Die vergessene Klasse, S. 408–409. 外国人労働者についても、彼の議論のターゲットは導入を主導した「合理的」大農業者の態度に対する批判にあるように思われる。つまり、自らの経営的利害のために、移動の自由の制限や契約破棄に対する処罰規定の強化など、近代的労働権を否定し、家父長的支配の強化を求める大農業者に対する批判である。ders, Fremdheit und Ausbeutung, S. 345–346.

(34) Bade, K. J., Massenwanderung und Arbeitsmarkt im deutschen Nordosten von 1880 bis zum Ersten Weltkrieg. Überseeische Auswanderung und kontinentale Zuwanderung, in; Archiv für Sozialgeschichte, XX. Bd. 1980, S. 265–323; ders., Vom Auswanderungsland zum Einwanderungsland? Deutschland 1880–1980, Berlin 1980; ders., Vom Auswanderungsland zum ＞Arbeitseinfuhrland＜: kontinentale Zuwanderung und Ausländerbeschäftigung in Deutschland im späten 19. und 20. Jahrhundert, in; ders. (hg.), Auswander — Wanderarbeiter — Gastarbeiter, Bd. 2, Berlin 1984, S. 433–485; u. s. w.

(35) Bade, Massenwanderung und Arbeitsmarkt, S. 305; ders., Vom Auswanderunsland zum Einwanderungsland? S. 39, 43–44. これは、農業史ではなく労働市場史・労働政策史を志向する彼の関心のありようのためであろう。

(36) 加藤房雄、前掲書、三〜一五頁、同「旧東独における農業史研究の最新成果とその意義」『土地制度史学』第一三八号、一九九三年。

(37) 本書第三章注(8)を参照のこと。

(38) Weissel, B./Rach, H. J. (hg.), Landwirtschaft und Kapitalismus, 1. Halbband, 1978, S. 2–3.

(39) 本書第一章を参照のこと。

(40) ここでいう「土着」とは、家族、雇用(ただし常雇)、地域のいずれかにつながっている人々を指す。例えば「土着」の奉公人は、農家や農場に常雇されることで社会につながっている。逆にいえば市民社会はこれらを契機として人々を社会に統合しているといえよう。そして、このどれにもつながっていない人をここでは総称的に「他所者」と規定したい。「他者」とほとんど同義だが、他者論というと一般にはもっと広範囲な問題を含むので、本書では労働者について論ずる場合は「他所者」という言葉を使うことにする。本書で「他者」という言葉を用いるのは、それが当該社会で社会的カテゴリーとして成立している場合に限定したい。なお、「広義のエスニシティ」という場合は、ここでいう「他所者」と同義で使用している。(「狭義のエスニシティ」は、通常どおりの概念、すなわち下位集団の結合紐帯としての「民族性」という意味で使用する。)

(41) 対象地域の具体的選択は主に私の個人的な事情による。なお、ドイツ農村の地帯区分については、藤田幸一郎『近代ドイツ農村社会経済史』(未来社)一九八四年、二四頁以下を参照。藤田の区分に即していえば、藤田が区分した三類型のうちの「東エルベ」地域をさらに

流入地域と流出地域に分け、後者の「東エルベ」の流入地域と「北西ドイツ地域」をあわせた範囲が、本書で扱うだいたいのエリアである。なお、北西ドイツ地域という場合、本書ではもっぱらディトマルシェン地方に対象地域は限定されている。

シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州は地理的には文字どおりにはドイツの最北に位置するのであるが、農業構造の類型に応じて、大農的構成を示す西部のディトマルシェン地方は「北西ドイツ型」に、大土地所有比率が高い東部ホルシュタイン地域は「流入地域の東エルベ型」、つまり本書でいうところの「中東部ドイツ」地域に区分することにした。また、「北ドイツ」という場合はシュレスヴィッヒ・ホルシュタインとメクレンブルクの両バルト海沿岸地域を指している。

(42) ヘゲモニーの重層性については、柴田三千雄『近代世界と民衆運動』(岩波書店)、一九八三年、三〇七頁を参照のこと。

補注

一般には、厳密な定義による用語の運用はあまり生産的でなく、歴史家としては、あくまで具体的なコンテキストのなかで意味を浮かび上がらせる努力をすべきだと私は考えている。だが、本書全体のなかで重要と思われるが、本書の他の箇所で触れられていない以下の若干の用語については、全体の混乱を避けるため私が意図する意味内容についてあらかじめ簡単な説明を与えておく。

①グーツ経営……

従来、わが国ではドイツの大経営はユンカー経営と称されてきたが、ここではユンカーではなく一般的に大農場経営を指す「グーツ経営 Gutsbetrieb」(グーツは農場という意味である)という用語を使うこととし、「ユンカー」という用語は、Rittergutsbesitzer などのようにはっきりと貴族的土地所有を指す場合に使用を限定したい。同時代文献においては一〇〇ヘクタール以上の経営は通常ニュートラルなグーツ経営という用語で呼ばれており、ユンカーという言葉は特異な社会的、政治的含意を込めて用いられている場合が多いこと、本書のテーマは農業労働者であって土地所有論ではないこと、などがその理由である。なお、大経営 Großbetrieb は単に一〇〇ヘクタール以上経営を意味する用語であるが、ここでは事実上ほぼグーツ経営と同義の言葉として用いる。

②農業奉公人・常雇労働者……

農業において恒常的に雇用されている者は、日本農業においては農業年雇であるが、この言葉はあまりにも日本の歴史的現実を想起させてしまうためここでは使用しない。本書では農業経営住み込みの独身の年雇は「奉公人」とし(彼らの雇用期間は必ずしも一年ではない)、またインストロイテ Instleute やデプタント Deputant など自らの家族とかまどをもつ農場労働者については「常雇労働者」とする。とくに男子奉公人をクネヒト、女子奉公人をマークトと呼ぶ。なお奉公人という用語については若尾祐司『ドイツ奉公人の社会史』(ミネルヴァ書房)一九八六年、四一頁以下を参照のこと。

③大農と富農……

基本的には同義であるが、原語の〈Großbauer〉に従いドイツ農村について具体的に言及する限りは大農という用語を用いる。富農という言葉はレーニン農業理論を意識した学問的カテゴリーの内容として議論しているときに用いる。

④移動労働者と季節労働者……

移動労働者 Wanderarbeiter とは土着世界からみれば定住地をもたない「他所者」農業労働者のことで、本書では農村放浪者、および国内・外国人農業出稼ぎ労働者（＝東欧季節労働者、「ザクセンゲンガー」、「プロイセン渡り」）の両グループを指す。奉公人は本書では移動労働者には含まない。

これに対し「季節労働者」という言葉は、本来農業労働力需要に即した言い方、つまり季節需要を満たす非常雇の労働者一般を指す。事実上は国内および外国人農業出稼ぎ者が中心であるから、本書では主にこのグループを指して用いているが、しかし、文脈によっては農村放浪者、土着の自由日雇い、土着の農村女性労働者らを指す場合もあることに注意されたい。

⑤ナチとナチス……

慣例に応じて使い分けるが（例えば「ナチ化」とはしても、「ナチス化」とはしない）、実際には全くの同義とする。

なお、カタカナ表記については、特に厳密な原音主義はとらず、例えば「ワイマール」のように日本語としてある程度定着しているものはものはむしろそれを積極的に利用した。原音主義も一つのやり方だが、そもそも「カタカナ」自体が日本語の音を前提にしたものであると考えるからである。

第Ⅰ部　第二帝政期における農村社会と農業労働者

第一章　北西ドイツにおける大農－農業奉公人

――「家」と「移動」と「自由」と――

はじめに

近世・近代の西欧ゲルマン農村社会の大きな特徴の一つは長期にわたって大量の奉公人層が存在したことである。彼らは住み込みの独身奉公人であって、主に農民経営における主要な常雇労働力であった。彼らは長い間忘れ去られた人々であったが、近年になって新しい研究関心の高まりとともにようやく歴史研究の光が当てられはじめている。例えば、若尾祐司は「奉公人から主婦へ」という図式で近代家族形成を論じるなかで農業奉公人のありように着目しているし[1]、また、肥前栄一は「フーフェ原理」にたつドイツ農民共同体の特質をみる観点から[2]、さらにイギリスについては森建資が家政における「マスター－サーバント関係」こそが工場における近代雇用関係の原型をなしたという視角から[3]、同じく農業の奉公人雇用に着目している。

こうした奉公人をめぐる新たな研究の進展については、第一には、一九世紀西欧農民といえば「家族小農」を反射的に思い浮かべるという状況が存続しているなかで、少なくとも北海を中心とするゲルマン地域については、そうした農民像が必ずしも実態に即したものではないことを実証的に明らかにしたこと、ヨーロッパにおいても農民経営における農業の労働組織の一般的なあり方として農業奉公人関係がありうることを示唆した点が、まずは高く評価されるべきだろう。同時に、第二に、本書の問題関心に引きつけていえば、西欧における農業雇用関係というものが「自由な市場契約」に基づく対等な関係では全くないこと、だがそれは「封建的なもの」として西欧近代の

進展のなかで廃棄されるような性質のものではなく、それどころか一八〜一九世紀の農村社会にあってむしろ成長してきたものであったことを、これらの作品群は教えてくれたのである。

だが、これらの研究においては、それらが農業史のテーマよりは西欧近代社会観の見直しを主要なモチーフにしているためであろうが、本書が対象とする一九世紀後半から二〇世紀への転換を語る段となると、フェミニズムの家族論においては都市の家事奉公人へ、「労働者階級形成」論においては都市の工場空間へと主要な関心が向けられてしまい、農村内部の固有の変化の方は視界からぽっかりと消えてしまうのである。それは、あたかもこの時代において農業と農村が中心的な位置から脱落し、「周辺的なもの」として再発見されることと対応しているかのようでもある。

序章で述べたように、本書の課題はまさにその時代の農村構造の転換を農業雇用関係の変化から考察しようというところにある。そこで本章では、上の「西欧農業＝奉公人的雇用関係」という把握に学びつつ、当該期のホルシュタイン・マルシュ地域の農業奉公人関係について、停滞の局面ではなく変化のありように着目して具体的に論じることを目的としたい。

雇用関係の変化のありようを捉えるにあたり、一部繰り返しになるが、あらかじめ留意すべき点として以下の三点を指摘しておこう。

第一点は、農業労働市場、農業労働者の社会生活、農業雇用関係の三つを峻別し、その相互関係を雇用関係に収斂させつつ内在的に理解することである。従来の研究では特に社会生活と雇用関係の関わりが具体的に問題とされることは少なく、このため労働市場と雇用関係の内在的関係についても具体性と説得性を欠きがちだったように思

う。労働者の社会生活形態の変化は彼らの日常的意識を通じて雇用関係に作用するであろう。本章ではこの過程の関わり方を、日常的な場での労使紛争にみられる彼らの不満のあり方に着目することで浮かび上がらせてみたい。

第二点は、「土着」と「他所者」という区切り方を農業雇用関係編成の大きな特徴としてみるということであり、そして第三点は、可能な限りゲマインデ Gemeinde の日常レベルに視点を置いて論じることである。この二点が含意するところにについては序章で述べたとおりである。

なお、主に依拠する史料としてフランツ・レーバイン Franz Rehbein（一八六七～一九〇九年）という一人の農業労働者の自叙伝を用いる。[4] 可能な限り他の文献や史料による検証や補完を行ったが、自叙伝という形式のために事実認識の妥当性や一般性についての疑問を否定しきることはできないだろう。しかし、この著作は戦後旧西ドイツにおいて既に一九七三年と一九八五年の二度にわたって完全復刻で出版されており、その史料的価値についても一定の評価が与えられている。そしてなによりも、最新版の編者たちが労働者文学の古典と評するように、[5] この著書には他の報告にはみられない当時の農業労働者たちの生活や意識のあり方が生き生きと具体的に描かれている。この本を十分に考察するに値する素材としてここで取り上げるのはこうした理由によっている。

第一節　マルシュ地方の農業展開と農業労働力市場

本書の第一章、第二章、そして第四章において主に分析対象とする地域は、北海に面するホルシュタイン西部の

ディトマルシェン地方、行政区でいえば北ディトマルシェン郡 Norderdithmarschen および南ディトマルシェン郡 Süderdithmarschen の二郡である。(両郡の位置については本書巻頭図2を参照のこと。)本節においては、本章のみならず本書全体の議論の出発点として、一九世紀後半期のマルシュ地方の農業構造の変化について農業労働力需要のあり方との関連に着目しつつ述べておくことにしたい。

さて、ホルシュタイン地方は全体として中農ないし大農経営が支配的な地域であるが、さらに東エルベ型の大土地所有経営の存在を特徴とする東部ホルシュタイン地域、粗放的農業経営様式と比較的固定した農民-農業労働者関係を特徴とする中部ゲースト地域、そして農耕的な大農経営の展開を特徴とするマルシュ地域の三地域に大別される。本書巻頭図3は一〇〇ヘクタール以上の大経営の当該州における分布を表わしたものである。エッケルンフェルデ、プレーン、オルデンブルクの三郡を中心とする東部ホルンシュタイン地域、およびメクレンブルク地方に接するラウエンブル郡の一部に大経営が集中していることが読み取れる。

ディトマルシェン地方を含む西部ホルシュタイン地方は、北海沿岸部の地力が豊かなマルシュ地方と地力が相対的に低いゲースト地域 Geest からなるところである。

もっとも基礎的な表から出発しよう。表1-1(1)はこの二郡について農業経営階層構成を、表1-1(2)は同じく農業職業構成を示したものである。ここからは、第一に、小農以

(単位:経営数,%)

シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州			
経営数(%)			農用地面積比(%)
1882年	1895年	1907年	1895年
76,416	74,153	97,069	1.9
16,475 (27.1)	15,666 (25.5)	14,994 (24.2)	3.5
21,791 (35.9)	22,997 (37.5)	25,004 (40.4)	17.1
21,350 (35.2)	21,586 (35.2)	21,021 (33.9)	61.3
1,101 (1.8)	1,091 (1.8)	922 (1.5)	16.2
60,717 (100)	61,340 (100)	61,941 (100)	100

割合である.
deutschen Reichs (以下, S. d. d. R. と略記),

表 1-1 (1)　ディトマルシェン地方における農業経営規模別階層構成

経営階層	北ディトマルシェン郡				南ディトマルシェン郡			
	経営数 (%)			農用地面積比 (%)	経営数 (%)			農用地面積比 (%)
	1882 年	1895 年	1907 年	1895 年	1882 年	1895 年	1907 年	1895 年
零細農	2,793	1,608	1,979	1.9	2,667	3,032	4,057	1.9
小農 (2〜5 ha)	764 (30.9)	739 (28.7)	782 (28.7)	4.9	900 (29.6)	857 (27.3)	816 (24.6)	4.6
中農 (5〜20 ha)	958 (38.8)	1,071 (41.6)	1,197 (44.0)	22.1	1,127 (38.0)	1,267 (40.4)	1,515 (45.7)	22.2
大農 (20〜100 ha)	729 (29.5)	740 (28.7)	720 (26.5)	62.3	962 (31.6)	997 (31.8)	971 (29.3)	67.3
大経営 (100 ha〜)	19 (0.8)	25 (1.0)	19 (0.8)	8.9	23 (0.8)	18 (0.6)	13 (0.4)	4.0
総計(1)	2,470 (100)	2,575 (100)	2,718 (100)	49,625ha 100	3,012 (100)	3,139 (100)	3,315 (100)	60,968ha 100

注　：(1)経営数の総計欄は零細農経営数を含まないが，農用地面積比は零細農農地面積を含めた
出典：Reeder, A., Die Schleswig-Holsteinische Koppelwirtschaft, 1908, S. 146, および Statistik des Bd. 212, より作成.

上の経営において約三割を占める大農層が農地面積の六割から七割を占め生産力の主要な担い手となっていること、第二に、他方で二ヘクタール以下の零細農が大量に滞留していること、そして農業職業構成では奉公人と農業日雇いからなる農業労働者層が両郡とも農業従事者の約五割を占めていることがわかる。また、表1-1(1)における零細経営の実態は、主にこの地域の土着農業労働者の中核を形成する自由日雇い Freie Tagelöhner たちの手によるものである。[6]以上の点から、当地域が全体としては大農地域であり、大農と多様な農業労働者との雇用関係が農村社会関係の基盤にあったことが数字の上から確認できよう。ちなみに第二帝政期における当地域は、就業者に占める農業従事者比率がほぼ五割と農業地域であり、地域全体にとっても農業雇用関係が重要な位置を占めている。[7]

第三に、年次的な変化から見ると五〜二〇ヘクタールの中農経営の数の増大が顕著である。ドイツ全体で観察された中農層の躍進が当地でも生じていたわけだが、後述する

表 1-1 (2)　ディトマルシェン地方における農業労働者構成 (1895 年)

	北ディトマルシェン郡			南ディトマルシェン郡		
	人数	構成比(%)		人数	構成比(%)	
奉公人 (Knecht u. Magd)	1,447	18.0	(36.8)	1,830	22.1	(42.2)
土地経営する労働者(1)	780	9.7	(19.8)	1,283	15.5	(29.6)
土地経営しない労働者(2)	1,707	21.2	(43.4)	1,225	14.8	(28.2)
農業労働者総計	3,934	48.8	(100)	4,338	52.4	(100)
家族従事者	1,784	22.1		1,204	14.5	
自己経営主	2,279	28.3		2,698	32.5	
管理人，その他	58	0.7		53	0.6	
総　計	8,055	100.0		8,293	100.0	

注　：主業として数えられた者のみで副業的従事は含まず．
(1)小作・自作・給与地のいずれの場合も含む．
(2)モナーヘンは含まず．外国人労働者を含むかどうかは不明．
出典：Reeder, a. a. O., S. 151 より作成．

ようにこれは当該期の畜産ないし酪農の発展と深い関わりがあるものと推測される。もっとも中農経営の躍進といっても当地の大農優勢は動かないし、また後述するように、畜産を主とする中農経営は雇用労働力として奉公人をなお必要不可欠としていた。

マルシュ地方の大農層はフーフェ所有農 Hufner に起源をもち、共同地分割と団地化を中心とする一八世紀末よりの早期の農業変革[8]、近世以来数次に渡り活発に行われた沿岸部の堤防建設と干拓地への入植活動[9]、そして一九世紀前半の農民層分解[10]を通じて形成されてきたといわれる。ディトマルシェンはグーツヘルシャフトの歴史を欠き、従来から農民自治村落としての性格が強く、大農層がゲマインデの実質的な支配者であった[11]。平均的大農層の経営規模は四〇～六〇ヘクタールで四〇ヘクタール以下の農場分割は好まれず[12]、孤立農圃制であり、雇用労働力の構成は、上層の大農層で自由日雇い二人、男子の奉公人頭 Großknecht 一人、その他の男子奉公人 Knecht 二人、女子の奉公人 Magd 二人というのが一般的であった[13]。これに対しゲースト地域の村落は、中農経営を主とし、集村形態をとっている[14]。

ところで、マルシュ地方の大農経営はおおむね放牧による家畜肥育と

穀物作の複合経営を営んでいるが、[15] 土壌の性格や商業的農業の展開のあり方に対応して地域内にほぼ三つの経営類型がみられた。まず第一に圧倒的多数を誇るのは干拓地を中心に展開する穀作経営である。[16] 干拓地への入植という形をとるためほぼ完全な孤立農圃制で、一九世紀中葉は穀物法撤廃後のイングランド向けに、一八六四年のプロイセン併合後は道路網や鉄道網の整備を受けて国内市場向けに販売用小麦を生産したという。[17] しかし、ここでも農業不況は厳しかったようで、一八九〇年代初頭の州農会発行の農業週刊誌に掲載の農業報告をみると、穀物価格の低下がひどく穀物取引が停滞しているとの報告が頻繁である。[18]

第二は、エルベ河、アイダー河河口、および伝統的なマルシュ地域に展開する放牧による肥育経営である。孤立農圃制をとって輪栽式経営を営むものと、ゲースト地域と同じくいわゆるコッペルヴィルトシャフト Koppelwirtschaft のもとでの改良穀草式経営を行うものがみられる。ここでは畜産はゲースト地域で生産される繁殖牛を庭前で買い取って肥育することに重心が置かれた。畜産主体の割に経営面積に占める農耕地の割合が五割から六割と高いのが特徴だが、一九世紀後半の農業不況下で畜産が穀物に対し相対的に有利になるなかで肥育への比重は一層重くなったという。[19] それまでは主要な畜産物市場はイングランドであったが、一八七〇年代にはライン地方の家畜商人がフーズムの家畜市場に現れるなどドイツ国内市場への転換がはじまり、特に一八八九年にイングランドが輸入禁止措置をとって以降、この傾向が定着する。[20]

最後に、第三のタイプはゲースト地域にみられる繁殖牛生産を中心とし、コッペルヴィルトシャフトのもとで改良穀草式経営を営むものである。よく知られるようにシュレスヴィッヒ・ホルシュタイン地方では、早くからの団地化と、デンマーク統治下の一七九〇年代の農業変革による共有地分割を通じてコッペルヴィルトシャフトが形成

された。この経営様式は各経営がかつての耕区 Schläge をコッペル Koppel として団地化したものを数個所有する一種の分散耕地制度であるため、居住様式も集村形態をとっていたという。[21]

さて、一九世紀後半期のドイツ農業の変化を象徴するものをあげるとすれば、脱穀機、根菜作、そして畜産・酪農であろう。脱穀機は労働過程における変革であるが、後者の二つは単に生産部面のみならず砂糖消費や肉・酪農製品消費など都市における消費生活の変化とも深い関わりがあるものである。[22]

マルシュ地方の農業もこうした変化の渦のなかにあった。まず、肥育への比重の高まりについては前述のとおりである。ディトマルシェンの飼育頭数の変化を示す数字はないが、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州においては一八六七年から一九〇〇年の間に牛の飼育頭数（ストック）は六八万頭から九〇万頭へ、豚の飼育頭数も二〇万頭から六一万頭へとそれぞれ飛躍的に増大している。[23] マルシュ地方は肥育が中心だが、州全体でみると特に近代化された酪農において労働力不足が深刻であった。[24] それが、一八六六年のシュレスヴィッヒ・ホルシュタインのプロイセン併合以降にはじまる北欧からの奉公人の導入を引き起こす要因となり、一方で、長期的には中小農経営において家族労働力への依存が高まる原因になるのである。[25]

他方で、特に穀作を中心とする農耕的地域においては（先の第一の経営類型に対応する地域である）、根菜作の作付けが開始される。一八六九年に一一五〇ヘクタールの規模をもつ甜菜工場が穀作経営の中心であるヴェッセルブーレン Wesselburen 地区の干拓地域に設立されたのが最初だが、その際に、甜菜は農場での作付けとは別に、地元契約農民からも買い付けられていたという。[26] そして、

年，単位：人）

ヴィッヒ・ホルシュタイン州		
1898	1899	1900
2,986	2,953	2,642
21,568	19,244	20,935
2,172	2,847	3,045
861	1,105	1,368
27,587	26,149	27,990

ヴィッヒにおける土着のデン

あってドイツ国籍のポーラン

より作成.

表 1-2　ディトマルシェンにおける外国籍移動農業労働者数(1897-1900

国籍　　年	北ディトマルシェン郡				南ディトマルシェン郡				シュレス
	1897	1898	1899	1900	1897	1898	1899	1900	1897
スウェーデン・ノルウェー	87	88	81	78	50	68	58	67	3,414
デンマーク(1)	37	37	35	33	9	3	18	15	21,610
東欧諸国(2)	141	209	252	416	19	20	69	54	1,943
その他	9	3	3	3	34	29	27	19	1,141
計	274	337	373	533	112	126	172	155	28,110

注　：(1)シュレスヴィッヒ・ホルシュタインの欄でデンマーク人の数が非常に多いのは，北シュレスマーク人の存在が大きいからである．従って，この分は「流入者」とはみなしえない．
(2)「東欧諸国」は，出身者はロシア・ポーランド人，ガリチア・ポーランド人，ウクライナ人でド人は含まれない．
出典：Thomsen, E., Landwirtschaftliche Wanderarbeiter und Gesinde in Schleswig-Holstein, 1982, Anhang10,

この農場において初期にはオストプロイセンやポーゼンなど東部諸州から、後にはガリチア地方から季節労働者集団が導入された。いわゆる「ザクセンゲンガー Sachsengängerei」と呼ばれる運動である。よく知られるように、この言葉は初期には主にブランデンブルク州のランズベルグ地方の人々Landsberger のザクセン農業への出稼ぎを指す言葉であったのが、後には一般にドイツ内外の東部地域から西部ドイツ農業へ集団出稼ぎに出る季節労働者を総称する言葉となった。ガリチア地方からディトマルシェンに出稼ぎに来る季節労働者はポーランド人とウクライナ人である。[27] この農場には総収容可能人員約五〇〇人に及ぶ三棟の季節労働者専用の集団住居である「営舎 Schnitterkaserne」があり、またこの他にも大農によって四棟の「営舎」が建てられたという。その総収容可能人員は約一一〇人である。[28] さらに南ディトマルシェン郡においても一八八〇年に五三名の農民出資により、株式会社形態で甜菜工場が設立された。[29] ここでも一八八七年には全部で四棟の季節労働者専用住居があり、その総収容可能人員は約三三〇人に及んだという。[30]

だが、こうして開始された集約的作物の作付けと東欧季節労働者の導入が、干拓地域を中心とする全農民層にほぼ一般化したのは、一八九三年以後のキャベツ作の急速な普及によってであった。ディトマルシェンはやがてドイツにお

表 1-3　ブラウンシュヴァイク邦国のある大農経営における連畜による年間作業日数（1987 年，単位：労働日）

	冬穀 40 モルゲン	夏穀 40 モルゲン	休閑作物 25 モルゲン				休閑地 15 モルゲン	採草地 15 モルゲン	その他の作業	計
			根菜類	豆類	クローバ	小計				
春 (3/15～5/31)	—	30	20	3.5		23.5			10.5	64
夏 (6/1～8/31)	5.5	4	8	2.5	6.5	17.0	37.5	2	12	78
秋 (9/1～12/1)	36	16	18.5		1	19.5		1	5.5	78
冬 (12/1～3/15)	冬季は，犂耕・厩肥運搬・市場への運搬が主な仕事内容									80
	41.5	50	46.5	6	7.5	60.0	37.5	3	28.0	300

注：　改良三圃式で 120 モルゲン（＝約 30 ㌶）の農耕地と 15 モルゲンの採草地を経営する大農．
出典：Thomsen, J. -W., Vom Hakenpflug zum Mähdrescher, Heide 1984, より作成

けるキャベツの主産地となるまでに成長する。[31]（背景に都市における野菜需要の増大があったと推測される。）いうまでもなく、一般に根菜類・野菜類の作付けは、年間の農業労働力需要の季節による落差を著しく拡大する。表 1-2 は、一八九〇年代末の両郡の外国籍の移動労働者数の推移を示しているが（東部諸州のドイツ国籍の移動労働者は当然含まない）、特に北ディトマルシェン郡で東欧諸国からの労働者数の増大が著しいことがわかろう。一九〇八年に甜菜工場は閉鎖するが、外国人季節労働者は農民たちによる需要の充足を目的として協同組合方式によって導入されつづけたという。[32]

以上のような農民経営における経営様式の転換は、経営における農業奉公人の意義をも高めたと思われる。畜産主体の経営において畜産の重みが増すに従い家畜飼育に携わる大小の奉公人労働力の意義が高まるのは当然だが、[33] 農耕的な農民経営においても同じことがいえそうである。なんといっても、犂を扱い、馬による運搬を担うのは彼らだったからである。時期と場所が異なるが、表 1-3 は一二〇モルゲン（約三〇ヘクタール）の大農経営における二頭立て連畜の作業日数の作物別・季節別分布を示したものである。四季を通じての作業量の平準化とともに、小面積の根菜類の作付けが冬穀物に匹敵する連畜の作業量を必要とすることが、この表から読み取ることができよう。

表 1-4　シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州における農業労働者の出生地別構成（1907 年，単位：パーセント）

	全従事者に対する比率（%）	農業労働者の出生地別構成					
		当地生まれ(1)	州内生まれ	他州生まれ	(うち東部(2))	外国生まれ	全体
農業奉公人	24.9	24.4	59.2	11.3	(5.5)	5.1	100
土地経営する自由日雇い	7.3	28.0	63.2	6.7	(3.4)	2.1	100
既婚常雇労働者	2.4	12.0	69.8	15.7	(8.9)	2.4	100
土地経営しない自由日雇い	12.2	19.8	50.4	14.0	(9.2)	14.8	100
農業労働者全体	46.8	23.1	58.1	11.8	(6.3)	7.0	100
全農業従事者	100.0	32.9	55.3	7.6	(3.5)	4.1	100

注 1) 当地生まれとは出生したゲマインデで数えられたもの．州内生まれには当地生まれを含まず．
2)「東部」とは，Ostpreußen, Westpreußen, Pommern, Posen, Brandenburg, Schlesien の六州の出身者のこと．
出典：Statistik des deutschen Reichs, Bd. 210

他方、脱穀についていうと、マルシュ地方でも蒸気脱穀機の利用が一九世紀後半期に一般化してくる。一九〇七年の農業経営統計によれば、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州の蒸気脱穀機の利用率は全経営数の一四・六%で、ドイツ帝国全体の九・九%を大きく上回り、大農層のそれは四二・一%に達している。[34] 後に詳述するように、特にマルシュ地方を中心とする西部ホルシュタイン地域に特徴的なのは、蒸気脱穀機の利用が専門の移動賃請負脱穀経営により担われたことである。土着の男たちは一般に甜菜作や蒸気脱穀など新しい型の労働に従事することを嫌ったから、[35] 一部の基軸的労働過程を別にすれば請け負い脱穀に雇用されたのは主に「モナーヘン Monarchen」、すなわち「路上の君主たち」を自称する放浪者的な労働者たちであった。要するに土着の男子労働者にとって蒸気脱穀機の登場は、通常指摘されるような冬季の殻竿（からざお）脱穀の消滅による脱穀期間の短縮だけではなくて、脱穀労働過程そのものから駆逐されるという側面をもったのであった。

こうして新たな農業の展開に伴う農業労働力需要の変化、そして拡大と流動化を伴う労働力市場の構造的な変化が多様な形態の「他所者」労働者をマルシュ地方に登場させることになったのである。北ディト

マルシェン郡では農業労働者総数約四〇〇〇人のうち外国人季節労働者約四〇〇〜五〇〇人、モナーヘンたちは中心となるヴェッセルブーレン地区だけで約七〇〇〜九〇〇人に及んだという。[36]

最後に、比較的単純な統計的数値から、この地方の「他所者」労働者の量的意義と特徴について検討しておこう。なお、ディトマルシェン地域の「モナーヘン」の数字については右にあげた数字だけでそれ以上は不詳である。したがって以下は季節労働者と奉公人についてのみの検討である。

さて、表1-4はシュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州の農業労働者の出生地別の構成比を示したものであり、表1-5は同じ事柄を奉公人に限ってプロイセン全体でみたものである。いずれの表も一九〇七年の職業統計によるものである。まず、表1-4からは、第一にどのカテゴリーの農業労働者においても「州内生まれ」が最も多く全体の六割弱を占めることから、少なくとも州を単位とした農業労働力市場圏が成立していたといってよいだろう。第二に、しかし、「他州生まれ」「外国生まれ」の労働者は奉公人層においても一六%を占め、このうち「外国生まれ」の奉公人は五・五%と労働力市場で枢要な要素となっていることがわかる。また、表1-5においてホルシュタイン地域の農業奉公人の構成を他地域と比較すると、この地方が他州に比べても「他州生まれ」「外国生まれ」の奉公人の割合が高いことがみてとれる。このうち「他州

統計による)

出生地別構成比(b)		
当該州 (イ) (%)	他州 (ロ) (%)	外国人 (ハ) (%)
92.3	1.2	6.5
90.4	7.1	2.6
91.8	4.8	3.4
94.0	2.6	3.4
91.5	7.8	0.7
85.1	13.7	1.2
83.6	11.3	5.1
76.5	22.1	1.4
83.0	15.3	1.7
73.2	25.5	1.3
91.5	6.4	2.1
85.0	12.4	2.6
82.5	6.9	10.7
95.8	2.7	1.6
95.8	3.7	0.6
91.4	6.6	2.0
97.3	-	2.7

えられた者の比率を表す．ついた者は含まない．)

表 1-5　男女農業奉公人 Gesinde の出生地別構成（1907 年の帝国職業

	当該州生まれの者が他州で奉公人として数えられた者 (人)	当該州で数えられた奉公人の出生地				流出率(a) (当該州生まれ全体に対する流出者の比率) (%)
		当該州生まれ (イ) (人)	他州生生まれ (ロ) (人)	外国生まれ (ハ) (人)	他州生まれ＋外国人(ロ)＋(ハ) (人)	
Ostpreußen	7,728	66,909	859	4,741	5,600	10.4
Westpreußen	5,762	31,957	2,500	904	3,404	15.3
Posen	9,523	36,995	1,947	1,357	3,304	20.5
Schlesien	11,028	100,516	2,807	3,585	6,392	9.9
Pommern	5,428	39,100	3,330	309	3,639	12.2
Mecklenburg	2,265	25,967	4,169	367	4,536	8.0
Schleswig-Holstein	1,709	45,776	6,208	2,785	8,993	3.6
Brandenburg	4,759	50,608	14,590	941	15,531	8.6
P. Sachsen	9,615	50,053	9,242	1,013	10,255	16.1
Braunschweig	3,459	11,906	4,148	204	4,352	22.5
K. Sachsen	4,638	111,333	7,753	2,565	10,318	4.0
Westfalen	2,526	52,014	7,585	1,572	9,157	4.6
Rheinland	2,672	50,925	4,243	6,586	10,829	5.0
Südbayern	3,774	146,197	4,031	2,441	6,472	2.5
Nordbayern	6,905	82,825	3,167	481	3,648	7.7
その他の地域	16,060	295,327	21,272	6,607	27,879	5.2
帝国全体	97,851	1,198,408	97,851	36458	134,309	7.5

注：「当該州生まれの者が他州で数えられた者」と「当該州の他州出身者」の合計数は当然一致する．
(a)は，当該州の出身者で奉公人と数えられた者のうち，当該州ではなく他州で奉公人として数まり，当該州出身の奉公人の州外流出率を意味する．（もちろん，州外で農業奉公人以外に
(b)は，当該州で奉公人として数えられた者の出身地別の構成比．
出典：表 1-4 に同じ

生まれ」の奉公人の主要部分はオスト・プロイセンからの流入者たちである。[37]

次に、先に示した表1-2に戻って外国人季節労働者 Ausländische Wanderarbeiter の民族構成をみてみよう。この表の州全体の欄におけるデンマーク人は事実上は北シュレスヴィッヒの土着のデンマーク人であるから、この分は除く必要がある。そうするとこの表からは、一九世紀末を画期にしてデンマーク人・スウェーデン人からポーランド人労働者へと外国人労働者のエスニ

シティが転換したことが確認できる。後に補論で見るように一八六〇年代末から一八八〇年代にかけてデンマーク人・スウェーデン人の奉公人がメクレンブルクやホルシュタイン地方に多数流入する。だが、一九世紀末になるとその数は減少し、ホルシュタインを中心に、ハノーファー、オストプロイセン、そしてポーランド人の流入がみられたという。[38] 北欧の奉公人から東欧の季節労働者への転換。そのことは一方では北欧農村が労働力供給地から逆に需要地になっていくという北東ヨーロッパ大陸の労働市場構造の転換の一端を示しているのだが、[39] 他方では、北シュレスヴィッヒのデンマーク人問題、ホルシュタインのポーランド人問題という二重の民族問題をこの地域の農業がはらんでいたという事情もあぶり出しているものであった。

一般に、我々は工業化における移動というと、農業から工業へ、あるいは農村から都市へという移動を重視する（ルイス・モデルはまさにこの前提に打ち立てられた理論モデルだ）。だが、繰り返しになるが、私は農村から都市への移動だけでなく、むしろ農村から農村への移動の方にこそ着目したい。確かに、現実には、当該地域の雇用主の農業労働市場問題に対する関心も農村若年層を中心とする都市流出の増大とそれによる労働力不足に向けられていた。北ディトマルシェン郡においても人口数でみる限り流出が基調であり、[40] 事実多くの若者は都市に職を求めたという。[41] しかし、第一に人口数の動向は流動性の高い「他所者」の農業労働者の流入を反映しないし、第二に労働力不足も単に量が問題だったのではない。この時期の不足は、労働力需要の季節変動の増大によるものと、一定の労働能力、秩序意識、そして賃金水準を満たすような農業奉公人を中心とする熟練労働者の不足に大別されるのである。[42] 前者が多様な「他所者」の季節労働力の流入と導入によって「解消」され、部分的には土着農業日雇いを圧迫する側面すらもつのに対し、畜産・酪農などに典型的にみられるように、経済的意義を増しつつある後者の不足は同じやり

方では必ずしも全面的に解決されないであろう。労働力需要については、流出と流入の同時存在を背景にこうした「過剰」と「不足」の両側面が共存していたのであり、またそれこそが、一方で競合関係を内包しつつも、他方で上層の熟練労働者と下層の「他所者」労働者の格差構造を形成させる条件となった[43]。そして大農経営において重要性を増す土着の奉公人たちも、そうした形での「上昇の渦」のなかにあったはずである。くどいようだが、流出を語るだけでは、こうした側面が見落されてしまうのである。

第二節　ゲマインデの社会空間

このような労働力市場の変化のなかで、奉公人たちの行動や社会生活のあり方はどのような特徴をもっていたのだろうか。

表1-6はレーバインの農業奉公人時代の経歴を示したものである。まず第一に、この表からは彼が主にホルシュタインを行動範囲の単位としていたことがわかる。東部ホルシュタイン地方からディトマルシェンへ向かった理由が高賃金・好労働条件の評判を耳にしたからということの他には何もないこと[44]、さらに、従来は年二回の日付の設定が各地域でまちまちだった農場移動日がこの頃になると春は五月一日、秋は一一月一日に州レベルで標準化されてくること[45]。これらは労働力市場が州を単位に制度的に成立し、また奉公人の行動範囲がこれに応じて拡大したことを示唆するであろう。一九世紀前半の奉公人の行動範囲はせいぜい数ゲマインデに限定されていたといわれてい

表1-6　ホルシュタイン地方における農業奉公人時代のレーバインの足跡

	年　代	雇用先（所在地）	賃金と職種（M＝マルク）	期間（年齢）	仲介者(上)とやめた理由(下)	常雇労働力構成	評価
1881年4月，ザクセンゲンガーとしてヒンターポムメルン州よりホルシュタイン州へ移動途中，ハンブルグ駅で募集人から逃散する．							
①	1881年5月 ～11月	小農経営 （ホルシュタイン・ゲースト地域）	夏　36M 牛飼い少年	半年（夏季） （14才）	ハンブルクの宿屋の主人 雇用主に雇う余裕なし	1 Kleinknecht	良い
②	1881年11月 ～83年10月	貴族的大土地所有 （東部ホルシュタイン）	（1年目）75M （2年目）90M Kleinknecht	2年 （14.5才～）	斡旋業を兼ねる村の在地の商人 農場管理人に対する不満	14 Knechte 6 Mägde 16 Deputanten	良い ↓ 悪い
③	1883年11月 ～85年4月	中農経営 （北ディトマルシェン郡）	年　105M Kleinknecht	1年半 （16.5才～）	斡旋業を兼ねる宿屋主人 逃散（契約破棄）	1 Kleinknecht	最悪
④	1885年5月 ～86年4月	大農経営 Süderdeich （北ディトマルシェン郡）	夏　150M 冬　－ Knecht	1年 （18才～）	③と同じ旅館主人 より高い賃金を求めて		良い
⑤	1886年5月 ～87年5月	大農経営 Reinsbüttel （北ディトマルシェン郡）	夏　165M 冬　75M Knecht	1年 （19才～）		5 Knechte 3 Mägde 2 Tagelöhner	普通
⑥	1887年5月 ～10月	大農経営 Hedewigenkoog （北ディトマルシェン郡）	夏　174M Knecht	半年 （20才～）	（記述なし） 兵役のため		
1887年10月～1890年10月までアルザス・ロートリンゲンで兵役．除隊後，ディトマルシェンに戻る．半年間日雇い労働者．							
⑦	1890年11月 ～91年10月	大農経営（村長） （北ディトマルシェン郡）	冬　90M 夏　180M Großknecht	1年 （23.5才～）	（記述なし） より高い現金賃金のため （婚資つくりの必要）		良い
⑧	1891年11月 ～92年初冬	大農経営（村長） （北ディトマルシェン郡）	冬　162M 夏　210M （予定） Großknecht	半年 （24.5才～25才）	（記述なし） 解雇される．	4 Knechte 2 Mägde 2 Tagelöhner	悪い

出典：Rehbein, Das Leben eines Landarbeiters, より作成．

る。[46]

第二に、彼はこの地域に到着後は奉公人時代、農業自由日雇い時代を通じてここに定着することになるのだが、特定農場での雇用期間は長くて一年、つまり二回の契約期間であり、その移動は頻繁である。定着化に伴い地域外に職を得ることはなくなるが、彼は不満や問題がある場合は即座に、そうでない場合は高い賃金を求めて次々と農場を替えていくのである。一九世紀前半においても奉公人の雇用期間は決して長くはなかったと思われるが、[47]「奉公人は異常なほど頻繁に主人 Herrschaft を替えた」[48]という報告などから判断して、彼らの流動性も少なからず高まっていたといえよう。相即不離に進む行動範囲の拡大と流動性の高まり、このような状況のもとでは彼らの特定農場への帰属意識は稀薄なものとならざるをえないだろう。

ところで、レーバインの叙述からは、奉公人との日常的接触を極力避けようとする大農の態度が読み取れる。例えば、彼によって典型的と見なされた表1-6⑤の大農夫婦は、被雇用者 Leute に対して必要なこと以外は何も喋らず、自分の住居に入れようとさえしない。[49]表1-6⑥の農場主は、この地域の優良経営主で、農会で権威的な地位にある近代的農業者であったが、彼も被雇用者に対しては冷淡な接し方しかしないのである。[50]こうした大農の奉公人に対する姿勢は彼らの社会生活のありようと深く関わるものであった。一九世紀後半は相互訪問による大農たちの交流が盛んになるが、これは奉公人や他の農村下層民を全く排除する性格をもっていた。[51]北シュレスヴィッヒの奉公人であったT・ゴンデーゼン Gondesen の体験はこれを明白に語るものである。

この村（Nordhackstadt）では、毎年二月に村の宿屋（ガストホーフ）で農民たちが自分たちだけの祝宴を開催した。参加するの

は農民夫婦と彼らの成人した息子や娘、そして彼らにより招待された者たちで、これは主に近隣の農民の息子や娘たちであった。子息たちを知己にさせるのが主要目的だったのである。あるとき、ゴンデーゼンは自分の主人 Herr に向かって、この祝宴の排他性を主張した。このため主人の妻 Bäuerin が彼を招待することになった。彼は招待を拒否することはできなかった。当日ダンスホールでは、彼を見つけたゲマインデ議長の息子が彼を指さして大声で言った。「何でここにいるんだ」と。その場は主人の妻が自分の招待客だといって助けてくれ、一緒に踊ってくれもしたが、彼は早々に家に引き上げた。(以上大意)[52]

この事例は大農層が家族 Familie を単位に閉鎖的な階層化を進めたことを物語る。ホルシュタイン・マルシュ地方では、既に一九世紀前半に奉公人部屋 Gesindestube の確立によって大農と奉公人の生活空間の実質的な分離が生じたが、ゲッチュ Göttsch はこれを〈農民的大家族 das ganze Haus の崩壊〉＝〈大農家族 Familie の市民化（ブルジョア化）〉の端緒と評価している。[53] 大農層の社会的階層化は、一方で奉公人の「家」からの排除を伴いつつ、他方で近代家族の形成に基づく農民層の社交世界の形成と強く結び付いていたのである。写真1－1は一九〇〇年頃と思われるディトマルシェンのある大農家族の肖像画である。中央部に夫婦と中国服を着た子供が二人、写真左にバケツを肩に下げた女子奉公人、そして写真右に「クーペ」と称していた馬車と一体化するように複数の男子奉公人が立っている。奉公人と農民家族の社会的距離感が、この写真には彼らの空間的距離間として見事に可視化されているといえようか。ただし、こうした大農層の市民化・階層化は、他方で地域的性格を強く保持していたようである。農業不況下での農家負債の進展に伴い土地の売買も活発になったが、彼らは「郷土 Heimat 外から購入することも好まな

写真 1-1　ディトマルシェンのある大農家族の肖像
出典：Nissen, Nis-R (hg.), Menschen, Monarchen, Maschinen. Landarbeiter in Dithmarschen, Heide 1988, S. 100.

いし、郷土外の者に売ることにも抵抗をもっていた」という。[54]

大農層が奉公人を遠ざけ階層的結合を強めたのに対応して、農場への帰属意識を失った奉公人たちは、自分たちの同一性をゲマインデの奉公人の交流世界に求めたであろう。その交流は宿屋（ガストホーフ）Gasthof・Gastwirtschaft（ふつう飲食店と旅館を兼ねる）を核に形成されていたと思われる。彼らは頻繁に、しかも酒を飲みたくなくても宿屋（ガストホーフ）に通ったというし、そこでは定期的にダンスパーティーも開かれていた。[55] レーバインは、毎週日曜日の晩に宿屋（ガストホーフ）で「ヨットJott」と呼ばれる奉公人だけのダンスパーティーが開催されたとか、大農たちが相互訪問で農場を留守にするとすぐに近所の奉公人たちが集まってダンスを踊ったとか述べている。[56] また、当時の奉公人の「道徳的退廃」を訴える各牧師たちによる報告は、彼らの夜歩き herumtreiben が若い奉公人の性道徳に悪い

影響を与え、また、当時農村下層民の大きな問題とされた婚外出生児の最大の温床になっていると批判するが[57]、これは彼らが互いの奉公人部屋を訪ねあって密接なコミュニケーションを行っていたことを逆に示すものであろう。当時の宿屋（ガストホーフ）は奉公人斡旋業も兼ね、また流入する移動労働者のたちの簡易宿泊所を兼業することも多かったから[58]、奉公人たちにとっては重要な情報調達の場でもあった。賃金、食事、処遇を三大基準とする各農場の評価も、こうして形成され各自に内面化されたに違いない。情報はよく機能し、評価の低い大農は奉公人移動日に容易に奉公人を獲得できなかったという[59]。

また、男子奉公人たちは農業労働者の妻や農村未亡人たちと年二〇～二四マルクの料金で洗濯裁縫女 Wasch- und Flickenfrau の契約を結んだが、これは所属農場からは独立した比較的長期にわたるものであった[60]。奉公人と他の農村下層民との日常的関係は詳びらかではないが[61]、ここからは、奉公人たちが農場の支配が及ばないところで、ゲマインデの下層社会に立脚しうる素地をもちえたことが読み取れないであろうか。

以上のような内容をもって奉公人たちも社会生活における階層化を進めたと思われるが、他方で、奉公人集団の内部秩序原理の問題として、その序列的編成の存在がしばしば指摘され、それが身分制的農村支配の基盤であったことが強調されることがある。その根拠として引き合いに出されるのは、奉公人頭 Großknecht を長とし、職務と位階に従って nach Amt und Würde 日々執り行われる共同食事慣

金（単位：マルク）

建設業未熟練（週給）	綿工業男子（週給）	綿工業女子（週給）	物価指数
14.2			80
13.2			75
13.8			68
16.7	19.0	14.3	77
16.7	18.2	12.7	75
16.6			73
17.1	27.2	14.9	74
18.2	22.1	14.6	76

紡績業賃金はバイエルンのもの．

1899, S. 36.

表 1-7　ディトマルシェンおよびその近郊における奉公人貨幣賃

	男奉公人頭 Großknecht (年賃金)	年少奉公人 Kleinknecht (年賃金)	女子奉公人 Magd (年賃金)	報告対象とされた場所	建設業熟練 (週給)
1873 年	260	150～210	90～130	Steinburg(1)	21.2
1883		180～210		Norderdithmarschen(2)	20.7
1886		240		Norderdithmarschen(3)	23.8
1891	400	200～300	135～250	Dithmarschen(4)	26.7
1893	400～450	150～300	180～240	Krempe(5), Steinburg(6)	26.7
1895	360～400	280	200～220	Dithmarschen(7)	26.2
1897	360～450	280～300	220	Dithmarschen(7)	26.7
1899	370～500	300～350	230～250	Dithmarschen(7)	28.3

注　：農業奉公人賃金は貨幣賃金のみ，従って現物給を含まない．
工業労働者賃金は週給．建設業賃金はベルリン，ロストク，ニュルンベルク三市の平均．綿物価指数は 1913 年を 100 とした数．

出典：(1) Goltz, T., Die Lage der ländlichen Arbeiter, 1875.
(2)・(3) Rehbein, F., Das Leben eines Landarbeiters, 1985, S. 135 u. 159.
(4) Großmann, Die ländlichen Arbeiterverhältnisse in Schleswig-Holstein, 1900, S. 419ff.
(5) Landwirtschaftliche Wochenbaltt für Schleswig-Holstein, 1893, S. 242.
(6) Grunenberg, A., Die Landarbeiter in den Provinzen Schleswig-Holstein und Hannover …, Tübingen
(7) Wübbna, Über die Arbeiterverhältnisse in Provinz Schleswig-Holstein, 1900, S. 14–17.
工業賃金および物価指数は，Bry, G., Wages in Germany, 1960, p. 339, 350. 325 による．

行である。[62] この慣行のマルシュ地域における存在については私は未だ確認できていないし、また仮に存在していたとしても、そうした奇異な慣行だけを根拠に彼らの「序列的制度」を結論づけるのは飛躍というものであり、むしろそれが奉公人の社会集団の特徴としてどの程度の意義をもつものなのか、また、大農の奉公人労働力支配とどう関係していたのかが具体的に問題とされなければならないだろう。後者についていえば、確かに奉公人頭は他の奉公人に対する管理の機能をある程度与えられていたと推測されるが、他の奉公人の労働条件を規定するような権限はもっておらず、実際の労働を指揮するのは大農自身であった。

表 1-7 は主にディトマルシェンの一九世紀末の奉公人の貨幣賃金の推移を表わしたものである。奉公人不足を反映しているのであろう、特に一八九〇年代末の著しい賃金の上昇が明白であるが、ここではそのことよりも奉公人間の賃金格差についてみてみよう。奉公人頭と他の奉公人との間で、また男子奉公人と女子奉公人の間で賃金格差が存

在することは明白であり、その比率はどちらもほぼ三対二である。しかし、表の右欄にみられるように、当時の工業の熟練労働者と非熟練労働者の差、また男女の賃金格差も各々ほぼ三対二であり、農業奉公人において特に内部格差が顕著だとは必ずしもいえないのである。この点だけからみれば、フレミングのいうような工業労働者とは異なり、特に農業労働者の対自的階級形成を根本的に制約するような序列的編成原理の存在なるもの[63]をここで明言することはできない。

むしろ奉公人の社会的階層化の問題を考えるにあたって重視したいのは、土着奉公人と「他所者」農業労働者の関わりである。シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州が他州に比べても外国人を含む「他所者」の奉公人の比率が高いことは既に述べたとおりである。彼らの流入形態としては、レーバインのような個人的流入の他に、スウェーデン人奉公人にみられるような私的仲介業者による調達、オストプロイセンの奉公人における農業会議所による調達、さらには特に年少者の場合は季節労働者の一員としての流入が考えられる。このうち、最後のものは職名としては同じ奉公人であっても事実上は季節労働者集団への帰属が強いのは明らかである。これに対して、スウェーデン人奉公人は固有のカテゴリーとしての「他所者の奉公人」である。彼らについては固有の問題領域をなすと思われるので、本章ではなく、後の補論において、対象地域を「北ドイツ農村」にまで拡大するなかで改めて論じることにしたい。

ここでは「土着」と「他所者」の関わり方を、土着の奉公人と「東欧季節労働者集団」という視角に限ってみてみよう。すると、そこでは同化よりも、労働・生活条件の格差を前提とした明白な社会的分離の方が確認されるのである。第二章でみるように、ディトマルシェンにおいて集団的に導入される東欧季節労働者は、第一にプロイセ

ン一般にみられるのと同じく劣悪な専用の集団住居をあてがわれ、第二に労働過程も土着労働者とは別であり、しかも第三に彼らの労働の管理には彼らの調達人でもある組頭が中間雇用主として介在するなど、土着の農業労働者の雇用関係とは明らかにその質を異にするものだったのである。土着の人々はこのような雇用関係を総じて「東エルベ」的と見なし、自分たちの関係とは違うと捉えた[64]。マルシュ地方の甜菜農場に雇用される季節労働者は主にポーランド人、ロシア人、部分的にはスウェーデン人からなっていたが、土着の人々は彼らを「オストプロイセン」と呼んだという[65]。おそらくこの言葉は、奉公人を含めた東欧出身の「他所者」労働者の代名詞であったのだろう。

さらに、今一つの「他所者」季節労働者であるモナーヘンも、次章で詳論するように、仲間うちだけに通用する独特の暗号をもつなど固有な集団で、土着の人々との間に交流は少なかった。

要するに、奉公人たちの生活のありようの変化の裏側にはこうした多様な「他所者」労働者の出現による全体としての雇用関係の重層化が進行していたのである。その多様化は、確かに農業労働者としての「対自的階級形成」を限界づけるものだったかもしれないが、それは「農村近代化の遅れ」としてではなく、労働力市場の拡大と流動化を伴って新たに生じてきた世紀末の時代的特徴であったのである。

第三節　大農－農業奉公人の雇用関係

以上のような労働市場、社会生活上の変化を考慮しつつ、ここでは大農－奉公人関係の現実のありようを、日常

の場での奉公人の不満形成とそれに端を発する諸紛争に着目しながら考えてみたい。なお、紛争事例は主にレーバインの叙述から取り上げるため、ここで描かれるのは土着の男子奉公人をめぐるものであり、女子農業奉公人や「他所者」の労働者に対する支配についてのものではないことを、あらかじめ断っておきたい。

1　復活祭をめぐる紛争から

最初にラインスビュッテル Reinsbüttel の農場（表1-6⑤）で起きた紛争を取り上げてみたい。この農場は経営としては甜菜作を取り入れている点に特徴があり、労働者の処遇はふつうで、以下のような紛争はレーバインがいた一年間のうちで唯一のものであった。

事件は復活祭の二日目に大農が大麦作付け地の破土作業 eggen を命じたことに端を発する。春も遅く天気もよかったから、精力的に種を撒く必要は奉公人たちも十分心得ていた。彼らは既に「枝の主日 Palmsonntag」の終日と「聖金曜日 Karfreitag」の半日をかけて耕起作業 ackern を行っていた。だから仕事の命令を知ると、彼らは「あんまりだ」と思った。奉公人頭は他の奉公人に対し、今日は畑仕事はしない、と言った。不承不承に馬の準備をしていた他の奉公人もこれに同意し、馬を小屋に戻した。何事だ、といいつつ大農がやってきた。彼はここで命令するのは私だ、とあくまで奉公人に対し服従を要求した。奉公人頭は、我々は既に日曜日も潰して畑を走り回ってきた、さしあたりそれで十分ではないか、私は祭りの日まで一日中犠牲にしたくはないんだ、

と応酬する。レーバイン（第二奉公人）と第三奉公人も拒否の意志を示した後、奉公人頭は残りの二人の童僕Jungerも祭日を侵害されるべきではないと主張した。奉公人たちが揃って反抗したことは大農にとっては衝撃だった。みんなひっくるめて教区長に訴えてやるからな、と言い残して彼は母屋に引き上げた。奉公人頭はレーバインに言った。立法や当局にやたらとこだわる農業者に対しては合法的なやり方で怒らせてやればよい、命令を前後の見境なく形式的にのみ実行すればよいのだ、と。翌朝には大農は平静になっていた。彼は当局に告訴することはしなかった。（以上大意）[66]

祭日の日を犠牲にしたくないという奉公人頭の言葉に表現されているように、彼らの不満はなによりも大農の労働命令により、楽しみにしていた復活祭の休日が享受できなくなる点にある。つまり、ここでは彼らの時間の支配が問題となっているわけだが、これはこの事例のような祝日に限られるようなものではなく、後述のように平日の日の労働後の外出の問題、および労働外の夜の奉公の問題にも示されており、この時代の奉公人紛争の主要な問題を形成していたと思われる。これが問題化する背後に、既述のようなゲマインデにおける奉公人たちの交流世界への結び付きの強まりがあることは想像に難くないだろう。が、ここで重要なのは、彼らが不満を内面的に解消するのではなく、不服従という形で抵抗し、結果的に要求を実現している点である。こうした彼らの行動を正当化したものは何であったのだろうか。直接には復活祭には農耕労働はしないという慣行の存在が考えられる。[67] また、この地域ではないが、ヴェストファーレン州オズナブリュック近郊のある大農経営では、日曜労働が行われていても、それは収穫期を除けば平日のような農耕労働ではなく、家畜の種付けなどの特別な仕事に限定されていることが確

認される。[68]

しかし、行動の根拠はここにとどまるものではない。ホルシュタイン・マルシュ地域、およびゲースト地域についての当時の農業労働者報告は、一般に奉公人を中心とした不服従がかなりの規模で広がっており、このため雇用主 Herr が労働時間外の奉公人の行動には干渉しない風潮がかなりの広さで生じていること、さらにそれは奉公人が農場を替えることを恐れるためであることを指摘している。[69] 一九世紀前半にもこの種の紛争はみられるが、これが一八四〇年の奉公人条例 Gesindeordnung の強化に帰結するのに対し、[70] この時期には、奉公人条例の存在にもかかわらず奉公人の生活時間の自己支配がある程度まで確立しているのである。この点が一九世紀末の特徴だといえるだろう。

さて、大農は奉公人の不服従に直面した場合、自らの家父長的権威に従うよう要求する。しかし、既にみたような日常的な交流を排除する傾向のある家父長権のあり方では、奉公人たちの恭順的態度を獲得するのは困難である。奉公人条例についても、一般に雇用主がこれに訴えることは稀だといわれ、絶対的な支配力をもっていたとはいえないが、だからといって全く無意味な存在になっていたわけではない。この事例の奉公人頭の後半の言葉からは、奉公人条例が恐怖として意識されることを通じて、彼らの大農に対する行動を制約していたことが読み取れる。当局への告訴を脅迫として利用しようという大農の態度もその裏返しの表現であろう。全体としてこの紛争の過程には、慣行、家父長的権威、奉公人条例という、当時の農業雇用関係を規制した三つの力が重なりあっている。奉公人たちは慣行を梃子(てこ)に家父長的権威はもとより奉公人条例をも部分的に否定していくが、それがゲマインデの奉公人世界との関わりで形成される実在的な動機関心に基づくものであることをここでは再度確認しておきたい。

他方、この事例で奉公人たちが「枝の主日」や「聖金曜日」に精力的に労働した点にみられるように、彼らは規則的に自由時間を獲得していたわけではなく、大農の恣意にはよらないが労働事情には強く左右されるものであったことは指摘しておく必要があろう。収穫期の長時間労働や日曜労働の存在もこれを表すものである。[71]

2　「ひどい農場 der schlechter Hof」の事例から

紛争分析の二番目は表1-6⑧の大農経営に関するものである。この経営は肥育を中心としており、大農はその道の専門家として知られた人物であった。奉公人にとっては賃金が高いのが魅力であったが、その反面、大農の経営熱心もあって労働条件は劣悪であった。[72] そのためここでは労使の紛争が絶えないが、それだけに奉公人たちの不満もよく表現されている。彼らの不満はいたるところに募るが、そのなかでも特に耐え難かったのは食事と外出に関わる問題であった。

奉公人は住み込みの独身労働者だったから、食事はすべて大農によって賄われ、彼らに食事内容を選択する余地はない。レーバインはこの農場での食事のひどさを具体的に述べた後、次のようにいう。我々は大農が自分たちよりいいものを食べていると文句をいっているのではない、どんな贅沢をしようとそれは彼の勝手だ、だが我々に餌のような食事を与えるとは何事だ、これでは労働意欲も損なわれてしまうではないか、と。こうした不満が彼らを盗みに走らせた。

ある日薫製室の並び換え作業を命じられた童僕は、この好機を逃さず「豚の頭 Schweinkopf」とソーセージを盗んだ。ソーセージは奉公人たちの間であっという間に食べ尽くされたが、薫製しきっていない「豚の頭」は干し草のなかに隠された。が、翌朝大農がこれを発見。彼は怒って犯人探しをはじめる。だが、誰も犯人の名を口にしない。業を煮やした大農は、「警察の調査」で脅迫にでた。これが奉公人頭のレーバインを刺激、食事内容をめぐって両者の間で醜い口論が展開されたが、その場は大農が居間に引き上げていくことで収まった。

（以上大意）[73]

当時の農業経営学の書には、食事内容の恣意的変更は損害をもたらすのみで、食事の要素の組みあわせはできるだけ慣行に配慮すべきであるとか、食事の賄いを止めた方が労使関係は円滑であるとかの指摘がみられ[74]、奉公人たちが食事に敏感であったことを窺わせる。ここではレーバインは奉公人としての食事の水準を問題にしているが、この水準に基づく不当性の認識が、結果的に一人の窃盗行為に集団としての抵抗の表現としての意義を与えたのである。慣行に基づく食事水準が存在していたことは、食事が賃金としての性格をもっていたことを示している。ただし、不満の解消が窃盗行為によりなされるという抵抗形態上の限界性も見逃されてはならないであろう。

外出の問題に移ろう。既述のように奉公人たちは他の奉公人との結び付きを強めるのに従い、夜の外出も頻繁になった。この地方の大農は、これを規制するため奉公人の部屋にしばしば鉄格子を取り付けた。このため彼らの部屋は刑務所のような外観を呈したという[75]。この鉄格子の存在は、二重の意味で示唆的である。第一に、奉公人はもともと外出するには大農の許可を必要とするのが原則であるが、彼らがそれを無視してまで頻繁に外出をしている

こと。第二に、鉄格子を付けてまで労働力管理をしようという大農の態度には、奉公人の生活領域をも直接に支配することを当然視する彼らの意識が表現されていること。

さて、この農場では先の一件以来、両者の溝は深まる一方であったが、ある日大農は次のような外出規制強化を命じた。晩に村へ行ったものは遅くとも一〇時には帰ること、この門限を破ったものは決して中へは入れない、また外出は週に一度しか許さない、と。ところが奉公人にはもう一つの不満があった。この頃には大農たちの交流も盛んで、彼らは相互に訪問しあい、夜の催し物にも参加。ここの大農も週二〜三回ほど外出し、祝宴は真夜中まで続いた。これが奉公人たちにとって不快なのは、彼らは馬を車に付けたり外したりしなければならないため、大農が帰宅するまで、あるいは客が家に帰るまで真暗な部屋で服を着たまま、そして目を覚ましたままベットに横たわっていなければならないからであった。

その夜も大農はいつものように真夜中の二時に帰ってきたが、奉公人たちは服を脱いで眠り込んでいた。起きて馬を外すようにという大農の命令に彼は耳を貸そうとはしない。怒った大農に対し、レーバインは「そんな時間はない、自分で外して下さい」と主張し、他の奉公人もこれに従った。大農はしかたなく馬を片づけた後、その場でレーバインに解雇を通告。既に逃散でなく解雇による雇用契約の解消を模索していた彼は喜んでこれを受け入れた。その二週間後には第二奉公人も解雇されたという。（以上大意）[76]

問題の焦点はここでも奉公人の生活時間の支配にあり、彼らの不満の形成の背景も、これまでの叙述を確認するものである。ただ、一方での外出規制と他方での農業労働時間外の奉公義務という相即不離の二重の支配は、労働

事情に直接規定されるものではなく、大農の奉公人に対する人格的支配の側面により強く関わるものといえるだろう。そして、解雇という消極的な形ではあれ結果的に自分たちの要求を実現していること、この大農の労働者に対する処遇はやや特殊で、むしろ既述のように奉公人の労働時間外の生活時間に干渉しないという雇用主の態度が一般化していたことを考えあわせるならば、彼らは農業奉公人から農業労働者への脱皮過程にあったのだということができよう。この脱皮過程は奉公人の存在形態や雇用体制の根本的な変化を伴うものではなく、あくまで労働慣行のレベルでの変化にとどまるとはいえ、大農-農業奉公人関係の実質的な変化を意味するものであるといえるのではないだろうか。

レーバインが雇用契約の解消の手段として逃散ではなく解雇を志向するのは、連れ戻しに対する恐れとともに賃金を失わないためである。[77] 彼は結婚資金を蓄えたかったが、奉公人の賃金は原則として契約終了時に支払われたのである。ここでも奉公人条例の存在は、彼の抵抗形態を強く制約していたのであった。

3　奉公人条例の現実の運用と「契約破棄」の状況

これまでの叙述からも大農-奉公人関係に奉公人条例が深い影を落としていることが窺えた。繰り返しになるが、それは奉公人たちに恐怖として意識され、彼らの大農に対する行為を著しく制約し、逆に大農はこれを奉公人たちの抵抗を抑える切り札として利用するのであった。しかし、他方では大農は奉公人たちの不服従や窃盗行為程度では告発せず、むしろ結果的には奉公人たちの要求が実現していることも事実なのである。こうした背景には何があっ

たのだろうか。レーバインは表1－6③の農場にいたとき逃散を試み、直接に奉公人条例との関わりを経験している。まず、この事例に即して問題を考えてみたい。

さて、この中農家族は村でも評判の吝嗇家で、ここがレーバインにとってマルシュ地方での最初の仕事先であることや、奉公人が彼一人であったことをよいことに、彼は村との交流を遮断され、賃金も支払われぬままに一年半の間ただ働きを強いられる。騙されたと知った後も、情報不足とハンブルクでの逃散の事実が彼に再度の逃散をためらわせた。一八八五年の復活祭の日、彼が畑仕事をしていると一人の農夫が話しかけてきた。彼は次のようにいう。「祭りの日にこんな仕事をしているとはスキャンダルものだな」。「とにかく逃げ出すんだ。明日にも仕事はすぐに見つかるさ」。

数日後、畑での犂耕作業の際に、雇用主の息子から訳もなく鞭で殴られた彼は、その場で抵抗、すぐに農場に引き返し、脇に服務手帳 Dienstbuch を抱えて逃げ出した。しかし、新しい農場で働きだして一週間後、彼は教区役所 Kirchspielvoigt に連行される。取り調べの教区書記 Kirchspielschreiber は、彼の心中を察してか、そのような状況のもとでの一年半も及ぶ労働は十分と見なされることを暗示した。が、こうもつけ加えた。「現在法律は逃亡した奉公人の強制連れ戻しを定めている。君に直ちにもう一度逃げろとはいえない」と。取り調べの後、別の役人が彼をもとの雇用主の中農のところに連れていった。帰る途上でレーバインはこの役人に事情を話し、連れ戻されたときどうすればよいのかを尋ねた。彼は肩をすくめてこう言った。「最近ではこういった状況に置かれた奉公人のなかには、また逃げればいいやという奴がいる」と。まもなくレーバインは農場に着き中農と

再会するが、ものの数分とたたぬうちに彼は再び、しかし今度は自信に満ちて逃散する。「捕まえてくれ」との中農の叫びに役人は手を振ってこれを断った。八日後、レーバインは役所から連れ戻しの費用として三マルクを支払うようにという処罰命令を受けるが、これは彼の新しい雇用主が支払った。（以上大意）[78]

逃散が犯罪行為だというレーバインの意識が、村人との会話や役人の示唆を受けて全く正当な行為だという意識へと転換していく過程が興味深い。が、ここで特に着目したいのは行政当局の対応である。一九世紀末においても奉公人条例は全く死文化したわけではない。奉公人に雇用契約の途中解約の自由は認められず、「契約破棄」は違法行為であって、告発があれば当局は判明する限りで連れ戻す方向で対処する場合があった。この点は他の事例でも確認できることである。[79] が、だからといって一律に適用したのではないことは、ここでの教区書記や役人の態度に現れていよう。彼らは間接的に逃散を容認する態度さえ示し、ここでは連れ戻しは形式的な意味しかもっていないのである。こうした姿勢の背後には、逃散という行為が奉公人たちの間で正当な防衛手段として広く意識されていたこと、およびそれをある程度容認するような世論が形成されていたことがあったと思われる。（むろん、奉公人不足の下での労働市場における奉公人の取引力の増大が大きな力となっていることは間違いないが。）レーバインの罰金を、彼に代わって支払う新しい雇用主の態度は、この世論の一端を表してはいないだろうか。いずれにしても、「（逃げた奉公人を）探すには無駄な時間もかかり多くの文書も書かねばならず、その割に罰の方は軽いため、たいていの場合は刑事告訴は思いとどまる」[80] という状況では、奉公人条例の制度としての機能に明白な限界がきていることは否定し難いと思われる。

こうした「契約破棄」はいったいどの程度発生していたのであろうか。以上の叙述の一般的妥当性を検証するためにも，この点を表1-8にみてみよう。

この表には一八九七年から一八九九年の三年間にシュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州で発生した農業労働者による「契約破棄」の発生件数が各地域別に示されている。この欄の「国内人」のうちほぼ八割程度が奉公人による

表 1-8　シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州における農業労働者の「契約破棄」とその要因 (1897-1899 年)

	発生件数 (97-99)	国内人 (件)	ポーランド人 (件)	その他外国人 (件)	処罰件数 (件)	発生指数 1	発生指数 2	移動指数	土地所有指数	奉公人頭年現金賃金 (マルク)
北ディトマルシェン郡	211	131	64	16	5	5.4	27.6	7.5	8.9	360
北シュレスヴィッヒ	373	279	42	52	12	1.7	6.3	3.5	12.5	290-380
南シュレスヴィッヒ	161	146	8	7	14	1.0	3.8	1.4	6.5	262-390
ホルシュタイン・マルシュ	444	344	76	24	23	2.3	11.1	6.0	5.6	360-450
ホルシュタイン・ゲースト	388	366	22	0	46	3.9	17.8	3.3	15.6	237-300
大土地所有地域	1374	1141	171	62	68	3.4	22.0	5.4	29.9	250-350
計	2740	2276	319	145	163	2.6	12.1	4.4	16.2	

注：北シュレスヴィッヒは Hadersleben, Apenrade, Sonderburg, Tondern の 4 郡，南シュレスヴィッヒは Flensburg (Land), Schleswig, Husum, Eiderstedt の 4 郡，ホルシュタイン・マルシュは Norderdithmarschen, Süderdithmarschen, Steinburg, Pinneberg の 4 郡，ホルシュタイン・ゲーストは Kiel (Land), Rendsburg の 2 郡，大土地所有地域は Eckernförde, Plön, Oldenburg, Segeberg, Stormarn, Lauenburg の 6 郡を集計した．(大土地所有地域は 100 ha 以上経営が農地面積全体に対して占める比率が 2 割を越える地域として区分した．)

〈発生指数 1〉＝〈発生件数 1897-99 年〉／〈農業労働者数 1895 年〉×100

〈発生指数 2〉＝〈発生件数 1897-99 年〉／〈20 ha 以上経営数 1895 年〉×100

〈移動指数〉＝〈デンマークを除く北欧・東欧出身の外国人移動労働者数 1898〉/〈農業労働者数 1895 年〉×100

〈土地所有指数〉＝〈100 ha 以上経営の農用地面積 1895〉/〈総農用地面積 1895〉×100

また，奉公人頭の賃金は 1898 年を中心とする年間の現金賃金で，各地域を構成する各郡の平均賃金のうち最高と最低の郡の数字を示した．

出典：E. Thomsen, Landwirtschaftliche Wanderarbeiter und Gesinde, Anhang 10, 13, 16; Statistik des deutschen Reichs, Bd. 112; Wübbna, Über die Arbeiterverhältnisse in der Provinz Schleswig-Holstein, Kiel 1900; Reeder, Die Schleswig-Holsteinische Koppelwirtschaft, Borna-Leipzig 1908, S. 151.

ものと推定されるから、この数字は当該州の農業奉公人の「契約破棄」動向をある程度反映しているものとしてさしつかえないと思われる。[81]

しかるに、三年間で州全体で二〇〇〇件に上る契約破棄件数は明らかにその日常化を表しているといってよい。北ディトマルシェン郡では「国内人」による発生件数は一三一件で、州内でも特に高い郡に属している。先の事例の背後にはこのような現実が存在していたのである。他方で全体で一六一件、北ディトマルシェン郡で五件の処罰件数 Bestrafung ――その内容は明らかでない――の存在は、奉公人たちが奉公人条例を意識せざるをえない客観的根拠と見なすことができよう。

次に「契約破棄」の遠因を表1－8の右欄の数字から類推してみよう。この表には、農業労働者総数に対する発生件数の比率を〈発生指数1〉として、契約破棄がすべて二〇ヘクタール以上の経営で生じたと仮定した場合の経営あたりの発生件数を〈発生指数2〉として、外国人移動労働者の農業労働者全体に占める比率を〈移動指数〉として、一〇〇ヘクタール以上経営の農地面積が総農地面積に占める比率を〈土地所有比率〉として示してある。（より詳細な算出は表欄外の注を参照されたい。）

まず第一に、〈発生指数〉と奉公人賃金の間には相関が認め難い。これは地域の事情に通じた奉公人は賃金を基準に農場を選ぶため、これが雇用主に対する直接の不満とならないことによると想像される。第二に、大土地所有地域において〈発生指数2〉が高いことが一見して明らかである。これは、第一には経営が大きいほど雇用労働者が多いため経営あたりの発生率は当然高くなるからであろう。だが、同時に、大経営ほど東欧季節労働者集団を積極的に導入する場合が多いという事情、他方で大経営は農民的地域に比べて奉公人への生活時間への支配度がより

強くその自己支配を求める彼らの意識との間でより強いずれを起こしているという事情もあるように思われる。[82]

最後に――最も強調したいことなのだが――特に〈移動指数〉と〈発生指数1〉の間には有意味の相関がみられる。むろん、流動性が高いことは「契約破棄」の日常化の条件であっても動機そのものを説明するものではない。しかし、これまでの叙述を振り返ってみれば、この時代の労働市場の特徴である流動化と拡大化が、旧来の農業雇用関係の変化に大きな作用を与えたことを、この数字は示しているとはいえないだろうか。

おわりに

農業奉公人は、まさに家父長的雇用主との間で奉公人的関係に入る点で、農業雇用の特性を最も体現する人々である。本章の眼目は、こうした農業雇用のありようが、労働市場の流動化と重層化をモメントにして、なによりもまず奉公人たちの生活時間の自己支配を求める動きとしてはじまっていくこと、そしてそうした動きを新たな労働慣行として容認するような状況が生まれていたことを明らかにする点にあった。「『家』と『移動』と『自由』と」という本章のサブタイトルにはそうした意味が込められている。ここでいう「自由」とは、なによりも「生活の自由」のことである。

家父長的な奉公人関係の再興がもはや非現実的であり、奉公人の雇用関係の焦点が「他所者」の奉公人をめぐる点にあったことは、奉公人問題の解決を目指し州農会の主導のもとで一八九〇年にノイミュンスターで結成された

「職業斡旋と奉公人制度改善のための協会 Verein für Arbeitsnachweise und zur Hebung des Gesindewesens」の活動経過にも垣間みることができる。[83] その名称が語るように、この協会の目的は、第一に「他所者」の奉公人の需要の増大とともに顕著になってきた民間の仲介業者の悪弊——法外な手数料、契約の不履行、手数料稼ぎのための「契約破棄」の促進など——を雇用主組織による奉公人斡旋業務により克服することであり、第二に奉公人の道徳を改善することであった。後者について、規約第三条は、会員は「自ら奉公人に神の畏敬、労働への忠誠と秩序、およびよき道徳を身につけさせる義務」を負い、また「服務手帳において真実でないことを証明しないこと」、特に「移動日外の離職 Abgang については理由を明記すること」を義務づけている。この規定は、奉公人条例の強化による改善が考えられないなかで、雇用主たちが集団的な相互規制によって家父長的関係を再興することを目指したものと見なすことができよう。

しかし、その後のこの協会の活動はもっぱら前者の活動に限定されたもので、道徳改善を目指す後者の目的は、組織的な活動としては何も具体化されはしなかったのである。これは明らかに目的設定自体が現実性を欠いたためと考えられる。前者の奉公人の仲介業務の方も、一八九〇年代前半においてはその斡旋数はさしあたりは取るに足らないものであった。しかし、既述のように一九〇七年におけるこの州の東部諸州からの奉公人の多さに、この組織の活動が何らかの形で関係していた可能性は十分存在する。全プロイセンでみると、この農業会議所の斡旋業務が、やがて一九〇八年の国境での季節労働者仲介組織である「ドイツ農村労働者中央斡旋所」の活動につながっていくのであった。

註

(1) 若尾祐司『ドイツ奉公人の社会史』(ミネルヴァ書房) 一九八六年。

(2) 肥前栄一『ドイツとロシア』(未来社) 一九八六年。同「フーフェとドヴォル――比較経済史の現代的可能性」『未来』二四二号、一九八六年一一月。

(3) 森建資『雇用関係の生成』(木鐸社) 一九八八年。また、「農村共同体と下層民」という視角から北西ドイツの農民村落の「閉鎖的」性格を実証的に論じたのは藤田幸一郎であったが(『近代ドイツ農村社会経済史』(未来社) 一九八四年)、農業奉公人については、最近では金子邦子「一九世紀ドイツにおける農業奉公人――バイエルンを中心として――」(秋元英一他編『市場と地域――歴史の視点から――』(日本経済評論社) 一九九三年所収)が、農業奉公人とゲマインデの関わりを問う視角から、農村共同体の閉鎖性の強固な存続をバイエルンにおいても確認している。その際、特に興味深いのは奉公人の家父長的な支配への隷属性がゲマインデの定住化政策と婚姻政策によって担保されていたという視点であろう。なお、第二帝政期における農村女性については、小農地域であるヴュルテンベルク農村の農民女性を論じた吉田美枝子「『近代』に直面する農民家族と女性」『お茶の水史学』第二九号、一九八四年、があるが、農業女子奉公人を固有のテーマとして論じた邦語論考は、管見の限り存在しない。都市における女子奉公人の実態を論じたものとしては、田村雲供「ドイツ帝政期における女子就業労働の社会的位相――「女中」の実態を中心に――」『文化史学』第四三号、一九八七年、同「ドイツ帝政期における官吏・家族・女性――「女中」労働の社会的位相――」『文化史学』第四四号、一九八八年、をあげておく。

(4) Reihbein, Franz, Das Leben eines Landarbeiters, hrsg., von Paul Göhre, Jena 1911; unveränd. Nachdruck, hrsg. von Karl Schaffhausen, Darmstadt 1973; unveränd. Nachdruck, hrsg. von U. J. Diederichs und Holger Rüdel, Hamburg 1985. レーバインは一八六七年ヒンター・ポムメルンの田舎町に仕立屋の次男として生まれた。一八八二年国民学校終了後ホルシュタイン・ディトマルシェンの甜菜工場 Zuckerfablik の牛飼い少年 Ochsenjunger としていわゆる「ザクセンゲンガー」に参加するが、途中ハンブルクで募集人 Agent からの逃散を敢行する。以来、三年間の兵役期間を挟んで二八歳まで彼はホルシュタインの農業労働者として生活した。一八九二年、同じ農場で女子の奉公人頭 Großmagd として働いていたドーラ Dora と結婚、これを契機に彼は農業奉公人から農業自由日雇いへと転身する。だが、一八九五年の秋に蒸気脱穀機に巻き込まれて右腕を切断。これによって彼の農業労働者としての生活は終わりを告げることになり、彼の自叙伝もここで終わっている。編者らの解説によれば、彼はその後キールに赴き、雑貨商などの窮乏生活を送った後、社会民主党SPDの地方機関誌の配達人となる。一八九九年にはシュレスヴィッヒ・ホルシュタインのSPDからエルムスホルン Elmshorn の党機関誌の出版を委託される。この頃には彼はこの地方の有力な活動家になったと思われるが、この時期の農業論争をめぐってレーバインは反修正主義派の立場に立ち、とりわけ農村アジテーションの必要性を強調したために、修正主義派の影響下にあった州党委員会のなかで孤立、このためであろう、一九〇二年にベルリンに赴くことになる。ベルリンでは彼は党機関誌『前進 Vorwärts』の地方報告者として、また一九〇七年からは労働組合の事務局で働くが、一九〇九年に死亡した。四二歳だった。この自叙伝の執筆は一九〇七～一九〇八年の頃だと思われるが、その経過はなお詳びら

かではない。なお自叙伝の信憑性の検討、および出版の経過については一九八五年版の編者の解説 (Ebenda, S. 328-347) を参照されたい。

(5) Ebenda, S. 345.

(6) Großmann, F., Die ländlichen Arbeiterverhältnisse in der Provinz Schleswig-Holstein, in; Die Verhältnisse der Landarbeiter in Deutschland, Bd. 2, (Schriften des Vereins für Sozialpolitik<以下 S. V. f. S と略記>, Bd. 54), Leipzig 1892, S. 406. なお、零細経営の数字については、本書第一節九三頁以下を参照のこと。

(7) 就業者全体に占める農業従事者の比率は、北ディートマルシェン郡については一八八二年が五四%、一八九五年が五二%、南ディートマルシェン郡については、一八八二年が六一%、一八九五年が五〇%、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州全体では一八八二年四四%、一八九五年三七%である。Reeder, A., Die Schleswig-Holsteinische Koppelwirtschaft, Borna-Leipzig 1908, S. 150.

(8) Kier, –, Über das Gemeindewesen in den ländlichen Distrikten der Provinz Schleswig-Holstein, in; Bericht über die Zustände und die Reform des ländlichen Gemeindewesens in Preußen, (S. V. f. S., Bd. 44), Leipzig 1890, S. 184.

(9) Sering, M., Die Vererbung des ländlichen Grundbesitzes im Königreich Preußen, VII. Erbrecht und Agrarverfassung in Schleswig-Holstein, Berlin 1908, S. 480; Kier, a. a. O., S. 185; Thomsen, E., Landwirtschaftliche Wanderarbeiter und Gesinde in Schleswig-Holstein 1880-1914, Phil. Diss., Kiel 1982, S. 28.

(10) Sering, a. a. O., S. 483; Bokelmann, Die bäuerlichen Verhältnisse der Provinz Schleswig-Holstein, in; Bäuerliche Zustände in Deutschland, (S. V. f. S., Bd. 23), Leipzig 1883, S. 56.

(11) Hirt, G., Soziale Probleme und Sozialismus in Dithmarschen in der zweiten Hälfte des 19. Jahrhunderts, in; Dithmarschen, Heft 4, 1971, S. 82; Heberle, R., a. a. O., S. 48f.

(12) Sering, a. a. O., S. 481.

(13) Hirt, a. a. O., S. 86; Großmann, a. a. O., S. 418.

(14) Hirt, a. a. O., S. 88.

(15) Hinrichs, P., Die landwirtschaftlichen Betriebsverhältnisse der großbäuerlichen Geest- und Fettweidewirtschaften in Dithmarschen. Arbeiten der Deutschen Landwirtschafts-Gesellschaft, Heft 188, Berlin 1908, S. 6-7.

(16) Matthiessen, M., Erinnerungen, Meldorf 1980, S. 7f. ; Thomsen, E., a. a. O., S. 28; Sering, a. a. O., S. 479; Vgl., Schur, H., Die Entwicklungsgeschichte der schleswig-holsteinischen Marschen, in; Zeitschrift für Agrargeschichte und Agrarsoziologie, 26 Jg. Heft 1, 1978, S. 3-12.

(17) Nissen, Nis R., Begleittext zur Ausstellung >Die Dithmarschen<, in; Dithmarschen, Heft 2, 1979, S. 84; Thomsen, E., a. a. O., S. 27f. ; Reeder, A., Die Schleswig-Holsteinische Koppelwirtschaft, Borna-Leipzig 1908, S. 45; Sering, a. a. O., S. 480.

(18) Landwirtschaftliches Wochenblatt für Schleswig-Holstein, 1890-1894, の該当記事を参照。

(19) Hinrichs, a. a. O., S. 18f., 21, u. 37. ちなみに、輪栽式 Fruchtwechselwirtschaft の場合の作付け順序はおおむね、クローバー＝小麦・冬大麦＝豆＝小麦・大麦・燕麦＝根菜類＝小麦・燕麦である。ほぼ完全なＢＨ型である。Ebenda, S. 18. これに対して改良穀草式 Feldgraswirtschaft を営む場合の作付け順序（ＢＢＨ型）の一例として、クローバー（放牧）＝クローバー（放牧）＝燕麦＝豆＝休閑＝小麦＝燕麦。Seing, a. a. O., S. 479.

(20) Tancre, A., Eine Studienfahrt durch Schleswig-Holstein 1910, Kiel 1911, S. 38f.

(21) Hinrichs, a. a. O., S. 19; Sering, a. a. O., S. 516; Ast-Reimers, I., Landgemeinde und Territorialstaat, Neumünster 1965, S. 287f.

(22) 砂糖については本書第三章第一節を参照のこと。畜産・酪農については、Achilles, W., Agrarkapitalismus und Agrarindividualismus—Leerformeln oder Abbild der Wirklichkeit ?–, in; Vierteljahresschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, 81. Bd., 1994, H. 4, S. 509, 521, u. 531f. また、都市における牛乳消費については、南直人「都市生活とミルク——「近代的」食生活の一側面——」（見市雅俊他）『青い恐怖・白い街——コレラ流行と近代ヨーロッパ——』（平凡社）一九九〇年、二一一～二四七頁、を参照のこと。

(23) Vgl. Thomsen, E., a. a. O. Anhang1. なお、一九〇〇年において北ディトマルシェン郡の牛の飼育頭数は四万八四一五頭、南ディトマルシェン郡のそれは四万八〇六〇頭である。Reeder, a. a. O., S. 153.

(24) Riegler, C. H., Emigration und Arbeitswanderung aus Schweden nach Norddeutschland 1868–1914, Neumünster 1985, S. 66.

(25) 畜産・酪農に関わる労働については、単に家畜頭数の増大だけではなく、一頭あたりに要する労働量の増大が問題にされなければならない。乳牛の品質が改善されるということは、毎日の搾乳の仕事、給餌の仕事、厩肥関連の仕事（寝わら入れ、厩肥出し、さらには厩肥の運搬散布や犂入れ）が増大するということ、平たくいえば、一頭の牛の世話に以前よりも手がかかることを意味するのである。W・アキレスによれば一九世紀中葉から第一次大戦前までの間に、乳牛一頭あたりに要する労働は全体として八〇％も増大したという。しかもこの間に乳牛の飼育頭数は全体として一・四倍の増大をみせたという。これらの負担は農民経営の場合主に家族労働力と奉公人、乳牛の場合は特に農婦やマークトにかかったのである。Achilles, W., Deutsche Agrargeschichte im Zeitalter der Reformen und der Industrialisierung, Strugart 1993, S. 280–283. レーバインによれば、当時ディトマルシェンの大農経営では、ポンプの設置や畜力による「藁草切り」の導入など、厩舎の労働を軽減する改善が進んでいたという。Rehbein, a. a. O., S. 244–245. しかし、一般には搾乳過程に典型的にみられるように畜産・酪農の機械化が進むのは、ずっと後のことである。こうした畜産・酪農への奉公人需要の高まりに対して応えたのが北欧の奉公人であった。なお、この点は本書補論を参照のこと。

(26) Matthiessen, M., ＞Gastarbeiter＜ für Rüben und Kohl vor dem ersten Weltkrieg, Blätter zur Heimatkunde, 1979, S. 1; ders., Erinnerungen, S. 16; Rehbein, a. a. O., S. 160.

(27) Matthiessen, Gastarbeiter, S. 1; Rehbein, a. a. O., S. 61 u. 267.

(28) Die Verbesserung der Wohnverhältnisse der arbeitenden Klassen in Schleswig-Holstein, Kiel 1888, S. 66f. 季節労働者の専用の住居は通常は

Schnitterkasernenという言葉があてられるが、以下、本書ではこれを「営舎」と呼ぶことにする。

(29) Matthiessen, Gastarbeiter, S. 1.

(30) Die Verbesserung der Wohnverhältnisse, S. 69f.

(31) Matthiessen, Gastarbeiter, S. 1 u. 2; Thomsen, E., a. a. O., S. 34 u. 188.

(32) Ebenda.

(33) Brockhaus, Stockhardt's angehender Pachter, Aufl. 8, 1892, S. 184.

(34) Vgl. S. d. d. R., Bd. 212, Tabelle 7.

(35) Rehbein, a. a. O., S. 260; Matthiessen, Erinnerungen, S. 17; Thomsen, E., a. a. O., S. 197.

(36) モナーヘンの数字については、Heider Anzeiger, den. 05. 01. 1888. E・トムゼンは、ディトマルシェンのモナーヘンの人数を、一八八四年八〇〇人、一九〇〇年一五〇〇人、一九〇五年三一〇〇人と見積っている。Thomsen, E., a. a. O., S. 68.

(37) オストプロイセンからの農業奉公人としての流出は、シュレスヴィッヒ・ホルシュタインに一二四九人、ブランデンブルクに一二六〇人、ヴェストファーレンに一〇八二人である。出典は表1-5に同じ。

(38) Thomsen, E., a. a. O., S. 68-74.

(39) メクレンブルクでは、「多くのデンマーク人の仲介業者Agentが主要駅のみならず農村部に直接入って暗躍している。彼らは(ポーランド人が)農場に着く前に接触して、高賃金で彼らをつって、間髪入れずに彼らをデンマーク行きの船に乗船させるのである」。デンマークとスウェーデンの農業季節労働の需要は二万五〇〇〇人ほどと見積もられている。Wenckstern, H., Landwirtschaftliche Wanderarbeiter in Mecklenburg 1902 und 1906, in: Zeitschrift für Agrarpolitik, Nr. 11., Berlin 1906, S. 430.

(40) この郡では一八九〇年に二七〇人の自然増(増加率七・四%)に対し、社会増はマイナス一八三人(同、マイナス〇・五%)を記録している。Sering, a. a. O., Anhang IV, Tab. XVII.

(41) Wibbna, Über die Arbeiterverhältnisse in der Schleswig-Holstein, (Arbeiten der Landwirtschaftskammer für die Provinz Schleswig-Holstein), Kiel 1900, S. 5-13.

(42) Thomsen, E., a. a. O., S. 21f. u. 33f.

(43) Ebenda. 畜産にウエイトを置くゲースト地域においては、特にマークト不足が深刻であったにもかかわらず、たとえ賃金が高くても農民たちは東西プロイセンやポーゼンの他所者の奉公人ではなく、土着のマークトを選好したという。Großmann, a. a. O., S. 426. ここで問題にされているのは明らかに労働力の質である。

(44) Rehbein, a. a. O., S. 128.

(45) Landwirtschaftliche Wochenbalrt für Schleswig-Holstein, Kiel 1894, S. 218, 記事のタイトルはLandwirtschaftliche Bericht, aus Südwestliches

Holstein.

(46) Götrsch, S., Stapelhorn Volkskultur, Neumünster 1981, S. 114.

(47) Ebenda.

(48) Sering, a. a. O., S. 485.

(49) Rehbein, a. a. O., S. 160-164.

(50) Ebenda.

(51) Vgl. Hopf-Droste, M. L., Das bäuerliche Tagebuch, Fest und Alltag auf einem Artländer Bauernhof 1873-1919, Cloppenburg 1987, S. 142.

(52) Thomsen, E., a. a. O., S. 119.

(53) Götrsch, S., Beiträge zum Gesindewesen in Schleswig-Holstein zwischen 1740 und 1840, Neumünster 1978, S. 67; 農民の富裕化に伴う奉公人部屋の形成についてはマクデブルクにおいても確認できる。そこでは大農たちはグーツ経営にならい厩舎の切り妻部分や台所に奉公人部屋を作ったという。Plaul, H., Landarbeiterleben im 19. Jahrhundert, Berlin 1987, S. 245. このように農村における近代家族の形成が、同時に奉公人層の分離＝可視化の過程でもあったことは、農村の「市民化」の質を考える上で重要な点であると思う。

(54) Sering, a. a. O., S. 499.

(55) Rehbein, a. a. O., S. 160; ダンスのために一晩で一〇～一二マルクを蕩尽するクネヒトもいたという。Großmann, a. a. O., S. 444. 当時の北ディマルシェン郡の郡都ハイデからシュレスヴィヒ宛の農業労働者の賃金・生活・住宅事情に関するマル秘報告にも、近年独身奉公人はダンスパーティーやお洒落への欲望が強く、将来への貯えができないほどだとある。Landesarchiv Schleswig 301-1350. (Heide, d. 12. 09. 1894)

ハノーファー農村においては、奉公人のダンス熱の抑制のため県知事が、一九〇〇年には各郡長宛にダンスの会の日時を各地域で統一するように求め、さらに一九〇二年にはダンスの日時を土曜の午後八時から一二時、および日曜の午後三時から一〇時に限定する旨の警察条例を出している。Meier = Kaienburg, H., Frauenarbeit auf dem Land, Bielefeld 1992, S. 295. 当時の奉公人のダンス熱の強さの程が窺い知れよう。

(56) Rehbein, a. a. O., S. 156f.

(57) Wittenberg, H., Die geschlechtlich sittlichen Verhältnisse der evangelischen Landbewohner in der Großherzogtümern Mecklenburg-Schwerin und Mecklenburg-Strelitz und der Provinz Schleswig-Holstein, Leipzig 1895, S. 40.

(58) Rehbein, a. a. O., S. 132 u. 247f. ; Thomsen, E., a. a. O., S. 216-222.

(59) Thomsen, E., a. a. O., S. 107.

(60) Ebenda, S. 119; Rehbein, a. a. O., S. 213.

(61) 奉公人のなかには地元の自由日雇いから供給される奉公人がいた。Thomsen, E., a. a. O., S. 117–118; Sering, a. a. O., S. 503. 表1–4の全体で二五%ほどを占める「当地生まれ」の奉公人たちの多くがそうした人々だったろう。彼らは生家との絆は保っていた可能性がある。ディトマルシェンではないが、例えば、マクデブルクでは、「ヴォルミアシュテット Wolmirstedt 郡、カルベ Kalbe 郡、オシャースレーベン Oschersleben 郡の奉公人たちは、二分の一から四分の三モルゲンのジャガイモ地を給与地として得るが、これは両親に差し向けられるか、あるいは彼らの洗濯や裁縫をしてくれる人にあてがわれた（一八九三年）」とか、やや古いが「両親は奉公人となった子供たちの裁縫や洗濯の世話をする。その代償として両親は子供たちのジャガイモ地を利用する。彼らは祝日や日曜日に一緒に畑仕事をする（一八四八年）」など洗濯や裁縫を媒介にしての生家との結び付きを示す叙述がみられる。Plaul, a. a. O., S. 206, 219, 222. なお、この点は本書第四章第一節も参照のこと。

(62) Flemming, Die Landarbeit in der Zeit der Industrialisierung, S. 256–258. 共同の食事慣行の存続を古い関係の存続の指標としている点は若尾祐司も同じである。若尾前掲書一九〇～一九三頁。

(63) Flemming, Die Landarbeit in der Zeit der Industrialisierung, S. 256.

(64) 例えば、表6–1②の大経営では、農場管理人 Inspektor の交替を契機にザクセンゲンガーの導入がはかられるが、それが常雇層と農場側の間の争いをもたらしたことが述べられている。そして、そこには地元の労働者たちがその雇用関係の変化を「東部になること」として否定的に捉えていたことが明白に語られているのである。Rehbein, a. a. O., S. 120–129, bes. S. 128.

(65) Hirt, a. a. O., S. 85.

(66) Rehbein, a. a. O., S. 160f. 「枝の主日 Palmsonntag」は、復活祭直前の日曜日。「聖金曜日 Karfreitag」は、復活祭前の金曜日。（図説ドイツ民族学小事典（同学社）一九八五年より。）

(67) Ebenda, S. 142f. u. 157.

(68) Hopf-Droste, a. a. O., S. 106.

(69) Großmann, a. a. O., S. 419f. u. 426. なお、この事例では読み取れないが、復活祭の時期が五月一日の農場移動日の直前であるということが奉公人たちにとって有利な条件として作用している可能性も考えられる。

(70) Götsch, Beiträge zum Gesindewesen, S. 74. f.; dies., Stapelholmer Volkskultur, S. 119.

(71) Vgl. Hopf-Droste, a. a. O., S. 111; Großmann, a. a. O., S. 410; Grunenberg, A., Die Landarbeiter in der Provinz Schleswig-Holstein und Hannover östlich der Weser, Tübingen 1899, S. 70f.

(72) Rehbein, S. 220–228.

(73) Ebenda.

(74) Brockhaus, a. a. O., S. 203f.

(75) Rehbein, a. a. O., S. 220-228.

(76) Ebenda, S. 237-240.

(77) レーバインは雇用主との相互不信が強まるなかで、解雇を雇用主から引き出すために、実は、この事件以前に、馬車の洗浄を命じられてこれを水路に投げ込んだり、化学肥料の重量測定の際に袋を秤の上に力まかせに投げおろしたり、アヒルの屠殺時に血を大地に流してしまったりなどの「受動的抵抗」を試みている。Rehbein, a. a. O., S. 230. それは、先の「復活祭をめぐる紛争」において奉公人頭が合法的抵抗の一形態として「命令を前後の見境なく形式的にのみ遂行」すればよいといっていることの実践でもある。(今風にいえば順法闘争か)。こうした行動はかなり一般的だったようで、例えばメクレンブルクのある雇用者は「私が一〇月二四日に一年間契約で雇い入れた男子奉公人たちは、春になると、黙って逃げ出すか、あるいは解雇されるために、家畜に乱暴に接したり、管理人に対して傲慢になったり、いつも食事に文句をつけたりした」と報告しており、また、同じくメクレンブルクの農会議長は「一九〇六年春、二四人の世襲小作人は全部で八人の男子奉公人に逃げられた。……本来の契約破棄は起きていないが、それでも契約破棄は存在している。奉公人たちは雇用主Dienstherr の生活をつらいものにし、一雇用主は彼らに損害の危険を抱かずに安心して家畜の世話を任せることができなくなっており、奉公人たちは自分の気に入ったことしかしないのである。だから世襲小作人たちは彼らが逃げるにまかせている」と述べている。(Ehrenberg, R., Der Kontraktbruch der Landarbeiter als Massen = Erscheinung, Berlin 1907, S. 4-5) この報告のなかの「解雇されるために家畜に乱暴をする」とか、「雇用主の生活をつらいものにする」「損害の危険を抱かずに安心して家畜の世話を任せることができない」ということの内容がレーバインの実践した合法的抵抗と一致するのである。興味深いのはレーバインが自分のこうした雇用主に対する抵抗を北西ドイツ民衆の伝説的英雄ティル・オイレンシュピーゲルになぞらえて正当化している点である。こうした自意識のあり方は、この事例のみでなく実は自叙伝全体に流れている通奏低音の一つであると私には思われた。それがどの程度まで一般の農村労働者の間に共有されていたか、それはわからないけれども。

(78) Ebenda, S. 142-148.

(79) Ebenda, S. 228f. u. 268f. ; Vgl. Ehrenberg, a. a. O., S. 4f.

(80) Großmann, a. a. O., S. 436f.

(81) 農業自由日雇い、近隣の「他所者」季節労働者、および「モナーヘン」は契約期間が短いこと、また契約破棄が生じても雇用者が申告する可能性は低いことから考えて、ここで「国内人」による契約破棄として記載されているものの主要部分はドイツ国籍の季節労働者と奉公人によるものと考えられる。ところで、一九〇七年の帝国職業統計によれば、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州における東部六州出身の季節労働者は二七八二人、同じく外国人季節労働者は三九六〇人、したがってほぼ四対六という比率である。(S. d. d. R, Bd. 210. また第三章の表3-4を参照。)両者の発生確率が同じとすると、東欧季節労働者の件数は外国人の三分の二の三〇九件、したがって、奉公人による件数は「国内人」全体の二二七六件中一九六六件、つまり八六%となる。

なお、ここでいう「件数」がどのような性格のものなのか、実をいうと出典文献に記載の原文書を問い合わせてみたが該当文書が見つからず、残念ながら不詳であった。だが、第三章の表3-7でみるザクセンについての契約破棄処分一覧表がこの表と瓜二つであるところから、おそらく警察調査に基づく史料だと思われる。もしそうだとすれば、ここに数えられているのは警察に申告されたものだけで、実際の件数はそれよりもかなり多いはずである。

(82) 例えばプレーン郡の三年間の発生総件数は三七〇件、〈発生指数1〉は五・三%、〈発生指数2〉は三八・二、〈移動指数〉二・八、〈土地所有指数〉四〇・五、奉公人頭年賃金は三五〇マルクである。みられるように、移動指数が低いのに発生指数が高いというやや特異な数字である。(算出および出典は表1-8の欄外の注を参照のこと。)プレーン郡長は、一方で季節労働者(ザクセンゲンガー)が土着者の契約破棄を誘発しているということの他に、特に農村労働者の間でのアルコール問題が農村秩序に重大な悪影響を及ぼしていると報告している。Großmann, a. a. O., S. 468-469.

(83) Landwirtschaftliche Wochenblatt 1890-1894. この協会についての活動はすべてこの雑誌の記事によっている。

第二章　北西ドイツ農村における「土着」と「他所者（フレムデ）」

――蒸気脱穀機と農村放浪者――

はじめに

前章では、農業奉公人について、この時期の農業労働市場の流動化を背景とする彼らの生活領域での自立化のありように焦点を合わせて論じた。同じくホルシュタイン・ディトマルシェン地方を対象としながら、土着の農業日雇い労働者家族と、新たに登場する「他所者」の労働者、特にモナーヘンと称された農村放浪者に焦点を当てることによって、一九世紀末における農村雇用関係の重層化と農村社会の変質のありようをよりトータルに描いてみること、それが前章を受けての本章の目的である。

ここで雇用関係の重層化という場合、それは労働者に即していえば「土着」自由日雇い家族と「他所者」移動労働者の関わり合いを念頭に置いているが――常雇／非常雇、子供／大人、男／女、土地の所有／非所有、集団／個人などを基準として多様な形態を示す農業労働者を、あえて「土着」／「他所者」という区切り方でみようとすることの含意は序章で論じたとおりである――同時にそれは、労働市場、社会領域、そして狭義の雇用関係の各領域における重層化としても捉える必要がある。このうち第一の労働市場の変化については、既に第一章第一節で扱い済みである。したがって、ここでは、それを踏まえた上で、まず第一に、土着自由日雇い家族と「他所者」労働者の生活と労働のありようの実態を述べたい。そして次に、それらの分析から得られた認識を前提として、特に脱穀労働者の保険問題をめぐる動きの分析から、農民層＝ゲマインデ支配層、および国家の対応の特徴を明らかにするこ

とにより、この時点での農業労働者問題として存在した農村放浪者問題に対する農村社会の処理の仕方の特徴をみてみたいと思う。

なお、当該期の農村放浪者についての研究は、社会史や犯罪史研究の近年の進展とともに、今後その関心が高まるものとは思われるが、現在のところは歴史研究としてはほとんど存在しない。また、同時代においては主に「刑法学」がこの問題を論じているのが目を引く。放浪や乞食は当時においてなお軽犯罪と密接に関わるものとみられていたのである。

第一節　土着の農業労働者家族の生活と労働

以下では、零細な土地経営と農業賃収入によって成り立つ土着の農業労働者家族の社会生活のあり方、雇用状態のあり方、および彼らに対する労働支配のあり方をおさえた上で、労働市場の流動化と需要の季節化という再生産の不安定化に対し、彼らがどのような方向に活路を見いだそうとしたのかを問題にしたい。

1　生　活

西部ホルシュタイン地方の農業労働者家族の生活空間のあり方は、既に第一章第一節で述べたところの地域類型

写真 2-1　ディトマルシェンの農業自由日雇いの「小屋」
山羊は農業労働者にとっての「牛」である。
出典：Nissen, Nis-R., Kaiserzeit auf dem Dorf. Landleben um 1900 auf Fotos von Thomas Backens, Heide 1984, S. 52.

に対応して異なった構造をもっていた。コッペルヴィルトシャフトに基づき集村制をとるゲースト地域においては、放牧を中心とする繁殖牛生産を主体とすることもあって、農業労働者たちは、主に農民の敷地内の専用の「労働者小屋」ないしは「隠居小屋」に住むインステン Insten と呼ばれる常雇労働者たちであった[1]。これに対し孤立農圃制をとるマルシュ地域の農業労働者たちは主に自由日雇いで[2]、その居住形態の点でみても、大農の敷地内ではなく、古い堤防沿いなどの村落の周辺部に集住していた[3]。（写真2-1、写真2-2参照）。当時、古い堤防は数少ない共有地で、安価な住宅地として開放されていたという[4]。集落の構成者は、非自立的小農民や日雇いたち、さらには零細漁民など農村下層民で、日雇いた

写真 2-2　ディトマルシェンの堤防沿いに立つ農業自由日雇いの「小屋」

子供は 1900 年と 1903 年生まれ．手前の子は女の子の格好をしているが，実はどちらも男の子．母はマリアといい，1874 年生まれでこのとき 32 歳頃．

彼女には 5 人の子供がいた．写真の中に干してあるシーツは末の子のアルマのおしめ．この家は労働者の持ち家で 2 部屋からなり，うち 1 部屋を祖母が利用する．屋根に大鎌が刺さっているのがみえる．

出典：Ebenda, S. 41.

ちは、毎朝、仕事場までの道を徒歩で通ったのである。その所要時間はおよそ三〇分であった。[5] 彼らはその性格上複数の大農経営に従事するから、集落定住が雇用情報収集など、機能的な面で重要な意義をもつことは明白であろうが、しかし、それ以上に、そこは彼らが社会的に帰属する生活空間であった。この地域にも存在する長い冬の夜の集いがそれを物語る。冬の燃料の節約の意味もあったのであろう、彼ら隣人の日雇いたちの家族は、持ち回りでこの集まりをもったという。[6] こうして一方での大農経営の孤立農圃制と他方での農村下層集落の形成は、大農層と農業日雇い層の日常の社会生活にお

ける分離の表現だったのである。

農業日雇い家族は、ふつう庭地や零細な農地を経営し、山羊や豚なども飼っていた。これに携わるのは主に女たちである。[7] こうした家畜の飼育には、農業変革の共有地分割のおりに救済策として残されたわずかな採草地や放牧地が、細民たちの共有地としてある程度の役割を果たしていたようである。[8] 住居や経営地が借家・借地される場合も、その契約は農業日雇い相互の間で結ばれた。[9] 一般的にいえば家貸し人がホイスラーHäusler、借家人がアインリーガーEinlieger ということになろうが、両者の関係が社会的にどの程度意味のある階層差なのかどうかは不詳である。（ディトマルシェンではアインリーガーという呼称はない。[10]）

いずれにしても、ここでは、彼らの零細経営が農業雇用関係とは関係のない自立したものであり、その点で大経営の常雇農業労働者や、ゲースト地方の大農の敷地内に住むインステン、さらには、いわゆるホイアーリング関係などにみられる小作地経営とは土地所有の性格において異なるものであることを確認しておきたい。

2　雇用と労働

農業自由日雇い家族の再生産が各家族員の多様な労働によるとはいえ、主要な収入の源泉は男の農業日雇い収入である。したがって、どのような形で雇用機会が獲得されていたかが主要な問題となろう。表2-1は、第一章で触れたレーバインの一八九〇年代初めの雇用状態を示したものである。彼は一八八一年から一八九一年まで一〇年間の奉公人時代の後、結婚を契機に一八九一年から一八九五年まで農業自由日雇いとしての生活を送っている。（彼は

表 2-1　土着の農業自由日雇いとしてのレーバインの雇用状況 (1892-1895)

時期		職種	備考
1892	春	ある大農のもとでの農耕→播種労働 泥炭採掘 (ゲースト地区)	結婚生活開始まで移動労働者の生活 出来高賃金 Akkordlohn
	夏	堤防の建設	
	秋	収穫労働	
	冬	冬季失業	結婚生活開始，第 1 子誕生
1893		キール運河建設	徒歩 8 時間，週一度帰宅
	春	複数の大農のもとでの農耕労働	
	夏	煉瓦工 (仕上げ)	日曜帰宅 (週 20 マルク)
	秋	収穫労働 (知己の大農) 脱穀労働	
	冬	甜菜工場 (製造)	
1894		〃　(農業)	日 1.5 マルク
	春↓秋	2 大農のもとでの農耕労働 (播種，土地改良，牧草の収穫，穀物の収穫など) 脱穀労働 (投入者 Einleger)	第 2 子誕生
	冬	甜菜工場 (製造)	1893 年と同一経営
1895		〃　(農業)	
	春↓秋	播種労働 特定の大農のもとで， 種馬の管理 (発情期) 収穫労働＋種馬の管理 (非発情期) 脱穀労働 (投入者)	 (日 1.5 マルク) (請負賃金 Akkordlohn) 通勤可能距離 事故により右腕喪失
	冬	(予定) ある馬商のもとで Koppelknecht	高賃金

注　：場所は，特に指摘していない限り，北ディトマルシェン郡．なお，レーバインはこの間に庭地を借地し，豚 1 匹を飼育し，じゃがいもを栽培している．
出典：Rehbein, Das Leben eines Landarbeiters, より作成．

結婚後はホイスラーの借家人である。)

この表から特徴として二点を指摘しておきたい。第一点は雇用機会の循環性である。一見して、就業機会の多様性と短期性、不安定さが明らかであるが、全く無秩序なわけではなく、ほぼ季節を契約期間の単位として、春は播種、夏から秋にかけては収穫、脱穀労働、そして冬は甜菜工場の精製労働から農耕作業という就業機会のサイクルが読み取れるのである。しかも、脱穀作業と甜菜工場は明らかに同一の雇用主である。ここで

は大農に関しては必ずしもその同一性は読み取れないが、一般にこの地方では、労働者と彼の雇用主との関係が良好なところでは両者が常にともにあることも珍しくなく、多くの大農経営では労働不能になるまで雇われつづける「固定者 Feststeher」と呼ばれる労働者が存在するといわれており[11]、事実上、循環性の雇用状態が成立する余地があったと思われる。むろん、賃金の方は労働市場の需給状態や季節に応じて相当の変動をするから[12]、雇用機会の定期的な獲得が家族の経済的再生産を保証するものではないことは明記すべきであろう。

第二点は、農業雇用機会のみならず、在地の農外雇用機会にも多く依存している点である。具体的には堤防建設、キール運河建設、煉瓦工、甜菜工場などである。後に第四章で見るように、ワイマール期からナチスの時代においては、国家による干拓事業の展開により、「干拓・堤防労働者＋農業労働者」という半農半工型賃労働がこの地方の土着の農村労働者の一般的な存在形態であった。また、他方、甜菜工場についてはキャンペーン期間中は農耕作業・収穫作業には従事せず、あくまで加工工程に従事している点にも着目されたい。甜菜収穫作業は季節労働者の領域なのである。なお、表中の「甜菜工場（農業）」とは、季節労働者がいなくなる冬季の間の廐肥散布の仕事である。

では、農業労働領域そのものにおいて、雇用主の労働力支配は――ここで「支配」というのは、さしあたり有効な労働力管理のありようという意味だが――どのような形で実現されていたのだろうか。労働者自身の労働に対する態度に着目しつつ、レーバインの叙述からこの点を収穫労働についてみてみよう。

収穫作業は請負形態 Akkordarbeit（出来高賃金と同義）で行われ、二人の刈り人と一人の結束人から一つの作業単位が編成される。（写真2-3）。そして賃金率は一モルゲンを単位として決められ、刈り人の賃金率は結束人賃金率の二倍であった。要するに三人は結果的に平等な賃金を得るのである。収穫労働には「ゲースト地方の人々 Geestlüd」

写真 2-3　ディトマルシェンにおける収穫作業の様子
出典：Thomsen, J. W., Vom Hakenpflug zum Mähdrescher, Heide 1983, Nr. 36

と呼ばれる近隣からの労働者、さらには後述するモナーヘンたちも参加しており[13]、その場合には作業単位が雇用主により編成される必要があることが、一括した請負賃金ではなく、このような役割に応じた賃金率体系が存在していた理由だと思われる。これに対して、先のレーバインの場合は妻と義理の兄で単位を組み、また畑では男に限らず女や子供たちも収穫作業に励む光景がみられたというから、土着の労働者の場合、収穫労働は事実上は家族請負に近い意味をもっていたと思われる。

土着農業労働者家族にとっては収穫労働は年間収入の三分の一から二分の一を取得する稼ぎ時である。彼らにとって最大の問題は雨であった。多少の雨なら決行するが、ひどい雨のときは稲むろの陰で仕事を中断して雨が止むのを待たざるをえない。雨が止めば失った分を取り返すために前より一層強く鎌を振った。このため時には夜を徹して働いたという。これに対応するように、大農は「雨が降りそうだ」というだけであった[14]。

このような労働者の態度から読み取れることは、収穫労働は彼らにとって数少ない賃金収入獲得の機会として、また、その賃金は家族賃金として意識されていたこと、そしてこうした労働と賃金に関する意識のあり方が、大農の労働領域での支配の実現のための主体的要因になっていることである。このような支配のあり方は、家父長的意識に支えられるものではない点で奉公人支配のありようとは異なり、他方で後述する「他所者」労働者の労働に対する意識のあり方と基本的には同一のものであったと思われる。

農村下層集落の形成にみられる大農からの生活空間上の分離、残されたわずかな共有地や、給与地ではない土地での自給用農産物の生産を条件とする再生産のあり方。そして、季節的循環性と農工複合的な性格を帯びた雇用機会と賃金を基準とした労働に対する動機づけ。このような土着農業労働者家族の特徴は、彼らが大農のもとでの雇用を再生産の必要条件にしつつも、生活と労働の両面において特定の大農のもとに包摂されるような存在ではないこと、また、これに対応して大農の方も彼らの再生産に対して全面的な保証を与える責任をもたないこと、そのような構造が背後にあることを示すものだと考えられる。

3　生活の不安定化に対する対応

さて、このような構造のもとで、一層進む生活の不安定化に対し、土着の農業労働者たちはどのような対応を示すのか、それが次の問題である。以下では、彼らの対応の仕方における特徴点として、専門的常雇労働者化と「小所有」志向の二つの点についてみてみたい。

第一に、労働力市場の流動化の進展は、一方で、第一章でみたように、「他所者」労働者の流入による土着農業労働者の特定領域での農業雇用の縮小をもたらしたが、他方で、こうした変化は技術革新の過程をも伴うものであったため、部分的ながら専門的常雇労働者層の形成を促す側面をもっていた。例えば、甜菜工場には既婚の馬方奉公人 Pferdeknecht が雇用されていたが、彼らは、主に役畜作業や機械の操作を仕事とし、その家族は農場の家族住居に住んでいた。[15] つまり、専門的常雇労働者化は、一方では農村下層集落からの離脱と大経営への包摂を意味し、同時に他方では、大経営の労働力の軸となる東欧の季節農業労働者に対して上層労働者として関係することを意味していたのである。こうした位置づけは、数は少ないとはいえ、大農の敷地内の専用の小屋に住んでいたといわれる既婚の奉公人たちについても妥当すると思われる。[16]

こうした専門的常雇労働者化は、穀作経営のみならず、不況に伴いその比重を高める大農的肥育経営においてもみられた。P・ヒンリックスは、この地方の肥育経営についての分析のなかで、新しい雇用契約として次のような請負形態がみられたことを報告している。請負労働者の家族は雇用主の敷地内にある庭地つきの住居に住む。家賃はない。肉牛と豚の厩舎での飼育の全作業を請負い、夏は放牧地での家畜の管理と搾乳を行った。賃金は搾乳一リットルあたり一ペニヒ、子牛誕生一頭あたり四マルク、放牧牛と牧草の管理に〇・五ヘクタールあたり二・五マルクなどと出来高で支払われ、固定給を受け取ることはないという。[17] 明らかに、彼らはそれまでのインステンなどの常雇労働者と違い、畜産に特化した専門的熟練労働者である。彼らの所得は熟練度に応じて相当の幅があるが、総じて他の農業日雇いに比べ恵まれたものであった。[18] 先にあげたレーバインは、もし脱穀労働での事故で右腕を失わなければ、その後、ある家畜商のもとで高賃金でコッペル奉公人 Koppelknecht として働く予定であったというが、[19] こ

れもそのような社会的上昇の一形態であったと思われる。

土着農業労働者の対応の特徴として第二に指摘しておきたいのは、彼らの小所有志向である。ここで、第一章第一節に掲げた表1－1(1)をもう一度みて欲しい。特に二ヘクタール以下の零細経営層の数字を見ると、両郡が対照的な動きを示していることが読み取れよう。この数字が物語るもの、その一つは農業日雇いたちの土地取得への意欲であり、取得の条件の地域的差異であった。ゼーリングによれば、マルシュ地域では土地価格が高く零細経営は引き合わないため農業日雇いたちの小農的上昇は生じていないのに対し、ゲースト地域ないしその境界地域の採草地や泥炭地などの未開発地では細民たちの入植活動が活発であった。ある労働者が一片の分割地を獲得し、さらに若干の地片を付け加え、やがて土地台帳の項目の表紙に「農民 Landmann」と記入するという現象もしばしば起きており、また、マルシュ地域の労働者で上昇意志の強い者はゲースト地方に土地を購入したという。[20] 両郡の数字の動きの違いは、大農層の政治的社会的支配力が強いマルシュ地域から、相対的に小農・中農層の比重が厚いゲースト地域へという居住地の移動を伴う農業日雇いたちの土地取得の動きを反映していたのである。小土地取得への動機は、経済的には、家族就業を再生産の条件とする家計構造にあって、自給部分の増大により家計水準を維持、向上させることにあったであろうが、同時に土地所有による社会的地位の獲得といった社会的動機の存在も見逃せないと思う。

だが、表1－1(1)における二ヘクタール以下層の増大は農業労働者のままでの土地取得拡大の結果としてのみ見なすことはできない。というのも、この時期に何らかの形で土地を経営する農業労働者の数は、むしろ減少気味と推定されるからである。[21] 表2－2は主業別にみた副業的農業経営を営む者の比率を示したものであるが、とりわけ工

表 2-2　主業別にみる副業的農業経営を営む者の比率[1]
(1907 年，シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州)

I	a　農業	管理・事務職	24.6%
		労働者・日雇い	45.4
	b　漁業，林業など	自立経営者	55.7
		被雇用者	45.4
II	工業・手工業	自立経営者	36.6
		被雇用者	14.9
		(うち，労働者・職人・徒弟)	15.1
III	商業・サービス業など	自立経営者	30.3
		被雇用者	8.8
IV	失業者		13.6
V	その他[2]		2.9
	計		14.4

注　：(1) (各副業的農業経営数/各従業員数)×100
　　(2)自由業・公務員・家事奉公人・移動賃労働者など
出典：Statistik des deutschen Reichs, Bd. 211 u. 212 より作成。

業・手工業においては、農業副業を営む者が自立経営主で三六・六%、労働者では一五・一%に上っており、工業労働者・手工業者と土地との結び付きの強さが明瞭である。一般に「居つき工業化[22]」として議論されている労働者・手工業者の存在のありようをここにも見いだすことができるであろう。だが、強調したいのは、これは、日本の兼業化において想起されるような農業労働者ないし零細農が土地と結び付いたまま工業労働者化するあり方ではなく、むしろ土着の世界における「脱農業雇用＝工業労働者・手工業化」が、零細地や自己住宅などを内容とする小所有志向に動機づけられていたのではないかという点である。

ディトマルシェン地方についてのものではないが、この点を考える上で非常に示唆的な一つの事例が、同じく北西ドイツ地域に属するヴェストファーレンのザウワーランドの「クリスチアン家」の歴史、ある無産の農業労働者家族の数世代にわたる〈小所有化〉の歴史である。M・レーリッヒの研究によれば、初代クリスチアン夫婦は、当初は農民敷地内に住む無産の農業

労働者（Beilieger）から出発するが、一九世紀中葉に生涯独身の奉公人であった義弟の貯蓄を資金に（義弟は死亡）、まずは分割地を取得し、その後にはじめて自分の家を村に建てるのである。新しい家は「クリスチアン」と命名されたが、それはクリスチアン家の人々が自立した村人であることを示すものであった。興味深いのは、彼らはその後小農として経営的に自立していくのではなく、まさに取得したこの小所有を維持するために、農業日雇いのみならず、第二世代のときには鉛鉱山の坑夫として働き、そして鍛冶屋を経営するにいたる点である。しかも、その間も農業経営拡大の意志は強く、新しい厩舎も建てている。こうした延長線上で、二〇世紀に入り第四世代はペンドラー（＝通勤労働者）になるのである。[23]

この事例がどこまで一般化できるかはわからないし、またクリスチアン家の動きが、本章で問題にしているような「他所者」労働者の流入に伴う農業構造と雇用関係の変動とどこまで関連しているのかも不明である。だが、この事例は、紛れもなく「小所有」志向を媒介に、大農の雇用関係からの離脱と土地取得、そして農外雇用が結合していく過程を示している。労働力市場の流動化に伴い生活の不安定化に直面したディトマルシェン地方の土着自由日雇いの人々も、また、こうした「小所有」志向にとらえられていたのではないかと思われる。[24]

第二節　「他所者」農業移動労働者――東欧季節労働者とモナーヘン

既に述べたように、マルシュ地域における主要な「他所者」農業労働者は、近隣のゲースト地域からくる収穫労

働者（主に小農民で、収穫期になると鎌を背中に抱えて「人間市 Menschenmarkt」にやってくる）[25]、甜菜工場と穀作地域を中心に、東部プロイセン諸州やガリチアなど東欧から調達された季節労働者、そしてモナーヘンと呼ばれる放浪型の季節労働者の三つの労働者群からなっていた。第一の収穫労働者が一九世紀初頭以降の伝統をもつものと思われるのに対し[26]、第二と第三の労働者群は、よりはっきりと一九世紀後半になって登場してくるグループである。さらに、次章で詳論するように、第二の東欧の季節労働者の登場が中部ドイツを中心として展開する広域的現象であるのに対し、モナーヘンはホルシュタイン地方に特に強い現象であったと思われる[27]。このように、三つの「他所者」労働者群はその時代性や地域的な広がりの点で性格を異にするものであったが、ここでは流入地域全体の農村社会構造の変化のありようを問題とする立場から、むしろその重層性の方に着目したい。同じ理由から、季節労働者の問題についても、本来ならば供給地域の経済構造を含めた労働力市場全体の構造のあり方が問題とされねばならないが、ここでは主に流入地での生活と労働の形態を問題とすることに限定したい。以下、本章の中心となるモナーヘンに関する叙述に移る前に、この点を考慮しつつディトマルシェン地方の季節労働者の状況に関して述べておきたいと思う。

1　東欧季節労働者

さて、甜菜工場の農業労働力構成は、既に述べたように住み込みの常雇労働者を上層に、東欧からの季節労働者を下層に構成され、さらに間引きや甜菜収穫などの短期的な労働需要を充たすものとして地元の女性・児童労働力

が大量に動員された。[28] また、季節労働者の「営舎」は、土着の農村下層集落ではなく、工場や分農場の敷地内、またはこれに隣接して建てられ、その規模は大きなもので一棟あたり二〇〇名の収容可能人数を誇った。一階は組頭の専用住居、保健室、共同の大食堂から、二階以上は男女の寝室から成っているのがふつうの構造で、このためこの住居は「ロシア人兵舎 Russenkaserne」とも呼ばれたという。[29]

ところが、一八九〇年代後半以降におけるキャベツ作の展開を契機に、大農層一般に季節労働者への需要が高まると、新たにより小さな規模の「営舎」が大農の協同で建てられるようになる。そして、これらの「営舎」は労働者の生活と労働の管理のために監督官を必要とした。ヴェッセルブーレン地区には各々三〇人の収容能力をもつ二棟の「営舎」があったが、どちらにもポーランド語を話すドイツ国籍人の組頭 Vorarbeiter / Vorschnitter / Aufseher がいた。彼らは「営舎」付属の住居に住み、自らは労働せず監督のみを行い、さらに小さな食堂を営み、賃金計算を行った。この地区では、その他にも四棟のやや小規模の「営舎」があり、やはりそれぞれ組頭がいたという。[30] また、南ディトマルシェン郡にも「営舎」があり、二人のドイツ系ポーランド人の組頭が毎年春に人々を募集するためにポーランドへ赴いた。二人はそれぞれ六組の労働者夫婦を連れて戻り、甜菜カブの仕事と穀物の収穫作業を請負で行う旨の契約を結んだという。[31] 当時の州農会発行の農業週刊誌上には組頭による請負契約締結の広告が散見されることなどから考えても、[32] この事例のように、組頭は、調達、生活の管理、労働の組織を行う事実上の中間雇用主であるというのが実態であったと思われる。「営舎」では毎日曜日にダンスパーティーが開催され、女たちは「民族衣装」をまとったが、同時に日曜は、また、季節労働者と監督官の間の口論や殴り合いが頻発するときでもあったという。[33]

労働市場の流動化と拡大を背景に登場する、こうした仲介者を媒介とする安価な季節労働者集団の利用という形態は、第三章で詳述するように、マルシュ地域に限らず東部ホルシュタイン地方、さらには中部・東部ドイツにおいて一般にみられることである。[34] しかし、グーツ地域と異なるマルシュ地域の大農たちの特徴は、彼らが季節労働者の調達や生活維持の点のみならず利用の点でも協同組合方式を有効に活用している点にある。M・マティーセンによれば、マルシュ地域では、まず、ポーランド人労働者は男たち、女たち、そして少年たちと三つのグループに分けられた（これに対応した形で賃金も等級づけられている）。男たちが農耕労働に従事している一方で、女たちは協同組合所有の「営舎」に集められて組頭の監督のもとで集団で仕事をすることになるが、その際に彼女たちは協同組合の持ち株に応じて作業日を確保している農民経営を次々と代わっていくのである。さらに穀物収穫時には女たちは個々の経営に割り当てられたという。[35] このような男女の利用の仕方は、後に第三章で述べるグーツ経営におけるものとはかなり異なっている。

こうした協同組合形式による季節労働者の利用は、一八九四年から北隣のアイダーシュテット郡でも行われ、さらに東エルベ的な大経営の支配する東部ホルシュタイン地方では、ゲースト地方のある農業村落住民の男女からなるフライコープス Freikorps と呼ばれる移動労働者組織が存在したといわれる。これは、組頭が請負契約を取って、農場から農場へと収穫期間中渡り歩くものであった。[36]

一般に、協同組合方式が季節労働者集団の利用においてどの程度の広がりで採用されていたかは、なお明らかとはいえないが、ここではそうした一般とは異なる「面的な」利用方式こそが、第一には、グーツ経営のみならず大農を中心とする農民経営においても、低賃金労働者としての季節労働者の有効な調達・利用を可能にしたこと、第

二には、ただしそれが仲介者の季節労働者の集団としての掌握を必要不可欠の条件とすること、これらの点を確認しておきたい。そして、一般に地縁に基づく集団行動を特徴とする季節労働者と[37]、以下にみるような個人主義的な行動規範に基づくモナーヘンは、その集団の編成原理が決定的に違うとはいえ、こうした中間的雇用主の存在を特徴とする点では両者は共通している。そして季節労働者の場合、それが労働領域のみならず生活領域における管理をも伴うものである以上、土着労働者との間に日常生活における断絶が生ずるのは、むしろ当然であったといえよう。が、この点についての詳しい考察は第三章に委ねることにしたい。

2　モナーヘン

モナーヘンに移ろう。彼らは特定の住所地をもたず家族も形成しない放浪者たちで[38]、その行動様式は原則として個人を単位とするものであった。この点で彼らは季節労働者のみならず、土地との強い結び付きを特徴とする土着の農業労働者とも行動原理を異にしていたのである。そこで、まず彼らのモナーヘンとしての生活歴を辿ることで、こうした彼らの特質を浮き上がらせたい。以下は、オッヘンビュッテルのある農家の息子H・ルーフトによって叙述された、彼の父に雇用された三人のモナーヘンの遍歴の概要である[39]。

①ロバート・ギーゼンベルク Robert Giesenberg

ヴァルテ川（オーデル河支流）のランズベルク郡で生まれ、季節労働者としてヴェッセルブーレンの甜菜工場

へきた。彼はこの地にとどまり、同じく季節労働者であったポーランド人と結婚をした。四人の子供が生まれたが、ギーゼンベルクが酒に溺れたために離婚。その後、彼はディトマルシェン地方を転々とし、オッフェンビュッテルの左官の手伝い人、その翌年の冬はヴェッセルブーレンの農民のもとで廐舎の手伝い人として働いた。そこを去った後、当時泥炭地での運搬作業の手伝い人を捜していたルーフトの父により彼は雇用されたのである。時々、彼は飲み友達のたくさんいるヴェッセルブーレンへ出かけた。また、マルシュ地域の収穫期には、彼はヴェッセルブーレンの「人間市」に行った。彼は腕のいい結束人であった。収穫後もそこに滞在する場合もあったが、彼は再びこの農民のところに帰ってきた。が、やがて、アルコール禍のせいで衰弱し、最後は胃癌で死んだ。

②アウグスト・ローシャイド August Roscheid

オストプロイセンのある農場で生まれ、若くして職を求めてベルリンに出たが、都会生活に適合できず放浪の身となった。西ブランデンブルグ、ドイツ中央部を転々とし、ヴェストファーレンの農民のもとで働くのも束の間、その後マクデブルクで甜菜カブの堀返し、ボイツェンブルクの化学肥料工場と遍歴を重ねる。その後ラウエンブルクに向うが、そこで物乞いをしたかどで警察に逮捕された。オッフェンビュッテルでは、ある泥炭所有者のもとでの泥炭の運搬人、リューネブルクでは収穫穀物の運び入れと馬鈴薯の取り入れに従事した。再びオッフェンビュッテルに来たとき、ルーフトの父が彼を手伝い人として雇った。耕起を除いた他の仕事に彼は通じていた。日曜日になると近隣の村々で終日飲み明かした。ある年にはライ麦の収穫が終わった後フェー

マルン島に収穫労働にでかけたが、終了後は再びこの農民のもとに帰ってきた。六〇才になり、アルコールのせいで体が随分と衰弱した頃、彼はここを去った。

③ゲオルク・シュレーダーGeorg Schröder

ハンブルク生まれ。若い頃はエルベ川の航海士や監視人として働いていたが、酒に溺れて妻子を見放した。東部ホルシュタイン地域に長くいた後、フェーマルン島に渡り、ある大農のもとで倉庫の管理人の仕事を得るが、穀物泥棒の一件に巻き込まれて八〇か月の刑に服する。服役後、再び東部ホルシュタインに仕事を見つけるが、管理人を殴って解雇。その後は暫くの間、彼はある宿屋（ガストホーフ）の簡易宿泊所に泊まり、刑務所で覚えた技術でかごを編んで生活の糧とした。マルシュ地域では、彼は村外れの盛り土の上に住み、やはりかごを編んで暮らした。その頃、ルーフトの父が泥炭の運搬手伝い人として彼を雇った。彼は運搬のみならず牧草の運び入れも行ったが、マルシュ地域で油菜の脱穀がはじまると、彼は前年の約束でメルドルフの脱穀機所有者のところへ赴いた。翌年も収穫の手伝いにくるという約束を守り、その後数年の間、この農民のもとで働いた。やがて年金を受ける年となり、彼は再び盛り土の上に自分の庵を作って、かご編みと年金で暮らすようになった。日曜日は行きつけの宿屋（ガストホーフ）の酒場で過ごした。庵が老朽化して壊れた後、彼はメルドルフの老人ホームに入り、数年後にそこで死んだという。

以上の三例は、各々異なった様相をもつとはいえ、近代市民社会への不適合を通じてそこから疎外された、単独で放浪する農業移動労働者としてのモナーヘンの特徴を鮮やかに示している。特に「放浪」が、「アルコール」、穀

表 2-3　フェーマルン島のモナーヘンの出身地と前職（1900-1905 年頃）

出身地	前　職	出身地	前　職	出身地	前　職
Magdeburg	煙草巻き工	Göttingen	煙突掃除人	Wien	ボーイ
Passau	ブリキ職人	♀ Böhmen	旅芸人	Lüneburg	身体障害者
Plauen/Vogtl.	ガラス労働者	Kaiserslautern	聖職者	Altona	染色工
Emden	航海士	Uckermark	粉ひき	Breslau	窓ふき人
Erfurt	庭師	Kopenhagen	タイル職人	♀ Dresden	スナックのママ
Rostock	菓子屋	Stuttgart	宿屋	Königsberg	売春斡旋人
Frankfurt/M	騎手	Lübeck	仕立て職人	Duisburg	てき屋
Harburg	沖仲士	Lissa/Posen	高校教師	Bramsted/Hol.	小農の息子
Oberschlesien	車力	Bremerförde	船乗り，動物使い		
Rheinhessen	将校	Berlin	鋳掛け屋		

注　：♀は女子．特に女のモナーヘンたちは Rosalinden と呼ばれた．
出典：E. Thomsen, a. a. O., Anhang, S. 22-26 より作成．

物泥棒などの「犯罪」、そしてここでは明示的には出てないが「乞食」「暴力」という観念と結び付けられていたことは、彼らがまさに「気質（かたぎ）の世界」の向こう側にいる存在としてみられていたことを物語っている点で重要である。ちなみに、一九〇九年にシュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州で乞食や農村放浪のかどで有罪判決を受けた者の数は約六〇〇〇人で、全有罪者のほぼ五割を占めたという。プロイセンのそれは約二割であったというから、その比率の高さが窺われよう。[40]

さらには彼らが共通して収穫期には必ず収穫・脱穀労働者としてマルシュ地域やフェーマルン島に行くことにも注意されたい。彼らは農村の「外部」でありながら、農業の最下層の労働力市場に位置づけられていたわけだが、他方で彼らの出自は、それが同時に都市労働力市場の最底辺とも結び付いていたことを語っている。表2-3は一九〇〇～一九〇五年頃にモナーヘンのメッカであったフェーマルン島の、主に裁判文書や警察関連文書からピックアップされたというモナーヘンたちの出生地と前職を示すものである。出自の多様性が顕著であるが、全体の傾向として北部・中部ドイツの都市の職人・労働者出身という像を認めることができる。[41] この地方の大農経営は経済的にはこのような労働力の存在を経営の存立条件として

写真 2-4　**ヴェッセルブーレンにおける「人間市** Menschenmarkt**」**
ヴェッセルブーレンの教会の前で行われている。
出典：Rehbein, Das Leben eines Landarbeiters, Hamburg 1985. 付属の写真から。

いたのである。

若干エピソードめいた話になるが、彼らの特異性を示唆するものとして、彼らの秘密裁判に触れておこう。フェーマルン島のモナーヘンの研究家P・ヴィーペルトによると、彼らにとって最大の罪とされるのは仲間を警察に密告するという裏切り行為であって、これに対して秘密裁判が行われる。裁判は中心となる三人の協議によって召集され、顔を隠した一三人のモナーヘンたちが独特の方式によってこの儀式を行ったという。「有罪」の場合は、集団リンチとフェーマルンからの永久追放の処分、「軽い罪」の場合は他のすべての仲間の世界――夜の簡易宿泊所、モナーヘンの飲み屋、教会での共同飲食、村の井戸のお気に入りの場所――に近づけなくなるという。[42] 以上の点は事実に関する信憑性について疑義なしとはいえないのだが、彼らの「異文

化」性が少なくとも住民の間で「危険なもの」として意識されていたことは伝わってくるように思う。この他にも、モナーヘンたちは独特の暗号めいた文字を使っていたとされる。[43]

本章ではマルシュ地域での農業雇用関係に主要な関心があるので、以下ではマルシュ地域での収穫・脱穀期間を中心とする彼らの居住、調達、労働のあり方に叙述を限定しよう。

さて、彼らは、脱穀期間中は主に宿屋(ガストホーフ)や専用の簡易宿泊所 Massenquartier に泊まるか、あるいは村落周辺部、主にキール運河の堤防の上で野宿をした。[44] 当時人口約二二〇〇人のヴェッセルブーレン地区だけでなんと三六軒もの専用の簡易宿泊所があり、部分的に彼らを宿泊させる宿屋(ガストホーフ)を含めるとそれは四一軒に上ったという。[45] こうした彼らの宿泊専用の大部屋は、土着者が入るには相当の勇気を要するものであった。[46] 東部ホルシュタイン地域のフェーマルン島やオルデンブルク地区の宿屋(ガストホーフ)の場合は、通常の地元の農民用の客間の出入口と彼らの出入口は別に設けられており、酒や食事の提供も小窓からお金と引きかえに提供されたという。[47] いずれ

写真 2-5　モナーヘンの肖像
左の男は August Rappenpimmel，右の男は Fritz Zigeuner というニックネームで呼ばれていた．
出典：Hansen, N./Tillmann, D., Schleswig-Holsteinische Dörfer in der Kaiserzeit, Heide 1990, S. 54.

にしてもここでも土着者とモナーヘンの日常的な生活空間の断絶は顕著である。

宿屋（ガストホーフ）は単にモナーヘンたちの宿泊所にとどまるものではなかった。宿の主人は、大抵の場合、モナーヘンや、先に述べたゲースト地域からの収穫労働者などの「他所者」農業労働者、さらには奉公人の職業斡旋人でもあった。農民による彼らの調達は、ヴェッセルブーレンの教会前の広場で週二回、他のところでは週一回もたれる「人間市Menschenmarkt」を通じて行われたが（写真2－4、写真2－5参照）、その場合にも宿の主人が斡旋者として重要な役割を果した。彼らは、これと思う労働者を「人間市」から宿屋（ガストホーフ）の客間で待機する農民のもとへ連れてきて引き合わせ、契約成立となれば仲介料を得た[48]。通常は、モナーヘンがいる隣の大部屋から労働者を客間へ連れてきて仲介をした[49]。宿屋（ガストホーフ）の主人が賃金水準の形成や実際の労働条件のあり方に対してどのような機能を果たしていたのかは詳びらかではないが、このような形でモナーヘンの生活空間において宿屋（ガストホーフ）がセンターとしての位置をもっていたことの意義は大きかったと思われる。

このようにして調達されたモナーヘンたちは収穫労働と脱穀労働に従事した。刈り取りは熟練を要するが、彼らは農業労働者としては未熟練労働者であったから、刈りを除く結束および運搬過程にのみ携わった[50]。先に述べたように、刈り取りは土着の農業労働者家族、または近隣ゲースト地方の収穫労働者によって行われたのである。しかし、西部ホルシュタイン地方では、移動賃脱穀経営の展開に伴ってモナーヘンはなによりも脱穀労働者として現れた。以下、節を改めて脱穀労働者の問題としてこの点を論じてみることにしよう。

第三節　脱穀労働者の保険問題

これまでの叙述は、土着の農業労働者家族と「他所者」農業移動労働者という視角から、農業労働市場と農業雇用関係、および生活空間を含む彼らの存在のありようにおける両者の重層的構造を明らかにすることを主眼としていた。問題はこのような構造の変化がどのような新しい質をもつ農村社会を形成させたのかという点である。以下、脱穀労働者の保険問題に対する農民層と国家の対応の特徴を見ることで、その一端を明らかにしたいと思う。が、その前に脱穀労働がどのような形で行われていたのかを述べる必要がある。

さて、移動賃請負脱穀制度は、機械親方 Maschienenmeister と呼ばれる蒸気脱穀機の所有者ないしは賃借人が、農民から穀物脱穀の依頼を受け、脱穀機、蒸気動力機、および脱穀労働者からなる脱穀ユニットを携えて、期間中農場から農場へと渡り歩く制度である。一八八〇年頃には北ディトマルシェン郡の西部マルシュ地域だけで二二名の賃脱穀機所有者が活動しており、そのために約七〇〇名の脱穀労働者が雇用されていたといわれ[51]、一九〇〇年には北ディトマルシェン郡には四〇の脱穀業者と八〇〇人を越える脱穀労働者の需要があり[52]、また一九一〇年頃には南北ディトマルシェン郡およびシュタインブルク、レンズブルクの四郡で、約一七〇台の蒸気脱穀機が稼働し、このために約三〇〇〇人の労働者が何らかの形で必要とされていたという[53]。

機械親方は、脱穀労働者を調達し、さらに彼らに賃金を支払ったから、事実上の雇用主である。一つの編隊は約

二〇〜三〇人から編成されていた。このうち蒸気動力機の運転に携わるボイラーマン Heizer、それに実際に穀物を脱穀機に投入する「投入者 Einleger」が基軸となる熟練労働者であった。（写真2-6において手前の機関車のような蒸気動力機を扱っているのがボイラーマン Heizer であり、写真2-7の記念写真において、写真向かって右の脱穀機の上に立っているのが投入者 Einleger、そのもとで酒瓶をのぞき込んだりしているのがモナーヘンだと思われる。）彼らは他の労働者に比べ時給が一〇ペニヒ高く、また親方や農民家族と食事を共にし、夜はベットが与えられた。彼らが土着の人から成ることは明らかである。これに対しモナーヘンたちは補助労働者である。彼らの食事は農場の戸外での合同会食であり（これは農婦の指導のもと、農場の女子の家事奉公人により準備された）、夜は廐舎や納屋で眠るか、あるいは野宿であった。[54] ここでも、労働領域のみならず生活領域をも包括する形での中間雇用主－土着上層熟練労働者－下層のモナーヘン労働者という重層的な雇用関係が看取されるのである。

農民から親方へは、主に脱穀に要した時間数に応じて支払われ、これに対応してであろう、賃金は時間給であった。そして、土着の農業労働者家族が収穫労働に対して示したように、ここでも脱穀労働者の関心は、限られた期間中に最大の賃金を獲得することに向けられたようである。彼らは、週一〇〇時間を越えればよい週だったと見なし、八〇〜一〇〇時間ならばふつう、八〇時間以下だと悪い週と見なした。レーバインは自らの体験として、ある賃金支払い日に親方が誇らしげに、「我々は先週一二四時間を達成したぞ」と告げたとき、非常に満ち足りた気分が湧いてきたと語っている。[55] もっとも、同じ賃金を獲得するにしても、土着の労働者が家族の再生産のため年間賃金の一環としてこれを意識するのに対し、モナーヘンは賃金支払い日の翌日には稼いだ金を酒場での飲酒に蕩尽してしまうのがふつうであったが。[56]

写真 2-6　蒸気脱穀機による脱穀の様子
手前で蒸気動力機を扱っているのが「ボイラーマン Heizer」
出典：Thomsen, J. W., Vom Hakenpflug zum Mähdrescher, Heide 1983, Nr. 54

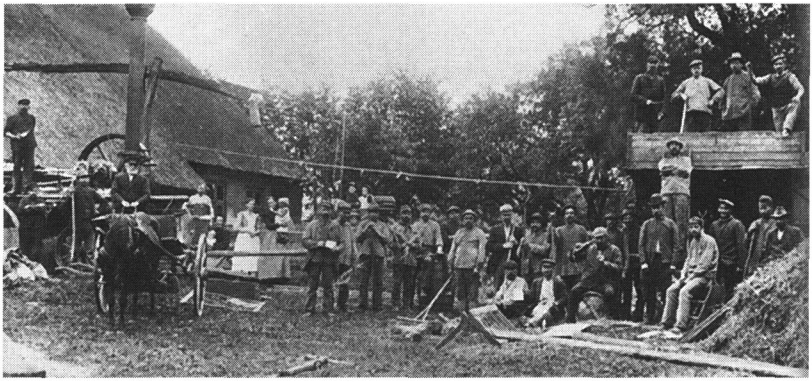

写真 2-7　脱穀労働者と脱穀労働に携わる労働者たち
出典：Thomsen, J. W., Vom Hakenpflug zum Mähdrescher, Heide 1983, Nr. 56

このような長時間労働、劣悪な労働条件のもとでの機械作業は、新たに労働災害を頻発させた。一八八七年の九月と一〇月の二か月だけで、地元新聞ハイダーアンツァイガー紙は指の切断、腕の切断、内臓破裂の三件の脱穀労働災害に関する記事を載せている。記事によればいずれの労働者も災害保険に加入していなかったという。[57] 先にあげたレーバインも脱穀機に巻き込まれて片腕を失っており、そのために、彼は農業労働者としての生活を打ち切らざるをえなくなったのであった。[58] こうして、一八八〇年代後半、この地域では脱穀労働者の保険問題が社会問題として顕在化するにいたった。これは、J・ヴィッヒマン（J. Wichmann 以下JWと略記）というある農業労働者の労働災害の補償をめぐる問題、脱穀機所有者による脱穀労働者健康保険設立の運動、および農業労働者のゲマインデ健康保険への加入強制化という相互に深く関わる三つの動きからなっていた。以下、これらについて順にみていきたいと思う。（以下、史料は主に Landesarchiv Schleswig-Holstein, Abt. 101, Nr. IV A IV (40), および地元新聞ハイダー・アンツァイガー紙（Heider Anzeiger）一八八七年～一八八九年による。）

1　脱穀労働者JWの災害補償負担をめぐる問題[59]

七人の子持ちであるラインスビュッテル出身の脱穀労働者JWは、一八八七年八月に、同じ地区出身の蒸気脱穀機所有者Hにより脱穀労働者の投入者として雇われるが、九月二六日、ツェーンフーゼンの大農Wのところで脱穀作業中に事故にあい、指三本を切断した。彼はヴェッセルブーレンに居住していたから、ヴェッセルブーレンの地区救貧連盟は、一八八八年二月二〇日まで総額一三二マルクの扶助をJWに与えた。その後、救貧連盟は一八八三

年の労働者健康保険法第五八条に基づき、脱穀機所有者Hがゲマインデ健康保険、あるいは地区健康保険 Ortskrankenkasse への通告義務を怠ったとして、連盟がJWに与えた一三二マルクをHが支払うよう彼を簡易裁判所に訴えた。しかし、四月二三日、簡易裁判所はそのような通告義務を認めないとの判断を下した。そこで、五月一八日、ヴェッセルブーレン教区ゲマインデは、いったい誰にこの一三二マルクの負担を請求すべきかに関して郡長の判断を求めた。郡長を介して、判断はシュレスヴィッヒ州政府に委ねられた。これに対し七月二七日付けで州政府より送られてきた回答は、救貧連盟の補償要求は脱穀機所有者Hに対してではなく、労働者JWの保険義務を負う地区健康保険に対してこそなされるべきであり、また、この義務に関しては通告義務の有無の問題は関係ない、という内容のものであった。

他方、これと並行する形で、Hの属する北西鉄鋼同業者保険組合が、脱穀労働者が組合の災害補償対象かどうかを検討。JWの申し立てに基づき、同業者保険組合の仲裁裁定所が彼をキールに召喚した。さらに、七月一〇日には、JWより以前に、同じ脱穀労働者の災害補償問題を起こしていたシュレージエン出身の脱穀労働者Tに対し、帝国保険局の判断が示された。その内容は、Tは農業労働者と認められるため彼の雇用主は農場主であり脱穀機所有者ではないこと、このため鉄鋼同業者保険組合に補償の義務はないというものであった。この判断は、Tを同業者保険組合の災害補償対象者と認めた州の仲裁裁定所の判断を覆すものであった。さらに、また、これとは別に、ヴェッセルブーレンの脱穀機所有者たちが帝国保険局に対して雇用主確定の判断基準を示すよう求めた請願に対する保険局七月二八日付けの回答も、Tの件に関する判断と同じ趣旨に沿ったもので、脱穀労働者は鉄鋼同業者保険組合ではなく、「農業者の経営に従事するものとして、所轄の農業同業者保険組合により災害補償されるもの」とい

う内容であった。

こうした流れのなかで、九月一五日、先の州政府の指示により一三二マルクの負担を指示された地区健康保険はこれを強く拒否。その理由として、第一に、七月二八日付の帝国保険局の判断によりＪＷの雇用主は農業主Ｗと見なされるが、彼は地区健康保険への通告義務を負ってはいないこと、また第二に、そうした形での農業労働者の通告事例はこれまでないこと、さらに第三に、ＪＷは地区健康保険に加入しておらず、その義務もないことがあげられた。他方、ＪＷの鉄鋼同業者保険組合に対する災害補償請求も、八月三日にキールの仲裁裁定所により、そして一八九九年二月一二日には帝国保険局により、最終的に棄却された。以上が経過の概略である。

移動賃脱穀制度の登場の農業史的な意義は、一九世紀後半の農業構造の転換期にあって、蒸気脱穀機という新たな経営固定資本の調達と利用が、農民的経営においてはもはや個別経営の枠内では対応できず、何らかの形で社会的に組織される必要を示したことにあろう。賃脱穀制度は、そうした経営資本「社会化」の私的・市場的対応形態ともみることができる。だが、そのことは、同時に脱穀労働の雇用関係に関わる問題も、個別経営の枠内ではなく社会的に処理されなければならないことを意味していた。モナーヘンという新種の労働者グループをいったいどういう枠組みで統合・制度化するのか。彼らをいったいどのような社会グループとして了解し、自分たちの社会的コードのなかに埋め込んだらよいのか。労働災害の頻発の問題で問われたのは、まさにそのことだったのではないか。以下、この点を意識しつつ、この問題に対する国家と農民層の対応の特徴についてみていきたいが、その前に、この複雑な事例を理解する前提として、当時の農業労働者保険の概略について簡単に触れておくのがよいと思われる。

よく知られるように、一八八三年の健康保険法、および一八八四年の災害保険法は、工業労働者を対象とし、農

業労働者を対象とするものではなかった。農業労働者保険は、工業とは別枠で、一八八六年五月五日の「農林業に従事する人々の災害健康保険法」によって成立する。この別枠扱いは、一八八九年の障害・老齢者保険法を別にして、基本的には一九一一年の保険法の改正まで継続されるものである。[60] 別枠扱いの理由は、農業は工業とは根本的に事情が違うという考え方に基づくものであったが[61]（この考えは、農業労働者も農業の雇用も、市民法で規制されるような「近代的」労働者や雇用ではないという考え方にもつながるものである）、同時に労働者の立場からみれば、実質的には社会保険の制度化による農業労働者の救済が工業労働者に比べて不十分であることを意味するものであった。

一八八六年法では、農業健康保険法の制度化は、各州法、各自治体の条例によるものとされ、帝国レベルでの制度化は行われなかった。しかし、州のレベルでの立法化も実際はほとんど行われなかったから、農業健康保険の導入は事実上、各地区やゲマインデでの条例化にかかっていたのである。[62] 実際、社会政策学会の行った農業労働者報告のうち、北西ドイツおよび中部ドイツ地域の農業労働者の健康保険に関する報告を見ると、農業労働者の保険加入の義務化の導入は各地区、各ゲマインデごとに非常にまちまちであり、また雇用主が保険料負担を行っているところはほとんど存在していないことがわかる。[63]

これに対して、災害保険法の方は、帝国立法に基づき実施されたが、農業同業者保険組合の地域的編成や保険料の割り当て方などは各州のレベルで決められた。特に、プロイセンにおいては、農業同業者保険組合は地域を単位に組織され、保険料の徴収もゲマインデ行政機関が一般の租税に上乗せする形で一括して行われたといわれ、事実上ゲマインデとの重なりが大きかったと推測される。[64]

以上のことを念頭に置いて、この事例について考えてみよう。この事例では健康保険法と災害保険法の二つの問

題が一緒に論じられている。つまり、第一に、一八八三年の工業労働者を対象とした健康保険法に関わって救貧連盟がJWに与えた一三二マルクを誰が負担するのかという問題、そして第二に、JWは一八八四年の工業労働者を対象とする災害保険法に基づく補償資格をもつのかどうかという問題が、JWの雇用主が機械親方なのか農業者なのかという雇用主の確定の問題と関わりながら相互に絡む形で進行している。[65]

そこで、まず後者、つまり災害保険における国家の対応だが、帝国保険局は、なにより脱穀労働者を農業労働者と見なし、脱穀労働関係を大農-農業労働者関係のなかに取り込もうとしている。このことは農業労働者の再生産保証の問題としては、農業同業者保険組合による補償、つまり労働者としての性格によるのではなく、同じ農業従事者としての性格に基づく補償を意味した。農業災害保険法はその法の構造として職能的原理を内包していたといわれるが、その原理の現れをここにもみることができると思われる。[66]

これに対し、健康保険については、シュレスヴィッヒ州政府は労働者の加入通告の有無に関係なく地区健康保険が彼の災害保険義務を負うと規定した。これは、JWのゲマインデ居住者としての性格に基づく統合を志向するものといってよい。しかも、地区健康保険が当時の農村の主要な保険機関であったことを考えるならば、州政府の対応はより実質的な救済を意図したものと思われる。[67] 雇用主の負担ではなくゲマインデ構成員の負担による再生産保証という意味でこれをゲマインデ原理による統合と呼ぶこともできるかもしれない。

このように、国家の対応は必ずしも統一的なものではなかったが、全体としてみるならば、新たな農業雇用を擬似的に個別経営内での大農の雇用関係に押し込めようとする点や、または地域定住を前提とする形での保証を考える点において、新種の脱穀労働者を「土着の農業労働者」という既存の枠組みのなかでなんとか処理しようとした

ものとみることができるのではないかと思う。この点は、後述するポーランド人季節労働者が「エスニシティ」を根拠にして明確に「外国人季節労働者」という新たなカテゴリーで制度化された点と好対照をなしている。

しかし、第二に、この事例でより注目すべきことは、農民層の対応、すなわち結果的にJWへの補償が地区健康保険の抵抗にあって実現されなかったこと、つまり制度的統合を拒否する農民たちの態度である。州や国境を越えて広がる労働市場から安価な農業移動労働者を調達することで、より一層の資本蓄積をはかる大農層にとって、ゲマインデ単位での農業労働力の再生産保証原理は、一部の土着の奉公人ないし上層熟練労働者を別にして受け入れる必要性をもたないものであった。これは同時に、右記の国家の対応が受け入れられなかったことを意味する。こうした大農層の態度、および国家とのズレは、以下にみる脱穀労働者の保険問題をめぐる他の二つの動きのなかにより鮮明に読み取れるのである。

2　賃脱穀機所有者たちによる脱穀労働者のための健康保険設立の運動

脱穀労働者問題が社会問題化するなか、一八八八年一月八日、蒸気脱穀経営の中心地であった西部マルシュ地域で活動する一六名の賃脱穀機所有者たちは、ヴェッセルブーレンのホテルに集い、脱穀労働者専用の健康保険の設立を当局に請願すること、また、そのための保険の規約草案を作成することを決議した。参加者はヴェッセルブーレン教区を中心に、隣接の教区や、さらには南ディトマルシェン郡のヴェルデ教区の者も含まれていた。規約草案では、その前文で当地で脱穀労働に従事するすべての労働者のための強制加入の健康保険設立を要請する旨が唄わ

れ、また、第九項では、労働者は毎週あるいは毎日きちんと保険金庫に、しかも自分の手持ちから保険料を支払う義務があること、そしてこの労働者の自己負担の原則は、脱穀機所有者が所有者ではなく労働者のための採用者でしかないことにより根拠づけられると規定し、雇用主が保険料負担を負わないことを明記していた。

さて、この請願に対して三月七日付けでシュレスヴィッヒの州政府より回答が寄せられた。それによれば、脱穀労働者は流動性が非常に高いため地区健康保険が唯一可能な保険の形態であるが、そのためには関係ゲマインデの承認が必要であるというものであった。しかし、既に土着の農業労働者を既存の地区健康保険の加入対象者としていたノイエキルヘ教区は提案そのものに反対し、他の関係ゲマインデも、拒否、ないしは予想される財政的負担を負わないという条件付き賛成の態度が大勢を占めた。こうして脱穀労働者の健康保険設立の運動は結局、挫折に終わったのである。以上が経過の概略である。

この事例では、より明瞭に、土着農業労働者ではなくモナーヘンを主体とする「他所者」の脱穀労働者の救済が問題となっている。そして、ここでも国家、およびゲマインデ＝農民層の対応が、ＪＷの災害補償負担の件で述べたものと同じ特徴を示していることが読み取れよう。脱穀機所有者たちの試みは、特定の社会層を対象とし、かつ複数のゲマインデにまたがる健康保険の設置を要求するものであり、この点で、脱穀労働者の労働者としての契機に着目する形で問題の解決を目指すもの、言い換えれば「脱穀労働者」という新たなカテゴリーを制度化することを目指したものといえる。が、これは、まず最初にゲマインデ原理での再生産保証を基調とする国家の対応と衝突し、その結果、目指す保険の設立が地区健康保険の形態をとらざるをえなくなり、事実上、農民層の負担を意味するものとなったとき、関係ゲマインデの拒絶にあって挫折してしまうのである。ただし、ここでは機械親方たちは、

先の帝国保険局の雇用主規定を盾にとり、自らを雇用主としてではなく採用者としてのみ規定することで保険料負担を回避しようという態度を示しており、この試み自体、再生産保証のあり方としてはもともと限界をもっていたものであったことも見落としてはならない。[68]

3　強制加入のゲマインデ健康保険の設立

一八八七年一二月九日、ヴェッセルブーレンの教区ゲマインデ議会は、農業労働者を義務的な加入対象とするゲマインデ健康保険の設立を決議した。その際に、加入対象者としては主に蒸気脱穀機に従事する人々が念頭に置かれていた。しかし、これに対する六月二六日の州政府の通達は規約上の欠陥を指摘し、許可の条件としてこの健康保険の規定が郡決議により全郡に適用されることをあげた。これを受けて九月二一日の北ディトマルシェン郡の郡会および村長会議において、強制加入のゲマインデ健康保険の対象を農業労働者にまで拡大適用することが決議される。他方、これとは別にヴェッセルブーレンの地区健康保険は一一月七日の総会において、一時的就業の「他所者」農業労働者は強制加入義務のある保険会員とは見なさないことを決議。その理由として、地区健康保険は資金の見通しの問題と、流動性の激しい労働者に対する管理の難しさをあげている。

こうしたなかで、ヴェッセルブーレンでは、一二月一日より奉公人を含む土着の農業労働者がゲマインデ健康保険に加入することを義務づけられ、その後一か月の間に約一二〇名が加入した。が、やがて財政困難、特に被保険者側の問題による運営上の困難より、先の郡会決議は再度放棄されることになったという。[69] 以上が経過の概略であ

る。

この事例では、先の二つの事例と異なり、形式的にせよ農民層はゲマインデ健康保険への農業労働者の強制加入を承認している。土着の一部の熟練労働者層や奉公人層に関しては、この層の労働力不足もあって、ある程度の統合の必要性があったことがこうした行動の背景にあったと思われる。しかし、同時に、ゲマインデ健康保険の設立が当初脱穀労働者の救済を目的として提起されたにもかかわらず、結果的に救済の対象が事実上、土着の農業労働者に限定してしまうと推測されることに、そしてより明白には、地区健康保険が脱穀労働者の保険加入拒否の決議を行ったことにみられるように、「他所者」労働者の再生産保証拒否の態度が彼らのもう一つの基本的態度であったことが、この事例でも示されていると思う。

当該期の農業労働者の再生産保証に対する農民層の負担回避の姿勢自体については、いくつかの叙述を重ね合わせることによって十分に読み取ることができる。例えば、レーバインは、この頃、農民が権力を握るマルシュ地域の村落ゲマインデにおいて、借金の返済が不能となり貯蓄金庫に引き渡された家持ち農業労働者の家屋をゲマインデが購入し、破壊したと述べている。既婚労働者はもう必要なく、むしろ失業が増えることによる救貧負担の増大を回避することがその目的であったという。[70] また一八九四年一月の州農会発行の農業新聞には、農業労働者の災害に対しゲマインデがその治療費を一三週間にわたって支払うことは小さなゲマインデには大きな負担になっている、との苦情ともいうべき投書が見いだされる。投書者のゲマインデはこの年この種の支払いを四〇〇マルクほど抱えていたという。[71] これなどは、同時に労働災害の多さも物語っているといえよう。

農民層の農業労働者の社会的コスト負担への対処の仕方は、「土着」と「他所者」の労働市場の二重化の進行を背

景に、現実には社会的コスト負担の「土着」労働者への限定という形をとり、モナーヘンについては安価な使い捨ての労働力としての利用にとどまり、あくまで農村の「外部」に放置する。結局のところ、農民たちはモナーヘン労働力を、例えば「脱穀労働者」として新たにカテゴライズしないのである。では、マルシュ農村社会はモナーヘンという「他所者」をどう了解するのか。おそらく、残された了解の仕方は、彼らをその「放浪性」「暴力性」「犯罪性」などの社会的契機によって了解すること、制度的には「刑事法」を基準として境界づけることではなかったろうか。そして、第四章で述べるように、こうしたモナーヘンに対する対処のありようは、ワイマール期におけるこの地域の農村再編をその深部で規定していくのである。

おわりに

一方に、東欧の農業労働市場に結び付く「外国人」季節労働者、および都市市民社会の脱落者から供給される農村最下層の移動農業労働者モナーヘン、そして他方に、「他所者」労働者に対し上層熟練労働者として関係し、あるいは大農への包摂を嫌って小農化、または〈小所有志向に媒介された工業労働者化〉への志向を見せる土着の農業自由日雇いたち。彼らは雇用主に対して家父長的関係を受容するような態度をとらない点で共通しているとはいえ、土地や家族に対する関係のあり方の点では行動原理を異にし、労働の領域や社会生活空間でも互いに交わることが少なく、各々異なった社会集団を形成する。そして、特に季節労働者の協同組合形態での調達と利用にみられるよ

うな生活時間全般にまで及ぶ中間的雇用主の媒介的支配を必要条件とする雇用体制の成立。労働市場の拡大と流動化を背景に、労働市場、労使関係、社会生活空間の各レベルで複雑に絡み合って進行するマルシュ地方の農業雇用関係の重層化は、以上のような内容をもつものとして整理することができよう。

そして、一連の脱穀労働者の保険問題の経過から見る限り、こうした農業雇用関係の変容を背景に大農層は、「他所者」労働者に対しては安価な労働力としての利用にとどまり、彼らの再生産を公的に保証することを拒否する。「他所者」としてのモナーヘンは、あくまで「外部」に置かれ、むしろ「放浪性」「暴力性」「犯罪性」などの契機によってしか枠づけられなくなるのである。むろん、こうした動きに対しては、大農経営への包摂を嫌い小農化を志向する土着労働者や、および定住の意思をもたない「他所者」労働者の行動様式が、さらにはこの問題への国家の曖昧な態度が、ある程度まで呼応していたのであるが。

ところで、労働問題にみられる大農層のこうした態度は、「農民貴族」化[72]とも称されるような、この時期の経済的な富裕化に伴う社会的性格の変化と深い関わりがあったと思われる。マルシュ地域の大農の地租純収益 Grundsteuer-reinertrag は一ヘクタールあたり五〇マルクと評価され、一〇から二〇マルクのゲースト地方の農民に比べほぼ五倍であり、不況にもかかわらず彼らは商業的農業の展開や協同組合や農会などの活発な活動により大土地所有者に匹敵する利益をあげるにいたったといわれる[73]。こうした富裕化を背景に、彼らは都市の工場所有者や商業顧問官を手本としてその生活様式の著しいブルジョア化を志向した。息子は将来の近代的農業経営者として農業専門学校に通い、娘はピアノのレッスンに明け暮れた。また、彼らは仲間うちでは誇り高き「農民 Bauer」であったが、外に向かっては「農業者 Landwirt」「農場所有者 Hofbesitzer」を自称したという[74]。これらは意識の上での農民世界からの離脱、所

有ブルジョアジーへの帰属を意味するものといえよう。

こうした富裕化や、生活態度と社会意識における所有ブルジョア化は彼らの政治的立場にも影響を与えた。この地方は一八六七年のプロイセン併合に対する反感から第二帝政期を通じ主に中小農民層を基盤とした自由主義的潮流の強いところであるが、この頃になるとこの反プロイセン意識は徐々に後景に退き、穀物作を柱とする大農層を中心に関税問題での保護主義への傾斜、さらには部分的とはいえ東エルベの大農業者が主導する農業者同盟への参加がみられるようになる。[75]

大農層の所有ブルジョア化と新保守主義を受容する形での「国民化」。この問題は第二帝政期農民論の重要課題である。この過程の具体的分析は本書の守備範囲とするところではない。だが、繰り返しになるが、以上の農村の「最底辺からのアプローチ」は、農民層の政治的変化についても、それが雇用関係の大きな変革と密接に関わっていたことを示唆しているのであり、その点では農民の固有のイデオロギーや農業諸団体を軸に国家と農民の関わりを論じてきた従来の研究においては欠落していた新しい視点を提供しうるものだと思う。

さて、一九世紀後半のマルシュ農村のこうした構造変化は、ワイマール時代のマルシュ農村をどう規定していくのか。また、それは、この地方の早期のナチズム受容とどう結び付くのか。それが第四章の課題である。だが、このテーマに移る前に、もう一つの、そしてより一般的なドイツ農業の新たな「他所者」労働者について触れておかなければならない。それは外国人季節労働者、とくに「ポーランド人」労働者である。

註

(1) Großmann, F., a. a. O., S. 425 u. 425; Die Wandlung der landwirtschaftlichen Arbeitsverfassung in der Industriegesellschaft, Gesellschaft für sozialen Fortschritt e. V., Bonn 1961, S. 131f.

(2) Großmann, F., a. a. O., S. 406; Rehbein, a. a. O., S. 242f.

(3) Hirt, a. a. O., S. 88; Heberle, R., a. a. O., S. 52; Nissen, Nis R., Kaiserzeit auf dem Dorf, Landleben um 1900 auf Fotos Thomas Backens, Heide 1984, S. 22, 30, u. 44.

(4) Nissen, Kaiserzeit auf dem Dorf, S. 22–24.

(5) Die Verbesserung der Wohnverhältnisse, S. 15; Rehbein, a. a. O., S. 257.

(6) Rehbein, a. a. O., S. 273ff.

(7) Großmann, F., a. a. O., S. 407, u. 429; Rehbein, a. a. O., S. 273.

(8) Kier, –, a. a. O., S. 184; Hinrichs, a. a. O., S. 52; Großmann, F., a. a. O., S. 437.

(9) Die Verbesserung der Wohnverhältnisse, S. 14–15; Rehbein, a. a. O. S, 252f.

(10) K・ブラインリンガーの報告によれば、メクレンブルクでは、こうした借間の自由日雇いは Einlieger と呼ばれている。一方で彼らの家主との関係は労働力提供を伴う点でホーフゲンガーに類似するとされ、他方で御料地村落に住む労働者のなかには、近くのユンカー経営などに一週間の泊まり込みで働きに出るなど「移動労働者」の実態に似ているものも存在するという。さらにメクレンブルク＝シュトレーリッツではアインリーガーは木材窃盗者の嫌疑をかけられていたという。Breinlinger, K. B., Die Landarbeiter in Pommern und Mecklenburg, Heidelberg 1903, S. 137, 163, u. 164. この叙述ではアインリーガーは明らかに農村の最底辺に沈む固有の社会層である。

また、平井進「十九世紀前半北西ドイツの農民・ホイアーリング関係――東ヴェストファーレンを中心に――」(『社会経済史学』第六〇巻第四号、一九九四年)は、従来の「小作人ホイアーリング」とは区別された「借家人ホイアーリング」の存在を全面に出している論文であるが、興味深いことに、そこで明らかにされている「借家人ホイアーリング」の実態は、事実上本節で述べる土着の自由日雇いのありように近いように思われる。

(11) Großmann, F., a. a. O., S. 406f. また、冬の失業のために困窮に陥った農業労働者が知り合いの大農から夏の賃金を前借りして凌ぐ場合があったというが、これも特定の大農との結び付きを示唆するものといえよう。Rehbein, a. a. O., S. 255.

(12) Großmann, F., a. a. O., S. 408; Rehbein, a. a. O., S. 247, u. 250f.

(13) Matthiessen, Erinnerungen, S. 13f. ; Rehbein, a. a. O., S. 248.

(14) Rehbein, a. a. O., S. 256–260. 雨の問題はグロースマンも言及している。Großmann, F., a. a. O., S. 431. 穀物の収穫についてはこの時期に刈取機 Mähmaschiene の普及がみられる。確かに一日あたりの刈り取り能力だけをみるならば、刈取機は大鎌の三倍であった。しかし第一

に、手刈りに比べ楽な仕事というわけではなく、第二に倒伏時には役に立たず、第三に、第一次大戦前に普及した「羽型」タイプの刈取機 Flügelmäher は結束機能がなく、結束を担当する女たちの仕事には大きな変化がなかった。(結束付きのものは役畜への負担が大きすぎた)。このため全体として手刈りを駆逐するものではなかったという。Achilles, W., Agrarkapitalismus und Agrarindividualismus, S. 536f.

特にディトマルシェンの場合、北海からの雨と風による倒伏が頻繁であったからかなり後まで手刈りが残ったと思われる。写真2-3は男二人女二人のグループで行われているが、この写真はなんと一九三三年に撮影されたものである。他にも、同じ写真集には、一九二〇年代に撮影されたものとして短鎌 Sichel での収穫風景の写真が掲載されている。Thomsen, J.-W., Vom Hakenpflug zum Mähdrescher, Heide 1984, Foto Nr. 33-43.

(15) Matthiessen, Gastarbeiter, S. 1; Rebein, a. a. O., S. 268.

(16) Großmann, F., a. a. O., S. 406.

(17) Hinrichs, a. a. O., S. 60; 一八九四年九月および一〇月の州農会編の農業週刊誌には、専門的搾乳夫 Schweizer との請負契約に関する事例が報告されており、雇用者の契約への関心の高さを窺わせる。専門的搾乳夫を導入する理由としては、搾乳を担当する女子奉公人の調達の困難と、遠心分離器の高度化があげられている。Landwirtschaftliche Wochenblatt 1894, S. 499-502, u. 561-563. またレーバインの自叙伝でもホルシュタインの大経営における搾乳夫についての叙述がある。Rebhein, a. a. O., S. 104f.

(18) Ebenda.

(19) Rebhein, a. a. O., S. 284.

(20) Sering, a. a. O., S. 482, 518-519, u. 574; Grunenberg, A., a. a. O., S. 20. 第一章注55で言及した一八九四年のハイデ郡長報告においても、マルシュとの境に位置するゲーストには労働者入植の村落があり、彼らはマルシュ農民のもとで働く一方で自分の土地をもっている、またマルシュでは土地価格が高く労働者の土地の取得は容易ではないが、ゲースト地域ならば労働者が庭地付きの家をもち、さらに一頭の牛が飼える程度の土地をもつことができるという内容の記述が確認できる。Landesarchiv Schleswig 301-1305 (Heide, d. 12. 09. 1894).

(21) シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州における小作地ないし自作地の経営を営む農業労働者の数は、一八九五年に一万八〇三一人、一九〇七年一万五九六九人だから、この間に二〇六一人の減少である。S. d. d. R., Bd. 211; Sering, a. a. O., Anlage VI.

(22) 居つきの工業化に関する従来のわが国の研究としては、藤瀬浩司前掲書、および藤田幸一郎「西南ドイツにおける初期労働者農夫の生成」(福島大学『商学論集』第四二巻第三号、一九七四年)がある。既に指摘したように、従来のこれらの研究が産業資本確立期における工業資本の労働力包摂のあり方という視角から、その西エルベ的形態として居つきの工業化を議論してきたのに対し、本章は農業労働市場の新たな展開という視角から、あえて言えば帝国主義の問題としてこの問題を扱う立場にたつ。なお、「居つきの工業化」論的視角からのわが国における最新の研究としては、北ドイツとは地域構造を決定的に異にするヴェルテンベルク地域を対象とした三ツ石郁男『ドイツ地域経済の史的形成』(勁草書房)一九九七年、がある。

(23) Rörig. M., Eine ländliche Arbeiterfamilie der vorindustriellen Zeit, Münster 1985. このように、近代におけるプロレタリア化過程のある局面においては、人と土地の分離の局面のみならず、同時に「土地なし農業労働者」と零細地との結合化過程が存在する場合があることはもっと注目されてよいのではないか。

(24) レーバインの自叙伝によれば、ディトマルシェンの農業日雇いたちは長い冬の夜の集いのときに、しばしばグーツ経営の常雇になるか自由日雇いのままでいるかということが話題になったという。だが、そこでの結論は、常雇になって生活の安定化を得ることよりも「自由」を選択することだったという。Rehbein, a. a. O., S. 275. ここでいう自由は、プロレタリアの自由である。しかし、その自由の実質が、なにより農業的雇用からの「自由」を意味するのであれば、自由への希求は同時に〈小所有志向〉化願望でもあるはずである。

(25) Großmann, F., a. a. O., S. 416-417; Matthiessen, Erinnerungen, S. 13f. ; Lembke, F., Plaudereien aus vergangenen Zeiten (Beiträge zur Heimat- und Wohlfahrtskunde), S. 52.

(26) Götsch, S., Beiträge zum Gesindewesen in Schleswig-Holstein zwischen 1740 und 1840, Neumünster 1978, S. 33f.

(27) Vgl. Weber-Kellermann, I., Landleben im 19. Jahrhundert, München 1987, S. 382. ただし、確かにモナーヘンという呼称はシュレスヴィッヒ・ホルシュタインに特有な名付け方だが、しかし、季節労働者としての農村放浪者グループの存在は、この時期において通常予想される以上に広範囲にわたるものであったと思われる。以下、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州以外の地域で彼らの存在を示唆する材料を若干あげておこう。

第一に、最もモナーヘンに類似する農村放浪者としては、中部フランケン地方のシュパルトにおけるホップ摘み労働者が存在していたことが知られている。彼らは"Kunden"(お客さん)と呼ばれていた。Horn, H., Die Kriminalität der Hopfenzupfer von Spalt. Ein Beitrag zur Kriminalstatistik und Kriminalpsychologie der Landstreicher und Wanderarbeiter, Diss. Heidelberg, 1924. この論文では農村放浪者たちは明らかに軽犯罪者集団として描かれている。

第二に、また、バーデが言及する「ホームレス移動労働者 Ortsloser Wanderarbeiter」も、ここでいう農村放浪者にかなり重なっていると思われる。彼はこのグループについては、第一に、「外国人農業労働者」についてのヴェーバーの「圧迫理論」に対する批判を意図する文脈で、外国人季節労働者と直接の競合関係にあったグループとしてドイツ人ザクセンゲンガーとこの「ホームレス移動労働者」をあげており(Bade, Massenwanderung und Arbeitsmarkt, S. 320; ders., Von Auswanderungsland zum Einwanderungsland ? S. 40)、第二に、北東ドイツの自由日雇いの運命に関する文脈で、この地域から根を切られた周辺者としての「ホームレス移動労働者」の大きな流れが生じていることを述べているのである。(ders., Massenwanderung und Arbeitsmarkt, S. 292) これらの叙述は北東ドイツのかなり広範囲にわたる地域において農業労働力としての農村放浪者が存在したことを示唆するものであるが、残念ながらバーデはこのグループの労働者についてはそれ以上は述べておらず、その社会的実態については全く触れていない。

第三に、この北東ドイツの農村放浪者の存在に関わり、特にメクレンブルクについて具体的に農村放浪者の存在を示唆する材料が多く

ある。一つは「他所者」のホーフゲンガーである。これについては本書補論の4「家父長的支配と「他所者」のホーフゲンガー」を参照されたい。もう一つは、次章で言及するメクレンブルクの季節労働者の契約破棄報告(Ehrenberg, Kontraktbruch als Massen=Erscheinung, Berlin 1907)において、明らかに通常の季節労働者集団とは異なるグループと思われる事例が散見される。この報告から二つだけ事例をあげておこう。(ただし引用は適宜要約した。)

①ロストク Rostock の仲介業者Fは、いつも宿泊所に多くのならず者 Gesindel を抱えていて、彼らをしばしば交替させることで稼ぎまくっている。私の家畜はこうした人々のせいで取り返しがつかないほどの被害を受けた。彼らはふつう粗野な人々であるが、また、とても病気がちである。これは彼らの堕落した行状 Lebenswandeln のせいである。彼らは何か仕事をしたかと思うとすぐに身体が悪くなって農場を去らねばならない。彼らはどんな仕事にも耐えられないのである。(Ebenda, S. 7)

②夏と初秋に、斡旋業者のところや季節労働者専用の飲み屋でうろうろしているのは、逃げ出してきて仕事口のない連中である。……季節労働者が契約破棄でいなくなった場合、私は「派遣所 Mierskontor」を通じて代わりを調達しようとした。しかし、たいていひどい目にあった。手数料が非常に高いのに、紹介される労働者はどこかで契約破棄してきた連中ばかりだった。彼らは短期の間にすぐに姿を消し、代わりにならないのである。……組頭によって雇用された人々はたいてい良質であるが、斡旋業者 Vermittler によって供給される人々は、不満の多い人々で、ぺちゃくちゃしゃべったあげく、結局逃げ出してしまうのである。(Ebenda, S. 26)

事例①にみる「ならず者 Gesindel」「病気になりやすい」「堕落した行状」という特徴、事例②にみる一般の「組頭-良質な季節労働者」とは区別され、悪質な斡旋業者のところや専用の飲み屋でうろうろし、しかも短期の間に、すぐに姿を隠すというふるまい方。本文の議論を先取りすることになるが、これらはホルシュタインにおける農村放浪者モナーヘンの性格そのものなのである。

もう一点、本章表2-3にみるようにモナーヘンはおおむねドイツ人であるが、少なからず外国生まれの者が存在した。メクレンブルクにおいても農村放浪者タイプの季節労働者のなかには外国人とおぼしきものも存在していることが窺われる。「一九〇六年夏、契約破棄が異常に発生した。(中途採用でやってくるのは)いつも値打ちのない酒浸りのロシア人かポーランド人である」。(Ebenda, S. 11)、「収穫時期における季節労働者の『放浪 Vagabundieren』は、ありふれたことである。夏になれば季節労働者は農村を放浪し、困った雇用主はそうした人々を引き受ける。というのも、彼らは直接国境から来るのではなく、他の農業者のところから来ることはみな承知しているからである」。(Ebenda, S. 36)、「一九〇六年は……私も組頭による(通常の形態での)人々の調達に失敗した。募集人 Agent が送ってよこしたのは〝もぐり〟のペアの季節労働者だった。男も女もどちらもドイツ語ができず、内縁関係にあり、男は酒のみで、女は〝汚いカナリア(Schmutzfink 不潔なものの象徴)〟であった」。(Ebenda, S. 27)

「民族性(狭義のエスニシティ)」と「農村放浪者」の重なりが有意味なものとして意識されていたかどうかは判断できないが、少なくと

も雇用者の目には「酒浸りのロシア人・ポーランド人」、「直接国境からくるのでない放浪者」「ドイツ語ができない堕落したペア」という言い方で示されるようなグループが存在したことについてここでは記憶にとどめておきたい。

(28) Rehbein, a. a. O., S. 269f. ; Großmann, F., a. a. O., S. 409.

(29) Die Verbesserung der Wohnverhältnisse, S. 66–71; Thomsen, E., a. a. O., S. 189.

(30) Matthiessen, Erinnerungen, S. 17; Thomsen, E., a. a. O., S. 188f.

(31) Matthiessen, Gastarbeiter, S. 3; Thomsen, E., a. a. O., S. 188.

(32) 例えば、次のような内容の広告。「私は、一八九一年四月一日までに常雇の日雇いの口を捜しています。私は、毎年春に、組頭 Vorschnitter として、二〇～六〇人の甜菜労働者 Rübenarbeiter を私の地域から連れて参ります。Vorschnitter, J. Kirchbaum in Langenfeld 6. Zielenzig.」 Landwirtschaftliches Wochenblatt 1891, 20. Februar, S. 128.

(33) Matthiesen, Erinnerungen, S. 17; ders., Gastarbeiter, S. 3; Rehbein, a. a. O., S. 269.

(34) Vgl. Rehbein, a. a. O., S. 120–129; Heinrich, C., Lebenweise und Kultur der in- und ausländischen landwirtschaftlichen Saisonarbeiter von der Mitte des 19. Jahrhunderts bis 1918, in; Rach, H. / Wessel, B. (hg.), Bauer und Landarbeiter im Kapitalismus in der Magdeburger Börde, Berlin (o) 1982, S. 132–144; usw.

(35) Matthiessen, Gastarbeiter, S. 3; Tancre, a. a. O., S. 45.

(36) Thomsen, E., a. a. O., S. 193–195.

(37) Ehrenberg, R., Der Kontraktbruch der Landarbeiter als Massen = Erscheinung, in; Landarbeit und Kleinbesitz, Heft 1, Rostock 1907, S. 25.

(38) Thomsen, E., a. a. O., S. 224f.

(39) Looft, H., Wanderarbeiter, Tippenbruder, Monarchen, in; Dithmarschen 1971 / 72, S. 38–43.

(40) Schlee, E., Wanderarbeiter in Dithmarschen. Zu Beginn des 20. Jahrhunderts, in; Nis R. Nissen (hg.), Menschen, Monarchen, Maschienen. Landarbeiter in Dithmarschen, Heide 1988, S. 19.

(41) Vgl. Höpner, E., Die Organisation der landwirtschaftlichen Arbeit auf der Insel Fehmarn, Kiel 1927, S. 89.

(42) Wiepert, P., Meister Andreas und das heimliche "Dinn"-Gericht der fehmarnschen "Monarchen", in: Heimat 83 (1976) S. 290–291.

(43) Thomsen, E., a. a. O., S. Anhang26. 現在、フェーマルン島プルク市の博物館の最上階の奥まった一室にモナーケンのコレクションがあって、そこで彼らがテーブルに刻んだ落書きや様々な暗号の実物を見ることができる。

(44) Looft, a. a. O., S. 37, u. 44.

(45) Matthiesen, Erinnerungen, S. 15; Thomsen, E., a. a. O., S. 232.

(46) Lembke, a. a. O., S. 57f.

(47) Thomsen, E., a. a. O., S. 216–217; Wiepert, P., Die Monarchen auf der Insel Fehmarn, in; Beiträge zur Volks- und Altertumskunde, 1960, S. 50.

(48) Rehbein, a. a. O., S. 245–248; Hirt, a. a. O., S. 88; Grunenberg, a. a. O., S. 28–29; Thomsen, E., a. a. O., S. 169, 217f., u. 227; Rave, R., Das Leben auf einem Bauernhof in der Kollmar-Marsch um die Jahrhundertwende, Moorhusen 1966, S. 21f.

(49) Matthiessen, Erinnerungen, S. 15–16.

(50) Wiepert, a. a. O., S. 50; Rehbein, a. a. O., S. 248.

(51) Heider Anzeiger, den 05. 01. 1888.

(52) Schlee, E., a. a. O., S. 19.

(53) Schlee, P., Die schlimmen Zustände bei den Drescharbeitern und Wege zur Besserung, Vortrag von 1911, in; Dithmarschen Heft 4, 1973, S. 86.

(54) Rehbein, a. a. O., S. 260ff. ; Schlee, a. a. O., S. 86. ; Matthiessen, Erinnerungen, S. 15; Aufzeichnung von Klaus Voß, d. 25. 02. 1976, u., d. 06. 02. 1979 (Frau Anni Großmann 氏所有°)

(55) Rehbein, a. a. O., S. 226f.

(56) Schlee, P., a. a. O., S. 86; Wiepert, a. a. O., S. 53.

(57) Heider Anzeiger, d. 29. 09. 1887, d. 15. 10. 1887, d. 22. 10. 1887, u. d. 01, 12. 1887.

(58) Rehbein, a. a. O., S. 284f.

(59) Vgl. Thomsen, J. W., a. a. O., S. 6f.

(60) Bornhak, C., Grundriß des Deutschen Landwirtschaftsrechtes, Leipzig 1921, S. 88.

(61) Roscher, W., System der Armenpflege und Armenpolitik, Stuttgart und Berlin 1906, S. 356.

(62) Bornhak, a. a. O. S, 88.

(63) Vgl. Die Verhältnisse der Landarbeiter in Deutschland, (S. V. f. S., Bd. 54 u. 55) Leipzig 1892.

(64) Bornhak, a. a. O., S. 88; Roscher, a. a. O., S. 365.

(65) 問題が雇用主の確定の問題として展開されること自体、農業労働者保険法の別枠での規定が工業に比較しての農業労働者の公的な再生産保証の弱さでもあることを示している。ここでは、JWの訴えの利益の実現がなにより工業労働者としての認定如何にかかっている点、また、地区健康保険による負担拒否が、JWが農業労働者として認められることを根拠にしている点にそのことが実現されているであろう。

(66) 一八八六年の農業災害立法が、その立法過程においてコーポラティック korporativ な結合原理を用いた国家的統合の一環として位置づけられていたことは、田中優「19世紀末葉ドイツにおける国家的統合の一断面」『鹿児島女子短期大学紀要』(一九八七年)を参照のこと。Vgl. Tennstedt, F., Heinrich Noetel und die Anfänge der Unfallverhutung in der deutschen Landwirtschaft, in; Soziale Sicherheit in der

Landwirtschaft, 2. Jg. 1976, S. 105.

(67) 例えば一八八八年におけるシュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州の健康保険機関別の組合員数は、ゲマインデ健康保険二五五六人（一・九%）、地区健康保険五万七〇八四人（四二・〇%）、経営健康保険一万五三五八（一一・三%）、登録援助健康保険六万〇四八九（四四・五%）、その他七八一（〇・三%）である。S. d. d. R., Bd. 46, 1890, Tabelle 1.

(68) 結局、脱穀労働者をめぐる保険負担の問題は、ワイマール期においても解決しなかった模様である。Vgl. Aufzeichnung von Klaus Voß.

(69) Großmann, F., a. a. O., S. 415.

(70) Rehbein, a. a. O., S. 274 なお、本書補論の注（17）を参照のこと。

(71) Landwirtschaftliches Wochenblatt, d. 12. 01. 1894, S. 13.

(72) Hirt, a. a. O., S. 82–83.

(73) Hinrichs, a. a. O., S. 5–6; Stoltenberg, G., Politische Strömungen im schleswig-holsteinischen Landvolk 1918–1933, Düsseldorf 1962, S. 22.

(74) Rehbein, a. a. O., S. 149f.

(75) Hirt, a. a. O., S. 89; Heberle, a. a. O., S. 54; Stoltenberg, a. a. O., S. 18.

補論　北ドイツ農村におけるスウェーデン人奉公人

第一章において言及したように、ホルシュタイン地方においては、一九世紀後半期にスウェーデンやオストプロイセンから奉公人労働力の導入がなされたが、それは必ずしも定着せず、その後、全体としては東欧季節労働者に切り換えられていった。よく知られるように、ドイツ農村における主要な「他所者」労働者は、もちろんポーランド人季節労働者たちである。しかしそのことはその他の少数派の外国人労働者のグループのもつ意味を決して減ずるものではない。特にスウェーデン人労働者は、主に外国人の農業奉公人であることによって、農村の「家父長的支配」とエスニック問題の交点にたつ存在であった。

前章までは、移動の活性化に伴う多様な「他所者」労働者の登場、それに伴う雇用関係の重層化、そして土着の奉公人・自由日雇いの動きを、西部ホルシュタインのディトマルシェン大農地域に限定して論じた。これに対して、本補論と次の第三章では、よりストレートにドイツ農村において外国人労働者がいかにして新しいカテゴリーとして成立してゆくのかを中心的なテーマにしたい。その際、スウェーデン人からポーランド人への転換の意味を探ってみることが問題解明の一つの手がかりを与えるだろう。また、問題をより広域的に論じる観点から、対象地域はディトマルシェン地方からホルシュタイン地方とメクレンブルク地方を中心とする「北ドイツ農村」へ、さらに必要に応じて「中東部ドイツ」へと拡大される。以上の点を考慮しつつ、本補論では主要にはスウェーデン人奉公人

を素材に「家父長制支配とエスニシティ問題」について考察することにしよう。

1　北ドイツ農村の基本的構成

北ドイツの農村は、基本的には農民村落と、グーツ経営を核とする村落の二つのタイプの村落から成り立っている。既述のように、西部ホルシュタイン地域が大農層を中心に自立的な農民的村落を形成しているのに対して、東部ホルシュタインおよびメクレンブルク地域はグーツ村落と農民村落が混在しているのが特徴である。（本書巻頭図3における東部ホルシュタン地域の黒＝大経営と白＝農民経営の分布、および巻頭図4におけるメクレンブル郡・ギュストロフ郡の集落類型別の分布図を参照。）後者の集落構成には、調整・共同地分割＝団地化・土地切り取りを内容とする一九世紀前半の農業変革の結果を読み取ることができよう。

さて、農業における雇用関係は――したがって農業経営に特徴的な労働組織形態といってもよいが――、制度的には奉公人的雇用関係である。それは、契約期間中は生活時間も含めた「身分的従属」を受容するような雇用関係であった。農民村落の場合には、それは文字どおり大農および中農経営における住み込みの男女の農業奉公人をめぐる雇用関係が基軸となるが（第一章で強調したように、そうした雇用関係は移動の活性化を背景とする「生活の自立化」要求のなかで大きく変化しつつあった）、これに対しグーツ型村落においては「奉公人雇用関係」は、同時に村落の支配のあり方でもあることによってより本質的な意味をもつものであった。グーツにおける常雇の農業労働者としては、農場住み込みの独身奉公人の他に、「農場日雇い Gutstagelöhner」、「デプタント Deputant」、「インストマン

Instmann」、「農村職人 Landhandwerker」、「スイス人＝搾乳夫 Schweizer」、「馬方奉公人 Pferdeknecht」、「給餌奉公人 Futterknecht」など多様な名称で呼ばれる既婚のグーツ農業労働者家族が存在した。彼らは家族をもち、自分のかまどをもっているが、農業労働者の家族の生活全体がグーツの雇用関係に包摂されていた点で制度的には「奉公人雇用関係」の支配下にあるといえる。具体的には、第一に彼らの生活を支える「住居＋零細地＋家畜」などの「小所有」が、農場との雇用関係締結の上にはじめて保証されるものであること、第二にメクレンブルクにおいてはホーフゲンガーHofgänger[1]などの形態での家族労働力の提供が義務づけられていることが、その理由としてあげられよう。後者の点は、家産としてのグーツの再生産の一環として、土地や属具のみならず、農場に住むすべての労働力についても、グーツにその利用権があると考えられていたことを表すものでもある。収穫期や搾乳などにおける妻・子供の労働をめぐる農場管理人とグーツ農業労働者の間の紛争はグーツにおける代表的な紛争の一つである。[2]

2　スウェーデン人奉公人の雇用形態[3]

こうした構造のなかで、ほぼ一八七〇年代末ごろから当該地域において多様な「他所者」労働者が登場するのである。既述のように、一九世紀後半の中部および東部ヨーロッパの農村は、一般に、農村→アメリカ移民、農村→都市・工業、そして農村→農村という三つの運動からなる複合的な大量移動の波にとらえられていくが、ここで着目する「他所者」労働者の流入はこの第三の動きに対応するものである。[4]表補-1は、一九世紀後半期における当該地域の「外国人」数の推移を示したのもである。これは第一章で掲げた表1-2よりもより長いレンジで外国人数の

表補-1 「北ドイツ」地域における「外国人」数の推移（単位：人）

	国籍	1871年	1875年	1880年	1885年	1890年	1895年	1900年	1910年
シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州	スウェーデン	3667		3285	4016	3855	3004	2695	2229
	オーストリア＝ハンガリー	361		412	795	1481	1447	2449	7124
	東欧諸国農業労働者1)						1943 2)	3045 3)	5681 4)
メクレンブルク邦国	スウェーデン	2266	1744	930	1690	1541			170 5)
	その他の「外国人」	2756	1075	1440	2760	2628			12974
	東欧諸国農業労働者								11630 6)

注 1)「東欧諸国農業労働者」とは，ロシア・ポーランド人，ガリチア・ポーランド人，ウクライナ人でドイツ農村部に居住する者である．2) 1897年の数字．2) 3) は Thomsen, E., Landwirtschaftliche Wanderarbeiter und Gesinde in Schleswig-Holstein, 1982, Anhang10, から算出．4) いわゆる『郡長報告』(in; Archiv für Sozialgeschichte, Bd., XXIV, 1984) による数字．5) 6) Mecklenburg＝Schwerin の冬季の労働者数．国勢調査による．Landesarchiv Schwerin Nr. 13681, S. 195 より．
その他の数字は Riegler, a. a. O., S. 58, 136, 207 による．なお，スウェーデン人はノルウェー人を含む．

推移を概観したものである。第一に、スウェーデン人の北ドイツ地域への流入が一八七〇年前後と一八八〇年中葉期の二度にわたって起きていること（これを裏づけるように、この時期には彼らの斡旋をする業者の仲介所がホルシュタインやメクレンブルク地域に多く生まれている）[5]、第二に、世紀の交に前後してスウェーデン人労働者からポーランド人・ガリチア人季節労働者への転換がホルシュタインのみならずメクレンブルクにおいても進展したことが確認できるであろう。[6]

さて、本節で着目するスウェーデン人労働者の最大の特徴は、繰り返しになるが、彼らが主に独身の奉公人として雇用されるということ、「外国人奉公人」であったことである。当然ながら、農民経営に雇用される場合、彼らは「独身住み込みの奉公人」としてストレートに奉公人関係のもとに入った。これに対して、グーツ経営に雇用される場合は、女子奉公人たちは主に酪農場に従事したという。[7]

酪農場における主要な労働は搾乳である。搾乳は、後に「スイス人 Schweizer」と呼称される男子の専門的な搾乳夫が登場するまで、主要にグーツのマークト Magd（＝女子奉公人）の仕事であった。しかもこれが重労働であった。彼女たちは平均して一人あたり乳牛一五頭を割り当てられたとい

うが、多い場合は、一八頭を搾乳しなければならなかった。[8] こうしたきつい仕事は、特に地元の娘たちには嫌われたため、その代用としてスウェーデン人の女子奉公人が導入されたのである。[9] スウェーデン人男子の場合に日雇いとしての流入が一定数を占めることも無視してはならないだろうが、全体としてはスウェーデン人の導入のされ方というのは、土着の奉公人の抜けた「空白」にそのまま代替の奉公人として「埋め込まれる」形をとったということができる。そして、次章で見るように、この点が「組頭」のもとで集団的に働き、「営舎」で集団生活を送るポーランド人とは決定的に異なる点なのである。

3　スウェーデン人マークトの問題

こうした形態においては、スウェーデン人奉公人問題の現れ方というのも、「家父長的」な支配のあり方に規定される形にならざるをえないだろう。実際、そのことは、なによりも病気・妊娠を理由としたマークトの解雇、およびその結果としてのホームレス化の問題として現れている。[10] これをスウェーデン人奉公人問題の特徴点の第一点としておこう。このことは、スウェーデン人奉公人の男女比はほぼ同数であるにもかかわらず、奉公人問題がマークトの問題として社会的に自覚化されたこととも重なっている。

具体例を一つあげよう。スウェーデン南東部出身の二三歳のあるマークトが、一八七四年、メクレンブルクのベッケンドルフの農場主によって妊娠で働けなくなったことを理由に解雇された。雇用者によれば、復活祭のほぼ四週間前の頃、彼女に対して、グーツ農業労働者のBが彼女をホーフゲンガーとして二年間だけ雇用すること、ただし

彼女は自分で出産すること、その後はこのグーツ農業労働者のもとにいる限り彼女は子供を育ててもよいことを告げたという。しかし、実際にはこのマークトは、このグーツ農業労働者から仕事ができないという理由で放り出され、長い放浪の末に、結局パルヒムの病院に入院したという。[11]

この事例で興味深いのは、妊娠したマークトがグーツ農業労働者のホーフゲンガーとして処理されようとした点である。単にホーフゲンガーがいなかったためとも考えられるが、相手の男がこのグーツ農業労働者であったためである可能性の方が高いと思う。その点を別としても、妊娠が解雇を引き起こし、その結果ホームレス化するという点で、これは典型的なパターンを示している。他にも、二三歳と三三歳の妊娠した一文無しの二人のスウェーデン人マークトが農場を解雇され扶助を求めてキールの大使館にやってくる、また、一八七〇年にはメクレンブルクで妊娠を理由に解雇されたマークトがキールとリューベックに扶助を求めてやってくる、さらに、一八六九年にドイツにやってきた二四歳のマークトが妊娠を理由に農民により解雇されスウェーデンに送還されるなど、このパターンはかなり多い。[12]

次章で見るように、「妊娠」に関わる問題はポーランド人労働者についても「ドイツ社会」の側から問題視されてはいる。だが、それはあくまでもポーランド人同士の間の性道徳の問題として議論されているのである。しかし、スウェーデン人の場合にはそうした議論はない。実際、彼女たちの「妊娠」が社会的に問題とされるのは、労働力として使いものにならなくなるということ以上に、それが婚外妊娠であり、そのために救貧負担増大につながるからである。婚外出生児となる場合としては、相手の男が奉公人や日雇いなどで自活能力がない場合も考えられるのだが、しかし、各事例においてはその種の男の影がほとんど認められない。一般的に考えても、彼女たちの相手が

直接の雇用者である農民およびその息子、グーツ経営の場合はインスペクターなどの管理人や上述のような土着のグーツ農業労働者である可能性は高いだろう。[13] そうした意味で彼女たちの「妊娠」は「家父長的」支配と深く結び付いた現象だったとみることができる。

「家父長制」のもとでの固有な圧迫という点から、第二に着目したいのは、解雇の理由として、妊娠の他に過労による基づく病気、特に精神疾患が目につく点である。例えば、一八八二年にホルシュタイン農村に雇用されたマークトが一八八三年に精神疾患を発病し、また、トラベスミュンデでは三〇歳のマークトが精神疾患を患っている。通常の病気による解雇の事例はわざわざあげる必要がないほど多い。既述のホルシュタインの酪農場の仕事のきつさと関わるものだけでも、一八六四年生まれのマークトが酪農場の廐舎で働くものの耐えきれずに故郷送還、および、一八六二年生まれのマークトが一八八五年に酪農場に雇用されるが、やはり過労で発病し故郷に送還される、という二つの例をあげることができる。[14] なお、精神的なストレスは、女子だけではなく男子においてもみられ、特に「アル中」「窃盗」「暴力」の形で現れた。彼らの攻撃対象は、同じスウェーデン人や「土着の労働仲間」であったという。[15]

こうした様々なストレスに由来する精神疾患の現象は、ポーランド人季節労働者においてはあまり存在しておらず、その点でスウェーデン人の特異性が目立つのである。それは「妊娠」も「精神疾患」も「奉公人的支配」に密接に絡んだものだったからといえるのではないか。同時に、そのことは「家父長」制の下での「外国人奉公人」の労働が過酷であることを、逆にいえばそうした「埋め込み型の」導入が非常に不安定であることを示すものだといえるのではないか。

第三に着目したいのは、スウェーデン人の場合、解雇がホームレス化を招き、それが救貧負担問題として社会的に自覚化されている点である。既述のように、特に妊娠したスウェーデン人マークトの場合、婚外出生児の出産に要する費用負担との関わりでこの点が強く意識された。東部ホルシュタイン諸郡は、一八六八年以降、救貧状況に陥ったスウェーデン人男女の救貧請求を拒否したとされ、また一八六九年、キール当局は、妊娠したスウェーデン人マークトについて「身よりのない娘たちがキールに滞在すると市の救貧金庫の負担額は多くなる」と記している。さらに、一八八五年と一八九四年においても、スウェーデン人のマークトの婚外出生児出産が救貧制度の負担であるという当局の言説が確認できる。[16]

労働力流動化に伴う救貧負担資格の問題自体は、実はスウェーデン人に特有のものではなく、この時期のドイツ人についてもあてはまるもので、流入者の定住資格取得に伴う救貧負担義務の発生を嫌って、一八八〇年代まで農民村落では貧民小屋を潰したり、グーツ経営では資格取得以前に解雇をするということが頻繁に起きていた。[17]その意味ではスウェーデン人の扱い方は当初は東部ドイツ人と同じ「他所者」労働者問題の枠内で意識されていたものといってよいであろう。一八八〇年代、経営者にとって奉公人労働力の調達問題は「スウェーデン人」か「オストプロイセン人」かという選択の問題であり、その場合調達コストから考えてスウェーデン人の方を彼らは選好したというが、[18]こうした態度に彼らの意識が現れている。

しかし、「ドイツ人」の場合、長期的には「移動の自由の保証」、つまり土着化するものについて定住資格の簡易化の方向で問題が処理されていくのに対し、[19]スウェーデン人の場合は、結局、二国間協定に基づく「強制送還＝ローテーションシステム」確立の方向で「解決」されていくのである。[20]スウェーデン人労働者のこうしたあり方は、ま

さに当初は「他所者」労働者として同一範疇であったものが、土着化する「自由な内部労働者」と「不自由な外国人労働者」に制度のうえで二重化されていく過程の一端を示している。（むろん、「自由なドイツ人労働者」の多くの部分は、農村においては「ドイツ人」であっても定住化しない移動労働者であるから、実質的には三重化の過程の一端である。）そしてスウェーデン人の後に登場するポーランド人の場合は、最初からローテーションシステムとして導入されるため、ゲマインデの救貧負担問題は存在しないのである。

4　「家父長」的支配と「他所者」のホーフゲンガー

最後に、グーツ村落における「家父長」的支配の問題を考える上で重要であるホーフゲンガーのシステムについて簡単に触れておこう。先に述べたように、これはもともとはグーツ農業労働者の子供ないし妻の労働力を農場の側が確保するための中間雇用のシステムである。特にメクレンブルクでは、一九世紀末においても、こうした制度を採用しているところが多かったようである。しかし、子供＝若年者の流出に伴い、この「家父長制」の労働力支配の中心部に、「他所者」のホーフゲンガーが雇用される場合があった。流入したスウェーデン人の多くもホーフゲンガーになったといわれる。[21] だが、スウェーデン人のホーフゲンガーについての実態については残念ながら今のところ不詳である。

スウェーデン人に関するものではないが、「他所者」のホーフゲンガーの実態を述べたものに、ベルリン出身のある失業者がメクレンブルクで「他所者」ホーフゲンガーとして働いたときの体験報告がある。[22] この報告によれば、

この失業者が入ったヴァーレン郡のある村には全部で一二の労働者社宅があり（各社宅に三〜四戸の家族が住むとあるから全部で四〇家族がいた計算になる）、全体で二一人のベルリン出のホーフゲンガーがいたという。これに対して土着のホーフゲンガーは六人でほとんど娘たちであった。「他所者」ホーフゲンガーは各々自分の中間雇用者であるグーツ農業労働者の住居に同居し、専用の部屋を一部屋与えられた[23]。部屋数の少ないグーツ農業労働者にはかなりの負担であったという[24]。

このように「他所者」ホーフゲンガーもまた「家父長制の空白に埋め込まれた他所者」であったのであるが、興味深いのは、この体験報告は、社会民主党のパンフレットであるにもかかわらず（冒頭にはベーベルの言葉が添えられている）、「他所者」ホーフゲンガーと村のグーツ農業労働者の根深い感情的なまでの対立についての叙述に満ちていることである。毎日の水汲み、毎日の廐肥出し、そして耕起作業や破土作業、牧草刈り、穀物収穫から脱穀にいたるまで、この「失業者」は土着のグーツ農業労働者が自分たちに不利でつらい仕事を押しつけると批判し、また村人の日々の「冷たい」眼差しを非難している。受け入れ家族に対する肯定的な感情を表す叙述はほとんどみられない。

例えば、脱穀作業においては一触即発の喧嘩にまで発展している。著者によれば、穀物を回転ドラムのなかに入れる投入台の上で、穀物束をほどく作業にあたっていたホーフゲンガーと穀物投入の作業にあたっていたグーツ農業労働者の間で口論が起きた。すると即座にホーフゲンガーの仲間たち、グーツ農業労働者の仲間たち、各々が駆けつけて双方にらみ合いの状態になるのである。インスペクターが問題のホーフゲンガーを家に帰らせて喧嘩は一度は収まるのだが、その後も、お互いに牽制しあいながら、緊張の上で仕事を続けた。土着のグーツ農業労働者は

非常に荒っぽくなりホーフゲンガーを馬鹿呼ばわりし、それに対してホーフゲンガーは熊手(フォーク)をかざして威嚇したというのである。[25]

この喧嘩は明らかに日常的な土着の労働者とホーフゲンガーの間の緊張関係の上に生じたものである。この事例もまた、「家父長的」雇用システムに直接埋め込む形の「他所者」の導入が非常に不安定であることを語るものではないか。

以上のようにスウェーデン奉公人についていえるのは、「家父長的」支配下における「埋め込まれる形」での外国人労働者導入のありようであり、結局のところそれが農村における「外国人労働者」としては非常に不安定なものでしかないということである。一方で、土着の奉公人との対比では、「外国人」奉公人に対して「家父長的」支配の圧迫の度合いがより強く作用している点が注目されようが、他方で、ポーランド人季節労働者との対比の点では、「家父長的支配」の不安定さが顕著である。ポーランド人労働者のありようは、「家父長制」の下への直接の「埋め込み」ではなく季節労働者集団という形での「可視的」な形での導入のあり方であった。「外国人労働者」という新しい労働力カテゴリーは、ドイツ農村においては「ポーランド人季節労働者」として成立するのである。では、この点について章を改めて論じることにしよう。

註

(1) シャルベルカーScharwerkerともいう。以下ではホーフゲンガーで統一する。

(2) この点については本書の第五章を参照のこと。なお、以下で「家父長制」という言葉は、奉公人雇用関係を重要な要素とする支配のあり方を意味する概念として用いることにする。

(3) 以下、スウェーデン人労働者に関する叙述は、Riegler, C. H., Emigration und Arbeitswanderung aus Schweden nach Norddeutschland 1868–1914, Neumünster 1985 に大幅によっている。

(4) シュレスヴィッヒ・ホルシュタインにおいては、奉公人のもともとの供給者である土着の小農や貧農の子弟たちは奉公人になるよりも男は工業労働者を、女はアメリカ移民を選好した。女の場合、海外移民は集団渡航であったという。Ebenda, S. 66–67. こんなところにも三つの複合運動の一端が読み取れる。

(5) Ebenda, S. 59f.

(6) 「一八六九年メクレンブルクにおけるスウェーデン人奉公人の数は六〇〇〇人に達する」Ebenda, S. 55. 「一八八五年頃北ドイツで働くスウェーデン人の実数は約一万一〇〇〇人である。」Ebenda, S. 134.

(7) Ebenda, S. 134. なお、酪農における労働量の増大については本書第一章の注(25)を、また搾乳夫については本書第二章注(17)を参照のこと。

(8) Bentzien, U., Landbevölkerung und agrartechinischer Fortschrift in Mecklenburg, Berlin 1983 S. 163–164.

(9) 一八九五年のメクレンブルクにおいて流出による社会減は男子が四二一七人に対して女子は七三一八人である。「女子奉公人は、農村で奉公するよりもベルリンやハンブルクなどの近隣の大都市で奉公することを好む。このため、農業は不足する女子労働の代替として時には男を東部や外国から導入する。」Breilinger, K-B., Die Landarbeiter in Pommern und Mecklenburg, Heidelberg 1903, S. 138. 南ディトマルシェン郡の郡長によるマル秘農業労働者報告においても、「近年酪農場 Meierei の設立により仕事が随分と楽になったにもかかわらず」、地元の良質のマークトたちが農業の重労働を嫌い、代わりにオストプロイセンやポーランドから労働力を調達している、と記されている。Landesarchiv Schleswig 301-1350 (Meldorf d. 14. 09. 1894)

(10) ただし、この点についてのC・H・リーグラーの研究は、主にキール、リューベック、ロストクのスウェーデン大使館の報告に基づくものである。

(11) Riegler, a. a. O., S. 187–188.

(12) Ebenda, S. 85.

(13) 福音教会のアンケート調査に基づくブラインリンガーによるメクレンブルクについての研究によれば、「グーツヘル、借地農、農場管理人などが女子奉公人や農場労働者の妻と『非道徳的な関係』をもつことは、珍しいには違いないが、隠そうとはしてもあちこちで知られていることである。……多くの所有者、借地農、そして特に独身の農場管理人は、マークトや農場労働者の妻や娘を自分の所有物と見なしている」Breilinger, K-B., a. a. O., S. 174. 「結婚後は夫婦は不倫はしないが、それは品行の悪い経営者、インスペクター、借地農がいない場合に限られる。」Ebenda, S. 169.

(14) Ebenda, S. 84f. u. S. 123f.

(15) Ebenda, S. 191.
(16) Ebenda, S. 74, 83, 135, u. 157.
(17) Saul, K., Um die konservative Struktur Ostelbiens: Agrarische Interessen, Staatsverwaltung und ländliche Arbeiternot, in; Stegmann, D. u. a. (hg.), Deutscher Konservatismus im 19. und 20. Jahrhundert, Bonn 1983, S. 136; Rehbein, F., a. a. O., S. 274. 「道徳的に堕落した農業労働者の扶助居住権が発生する前に彼を農場やゲマインデが追い出すことは、メクレンブルクでも起きているし、一般に非難もされていない。」Breinlinger, S. 171–172.
(18) Riegler, a. a. O., S. 127.
(19) Vgl. Saul, a. a. O., S. 151, u. 159f.
(20) Riegler, a. a. O., S. 172.
(21) 「アメリカ移民は特に農場労働者のホーフゲンガー雇用を困難にした。したがって流入したスウェーデン人はホーフゲンガーになった。」Ebenda, S. 177, Anm. 2. また、一八八〇年代の労働力不足のもとでホーフゲンガーとなったのは、不具者、老人、堕落した娘、放浪する職人、大都市からやってきた怪しげな人物たちだったという。Saul, a. a. O., S. 143.
(22) Hofgängerleben in Mecklenburg. Selbsterlebens und Selbstschauces von Einem Berliner Arbeitslosen. Mit einem Vorwort von A. Bebel, Berlin 1896. ベルリン失業者出の「他所者」のホーフゲンガーについては、ブラインリンガーの報告においてもかなりの言及がみられる。それによれば、「堅信礼を終えた土着の者でホーフゲンガーになるのは全くの無能者か愚者であり、このため最近では全国から最悪の連中が集まってくる。堕落した職人・学生・貴族・放浪者であり、若者か中年の男たちで、ベルリンからの刑期修了者もかなりの人数を占める」Breinlinger, a. a. O., S. 161. 同様なことはポムメルンのホーフゲンガーについてもいわれている。Ebenda, S. 31–32. ここでは「他所者」のホーフゲンガーは「市民社会からの脱落者」という土着者の視線のなかに置かれている。われわれは、第二章でみたホルシュタイン地方の農村放浪者モナーヘンと同じ社会集団をこの叙述のなかに見いだすであろう。ただ、ディトマルシェンでは脱穀労働者問題としてあったものが、メクレンブルクではホーフゲンガー制度の問題として自覚化されているのである。ブラインリンガーはこの「他所者」ホーフゲンガーの「悪しき道徳的影響」を根拠としてグーツのホーフゲンガー制度の廃止を主張しているのである。
(23) Ebenda, S. 15–20.
(24) Saul, a. a. O., S. 143.
(25) Hofgängerleben in Mecklenburg, S. 25–26.

第三章　近代ドイツ農村と外国人季節労働者

――甜菜と「ポーランド人」――

はじめに

第一章で登場したヒンター・ポムメルン生まれの農業労働者フランツ・レーバインは、国民学校終了後、ザクセンゲンガーとなってホルシュタインに向かった。その後の彼の人生にとって決定的な出来事であったことは疑いない。ザクセンゲンガーの募集に応じたときの様子を彼はこんな風に描写している。

学校卒業後の復活祭の頃、ケスリンの募集人Agentが「ザクセン行き」の農業労働者を募集するために私の地域にやってきた。既に数年前に彼はヘーンケという名の組頭Vorschnitterと一緒になって、マクデブルクやブラウンシュヴァイク地域や、ハノーファー、オルデンブルク、シュレスヴィッヒ・ホルシュタインの様々な農場で春から晩秋まで働く農業労働者の一団を、わが町や周辺の村々で募集していた。これらの労働者の多くは冬には故郷へ戻ってきた。

仲介人は人々の欲望を誘う術を心得ていた。彼の口にかかれば、「ザクセン」は乳と蜜の流れる約束の地となった。しかも、単に賞賛するのみならず、少しやらせの演技も行った。既に派遣されたことのある者たちを再度応募させ、新参者に、この素晴らしいザクセンの土地の恵みについて語らせたのである。労働者の処遇はポムメルンより良く、食事はとびっきりうまく、賃金は比較にならないほど高い、と。

この状況を募集人はうまく利用するこつを心得ていた。「子供たちよ、八か月や九か月なんてのはあっという間さ。気に入らなくても、秋になったら戻ってこれるんだ。ただで旅行ができるんだぜ。」それから、今募集している一隊は追加部隊であって、既に一月と二月に数百人を募集して三月初めにザクセンの各地に派遣済みである、とも言った。「行きたい者は次の週市までに決めてこい。そしたら出発だ。」

私も募集人が泊まっていた飲み屋でこの手の話を聞いたときに、全身に衝撃が走ったのである。私は家に帰り母にこの話をした。母は悲しんだが、これが貧乏人の運命と悟って私のザクセン行きを許してくれた。母の許可を得るや、私は募集人を訪ねた。彼は最初私を見ると私が小さいと思ったらしく、私の実際の年齢を聞いて少し訝しげな顔をした。「一六才以下の青年はあんまりとりたくないんだ。ザクセンのご主人方は、一番若い奴を童僕 Dienstjunge として求めているんだが、もし一四才を斡旋したとなると警察沙汰になっちまう。」そのとき組頭のヘーンケが口を挟んだ。「こいつを使うことはできるぜ。甜菜工場の牛飼い少年としてな。」彼は契約書を出し、私に署名するように言った。「ぼうず、読む必要なんてないぜ。おまえは工場で日給六グロッシェン（＝六〇ペニヒ）をもらえるんだ。」

この簡潔な言葉で私は完全に参ってしまった。「日給六〇ペニヒ」という言葉だけが頭のなかをぐるぐるめぐった。なんてついてるんだ！　俺はザクセンで一四才の奉公人としてここの大人の農業日雇いと同じだけの稼ぎを得られるんだ。……私には、自分がシュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州のWという甜菜工場で牛飼い少年として受け入れられるだけで十分であった。私は署名した。

その四日後。午前三時半、私達は駅に集まった。周辺の村々の応募者たちは、既に前の晩から、袋や小荷物

を下げて駅にきていた。我々は総勢四五名であった。男、女、少年に少女である。おそらく一行のなかでは私が一番若かった。……何人かの男たちは、朝が早いのに非常に機嫌よく興奮していた。彼らは歌い、そして落ちつかないのであった。汽車が来て、それに乗り込んだ。[1]

既に第二章で述べたように、外国人季節労働者は組頭と呼ばれる中間的雇用主によって集団的に調達され、彼らの管理のもとで「営舎」で暮らし、かつ労働した。組頭は、農場からの委任を受けて二月から三月にかけて季節労働者集めに狂奔したのである。募集人と組頭による村を単位とする募集、「ザクセン」という言葉が、固有の地域名であることを越えて、西部の豊かな土地を象徴する言葉として流通していたこと、そして、なにより「豊かさ」への渇望が学卒直後の若者の移動動機の基本にあったこと。右のレーバインの事例にみるこれらの特徴点は、単にドイツ人の季節労働者のみでなく、その後に続く外国人季節労働者の場合にも等しくあてはまるものであったろう。あるガリチアのウクライナ人の組頭がもっていたビラには、「お金がほしければプロイセンで働こう」というコピーが書かれてあり、ビラの裏には一人のウクライナ人がお札であふれた財布を見せている絵が描かれていたという。[2]

第二帝政期のドイツ農業においてはポーランド人に代表される外国人季節労働者集団は不可欠の要素であった。その数は最盛期の第一次大戦前には約四〇万人にも達していたのである。[3] しかし、旧西ドイツにおいて彼らが歴史研究の関心の対象となるのは（第二次大戦後のJ・ニヒトヴァイス（東独）の先駆的研究を別とすれば）[4]、トルコ人労働者問題への関心が高まった一九七〇年代後半以降のことにすぎない。しかも、アクチュアルな政策問題を反映してであろう、序章で言及したK・バーデにおいて、そして近年のK・ドーゼやU・ハーバートにおいてもみられるよう

に、農業季節労働者の問題はあくまで外国人労働者政策史の一部として叙述される傾向があり、分析の焦点も主要に国家の外国人労働者政策のありように向けられることになった。[5] 旧東独の研究についても、例えばかつてL・エルスナーは、旧西独の研究が、独占利潤追求に基づく帝国主義の外国人労働政策の連続性を認めない点を批判したが、[6] 政策史重視の姿勢である点では変わりがないように思われる。逆にいえば、季節労働者の実態の認識については、全体としてはH・ミュラーの「外国人奴隷制」という規定に代表されるような枠組みが、つまり、〈農業集約化・資本主義化＝プロレタリア化＝搾取される低賃金労働力＝「外国人奴隷制」〉という定式で示されるような「資本主義」告発型の枠組みが、今なお通説として流通している状況なのである。[7]

本書の立場からすると、こうした接近の仕方においては、外国人農業労働者は近代農村社会史の問題としてどう論じられるべきかという問題意識があまりに希薄である点を問題視せざるをえない。既に先の補論の末尾において、私はドイツ農村における外国人労働者の形成は「家父長制の空白に埋め込まれたスウェーデン人奉公人」としてではなく「季節労働者集団としてのポーランド人」としてはじめて安定的に成立したと考えていることを指摘しておいた。本章の主要な課題は、国家の外国人政策史や告発すべき資本主義の歴史ではなく、この新しいカテゴリーとしての「外国人農業労働者」の社会的形成の過程それ自体を明らかにすることである。

ところで、新たなカテゴリーとしての「外国人農業労働者」の形成を全体としてみるには、経済、社会、国家制度の各領域を意識的に区分し、それぞれの固有の変化を論じること、とりわけ社会という中間領域を一つの問題領域として自覚的に「発見」することが有効だと思う。従来は「民族」が所与のものとされていたために、東欧季節労働者の登場はストレートに「外国人労働者」であるとされた。このために、経済と政策についての議論はあって

も媒介項の社会領域の議論が欠落していたのである。ドイツ農村において経済と社会と国家の領域の変化の重なりにおいて「雇用の重層化＝周辺的プロレタリア形成」が「民族問題」としていかに社会的に自覚化されていくのか。本章ではこの過程を、第一に、経済次元では農業構造の変化に伴う雇用関係の重層化に対応しつつ季節労働者が登場してくる過程、第二に、社会の次元（つまり農村の日常世界）では、雇用紛争と住宅問題を軸に季節労働者のありように重なりながら「外国人」労働者のイメージが形成されていく過程、そして、最後に（本章では残念ながら詳細には展開できなかったが）こうしたことを基盤として国家の外国人政策が外国人労働者の制度化を企図していく過程、この三つの次元での変容過程の重なりにおいて論じてみたい。対象とするのは、地域的には先にみた「北ドイツ」地域、および最大の季節労働者需要地ザクセン州であり、経営階層的には、農民経営よりは、季節労働者の大口需要者であったグーツ経営である。

なお、ここでいう「民族」問題とは「労働問題と重なる民族問題」であって、伝統的な「領土に関わる民族問題」ではない。したがって、本章で主に念頭に置く地域も比較的「純粋」に前者の形で問題が存在したところであって、後者の問題を強く内包する地域、つまり東西プロイセン、シュレージエン、ポーゼンなどは本書の守備範囲とするところではない。これらのいわゆる「東部国境」諸州は、いわば二つの性格の民族問題が錯綜して存在する複雑な地域なのである。

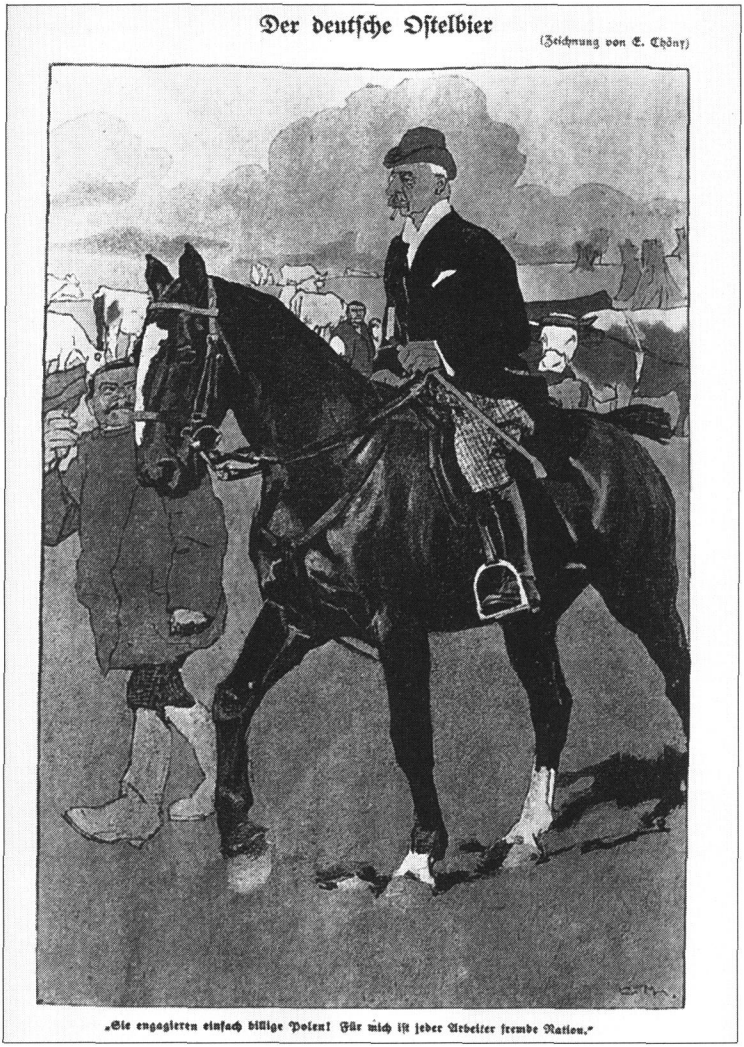

漫画 3-1「ドイツのオストエルベ人」と題する風刺画

下に "Sie engagieren einfach billige Polen! Für mich ist jeder Arbeiter fremde Nation!" (単に安いポーランド人を雇えばいいんだ．私にとっては労働者は誰だって異民族さ) というコメントがある．Edward Thöny による．

出典：Simplicissimus: Illustrierte Wochenschrift, 17. Jahrgang 1912-1913, reprinted (ed. von Richard Christ), Berlin (o) 1972, S. 323 (東洋大学図書館所蔵)

第一節　集約化と「外国人季節労働者」の導入

1　甜菜糖業の展開[8]

既に、我々はシドニー・ミンツの『甘さと権力』（平凡社、一九八八年）によって、砂糖が一九世紀のイギリスの労働者階級の新しい食生活の形成（パン、紅茶、ジャムが中心）において決定的な役割を果たしていたこと、しかし、その「自由な労働制度」を支えたものが、実は西インド諸島におけるイギリス植民地のサトウキビ・プランテーションの「不自由労働」であったことを知っている[9]。実際に世紀末のイギリスの一人あたりの砂糖消費量は、限界値ともいえる年間四二キログラムにも達していた。この水準は、砂糖が単なる嗜好品の域を遙かに越え、既に基礎食品となっていたことを示している。そこまではいかないが、ドイツの砂糖需要も労働者階級の形成とその購買力の上昇に伴い一貫して増大し、世紀末における一人あたり年間消費量は一五キログラム、第一次大戦前には二〇キログラムに達していた[10]。だが、それを支えたのは「南」のサトウキビではなく国内の甜菜作の飛躍的発展であった。

既に端緒的にはナポレオン治政下にはじまっていたとはいえ、ドイツにおいて甜菜生産が本格的な成長をはじめるのは一八五〇年以降である。一九世紀後半期のドイツにおける甜菜の加工量は、一八五〇年の七三万トンから一九〇〇年の一二五〇万トンへと約一七倍、粗糖生産量では同五万トンから一七八万トンへと、実に約三五倍もの増

加ぶりを示すのである。一八五〇年代に既に国内需要を満たし、一八七〇年以降は甜菜糖の恒常的輸出国になり、一八八〇年代中葉から一八九〇年代にかけては輸出量が国内消費量に匹敵するか、もしくは上回るほどになった。ドイツの砂糖輸出はヨーロッパの砂糖輸出のほぼ四割から五割を占める。世紀末においてはドイツは世界の主導的な砂糖輸出国であった。[11] こうして砂糖は、単に国内の労働者階級の消費市場を下支えするのみならず、重要な輸出品であった。意外なことに、世紀末においてドイツの輸出品目の第一位は鉄鋼でも機械でも化学でもなく砂糖なのである。

主要な輸出先はもちろん砂糖の巨大需要地イギリスである。そのイギリス市場で、一九〇二年のブリュッセル協定にいたるまで、甜菜糖はサトウキビに対し競争力を保持した。実際のところ、世紀末におけるドイツの甜菜含糖率は一五～一六%、一ヘクタールあたりの収量は三〇トンであり、土地生産性で見る限りサトウキビに対して遜色はない。関税政策の効果もあろうが、一八七〇年代にはドイツ砂糖価格は世界市場価格まで低下する。[12] また、一八九〇年代から大戦前まで甜菜糖の世界生産量はサトウキビのそれを凌駕しつづけた。[13] 世界的なレベルで甜菜糖へのシフトが起きていたのである。

こうした甜菜糖業の中心地こそが、ザクセン、ブラウンシュヴァイク、アンハルト、シュレージエンなどの中部ドイツ地域、とりわけ地味豊かなマクデブルク地方であった。[14] そこでは甜菜糖を起爆剤に進展する集約的大経営の発達と大農層の富裕化・所有ブルジョアジー化が生じた。[15] だが、この運動は、すぐに甜菜とザクセンを越えて、ドイツ農業全体を覆う現象になっていくのである。本章のサブタイトルが暗示するように、これ以降、甜菜という言葉はドイツ農業集約化のシンボルとして流通しはじめる。

2　農業雇用関係の変化

さて、表3-1は東部ホルシュタインの一四のグーツ経営について労働力構成を示している。東部ホルシュタインは、大経営とはいっても穀物作と酪農が中心で、根菜作物の作付けは少なく、他の地域の大経営に比べてそれほど強い季節労働力需要があるとは思われない。それでも、外国人季節労働者は、かなりのばらつきがあるとはいえ、平均して農場労働力の三割弱を占めること、また、その数が常雇労働者と同数ないしそれ以上のところが一四経営中四経営も存在していること、さらには経営規模と外国人労働者数の間には弱い相関性が認められることが読み取れる。導入している場合、ほぼ一五人前後を一単位としていること、一四経営中八経営で男女の割合がほぼ均衡していることも興味深い。煩雑になるので表としては掲げなかったが、同じことをメクレンブルクのグーツ経営についてみると、一八九三年という早い段階で既に二〇～三〇%の導入率になっている。[16] 北ドイツ農村において特にグーツ経営において外国人労働力が農業雇用労働力の重要な要素となっていることが確認できよう。

だが、残念ながら、二〇世紀初頭の「北ドイツ農村」について、個別経営レベルにおける雇用関係のあり方をより詳細に示す資料は管見の限り発見できていない。「北ドイツ農村」についてのものではないが表3-1よりも個別経営のあり方についてより多くの情報を与えてくれるのが、甜菜糖生産の中心地マクデブルク・ベルデの二〇経営についての一九〇五年における農業雇用労働力構成を表した表3-2である。この表に記載されている経営は、農地の地目構成からわかるように、いずれも甜菜と穀作を中心とした輪栽式経営を営んでいる。このことは役畜および

表3-1　東部ホルシュタインにおける農場労働力構成（1910年　単位：人）

農場番号	農地面積 (ha)	農村手工業者	奉公人	Wochenlöhner (1)	常雇農業労働者 (2) (括弧内は農場搾乳婦である常雇妻の数)	自由日雇い	外国人季節労働者 男	女	出身地	期間	労働力総数	外国人比率 (%)
1	261	1	11	1	4	9	0	8	上シュレージエン(3)	4-11月	34	23.5
2	302	3	3		20		5	5	ロシア・ポーランド	4-11月	36	27.8
3	306	0	5-6	3	14	5	0	7	ガリチア		34	20.6
4	326	1	4		15 (7)		8	7	ロシア・ポーランド	3-12月	35	42.9
5	350	1	6		15		4	4	ガリチア	4-12月	30	26.7
6	439	2	9		20 (6)	3	9	5	ロシア	3-11月	48	29.2
7	445	1	4	3 (-12)	4 (2)	14	13	7	ロシア	4-10月	46	43.0
8	452	2	11	1.5	29 (4)	0	0	0			43.5	0.0
9	454	1	4		20 (10)	20	2	8	ポーランド	3-11月	51	19.6
10	468	1	4-5		16 (5.5)	3	6	5	ポーランド	3-11月	52.5	21.0
11	473	3	6	4	21 (10)		7	7	ロシア	4-11月	52	26.9
12	528	1	19-20	2	16 (3)		8	8	ロシア・ポーランド	4-10月	54.5	29.4
13	546	3	11		31 (12)		8	6	ロシア・ポーランド	4-12月	59	23.7
14	565	4	8		21		15	15	ロシア・ポーランド	3-12月	63	47.6

注　：(1) Wochenlöhner は，通いの短期奉公人と農村放浪者たちからなる．Simmssen, S. 87.
(2)常雇農業労働者の内容は，Deputanten, Landinsten, Tagelöhner, Kuhhalter, Hausinsten の合計数である．
(3)上シュレージエンのドイツ人季節労働者．この1番農場の季節労働者以外は外国人季節労働者である．

出典：W. van der Smissen, Betriebsverhältnisse der deutschen Landwirtschaft, Arbeiten der deutschen Landwirtschafts=Gesellschaft, H. 187, Berlin 1911, Übersichten, Übersicht 7 (Nebenübersicht 1), u. S. 88 より作成．

表 3-2　ザクセン・マクデブルグ地方における労働力構成 (1905 年)

No.	場所	経営様式 (H：茎葉作物) (B：休閑作物)	農地面積 (ha) (穀物) (根菜)	家畜 馬 役牛 肉牛 豚 (頭)	奉公人 (人) 男 女	常雇 (1) (人) 夫 妻 Hofg. (4)	Fremde (2) (人) 男 女	季節労働 (人) ドイツ人 男 女	季節労働 (人) 外国人 男 女	〈備考〉 ①季節労働者の出身地と期間 ②「女」の農場労働の就労形態について (3) ③常雇労働者の職名 ④その他
2	Börde	自由式・4 割にかぶ	71.25 ha (38 ha) (24 ha)	6 5 30 6	0 1	6 5 0	1 15	0 4	0 0	①上シレジアから. ②「女」は任意. ③ Schweizer, Pferdeknecht ④他所有の一時労働者あり.
3	Börde	自由式・自作地は 3 年ごと，小作地は 2 年ごとにかぶ	77.68 ha (40 ha) (25 ha)	10 4 50 100	2 2	6 6任意	3 10	0 0	2 6	②常雇妻は任意.村の10人の女は農繁期のみ. ③Verwalter, Oberschweizer, Pferdeknecht, Vorarbeiter ④ Fremde は在村の人々.
4	Börde	自由式・かぶ中心	65.80 ha (41 ha) (18 ha)	10 0 40 16	0 2	9 8	0 0	0 0	1 5	①ロシア・ポーランド人 (4 月～11 月) ②常雇妻は半日，あるいは少しだけ. ③ Pferdeknecht, Aufseher
5	Börde	自由式・かぶ優位	70.00 ha (40 ha) (25 ha)	8 4 35 40	0 2	7 0	1 13	1 4	0 0	①上シレジアから ②村の女は半日 ③ Pferdeknecht
6	Börde	自由式・4 年から 5 年ごとにかぶ	60.00 (24 ha) (21 ha)	4 6 15 3	0 2	7 7	2 2	0 0	0 0	②「女」は半日仕事 ③ Futterknecht, Pferdeknecht
7	Börde	自由式・毎年 3 割がかぶ	96.25 (50 ha) (26 ha)	11 6 44 20	0 2	6 4	3 4 2少年	0 0	1 5	①ロシア・ポーランド人 (4 月～11 月) ③Vorarbeiter, Pferdeknecht Aufseher, Futterknecht ④ 2 人の「少年」は牛奉公人

No.	場所	経営様式 (H：茎葉作物) (B：休閑作物)	農地面積 (ha) (穀物) (根菜)	家畜 馬 役牛 肉牛 豚 (頭)	奉公人 (人) 男 女	常雇 (1) (人) 夫 妻 Hofg. (4)	Fremde (2) (人) 男 女	季節労働 (人) ドイツ人 男 女	季節労働 (人) 外国人 男 女	〈備考〉 ①季節労働者の出身地と期間 ②「女」の農場労働の就労形態について (3) ③常雇労働者の職名 ④その他
8	Börde	自由式	85.88 (46 ha) (11 ha)	8 8 0 3	0 0	0 0	9 25	0 0	0 0	②村の女の 3 分の 2 は全日農場労働 3 分の 1 は半日の農場労働. ④全員自分の家に住む人々.
9	Börde	自由式・4 年ごとにかぶ・3 年ごとに廐肥	92.75 (57 ha) (15 ha)	8 12 26 50	0 2	6 4	6 6	0 10	0 0	①上シレジア (4 月～11 月) ③ Hofmeister, Pferdeknecht ④他に収穫期に 3 人の Altmaker の Schnitter.
10	Börde	自由式・4 年ごとに 1 ㌶あたり 400 ㌔の廐肥	120.00 (39 ha) (30 ha)	14 12 35 200	0 3	7 4	3 4 4牛飼 少年	0 20	0 0	① Oppeln 地区から (4 月～11 月) ②「女」の就労は不規則. 全日はせいぜい「掘り」の時だけ. ③ Hofmeister, Pferdeknecht
12	Börde	自由式・毎年 50～60 ㌶に廐肥	186.50 (92 ha) (39 ha)	10 16 43 10	0 0	6 4	4 10 7 Pferdeknecht	0 0	10 18	①ロシア・ポーランド人 (4 月～11 月) ② 10 人の村の女は半日仕事で, 平均時間 152 日労働. ③ Verwalter, Aufseher, Pferdeknecht. 夫 4 人は年寄り.
13	Braunschweig	自由式・BHH	160.80 (80 ha) (41 ha)	14 13 58 56	0 2	15 12	0 20	3 16	0 0	①西プロイセン Konitz 郡. 常雇妻は全日, 村の女は半日仕事. ③ Verwalter, Pferdeknecht ④村の女人は炭坑夫の妻.
14	Braunschweig	廐肥の多投 240 ㌔ BHH BH	277.50 (132 ha) (66 ha)	18 14 112 160	0 0	12 12	4 10 7 Knecht	5 30	0 0	②「女」の就労は規則的 ③ Hofmeister, Pferdeknecht

15	Braun-schweig	自由式＋輪栽式	276.00 (93 ha) (15 ha)	15 9 50 83	0 0	8 0	5 11 8 Knecht	0 16	0 0	①3月末から11月中旬まで ②「女」の一部は相当規則的. ③Hofmeister, Pferdeknecht
16	Braun-schweig	4つの作付けパターン	275.81 (159 ha) (71 ha)	16 26 62 381	0 2	21 13	7 32 3 Knecht	0 0	0 0	①移動労働者はいない. ②大部分は求められれば一日中働く. ③Hofmeister, Pferdeknecht
17	Braun-schweig	3つの作付けパターン．基本はかぶ.	333.35 (177 ha) (84 ha)	10 48 83 0	0 4	20 10	8 18 7Knecht	0 0	4 22	①ガリチア（3月～11月） ②常雇妻はほぼ全日就労. ③Verwalter, Oberschweizer, Hofmeister, Pferdeknecht
18	Braun-schweig	自由式・夏穀＝ライ麦，小麦＝甜菜，甜菜＝夏穀	280.57 (151 ha) (74 ha)	20 22 87 4	0 0	21 11	0 0	8 26	0 0	①Posen から. ②常雇妻は年間を通して半日. ③Oberschweizer, Unterschweizer, Pferdeknecht, Buchhalter
19	Kothen, Bernberg	作付け規則なしの完全自由式．かぶ，チコリ，じゃがいも，冬穀に廐肥（240 kg/ha）	319,58 (186 ha) (57 ha)	20 42 30 195	0 0	13 0	0 0	16 32	0 0	①Posen (Kempen) から ②常雇妻は補助的にのみ就労．村の女はいない. ③Verwalter, Aufseher, Hofmeister. ④13人の常雇夫は Pferdeknecht.
20	Stras-furte-r	耕地経営のみ.	418.54 (214 ha) (132 ha)	24 66 130 100	0 0	30 30	5 5	3 22	0 0	①Adelnau 郡から（3月～11月） ②「女」は求められれば仕事にくる. ③Aufseher, Pferdeknecht, Hofmeister, Drescher
22	Stras-furte-r	地質に応じて二つの作付けパターン.	680.72 (320 ha) (167 ha)	36 76 49 33	0 2	28 12	30 60	0 30	10 10	②「女」は全日，昼休みは2時間 ③Aufseher, Pferdeknecht

No.	場所	経営様式 (H：茎葉作物) (B：休閑作物)	農地面積 (ha) (穀物) (根菜)	家畜 馬 役牛 肉牛 豚 (頭)	奉公人 (人) 男 女	常雇 (1) (人) 夫 妻 Hofg. (4)	Fremde (2) (人) 男 女	季節労働 (人) ドイツ人 男 女	季節労働 (人) 外国人 男 女	〈備考〉 ①季節労働者の出身地と期間 ②「女」の農場労働の就労形態について (3) ③常雇労働者の職名 ④その他
32	Börde	自由式・毎年 250 ㎏のかぶの作付けの義務	1017.66 (496 ha) (246 ha)	48 166 116 40	0 4	75 30	4 16	0 0	30 160	①ガリチア (3 月～11 月) ②「女」は半日，ただし不規則． ③ Brennmeister, Hofmeister, Aufseher, Handwerker ④収穫期に 16 人の Altmarker．
33	Börde	自由式・BH を基本 3 年ごとに 240 ㎏の厩肥	621.92 (324 ha) (140 ha)	28 100 76 115	0 4	30 30	31 32	26 46	12 20	①ロシア人 (3 月末～11 月末) ③Hofmeister, Aufseher, Schafmeister, Pferdeknecht
34	Börde	自由式・小作契約により 6 年に 2 回のかぶ作付け	892.50 (436 ha) (242 ha)	35 166 3 200	0 0	17 14	1 40	0 0	67 118	①ロシア・ポーランド人 (4 月～11 月) ③Verwalter, Hofmeister, Aufsefer, Schafmeister, Pferdeknecht ④中耕に40人，穀物収穫に30人，脱穀に10人の村の女を雇用．甜菜には雇用せず．
37	Börde	自由式．HH は避ける 分農場 600 ha，主農場 225 ha	896.50 (394 ha) (249 ha)	52 174 5 8	0 0	36 0 すべて Pferde-Knecht	0 0	0 0	110 170	①ロシア人とガリチア人 (4～11 月) ②常雇妻は仕事はするが重要性低い． Hofmeister, Aufseher ④外国人はすべての仕事を行わなければならない．

注　：(1)常雇とは「農業労働者社宅にすむ農業日雇い Tagelöhner」．(2) Fremde とは「自分の家にすむ農業日雇い」．(3)備考欄のうち，単に「女」としたのは，常雇妻も村の女も区別しない場合である．(4) Hofg.はホーフゲンガー．なお，各経営番号は出典文献に対応させたので部分的に欠落番号がある．

出典：Gutknecht, a. a. O., III. Haupt＝und Neben＝Übersichten, Übersicht 5 より作成．

廐肥生産手段としての役割をもつ馬・牛の大家畜が相当数飼育されている点からも読み取ることができる。また、第二章で触れたように大農経営においても季節労働者が積極的に導入されていることが確認できる。季節労働者の実態については第三節以下で論じるので、以下では、この表を糸口にしながら、特に「中部ドイツ農村」を念頭に、季節労働者の導入に伴う土着労働者の雇用関係のあり方をジェンダー関係とも絡めながらみておくことにしたい。

さて、表3-2において、まず第一に着目したいのは国内の季節労働者についてである。一九〇五年の調査であることもあろうが、国内出身者が意外に多い。ザクセンはなお彼らの多くを吸収していたのである。（この点は表3-1にみるように、ほぼ外国人季節労働者一辺倒である東部ホルシュタインと明白に異なる点である。）だが、備考欄にみるように、ここでいう国内季節労働者の出身地は国境の上シュレージエン（オーバー）、ポーゼン、西プロイセンであることから、事実上はポーランド人である可能性が非常に高い。国内季節労働者と外国人季節労働者の違いは、ドイツ人季節労働者とポーランド人季節労働者という違いではなく、ドイツ国籍のポーランド人と外国籍のポーランド人の違いなのだ。この点は外国人季節労働者の問題を社会レベルでみるときと制度のレベルでみるときの重要な相違点であって軽視してはならない。だが、社会レベルでみるときは、後述のように東部国境地域出身の季節労働者はドイツ人であってもポーランド人とみられているように両者は近い存在と見なされていたのである。[17]

また、移動労働者の男女の人数比を見ると明らかに女性の比率が高い。次項でみるように、これは甜菜作を中心とするザクセン地方の季節労働者の特質である。

次に、第二に注目したいのは、土着の女子労働者の数の意外な多さ、そして顕著な短時間就労形態である。表3-2における「フレムデ Fremde」は本書で述べてきた「他所者」ではなく村落定住の自由日雇い層を指すのだが、そ

の欄をみると特に女子の数が意外に多いことがみてとれる。また、備考欄の②は特に女たちの就労形態のコメントを経営別に列挙したものである。全日就労か任意・半日就労かをみてみると圧倒的に後者である。また、農場住まいの「常雇妻」と「村の女」が区別されて記されているものについて両者の違いを見ると、「常雇妻」についてはおおむね「任意」「半日」であるが、例えば13番経営と17番経営のように「全日就労」と記されている経営が存在するのに対し、「村の女」についてそうした指摘はない。土着既婚女性層内部でも、村落定住の女たちの方が「常雇妻」に比べても短時間就労の度合いがより高いことがみてとれる。一般にも、農場住まいの女たちについては半日就労なのに対し、村落定住の女たちについてはグーツの恒常的雇用からの全面的な「撤退」がこの頃に生じていることが指摘されており[18]、村落定住女性層の農場への関わりが希薄化・流動化していることが推測されるのである。表3-2においても、季節労働者への切替により完全に村の自由日雇いが存在しないところが大経営を中心に四経営認められる。(表3-1の東部ホルシュタインにおいては農場の搾乳婦である常雇女たちは、仕事柄、当然より強い就労義務の下におかれていたと推測される。)

周知のように、甜菜作などの根菜類や野菜作の作付けは手労働に大きく依存する。例えば、除草にしても、機械化は畝と畝の間の中耕除草を可能にしたが茎の周りの周到な除草まではなしえず、この作業は結局のところ手鍬に頼らざるをえなかった。甜菜作に伴う労働力需要増大の最大の要因はこの撫養労働と収穫作業である。そして屈曲姿勢を伴うこの仕事は一般には女の仕事であった。しかし、経営サイドからみれば夏季出稼ぎ者である季節労働者は土着の女子日雇いほど柔軟性をもたないことは明らかであり、彼らには夏期の間は仕事を連続して与えなければならない。当時の季節労働者の請負賃金表をみると、その項目は、根菜類の除草や甜菜収穫などの他に、牧草刈り、

夏麦収穫、冬麦収穫、脱穀など、穀作・畜産を含めた農場の手仕事のすべてにわたっている。[19] これに対して、土着の女子労働者（特に村落定住者）の雇用は、昇天祭の頃の甜菜の中耕除草や間引きなどの作業にはじまり、[20] 九月から一〇月にかけての甜菜の収穫で終わったという。[21] 手労働の主力は明らかに季節労働者であり、女子自由日雇いは根菜作労働需要の調節弁である。賃金を見ると、季節労働者には輸送費用がかかるにもかかわらず、女子の季節労働者の時間給が土着の女子労働者の時間給よりも高い場合がみられる。[22] この「賃金逆格差」も両者の関係を反映したものであろう。

だが、こうした過程は、経営主導による土着女子労働者の柔軟化として割り切ることはできない。むしろ半日就労という形態こそは、家族のありように深く規定された土着の女性層のライフサイクルに深く呼応するものであったと考えられる。

このことについて非常に興味深い示唆を与えてくれるのが、時代がやや下るが戦間期のハノーファー近郊地域における村落定住の女性賃労働者たちについてのH・マイアー＝カイエンブルクによるオーラルヒストリー研究である。[23] これによれば、村の女たちが半日就労の農業自由日雇いとして頻繁に登場するのは彼女たちが出産した直後の時期なのである。

もっと具体的に述べよう。当地では村の娘は、学卒後の三〜一〇年の間の独身時代は、主に農家の女子奉公人か（夏に農業自由日雇い、冬にマークトという場合もある）、あるいは在地のアスパラガス工場労働者として働いている。この工場はアスパラガスの作付けも行っているが、先に第二章のヴェッセルブーレンの甜菜工場でみたのと同じく、地元の労働者は加工過程のみに従事し、アスパラガス作付けに関わる野良仕事には決してつかないのである。これ

に携わるのは東部出身の女子季節労働者のみである。だが、土着の娘たちは結婚後子供を出産すると工場労働を一時的に辞める。そして乳幼児を抱えた時期の彼女たちにとって可能な賃労働機会は、柔軟性に富んだ農業雇用なのである。野良仕事ならば子供を連れていくこともできるし、そうでなくても、午後になれば、学校から帰ってきた子守女中に子供を預けることができるのである。[24]

先にみたように農村女性の農業就労には半日就労が非常に多いが、その理由はまさにこの点にあると思われる。土着の女性労働者たちを特定の農業の「低賃金」職能と結び付けて考えることはできない。彼女たちが農村自由日雇い労働者として現れるのはいわゆるM字曲線のボトム期間のみなのである。

このように、土着の女たちの変化が家族のありようとの関わりでしか理解されないとするなら、それは要するに男たちの変化と密接に対応していたということである。そこで、以下、第三点として、この男たちの変化についてみてみよう。

先の表3-2に戻ろう。まず注目したいのは常雇男子の職名である。備考欄③に記した主な熟練層の名称をみると、Verwalter や Hofmeister などと称される農場職員層、Vorarbeiter や Aufseher などと称される季節労働者の調達・管理を担当する組頭と並んで、馬方奉公人 Pferdeknecht、上級搾乳夫 Oberschweizer、下級搾乳夫 Unterschweizer などという呼称が頻繁にみられる。特に19番経営の四〇〇ヘクタール経営では一三人の常雇労働者はすべて農場住まいの馬方奉公人であったと記されている。(第一章でみたように、大農経営で馬を担当するのは一般に奉公人頭 Großknecht であるが、この表では彼ら独身の男子奉公人がきわだって少ない。)また、馬の頭数と「常雇の夫」の数を比較すると、2、4、5、9番の一〇〇ヘクタール以下の各大農経営、および13、18、33番の各グーツ経営においてその数がほ

表 3-3　条播中耕機の労働力編成と作業能力

機械名称（普及年代）	労働力編成（部位）	熟練度	一日あたりの作業能力（M. ＝モルゲン）	備考
Sack 型手動条播中耕機（1850 年代中葉以降）	1 Man (Maschine)（悪い土地の場合は＋1 Junger）	取扱簡単	(条播) 3-4M. (中耕) 2.5-4M.	手動.
Garett 型畜力条播機（1850 年代中葉以降）	1 Man (Maschine) 1 Junger (Pferde) [1 Junger (清掃)]	ちゃんと教えれば確実. 力強さより冷静さが必要.	(条播) 25M.	中耕できず.
Rehmer 型畜力中耕機（1860 年代以降）	1 Man (Maschine) 1 Junger (Pferde)		(条播) 25M. (中耕) 10-12M.	廉価（25 ターレル）にて小農層にも普及.
Börte 型畜力中耕機（1860 年代以降）	1 Man (Maschine) 1 Junger (Pferde)	操作簡単	(中耕) 10-12M.	軽量. 発芽直後の中耕が可能

注　：Man＝成人男子，Junge＝少年，Maschine＝機械．手労働では，1 モルゲン（約 0.4 ha）を 1 日当りで行うのに条播には 4 人，中耕には 6 人を必要とするという．
出典：Plaul, H., Landarbeiterleben im 19. Jahrhundert, Berlin 1979, S. 155-157 より作成．

ぼ一致している。これらは彼らが何らかの形で農場の馬をそれぞれ一頭程度担当していたことを推測させるものである。

前述のように甜菜作の労働編成は手労働を基軸とするものであったが、それでも一八六〇年頃より、この分野でも播種と中耕を中心に労働過程の機械化が徐々に進行しはじめた。表3-3は四つの中耕機の普及年代、労働編成、作業能力を示したものであるが、ここからは特に新たに機械操作者としての男子労働力の意義が改めて重視されてきたことがわかる。こうした新たな労働を担当するのが馬方奉公人に代表されるような、農場住まいの既婚熟練層であった。[25] 当時の（そしてワイマール期にいたるまで）農業における機械化は、「馬力＋作業機」における作業機の革新として進行する。馬を扱うことは機械を扱うことと深く関わっていたのである。メクレンブルクにおいても、農業の機械化に伴う役馬の重要性に対応してこの時期に既婚馬方奉公人が登場するが、興味深いことに、彼らは、同じく奉公人形態をとってはいても、農村の新たな熟練労働者としての強い誇りを示していたという。[26]

従来、一九世紀後半の「ユンカー経営」における農業雇用制度の変化といえば、脱穀機の導入によるインストロイテの脱穀歩合の低下、

そしてその結果としてのデプタントへの移行を基本線として理解されてきた。[27] 確かに脱穀機の導入による脱穀歩合の低下は改めて言及するまでもなく自明な事実である。[28] しかし、第二帝政期を視野に置くとき、脱穀機（この場合は蒸気脱穀機）導入の社会的作用はこの点に言い尽くされるものではなく、その内容ははるかに多様で複雑である。脱穀機導入は、第一に、機械組合による利用や、第二章で述べたような賃請負脱穀業者の形成に関わる問題にみられるように、[29]「ユンカー」経営に限定されるものではなく、農民村落においても大きな社会的作用をもたらした。

だが、第二に、本章との関わりで特に強調したいのは、この過程の進行が季節労働者の登場と深い関わりをもって進行したことである。[30] 季節労働者を導入している経営では、ちょうど脱穀が穀物の収穫と甜菜収穫の間の期間に行われたため、労働配分の観点から彼らを脱穀労働に充用した。脱穀機の操作や穀物束の投入などは熟練を要したから専門の労働者が行うが、それ以外の補助的な仕事は――農村放浪者によってではなく――季節労働者によって行われた。むろん彼らの脱穀賃金は、他の労働の賃金と同じく各作業ごとに決められた賃金率によって支払われており、脱穀歩合という観念は存在しない。[31] 先にみたディトマルシェン大農層との比較では、脱穀機を個別で所有しうるほどの大経営の資本力が、こうした脱穀のあり方を可能にする一つの条件であったことを指摘しておこう。

こうした内容を背景にもつ「脱穀歩合制」の解体は、中部ドイツにおいては、土着労働者層に即していうと、一方での既述の農場熟練層化、他方での村落定住労働者の脱農業雇用化＝長期的には在村農外労働者化（通勤労働者化）に帰結していく。農業集約化に伴い季節労働者が農作業全般にわたる主力労働者として登場してくることは、「村の女」以上に村落定住男子の脱農業雇用化過程と対応するものだったのである。表3-2における「村の男」の人数の少なさがそれを物語る。しかもこの過程は単に職域の分離だけではなく、生活空間の分離でもあった。マク

デブルクでは、一八九〇年代初頭には農場労働者の大部分が新築の「労働者社宅」に住むようになり、一九〇二年になると「労働者社宅」以外に住む常雇農業労働者は存在しなくなったといわれている。[32]

グーツの農業雇用から分離した村落定住の男たちは、ザクセン地域では在地のままでの通勤労働者化、いわゆるペンドラー化に帰結していく。既述のような家族のあり方に規定されて半日就労するしかない村の女子自由日雇い層とは、そうした労働者たちの妻であった。表3-2においては第13番経営における「村の女は炭坑婦の妻」としてそのことが記されている。また、ザクセンに関する一八九一年の農業労働者報告には、彼らの土地取得志向の強さを指摘する叙述に随所で出会うのである。[33] 第二章で論じたのと同じく、ザクセンにおいても「小所有」取得を内容とする自立化の運動があったことが確認される。

第五章で詳述するように、一九世紀末は「労働者社宅」新築や個人住宅の建設、さらには自転車の普及や流行服の購入などの新しい生活が、本節で対象とした「北ドイツ」や「中部ドイツ」の農村において生じていた。[34] この点はグーツに住む農業熟練層家族も在村の工場労働者家族も同じである。繰り返すが、こうした生活水準の上昇を伴うような土着の農村労働者家族の変化の全体が、季節労働者の登場と同時に起きていたのである。序章で指摘したように、インストロイテからデプタントへというシェーマで語られる「単一の農業労働者階級の形成」論は、賃金形態の変化のみに着目するあまり、農業労働者のこの新しい形での重層化の局面を見落としてきたのである。

3　東欧季節労働者導入の規模と地域差

最後に、一九〇七年六月帝国職業統計出生地調査、およびいわゆる『郡長報告』（一九〇六～一九一四年）[35]をもとに、ドイツ全体の農業季節労働者の地域的な分布と特徴について定量的な概観を与えておきたい。

表3-4は、一九〇七年の職業統計において「土地経営しない自由日雇い」として数えられた者の出生地の実数と比率を州別に表したものである。表において、「他州生まれ」と「外国生まれ」の「土地経営しない自由日雇い」のほとんどは季節労働者であると考えてよいだろう。これに対し、「当該州生まれ」の者は村落在住の自由日雇い層が中心を占めると思われる。（表3-2でいうところの「フレムデ Fremde」である。）また、「当該州生まれの者で他州で無産の自由日雇いとして数えられた者」というのは、当該州から季節労働者として他州に出稼ぎに出た者の数を表している。つまり国内季節労働者の流出数を示している。なお、流出率というのは、当該州生まれで「土地経営しない農業自由日雇い」とした者のうち他州で季節労働者として数えられた者の比率を表している。「農業自由日雇い」といういわば同一職種内の数字であって職業間移動を含む数ではないから、正確な意味での流出率ではないが、だいたいの傾向を反映していると思う。

さて、この表をみると、大きく三つの地域区分が浮かんでくる。第一は季節労働者としての流出が大きい東西プロイセンとポーゼンである。（これを地域Ⅰとしよう。）実数でみた場合に「季節労働者の流出数」が「他州および外国人」の季節労働者の流入数を上回っている地域である。これらの地域はポーランド人居住率がもともと高い地域だ

表 3-4 「土地経営しない農業労働者」(自由日雇いと季節労働者)の出生地構成

(1907 年職業統計による)

	当該州生まれの者で他州で自由日雇いとして数えられた者	当該州で数えられた自由日雇いの出生地				流出率(a)(当該州生まれ全体に対する流出者の比率)	出生地別構成比(b)		
		当該州生まれ(イ)	他州生まれ(ロ)	外国生まれ(ハ)	他州生まれ+外国人(ロ)+(ハ)		当該州(イ)(%)	他州(ロ)(%)	外国人(ハ)(%)
Ostpreußen	11,326	112,553	1,092	5,335	6,427	9	95	1	4
Westpreußen	18,217	72,593	6,575	11,399	17,974	20	80	7	13
Posen	32,959	118,347	3,923	12,135	16,058	22	88	3	9
Schlesien	15,824	173,988	7,318	31,326	38,644	8	82	3	15
Pommern	8,429	66,245	11,763	20,490	32,253	11	67	12	21
Mecklenburg	2,052	15,055	9,349	16,141	25,490	12	37	23	40
Sch. -Hol.	999	18,772	4,032	3,960	7,992	5	70	15	15
Brandenburg	8,138	72,026	23,101	23,094	46,195	10	61	19	20
P. Sachsen	9,650	64,443	21,437	38,304	59,741	13	52	17	31
Braunschweig	2,564	12,815	10,225	8,728	18,953	17	40	23	27
K. Sachsen	3,401	19,650	5,504	8,013	13,517	15	59	17	24
Westfalen	1,119	12,255	2,497	2,546	5,043	8	71	14	15
Rheinland	1,434	27,818	3,093	3,757	6,850	5	80	9	11
Südbayern	2,039	42,044	2,708	2,261	4,969	5	89	6	5
Nordbayern	3,972	33,048	1,888	1,430	3,318	11	91	1	4
その他の地域	9,679	134,655	17,270	26,224	43,494	7	76	9	15
帝国全体	131,775	996,307	131,775	215,143	346,918	11.7	84	—	16

注 :「当該州生まれの者が他州で数えられた者」と「当該州の他州出身者」の合計数は当然一致する.
(a)は,当該州の出身者で「土地経営しない農業労働者」と数えられた者のうち,当該州ではなく他州で「土地経営しない農業労働者」,つまり季節労働者として数えられた者の比率を表す.
(b)は,当該州で「土地経営しない農業労働者」として数えられた者の出身地別の構成比.

出典;S. d. d. R., Bd. 210 より作成.

から、ここで流出している者の多くは、先にもみたようにドイツ・ポーランド人季節労働者である。あるオスト・プロイセンのドイツ人ザクセンゲンガーMのメモをもとにしたという伝記では、彼がポーランド語にも堪能であること、そして彼の集団にはポーランド人のみならず、ドイツ人、カシュバイ人などがいたにもかかわらず、通過地のベルリンでも流入地でも、明らかにポーランド人と見なされていたことが描かれている。[36]

第二が明白に季節労働者の流入地域といえるもので、「他州生まれ+外国人」の比率が三割以上の地域である。(これを地域IIとしよう。)ブランデンブルク、ポムメルン、メクレンブルク、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン、そしてザクセンと

写真 3-2　ベルリン駅のザクセンゲンガーたち(1900 年頃)

(上) Aus dem Tagebuch eines Sachsengängers aus der Heide. Nach Aufzeichnungen einnes früheren Sachsengängers von Johannes Mühlradt, Selbstverlage, Liebenwerda 1915. に付属の写真から.

(下) Bade, J. (hg.), Deutsch im Ausland, Fremde in Deutschland, Migration in Geschichte und Gegenwart, München 1992, S. 313.

表 3-5　メクレンブルク・シュヴェリンで働く移動労働者の出身別内訳（単位：%）

		1902 年	1906 年
ドイツ国籍		70.0	38.0
内訳	ランズベルカー　Landsberger	17.0	7.5
	他のドイツ人	29.0	16.5
	ドイツ・ポーランド人	24.0	14.0
外国人		30.0	62.0
内訳	ロシア・ポーランド人	27.0	59.0
	ガリチア人	3.0	2.4
	ハンガリー人	0.0	6.0

出典：Wenckstern, H., Landwirtschaftliche Wanderarbeiter in Mecklenburg, 1902 und 1906, in; Zeitschrift für Agrarpolitik, Nr. 11, 1906, S. 425.

その周辺地域がこれにあたる。特にメクレンブルクやザクセンでの「当該州生まれ」の季節労働者の比率の低さが目立つ。これは季節労働者の運動が農村全体を巻き込んでいることを表している数字といえるだろう。この地域IIのエリアをここでは「中東部ドイツ」と呼んでおく。補論および本章で対象としている「北ドイツ」「中部ドイツ」の地域はほぼこの区域に含まれる。また、煩雑になるので掲載していないが、表3-4の資料ソースである帝国職業統計からは、「他州生まれの季節労働者」が実際にどこで数えられたのかの一覧を、つまり国内季節労働者の移動方向を知ることができるが、それをみると一目瞭然で上の地域Iから地域IIへと流れていたことがみてとれる。[37]

第三の地域は、流出も流入も多いシュレージエン、また相対的に季節労働者の移動性が低い南西ドイツ地域である。

以上は一九〇七年の数字だが、特に季節労働者の流出地域でも外国人季節労働者の流入がみられることから、国内季節労働者から外国人季節労働者への転換が進んでいたことが予測される。表3-5は、最も外国人季節労働者の流入が高いメクレンブルクにおける国内人季節労働者と外国人季節労働者の数の推移を示した有名な表である。みられるように、季節労働者中に占める外国人季節労働者の比率は、一九〇二年には三〇%であったのが、一九〇六

図 3-1　ロシア・ポーランド人季節労働者数の地域別推移

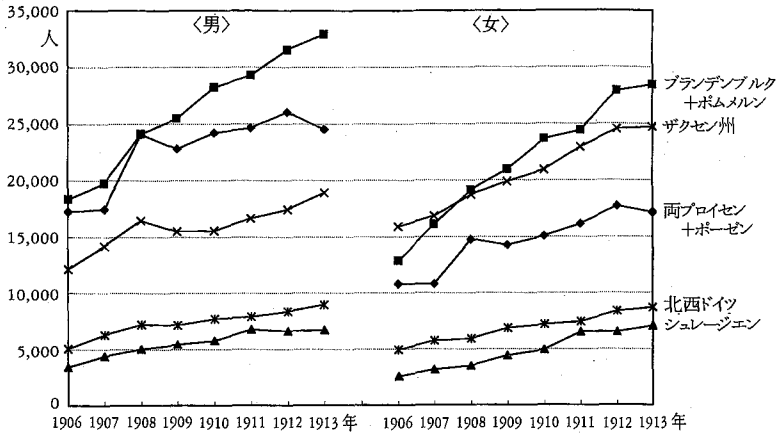

注：プロイセン邦国のみ．両プロイセンとは東プロイセンと西プロイセン，北西ドイツとはシュレスヴィッヒ・ホルシュタイン，ハノーファー，ヴェストファーレンを指す．

出典：「郡長報告」（本章注 35 を参照のこと）より作成

図 3-2　ガリチア・ポーランド人季節労働者数の地域別推移

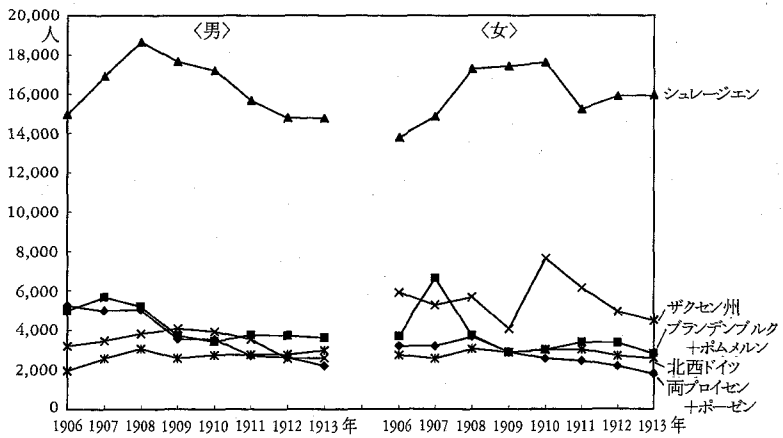

注：凡例および出典は図 3-1 に同じ．

年には六二％へと急上昇している。表3-4において、メクレンブルクにおける「他州＋外国人」に占める「外国人」の比率を求めると六三・三％であり、一九〇六年の数字とほぼ一致することがわかる。

次に図3-1と図3-2において、外国人農業労働者の推移そのものをみてみよう。外国人農業労働者の主要な構成部分は、ロシア領のポーランド人、およびオーストリア領のポーランド人である。後者の大部分はガリチアを供給源としていたから、以下ガリチア・ポーランド人と称することにしよう。（図には示していないが、その次に多いのはウクライナ人である。が、上の両グループに比べると人数はかなり少なくなる。）

最初に全体の半数以上を占めるロシア・ポーランド人農業季節労働者の人数の推移を地域別に示した図3-1をみられたい。第一に一九〇六年以降一貫して増大傾向を示していること、第二に上述の地域IIに彼らが広く吸収されていることが明白に読み取れる。次に男女比をみてみると、両プロイセンおよびポーゼン、ブランデンブルクおよびポムメルンにおいて男子が優位、これに対してザクセンで女子優位である。この差は明らかに穀作と甜菜作の比重の地域差に応じたものである。ザクセンゲンガーの顕著な特徴の一つは独身女子の農業出稼ぎという点である。もっとも、だからといって女だけの出稼ぎ集団というわけではなく、全体としてみると男女の割合は意外にバランスがとれているのである。

他方、図3-2をみると、ガリチア・ポーランド人は、ロシア・ポーランド人と比べると相当異なった動きを示していることがわかる。彼らのほとんどはシュレージエンに集中しており、また全体の動向と異なり、一九一〇年をピークに減少に転じているのが目立つ。既述のように、シュレジーエンはもともと定住ポーランド人比率が高い地域であって、労働問題としての民族問題とともに領土としての民族問題を内包している。そのことがシュレージエ

ンの特異性を形作るのだと思うが、ここではそれは問わない。シュレージエンのガリチア・ポーランド人労働者の問題は一般のドイツの外国人農業労働者の問題とは区別する必要があることだけを確認しておきたい。

以上のように、ドイツ人の外国人季節労働者の問題は、「中東部ドイツ」農業とロシア・ポーランド人の結びつきを基軸とするものだった。特に世紀の交以降の外国人季節労働者の急上昇は、確かに農業好況を背景とするドイツ農業による労働力の需要拡大によるものでもあるが、それは同時に土着の労働者家族の脱農業雇用運動、そして国内季節労働者から外国人季節労働者への転換を伴っていた。序章で指摘したように、バーデは一九世紀世紀末から二〇世紀にかけての東欧地域の移動運動を、海外移民・農業から工業への移動・外国人季節労働者の三つの運動を内包するものと捉えている。ここに述べたドイツ農業を需要地として存在する外国人季節労働者の運動も、まさにその大きな渦の一断面である。

第二節　農場での労働と紛争——「契約破棄」を中心に

ポーランド人季節労働者を特徴づけているのは、当初からローテーションシステムに基づいて導入されたことであり、調達・帰郷の移動過程、および日常の労働と生活のすべての領域にわたって組頭をリーダーとした労働者集団として管理された点である。彼らは、仲介業者や組頭によって毎年春に調達され、出稼ぎ期間中は専用の「営舎」で暮らし、また仕事も組頭を直接の管理者として行われ、地元民と一緒に働くことは稀であり、冬の到来とともに

故郷に帰ったのである。こうした彼らのありようは、いかなる意味でドイツ農村の「外国人労働者」の社会的形成でもあったのか。ここでは、その第一歩として、彼らと受け入れ側のドイツ社会との接点を形成することになった「契約破棄」を手がかりに、彼らの行動の特徴と、それに対応して形成される雇用主側の意識のありようについてみていきたい。以下、賃金に対する意識、ジェンダーの問題、組頭の問題、「契約破棄」の全体像の順に論じよう。

1　賃金を不満とする「契約破棄」

季節労働者の増加に伴い最大の問題の一つとなったのがいわゆる「契約破棄」の増大であった。「契約破棄」というのは、第一章において奉公人レーバインの場合にみたように、象徴的には農民経営ないしグーツ経営から何らかの形で逃げ出すことである。奉公人と同じく、季節労働者もグーツの「家父長的」支配のもとでは契約期間内の「自由な移動」は許されなかったから、「自由」のためには違法行為であっても夜逃げをする他なかったのである。特に、メクレンブルクにおいては、急速な外国人労働者への切替が進むに伴い「契約破棄」が急増したのであろう、一九〇七年二月には、ロストックの著名な農政学者R・エーレンベルクによる雇用者に対するアンケート調査が行われている。[38]

ところで、季節労働者が「契約破棄」にいたる原因は多様であるが、そのうちどの事例にもほとんど絡んでいるといえるのが賃金に関わる紛争である。これは出稼ぎの目的が賃金獲得にあるのだからある意味で当然なのだが、後述のドイツ社会の側が賃金よりはもっぱら季節労働者の住のありように関心を向けていくことと非常に対照的で

ある。エーレンベルクの調査から典型的な具体的な事例を三つだけみてみよう。いずれもメクレンブルクの雇用主による報告である。

事例1　メクレンブルク北東部

私は一九〇六年三月に四七人の「ロシア人」[39]を雇用したが、彼らは一九〇五年の「ロシア人」に比べるとひどくのろまで、その上に高い請負賃金を要求した。六月には牧草の一部を機械で刈り入れさせたとき、私は自分の算段で、請負賃金による稼ぎに匹敵するように日給を引き上げた。そうしなかったら彼らの方から要求したであろうことは経験からわかっていたからである。収穫においても、私は一日あたり二五ペニヒだけ割り増しにした。それでも男たちは不満だったのだろう、ある月曜日に組頭――彼はランズベルク人 Landsberger で当地で四年目であった――が、労働者たちはもうこれ以上働く意志がないといってきた。彼らはひょっとしたらこの組頭に騙されていたのかもしれない。私は、私と組頭の帳簿を人々に示し、この要求が受け入れられないことを証明した。が、彼らはただ表向きには平静だが、結局は、雇用停止と出発の理由を探しているだけだということがわかった。翌朝一〇人の男がパスポートと切手帳 Klebekarte を残したまま姿を消した。その後も二人ずつ二回にわたって逃散した。切手帳を頼まれた残留者への手紙から、私は最初の一〇人の男たちの滞在地がベルリンの煉瓦工場であることを知った。そこでは昔、私の農場にいた組頭の兄弟が働いており、一〇人の男たちはそこではもっと稼げるから職場を替わる気になったのである。私は名前と滞在地の書類を添えて警察に訴えた。（だが結局警察は人々を見つけだすことができなかった。）（以上大意）[40]

事例2　ビュッツォーBützow

一九〇六年春、私は二〇人の季節労働者をもつ組頭を受け入れた。六月二五日の甜菜の間引き Rübenziehen の最中に何の理由もなく仕事が停止された。収穫が目前に迫り、労働者不足となると大変なことになるから、私は交渉に応じた。彼らは、牧草刈り入れの際の稼ぎが少なすぎたといって、契約より五〇ペニヒだけ高い日給を求めた。私は、すべての刈り人について、牧草刈り入れの稼ぎに対し五マルクを認め、日給を二五ペニヒだけ引き上げると、彼らは二度と仕事を停止するようなことはしないことを文書で約束した。それにもかかわらず、彼らは七月三〇日と八月一五日に再び仕事を停止した。私は彼らを警察に訴えもしなかったし、契約に従って罰金を科すこともしなかった。彼らがまた仕事を停止することを恐れたためである。結局九月一八日に組頭と一八人の季節労働者はともに仕事を辞め、グリメム Grimmem 近郊の農場に移っていった。（以上大意）[41]

事例3　グレヴェスミューレン Rittetschaftl. Amt Grevesmühlen

昨年の一九〇六～一九〇七年度、季節労働者が到着してまもなく、組頭が「季節労働者たちが仲介業者から「契約破棄」をして他のところで働かないか、もっとたくさん稼げるぜ、と働きかけられている」と苦情をいってきた。かぶの中耕がはじまったとき、契約では一人あたり一マルクの分割払いのみを要求でき、残りは中耕と間引きが終わったときにはじめて支払うことになっているのに、彼らは各々の中耕が終わる度に全額を要求してきた。いろいろなもめごとがあった後、季節労働者たちは取るに足らぬ理由で仕事を停止し、右の要求が満たされない場合はこれ以上働くことを拒否するとした。私は彼らに契約に従うよう要求した。私は巡査によっ

て彼らを仕事に就かせようとしたが彼らは動じなかった。私は巡査を使って彼らを農場から追い出し、刑事訴訟に訴えるべく、彼らの証明書とパスポートを添えてヴィスマール宛に送った。パスポートはすぐに私のところに送り戻され、今でも私の手元にあるが、それでも季節労働者たちはシュテチンで新しい仕事を見つけたという。（以上大意）[42]

これらの事例からは、全体として季節労働者の賃金への要求がもめごとの中心となっていること、しかもその場合に契約上の賃金がほとんど季節労働者の間で守るべきものと意識されていないことを読み取ることができよう。実際、最後の事例においてみられるように、「中耕が終わる度に全額を要求する」季節労働者の賃金への意識は日雇い農民の感覚に基づくものである。これに対して雇用者が契約上求める雇用観は、「家父長的」支配を前提にした奉公人的な賃金支払形態の特徴[43]、つまり「残りは中耕と間引きが終わったとき」にまとめて払うという考えを示している。この対立は、その意味では「家父長制」をめぐる対立でもあるわけだが、しかし、第一や第二の事例における雇用者の弱腰な態度にみられるように、実質的には季節労働者の要求を雇用主が受け入れざるをえない状態が生まれていたのである。また、彼らの逃走が男子を中心に二、三人単位の小集団で行われている点も注意しておきたい。

彼らの現金賃金への志向性の強さは、単に「契約破棄」における賃金要求のみならず、他にも第一に「完全デプタート契約」よりも「半デプタート契約」を選好する点に、そして第二に日給よりも請負賃金を強く志向する点にも現れている。

季節労働者の賃金は現物賃金と現金賃金から成っているが、「半デプタート」とは「完全デプタート」に比べ現物給与の内容が「半分以下」の賃金契約を意味している。[44] 前者の食事水準がほぼドイツの土着農業労働者と同等だと考えられるのに対して、後者の場合、肝心のパンと肉類が欠落しており食事内容が相当に劣悪となるが、逆にその分だけ現金賃金がよいということになる。つまり「半デプタート契約」に対する選好の強さは現金賃金への執着の現れなのである。「契約破棄」の事例をみながら私が感ずるのは、当時季節労働者の食事や生活状態の悪さ（組頭による搾取も含めて）が多様な形で強調されているにもかかわらず、全体としてこの現物部分の質を理由とする季節労働者の不満や「契約破棄」事例が少ないことである。食事については「腐ったじゃがいもが支給される」とか、「米がチリ硝石の袋に入れられていた」[45] などの指摘が散見的にみられる程度なのである。

第二点の請負賃金への志向は「契約破棄」の過程においてもっと明白に読み取れる。上の事例1においても、四七人の「ロシア人」が高い請負賃金を要求し、結局、雇用主は請負の稼ぎに匹敵するように日給を引き上げている。また、ロシア・ポーランド人の間でザクセンの人気が高いのは、全作業が請負賃金形態で行われる比率が高いからだといわれているが、[46] これもこうした彼らの態度を語るものであろう。

「契約破棄」についてだけならば、第二章のレーバインの事例で確認したように土着の奉公人についても、さらに補論でみたようにスウェーデン人についても起きていることである。しかし問題はその内容である。土着の奉公人の「契約破棄」が賃金よりも生活領域での「自由」と「自立」を求めるものであり、また、スウェーデン人奉公人のそれが「家父長制」の空白に直接に「埋め込まれる」ことによる圧迫の結果であったのに対し、ポーランド人季節労働者の場合、あくまで「より高い現金賃金」を動機とするものであった。後述のように彼らの「契約破棄」の

発生率は他に比べて高いが、それもその限りのことなのである。[47] スウェーデン人奉公人との対比でいえば、彼らは最初から季節労働者として集団的形態でのローテーションシステムのもとで導入されたがために、「家父長的」支配に固有な矛盾には全体としては直面しなかったのである。[48]

2　季節労働者におけるジェンダーの問題

集団の性格という観点からみるときの季節労働者集団の大きな特徴は、第一に貧農の子弟たちを主とする集団であること、第二に若い女性の農業出稼ぎであるということ、そして第三に、しかも女だけの集団ではなく男との混成集団であることである。[49] したがって、季節労働者問題をエスニシティ問題として論じる場合も、ジェンダーの問題を避けて通ることはできない。

「契約破棄」についてみると、同じ賃金獲得を動機としつつも、両者の行動の間には違いが認められる。前述の事例1においても、逃散が主に男子により二、三人の小グループ単位で五月雨式に実行されていること、これに対して報告には女子の記述がないことに気づく。他にも男子は逃散傾向が強く女子はそうではないことを示す指摘や事例報告が存在する。[50]

だが、こうした「契約破棄」にみられる男女の差がいったい何を意味するのか。単に「夜逃げをする体力の有無」[51]の問題なのか、それとも何らかの男女の日常的なありようの現れなのか。しかし、雇用紛争における男女の行動を自覚的に問題にした報告は少なく、残念ながら、この点についてはこれ以上詳論することができない。[52]

雇用紛争と直接どう関わるか不明だが、男女の労働の編成のあり方という点で注目すべきは、先の請負賃金との関わりである。煩雑になるので掲載していないが、先の表3-2のもとにした原表からは各農場についての請負賃金の賃金率を知ることができる。[53] それをみると、甜菜や穀物の中耕除草と各種の収穫労働が主に請負形態で行われていたことがわかる。一般に人力による中耕や間引きは既述のように女子や子供の仕事であるから、これらの請負作業は女子の集団請負の形で行われる場合が多かったであろう。[54] これに対し、牧草、穀物の一連の収穫作業については、男女のペアを基本としていたと考えられるのである。請負賃金率の単位はすべて一ヘクタールなどの基準面積に応じて決められており、それ以上細かい個々の作業別賃金規定はなされていないのである。また単独で収穫作業をすべて行うことは作業効率からみてありえない。このうち、穀物収穫においては、第二章でみたように、大鎌による刈りを男が担当し結束を女が担当するという形であった。[55] これに対して、甜菜収穫における男女の分業のあり方は不明だが、少なくとも初期の時期においては、何らかのペア労働であったと推測される。[56]

こうした「男女のペア」というあり方は、単に収穫作業においてのみならず、食事の準備や洗濯などの季節労働者の日常生活のあり方にも及んでいた。一例をあげよう。既述のオストプロイセンのMは、自らのカップリングについて次のように述べている。

じゃがいもを「営舎」に運んだ後、私はあの娘に調理と洗濯を引き受けてくれるように頼んだ。彼女は、自分の兄(弟)が二週間後に来る予定で、そうなると二人の男の分の面倒を見なくてはならなくなり少しきつい、だからできたら別の娘と交渉して欲しい、と応えた。ちょうどそのとき、その娘が入ってきた。私はその娘を

知らなかった。ヘラクレスのように大きくて頑丈そうな娘で、最初は「おばさんFrau」のようにみえた。少し話した後、我々は調理について週一・五マルク、下着と衣類の洗濯については特別払いという条件で同意した。……彼女の調理はおいしく、そのため私は他の人からうらやましがられた。ポーランド人やカシュバイ人の娘は料理がうまくなかった。……「ザクセンゲンガーの食事は女料理人が準備し、みんなで一緒に食べるのではないのか」と疑問に思うかもしれないが、そうではない。確かに女料理人――ふつうは組頭の妻だが――は、他の女達と同じく日給をもらうが、調理をするのではない。彼女の仕事はふつう四平方メートルもある大きなかまどLeutcherdeの火を絶やさないことなのである。石炭で熱せられた火床の上に各人のフライパンや鍋が置かれるのである。このなかには調理される食材や飲物が入っているのである。人々は仕事に行く前にそうしておき、仕事から帰ってくると、料理ができあがっているというわけである。この食事の準備のために、男にはそれぞれの女料理人がいるのである。(以上大意)[57]

さらに、彼は、収穫作業について「彼女から(収穫期の)刈りの仕事の際に私の後ろで結束したいという提案があり、私も快くこれを引き受けた。彼女は他の娘より仕事に熟達しており、私は満足であった」と述べている。[58]

契約に基づく男女のペアリングが、日常生活と労働の両分野にわたって行われていること、そして「兄がきた後には兄の世話をしなければならない」とあるように、夫婦や親族などの場合はその関係が生かされていることがわかる。[59]確かに、個別の経営レベルでみると必ずしも男女の比は一対一ではないし、また、地域的にみても、男女の割合にはばらつきがある。(前掲表3-1と表3-2を比較すればわかるように、穀作を中心とする東部ホルシュタインより

も甜菜を中心とする「中部ドイツ」の方が男女比の均衡の破れ方が大きい。）労働過程における男女のあり方は多様であって、それは労働過程におけるエスニシティのあり方ほどには固定していない。だが、現金賃金志向と結び付いた形での請負賃金選好という現実的な志向が、収穫作業などにおける男女分業のあり方にも大きく作用していたように思われる。この点は、後にみるように、性的に混成集団であることを性道徳や性病の批判の観点からのみ捉えようとするドイツ人社会の見方と鋭い対照をなしている。

3　組頭 Vorschnitter について

季節労働者の「契約破棄」の原因として当時雇用者側から強く批判されたのは仲介業者や組頭の活動であった。当時の雇用主からの報告には「季節労働者が「契約破棄」を起こしたのは組頭の教唆によるもの」という一節が必ずといってよいほど含まれているのである。組頭については、他にも季節労働者の生活の一切を管理することからくる「搾取」の問題、季節労働者と雇用者を結ぶ通訳者としての立場を利用した詐欺、そして法外な仲介料などが雇用主側からは頻繁に批判された。

ドイツにおける外国人農業労働者政策は、直接的にはこうした私的営業者や組頭の仲介活動に対する規制を梃子に形成されていく。その点で、組頭の問題は重要であるが、今、この過程自体の詳細な分析を行う材料はない。ただ、国家の規制のあり方が、組頭排除の方向ではなくあくまで彼らの仲介活動の規制の方向に向けられたこと、彼らを新たなシステムのうちに組み込むことによって「契約破棄」を抑える方向に置かれたということは指摘してお

きたい。ドイツ農村において「ポーランド人労働者」はエスニック形態をとる周辺的プロレタリアートとして形成されるが、その場合に「家父長制」の直接支配の外側に集団的形態をとることが条件である。そのためには、第二章で述べたように、中間雇用主としての組頭の役割は必要不可欠なものである。[60]

ところで、組頭について興味深いのは、彼らの民族的な境界人としてのありようである。つまり彼らがドイツ人の場合、もともと国内季節労働者であったものがその後組頭へと転化している事例が多いことである。一八七〇年代から八〇年代にかけて、初期のドイツ人・ザクセンゲンガー供給地として著名なのはブランデンブルクのランズベルクの人々であるが、その彼らの行く末について一九〇〇年代半ばには、次のようにいわれているのである。

> ヴァルテ・ネッツブルッフ Warthe = und Netzbruch の流出者は、本来のザクセンゲンガーではない。ほとんどは組頭や監督者 Aufseher になった人々である。ドイツ人労働者を引き連れるドイツ人組頭という形は減少している。……その最盛期は一八九〇年から一八九八年頃であった。彼らはロシア人、ポーランド人、ガリチア人を国境沿いで募集し、彼らと一緒にグーツに入り、同時に電報で示し合わせて自分の家族とそこで合流するのである。……
>
> いわゆるザクセンゲンガーの他に約三〇〇人の組頭が「刈り」に出かける。彼らは通常その他の季節労働者の賄いを引き受けており、一種の社員食堂を経営している。彼らは時に最高五〇〇〇マルクも稼ぐ。「刈り」の期間は、このお金を友人を通じて貯蓄金庫に預金する。そして移動労働期間終了時には生活するには十分な額を持って帰るのである。[61]

こうした事例はブランデンブルクのみならず、さらに東部国境地域のポーゼンでも指摘されている。ここでは定住ポーランド人が、外国人ポーランド人季節労働者を管理する組頭として登場するのである。[62] 彼らはポーランド語はもとよりドイツ語にも不自由しなかった。組頭と季節労働者は民族的には同一集団ではあるが、ここでは国籍の違いによって雇用関係における重層性が生じていたのである。こうした組頭の出自にみる特徴は、季節労働者の労働市場が国内季節労働者から外国人季節労働者へと東に拡大したことに対応した変化として理解することができるだろう。その意味でも組頭はドイツ人と外国人の間にたつ境界人であった。

4　「契約破棄」の全体像と処分の実態

最後に外国人季節労働者の「契約破棄」の全体像を、土着の奉公人層や常雇労働者層と比較しつつ統計的に確かめておこう。

表3-6はシュトエンチンが「契約破棄」についてポムメルンの雇用者に対して行ったアンケート調査をもとに、外国人季節労働者（主要にはロシア・ポーランド人）による「契約破棄」の発生率、雇用主による申告率、処罰率を示したものである。[63] ここではポムメルンの三県のうち、先の「契約破棄」の主要な舞台となったメクレンブルクに隣接しているシュテチン県とシュトラールズンド県のフォア・ポムメルン地域を中心にみてみよう。

まず、発生率からみていこう。この表からは外国人季節労働者の発生率はほぼ一五%、これに対し土着奉公人の発生率は四・七%、グーツの常雇労働者は一%である。また、参考までに、H・スツァーグンによるブランデンブ

表 3-6　ポムメルン州における農業労働者の「契約破棄」の状況

地域 標本数(a)		外国人季節労働者		独身ゲジンデ		常雇労働者		自由日雇い	
		1906 年	1907 年	1906 年	1907 年	1906 年	1907 年	1906 年	1907 年
シュトラールズンド県	従事者数	4595	4487	1502	1518	1919	1972	1351	1391
外国人　179	契約破棄数	665	676	99	110	25	38	61	108
土着　155 (76)	申告数	275	248	43	44	5	6	1	4
	処罰数	92	13	29	26	1	6	1	2
	発生率(%)	14.5	15.1	6.6	7.2	1.3	1.9	4.5	7.8
	申告率(%)	41.4	36.7	43.4	40.0	20.0	15.8	1.6	3.7
	処罰率(1)(%)	33.5	5.2	67.4	59.1	20.0	100.	100.0	50.0
	処罰率(2)(%)	13.8	1.9	29.3	23.6	4.0	15.8	1.6	1.9
シュテチン県	従事者数	2179	2262	1927	1997	5628	5730	1855	2009
外国人　110	契約破棄数	229	341	81	85	58	78	67	99
土着　253 (90)	申告数	87	142	23	24	25	19	7	4
	処罰数	29	23	18	20	13	16	5	2
	発生率(%)	10.5	15.1	4.2	4.3	1.0	1.4	3.6	4.9
	申告率(%)	38.0	41.6	28.4	28.2	43.1	24.4	10.4	4.0
	処罰率(1)(%)	33.3	16.2	78.3	83.3	52.0	84.2	71.4	50.0
	処罰率(2)(%)	12.7	6.7	22.2	23.5	22.4	20.5	7.5	2.0
ケスリン県	従事者数	1490	1659	1621	1710	7726	7960	1068	1163
外国人　126	契約破棄数	340	356	49	53	67	58	54	32
土着　255 (88)	申告数	109	173	23	20	11	16	2	4
	処罰数	0	18	13	8	2	6	0	1
	発生率(%)	22.8	21.5	3.0	3.1	0.9	0.7	5.1	2.8
	申告率(%)	32.1	48.6	46.9	37.7	16.4	27.6	3.7	12.5
	処罰率(1)(%)	0.0	10.4	56.5	40.0	18.2	37.5	0.0	25.0
	処罰率(2)(%)	0.0	5.1	26.5	15.1	3.0	10.3	0.0	3.1
ポムメルン州計	従事者数	8264	8408	5050	5225	15273	15662	4274	4563
外国人　415	契約破棄数	1234	1373	229	248	150	174	182	239
土着　663 (254)	申告数	471	563	89	88	41	41	10	12
	処罰数	121	54	60	54	16	28	6	5
	発生率(%)	14.9	16.3	4.5	4.7	1.0	1.1	4.3	5.2
	申告率(%)	38.2	41.0	38.9	35.5	27.3	23.6	5.5	5.0
	処罰率(1)(%)	25.7	9.6	67.4	61.4	39.0	68.3	60.0	41.7
	処罰率(2)(%)	9.8	3.9	26.2	21.8	10.7	16.1	3.3	2.1

注　：(a)農場所有者アンケートによる。
外国人について：回答総数 700 件のうち外国人雇用をしているのは計 415 人。
土着について：括弧内は標本農場雇用者（計 663 人）のうち「契約破棄」を通告した雇用者数（計 254 人）。
発生率：従事者数に対する契約破棄発生数の比率
申告率：契約破棄発生数に対する申告数の比率
処罰率(1)：申告数に対する処罰数の比率
処罰率(2)：契約破棄件数に対する処罰数

出典：Stojentin, Der Vertragbruch der landwirtschaftlichen Arbeiter in Pommern, in; Zeitschrift für Agarpolitik, VII. Jg. Nr. 4, Berlin 1909, S. 180-194 より作成。

ルクに関する報告をみると、季節労働者の発生率はもっと低く、一九〇二年、一九〇三年、一九〇四年について、国内季節労働者が順に二・二%、二・二%、二・六%、外国人季節労働者が順に七・八%、八・四%、一〇・九%である。これに対して「契約労働者」(=奉公人が中心)の発生率は、順に五・七%、五・〇%、七・〇%であり、フォア・ポムメルンとほぼ同じ水準である。[64] 全体として外国人季節労働者発生率は一割強であり、また土着奉公人に対してほぼ倍の発生率であるといえるだろう。

ところが、他方でこれとは相当異なる数字もある。ポーゼンの新聞『ポズナニ毎日 Kuryer Poznanski』によれば一九〇八年のプロイセンにおける「契約破棄」の件数は外国人季節労働者の二四%に上る[65]」とされているし、極端なところでは「移動労働者の半数は「契約破棄」者だと見なした方がよい[66]」、「各経営の季節労働者は平均して二〜三回の逃散経験をもっていることも珍しくない[67]」、さらに「オストプロイセン農業会議所のまとめでは、ハンガリー人を除く全移動労働者の八一%が「契約破棄」者であった[68]」、という声までもあるのである。土着の人々より高いには違いないが、明らかに過剰評価である。雇用主たちの「契約破棄」に対する過剰反応ぶりを知ることができよう。

次に、申告率について。これは、発生した「契約破棄」についてどれだけ雇用主が警察に申告したかを表すものである。約四割というところである。もっとも、個別の報告では「「契約破棄」は非常に増大しているが申告されることはまずない」とか、「外国人労働者の破棄は頻繁だが、追跡は面倒くさい上にお金がかかるから申告することはない」、さらに「季節労働者の側からの「契約破棄」の実数は公式の数字の三倍[69]」とかいわれている割には、申告率自体は意外に高い感じがする。この数字は約三割強の奉公人よりも高いのである。これに対し、一般の自由日雇いの場合は、ほとんど申告されない。

第三に処罰率について。雇用主の立場からみて告訴がどの程度の効果をもったのかを表す数字が処罰率1であり、逆に労働者の立場からみて「契約破棄」の実行がどの程度の検挙リスクをもったのかを表したものが処罰率2である。処罰率についてはサンプルの関係だろうか、一九〇六年と一九〇七年の間の落差が大きく確かなことはいえないが、処罰率1はほぼ二割程度、逆に処罰率2、つまり行動を起こして失敗に終わる確率は一割程度である。季節労働者たちは高リスクにもかかわらず、より高い賃金を求めて逃散を繰り返したといえる。ただし、奉公人に比べると、処罰率、リスクが相対的には低いことは注目すべきであろう。両者の差は、明らかに支配のありようの差といえる。土着労働者のなかでは、奉公人は第一章で述べたように流動性の高まりを受けて家父長の生活支配からの脱却を志向しつつあり、デプタントなどに比べて明らかに流動性も「契約破棄」の発生率も高く、一番「フレムト的」な存在だった。だが、外国人季節労働者との比較では全く逆の面が、つまり土着の「家父長的」雇用関係のなかにいた常雇労働者としての奉公人の面が鮮やかに照射されるのだ。そして、農場雇用からの分離を志向する農民村落定住の農業自由日雇いは、そもそも家的な雇用観に基づくこの種の紛争自体が全く問題にならないほど外国人季節労働者よりさらに「自由」である。

最後に、彼らが背負ったリスクの具体的な内容をみるために、ザクセン州の警察の「契約破棄」の処理の内訳を示した表3-7をみてみよう。[70] むろん、通告のあった「契約破棄」についてのものだけである。ここにあげられている項目のうち、告訴取り下げ、不起訴、時効、無罪、行方不明は逃散が成功していることを示すもの、そして処罰、国外追放、連れ戻しが逃散の失敗を示すものと考えてよいであろう。「自分で戻る」というのは具体的状況次第で成功か失敗かの評価は異なってくると思われるので、これはどちらにも属さないことにする。そうすると全体として

表 3-7　ザクセン州の農業における「契約破棄」の状況
（地区警察当局に対するアンケートから）

	1907 年	1908 年
件数	2,979 (100.0)	3,497 (100.0)
国内人	1,585 (53.2)	1,584 (45.3)
外国人	1,394 (46.8)	1,913 (54.7)
内訳　ロシア・ポーランド人	1,046 (35.1)	1,329 (38.0)
ガリチア・ポーランド人	298 (10.0)	455 (13.0)
ウクライナ人ほか	51 (1.7)	129 (3.7)
＜処置の結果内訳＞		
処罰 Bestrafung	158 (5.3)	157 (4.5)
国外追放 Ausweisung	107 (3.6)	357 (10.2)
連れ戻し Zufuhrung	98 (3.3)	84 (2.4)
自分で戻る freiwillige Rückkehr	143 (4.8)	98 (2.8)
告訴取り下げ	86 (2.9)	147 (4.2)
告訴事由不十分	33 (1.1)	21 (0.6)
無罪	12 (0.4)	24 (0.7)
時効	12 (0.4)	10 (0.3)
和解 Vergleich	206 (6.9)	374 (10.7)
行方不明	1,701 (57.1)	1,783 (51.0)
結果分からず Ausgang unbekannt	414 (13.9)	381 (10.9)
未決着	9 (0.3)	59 (1.7)

出典：Die Vermittelung ausländischer Arbeiter für Landwirtschaft, in; Reichsarbeitesblatt, VII. Jg. Nr.11, 1909, S. 827.

成功率はほぼ八割、失敗が一五％程度である。また、成功例のうち最も多いのは「行方不明」で全体の六割を占め、結局のところ逃散に成功することは文字どおり姿を消すことであったことが窺われる。他方、「失敗」のうち、連れ戻しは実際には連れ戻し後の労働意欲の極端な減退の問題があり、雇用主も積極的に要求することはない。「処罰」は一般には罰金か禁錮刑である。この表はドイツ国籍ポーランド人季節労働者を含む統計であるから、この項目にあてはまるのは国外追放処分にあてはまらない国内季節労働者が主であったと推測される。その点を念頭に置くと、外国人季節労働者の処分の基本は国外追放であったろう。これは一文無しで故郷に帰るという意味で、出稼ぎの失敗と考えられ、季節労働者にはやはりきついものであった[71]。

第三節　「営舎」と「外国人労働者」の形成

ポーランド人に焦点を当てて農村における新たな社会的カテゴリーとしての外国人労働者の形成を論じようとするとき、注目したいのは彼らの住生活に関わる問題である。前述のように、季節労働者に関わる問題は、雇用主からみれば労働力の調達問題であり、また労働力支配の問題であったが、他方において、これを批判する世論の側はなによりも季節労働者の住生活に強い関心を示していた[72]。第二章で触れたように、季節労働者の「住」の具体的な場は「営舎」である。「営舎」は当初は家畜小屋などが転用されたといわれるが[73]、やがて外国人季節労働者の導入が恒常的になっていくと資金力のあるところでは専用の「営舎」が建設されていった。

ブランデンブルクのソルディン郡の郡医ハーゼは、郡医師による「営舎」の査察を義務づけた一八九八年の行政規制により、一八九九年に三四の「営舎」について夏と秋に各々一～三回調査し、その結果を「医療公務員雑誌」に論文として掲載している[74]。その他にもこの雑誌には、季節労働者の問題についての同時代の報告・論文がいくつか掲載されている。以下、これらの報告を素材に、ポーランド人季節労働者の「住」の問題について、「住」と性の問題、「寝」の実態、「住」と病の順にみていきたい。なお、以下の叙述の対象地域は、文献の関係から「北ドイツ」地域ではなく、「中東部ドイツ」一般である。

1　「住」と性

さて、住生活において最初に問題にされたことは、男女の部屋割りがされていないことである。ハーゼの調査では、三四棟中一七棟の「営舎」で寝室の性別区分はなされていない。また七棟の「営舎」では男女の部屋のうちどちらかが他方の部屋の通路になっており（したがってそこを通らないと自室に入れない）、また三四棟中一四棟で両者の部屋はきちんとした壁で仕切られておらず、手で破ることができるほど粗末なものであったという。部屋を性別区分しないのは部屋不足と暖房の問題のためというが、「若い季節労働者が一緒に過ごすことの方を選ぶ」ということをあげた雇用主もいた。ハーゼは、「季節労働者たちはお互いに見ず知らずで、年も違う男女が一緒に眠るのを好むはずはない」と批判しつつ、他方で「こんな状態だから、秋になると女の季節労働者のなかに多かれ少なかれ妊娠するものがでてきて、「営舎」が農村の女郎屋となるのだ」と嘆いている。

性道徳についての議論は、ザクセンゲンガー運動のはじまりとともに語られつづけられるほどありふれたテーマである。[75] とはいえ、その内容にはポーランド人季節労働者についての語られ方の特徴が現れている。三点だけ指摘しておこう。

第一点は、既述のように、「家父長」支配下のスウェーデン人奉公人の場合と異なり、ポーランド人季節労働者の場合は、彼らの間の「営舎における性の問題」であったことである。

第二点は、性に関わる問題を「ドイツ社会」は性道徳の観点でしか捉えていないことである。確かに、季節労働

者集団の大きな特徴の一つは、若い男女の混成集団であることである。だが、それは性的堕落によるものではなく、前述のように、作業単位が男女のカップリングを基本に編成され、さらには「営舎」の食生活の賄い関係を結ぶ上での単位でもあったことなど合理的理由をもつものであった。しかし、その点は「ドイツ社会」の側にはみえていないのである。

第三点は、だが、ここで批判される性別区分の曖昧さが、以下で述べることになる「営舎」という「民族区分」の明白さと非常に対照的であることである。それは、現実にはポーランド人問題はジェンダーの問題としてよりもエスニシティの問題として存在していたことを明瞭に物語るものである。[76]

2 「寝」の実態

さて、「営舎」は季節労働者にとっては、食事やコミュニケーションの場であると同時に、眠りの場である。昼間の労働がきついだけに、彼らにとっていかに快適に眠るかは切実な問題でもあったはずだ。ハーゼは季節労働者の部屋の床面積と空間を実際に計測し、彼らの「寝」について次のように報告している。（なお報告内容は適宜要約してある。）

（床面積について。）一人あたりの床面積は、一・一八、一・三〇、一・一四、二・九五、三・一七、五・四五平方メートルであった。寝室の一部は食事をとる部屋としても利用されていた。全体の半数は基準となる床面

積二平方メートルを満たしていなかった。他の半分も基準程度の水準である。こうしたところでは床がとても狭いので、人々は鰊のように雑魚寝をしている。もちろん一人あたりの（実質的な）空間も狭すぎる。もっとも屋根や壁のすきまから風が入ってくるので換気の問題はない。床面積も空間も水準が非常に低いところでは、人々は壁板に仕切られた空間のなかに押し込まれている状態だ。

（寝床 Lagerstätte について。）彼らはいわゆるはめ込み式の形で一緒に眠る。ふつうは水平に交互に眠り、重なって眠る（意味不明＝引用者）ことは稀である。計測の結果、一人あたりでみると、縦幅は一・五〇、一・五五、一・七〇、一・七五、一・七八、一・八〇、一・八五、一・九〇、一・九一、二・〇メートル、横幅は〇・四〇、〇・四二、〇・四三、〇・四四、〇・四五、〇・四六、〇・四七、〇・四九、〇・五〇、〇・五二、〇・五三、〇・五四、〇・五五、〇・五九、〇・六〇、〇・七五、一・一〇メートルであった。横幅が六〇センチを越えたのは、一つのベットに一人が寝ている場合であって、その他の四〇～六〇センチの場合は、二人から八人が寝ている場合である。平均身長を一・七五メートル、平均の幅を四〇～五〇センチとすると、ベットの大きさとしては一・九×〇・八平方メートルは必要であろう。……

（寝具について。）キャンプ用の簡易の折り畳み式の寝台があったのは一か所、一～二人用の机式のベットがある場合も限られていた。二、三、四人用の脚付き寝台の数も少なかった。要するにたいていの場合は、床の上に直に藁袋、ないしはばらばらの藁をそのまま敷く。仕切りは全くないか、または、ちょっとした板切れを床に釘で打ち込んで、枠を作りそのなかに敷く。床は、粘土か煉瓦で、木張りの場合もちらほら存在する。……

ふつう藁は寝具の中かあるいは床に直にばらばらっと敷く。清潔さとか秩序といったものは存在しない。特に藁が何か月も交換されないまま使われている場合はそうであろう。藁の上に布を広げるが、藁の枕と毛布がみられるのは一部だけである。いくつかのところでは、人々は自分の服を毛布代わりや枕代わりにしていた。暖かい時期はそれでもよいが、寒い時期になると男と女、若者と娘はお互いに温まるために一つのベットのなかで暖めあう。……

本章第一節で既に述べたように土着の農業労働者については、この時期村落定住者と農場定住者との分離が進み、後者はグーツの専用の「労働者社宅」に住むようになる。これらはたいていは寝室と居間と台所からなる2ＤＫないし3ＤＫの間取りである。第二帝政期の農業労働者は子沢山であったこともあり、第五章でみるように土着の労働者にとっても住宅問題がワイマール時代にいたるまで基本的な問題でありつづけたわけだが、それでも少なくとも一つの住居 Wohnung には一つの家族が住んでいた。農場に雇用されることは家族と住むことを保証されることを意味していたのである。(17)

これに対して、右の叙述に認められるのは、季節労働者たちは縦幅一・七〇メートル、横幅五〇センチメートルの文字どおりの一人分の「床面積」がようやく許される程度で、独立した部屋はおろかベットすら保証されていない状況である。どうやら、比較的大きな一つのベットに何人かが「鰊のように」雑魚寝をしていたか、即席の木枠ベットで寝ていたというのが真実であろう。一つのベットで数人が眠るという状態がどれだけ苦痛かについては、既述のオストプロイセンの季節労働者Ｍが、とても四人用のベットで眠れず、結局、床に藁を敷いて寝る方を選ん

だ、と述べている点にリアルに語られている。[78]

住宅事情の悪さは、寝具だけではなく、暖房＝気密性、採光、壁や天井、床の素材にまで及んでいるが、ここでは煩雑になるので省略しよう。検査官にとっては、目にみえるのは労働や賃金ではなく「営舎」の生活の方である。満足な寝場所すら保証されない「営舎」の季節労働者たち。これが検査官にみえた、そしてひろく一般に知られた季節労働者の姿であった。

3 「住」と病

メルゼブルク近郊のクヴァーフェウト郡 Kreis Querfurt の郡医シリングは、「季節労働者の日々の営みと、彼らが疾病を規則的に繰り返すことは結び付いている」とし、実際に季節労働者たちがどんな疾病を患っているかについて次のように述べている。重労働による「リウマチ」、慣れない食事による食欲不振、全身のだるさと貧血を訴え、娘たちは生理が止まる。収穫期になると人々の顔、耳、唇、腕、足に湿疹が現れ、「あかぎれ」や様々な切り傷が絶えない。さらには、脱穀機に巻き込まれるような大きな労災の危険。「話しているとすぐに歯が悪いことがわかり」「悪い歯はすぐに抜歯してしまう」。休養するはずの日曜日には教会までの何時間もの道のりを徒歩で往復する。[79]

ここに指摘されるように、季節労働者の身体に関わる問題は、単に住生活のみならず労働環境や食事の環境とも深く関わる複合的な現象であったはずだ。にもかかわらず、季節労働者の病気が問題とされたのは季節労働者が伝染病の媒介者と見なされたからであり、彼らの生活のありようが問題とされたのもその視線からであった。東部か

らの伝染病としてあげられたのは、腸チフス、天然痘、猩紅熱、そしてなによりもトラホームであった。トラホームは当初は「穀物病Körnkrankenheit」[80]と呼ばれるほどザクセンゲンガーによくみられる病であった。以下、トラホーム感染の実態、感染経路、そして対策に関わる郡医たちの議論を通して、外国人季節労働者の社会的イメージの形成の一端をみてみることにしたい。

罹病率

まず、季節労働者はどれほどトラホームにかかっていたのか。これについてハーゼの一八九七年の調査によれば、ソルディン郡の外から導入された夏季季節労働者一八九人のうち四六人がトラホームにかかっていた。罹病率は二三・四%である。また、外国人季節労働者（ロシアとガリチア出身）一五二人のうち罹病者は三五人、二三・〇三%であったのに対し、国内の季節労働者（上シュレージェン（オーバー）出身）三七人のうち、罹病者は一一人で、罹病率は二九・七三%であり、性別でみると女一〇七人、男八二人のうち、罹病者は女二六人（二四・一一%）、男二〇人（二四・三九%）であったという。[81]また、ベルガルト郡 Kreis Belgart の郡医シュミットが一八九八年に四三人のオストプロイセン出身のザクセンゲンガーを調べたところ、トラホームにかかっているのは一六人で、罹病率三七%であった。[82]全体として東部出身の季節労働者の罹病率はドイツ国籍かそうでないかを問わず、また性別に関わりなく二割から三割台と非常に高かったことがわかる。

さらに興味深いのは、トラホームが特に農村労働者の病気だと考えられていたことである。この点についてシュミットは、オストプロイセンの学校におけるトラホーム調査をあげ、感染率をみると最も高いのが村の小学校、次

に高いのが都市の学校であるが、ギムナジウムでは観察されないと述べている。[83]

こうして、トラホームという伝染病は感染地域出身の季節労働者が非感染地域の「我々のところ」へ持ち込んでくるものという認識が、少なくとも地方の医療関係者の間では形成されていくのである。受け入れ側において「営舎」こそは感染源であった。重要なのは、それが単に「営舎」という建物のみを意味するのではなく、「営舎」における季節労働者の住生活のありようがトラホームの感染と結び付けられたという点である。

感染経路

季節労働者住生活と「感染」を結び付ける議論は、感染経路についての議論に鮮明に出てくる。例えばシュミットは次のように論じている。

一次感染の可能性は無数にある。学校での感染や、さらにほこりっぽい経営では洗顔用具 Waschgeräte の共同利用を通じての接触感染などである。こうしたところでは人々は仕事が終わった後、顔や手を洗うからである。……最も懸念されるのはザクセンゲンガーの場合である。彼らはしばしば性別に分けられることもなく共同部屋で暮らしており、一緒の寝具で頭と頭を突き合わせて寝ており、洗顔用具の利用も共同である。こうした状態で暮らす人々がトラホームにかかればトラホーム菌の拡大は避けられない。最初は労働者だけに感染するだろうが、やがてその他の人々にも感染するであろう。一緒に仕事をしたり余暇をともに過ごせば、その菌は通常の人々の中心にまで及んでくるであろう。……非感染地域でのトラホーム菌の拡散にとって重要なのは、ザ

クセンゲンガー制度そのものである。[84]

みられるように、ここでは「ザクセンゲンガー制度」そのものが感染拡大の原因とされているが、その場合の内容は、共同部屋での暮らし、共同寝具、洗顔用具の共同利用として捉えられている。ここでは先に述べた季節労働者の「劣悪」で「不潔」な住生活の実態に関する認識が背景に置かれている。

同様の認識は、先述のハーゼにも共有されている。感染経路として、ハーゼは、国境越えのときの鉄道車両や待合室、農場におけるフォーク、馬の手綱などの農具の共用、「営舎」での共同生活、ドアのノブ、共同の洗面具、共同の食事、コップ、汚れた下着での仕事、そして人々の互いの交友など、要するに季節労働者の生活に関わることのすべてをあげている。しかも、「これらの人々は清潔さの点で不十分なだけになおさら」危険であり、「仕事後の地元の人々との交流、つまり娯楽、住居の訪問、村や近隣の町での買い物、なども、多かれ少なかれ感染の可能性を提供する」のである。[85]

対　策

「劣悪な住生活と感染病」という観点からの外国人季節労働者問題の自覚化は、この問題の処理の方向として、季節労働者の隔離、消毒、感染した季節労働者の国境での排除を提案する方向に進む。順にみていこう。

感染が季節労働者を媒介とするならば、これに対する対応として第一に考えられるのは、彼らとの交流を断つことである。シュミットは次のようにいう。一般化の危険は流入者と地元民との交友や人々の強い混合にあるのであ

る。学校、寝具のありよう、工房での労働者の共同作業、バラックで群れること。これらはすべて感染機会である。地元民との交流によるトラホームの症例はさらに拡大する可能性があるから十分な監視が必要である。そして、感染防止のために警察が動員されるのも当然である、とする。[86] さらに、ハーゼは「健常者から病人を分ける」だけでは安全は保証されず、より重いトラホーム患者は即刻強制的に故郷か国境まで送還すべきである、と国外追放処分を主張する。[87]

地元民との交流の断絶、「営舎」での地元民との隔離が難しければ、もう一つの方法は国境での外国人季節労働者の管理と感染者の排除である。郡医モーアは、「天然痘感染とその対策について」と題する報告で次のように述べる。[88]

国境地域はロシアから来る人々、つまり労働者、帰還者、移民などに関わっている。例えば、プロスケンには、移民のための管理局、季節労働者のためのドイツ農村労働者中央斡旋所、そしてロシアからのドイツ系帰還者のための扶助機関がある。移民管理局は衛生的には問題はない。……これに対してドイツ農村労働者中央斡旋所の国境機関は問題が多い。宿泊施設は、廐舎のような建物にある三つの小さな部屋と、所長の住居の地下室三部屋だけである。時期的には一〇〇人から一五〇人が一～二日滞在することを考えると空間が絶対的に不足している。シャワー室はなく、部屋は性的に区別されていない。

医療管理も季節労働者については不十分である。医者の診察は雇用者からの依頼があった場合にのみ行われるが、ふつうはそんな依頼はしないからである。このため、四〇～八〇人もの人々からなる集団が、医者の診

察を受けることもなく国境を超え、国内深く入って行くのである。これはゆゆしき事態である。……

一九一二年にはプロスケンでポーランド人労働者家族において二人の天然痘患者が確認された。しかも、彼らは既に国境を超えていた。一文無しのこの家族は、ロシア政府から感染が確認されて追放されたのである。ここでも何らかの強力な衛生政策上の措置が必要である。

衛生上の観点からいえば国境での管理がとても重要であるのに、季節労働者については移民や帰還者に比べ、その管理が不十分であるどころか感染をますます拡大しているではないか、そうモーアは批判しているのである。感染と季節労働者を結び付けるがゆえの汚染された労働者の国家による排除。その視線に変化はない。

最後に消毒について。これは季節労働者の住生活の不潔さと直接関わるものである。「ガリチア労働者に対する健康の危機とこれに対する戦い」と題する会議での報告と議論で、報告者の郡医ヴァーグナーは次のように述べる。[89]

チフス、脳膜炎による頭部硬直の感染ネックとなっている細菌保持者や持続排菌者は、予防的な消毒だけでは効果は薄い。これらの細菌運搬者は厳しい収容、およびその宿泊の衛生政策的な管理、すなわち、トイレを清潔に保ち「営舎」の周りに排便することを厳しく禁じ、……飲料水を管理することで対応すべきである。重要なのは、ガリチア人が帰った後は、寝具用の毛布を蒸気で殺菌することである。蒸気殺菌設備のないところでは、最低でも規則的な洗濯、日干し、換気などを行うべきである。さらに宿泊していた部屋は毎年新しく白く塗り直すべきである。

もし我々がすべてのトラホーム患者を送還してしまえば、我々はもはや外国人労働者を利用することができ

なくなるだろう。しかし、人々はここで働き、医者にかかれば、ここにいることは可能だ。

同じく、リーグニッツ Liegnitz の郡医レスケ Leske の発言[90]。

国境での検疫所は、人々が「帰郷期間 Karenzzeit」の一四日間をそこで過ごすという場合には合理的だろう。しかし、それには大変なコストがかかるから、少なくともこれを可能にする政策が必要である。報告者の話によれば、天然痘においては予防的な消毒が有効だとのことである。天然痘患者は既に潜伏期の間に他人に病気をうつしている。持ち物の消毒も考えなくてはならない。私のところの天然痘患者は他の病気で既に一八日間入院していた。……報告者は、農場の特別な建物に住む「他所者」の人々は危険をもたらさないようできるだけ隔離すべきだという意見であった。しかし私はこれには賛同できない。人々は土着の労働者と一緒の家に暮らしたり、仕事後や日曜日にともに過ごすこともあるからである。だから私は、(隔離より)消毒が有効だと思う。

季節労働者を媒介とするトラホームをはじめとする伝染病の感染について、どれほど体系的な政策が実施されたのかは、現在の私の手許にある史料・文献ではわからない。だが、ここで私がいいたいこと、それは、スウェーデン人奉公人のような「埋め込み」とは異なって、集団的形態で導入されたポーランド人季節労働者たちは、村の日常空間においてはこうした「営舎」という場において新たな社会的カテゴリーとして「可視化」されたということ、それこそがドイツ農村社会における「外国人労働者」の形成であったという点である。「営舎」は、第一にドイツ人

なら保証される家族の生活が保証されるところではなく、せいぜいベットを保証される程度のところであり、第二に、そればかりかそうした生活のありようはトラホームに代表される伝染病の感染する空間でもあった。土着の人々にとって可視的な「営舎」への季節労働者の隔離は、地元民と季節労働者を明確に仕切る輪郭線の形成を語るものであった[91]。

オストプロイセンの季節労働者Mは、はるばる故郷からブランデンブルクの農場に到着したとき、「また、ポラッケン Polacken がきた」とささやく村人の態度にショックを受けたという[92]。ポラッケンというのはポーランド人に対する蔑称である。また、ポーランド人季節労働者について「外国人のならず者[93]」「半ノマド[94]」「汚いポーランド人[95]」と規定する仕方が当時の文献にはみられる。これらは、グーツの日常世界のなかでは、ポーランド人への差別視が、季節労働者の実態と強く結び付けられて観念されたことを示していよう[96]。だが、対他規定は同時に自己規定でもある。差別の視線は、「土着の労働者を確保するには良質の住宅を建てることが必要だ[97]」という言葉にみられるような土着労働者の自己規定としても作用していくのであった。

おわりに

「北ドイツ」農村あるいは「中東部ドイツ」農村において「ポーランド人農業労働者」はいかにして新しい社会的カテゴリーとして形成されてきたのか。以上の叙述は、全体としてこの問いに解答を与えようとする試みであった。

甜菜作を起爆剤とするドイツの農業労働力需要の増大、東欧を単位とする複合的な農業労働市場の展開、そして農村の雇用関係の重層化。これらの多様な局面に重なりながら季節労働者は登場した。だが、こうして形成される季節労働者と土着労働者の間に引かれた線は、同時に農村における「ドイツ人」と「ポーランド人」を分ける仕切線になった。「民族的なもの」はそれだけでは何の表象も作りえない。それは日常世界の具体的な経験に即してはじめて作られるのではないか。そうした観点から見るとき、季節労働者の「営舎」の表象が「ポーランド人」の表象に重なったことに気づくのである。補論でみた「家父長制の空白に埋め込まれた」スウェーデン人奉公人の後退過程は、ドイツ農村における社会次元の外国人労働者が「営舎に周辺化された季節労働者ポーランド人」としてはじめて形成されたことを裏側から語るものだともいえる。だが、土着の人々にとっては、それは同時に否定形で語られた、つまりは「ポーランド人ではない存在」としての「ドイツ人」の自己規定でもある。

さて、以上のような農村社会における「ポーランド人」の形成は、国家の労働政策としての「外国人労働者」の制度化にいかにして結実するのか。

第二帝政期のプロイセンにおける外国人農業労働者政策は、主要には一九〇七年法によって一つの形を整える。ドイツ農村労働者中央斡旋所（FAZ）による国境の移動の管理、そのための「国内身分証」制度、そして強制帰還制度Karenzzeit、この三つが初期の外国人農業労働者政策を構成する基本要素であった。このうち身分証制度は、パスポート制に代わってドイツ政府自らが外国人に対して発行する労働許可書のようなものである。そこには、名前・出身地・雇用先・職名（奉公人か労働者か）・受け入れ期間、さらに年齢・性・宗教・国籍・民族・家族（独身か既婚か）、そして様々な身体的特徴、つまり身長、顔の形、目の色、髪の色までが記載されている。[98] 身体的特徴は現代の

表 3-8　ドイツ農村労働者中央斡旋所 (FAZ) による外国人移動労働者の仲介数の実態

（単位：人）

		1911 年	1912 年[1]
ザクセン州およびアンハルト邦国	FAZ による仲介数	13,482	12,651
	外国人労働者総数	55,219	54,654
	掌握率	24%	23%
シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州，およびメクレンブルク邦国	FAZ による仲介数	4,929	4,661
	外国人労働者総数	26,897	28,446
	掌握率	18%	16%
ブランデンブルク州	FAZ による仲介数	5,806	5,304
	外国人労働者総数	42,264	43,403
	掌握率	14%	12%

注　：(1) 1912 年は 1 月から 11 月まで．なお，季節的には仲介業務は 3，4 月に集中する．
出典：Reichsarbeiterblatt，1911-1912の月刊報告より作成．

写真の代用ともいえるが、同時に「民族」を「身体的特徴」という人間の「自然」を基準にして規定しようとした発想の原点をそこにみることもできる。その身分証携帯の義務化が外国人労働者の管理を目的としたものであることは間違いない。なお、強制帰還制度は、ポーランド人の定住化を阻止するため、冬の一定期間をドイツで滞在することを認めない制度である。もっともその期間はどんどん短くなっていき、事実上クリスマス休暇の里帰り程度の意味しかもたなくなってしまうのであるが。

こうした外国人労働者政策の形成過程については、既に述べたように従来の研究でよく明らかにされてきたことであり、またわが国においても飯田収治の研究があり、今、ここで新たに私が付け加えることは何もない。ただ、以下の章における叙述との関わりで、次の三点を指摘しておきたい。

第一点は、繰り返すが、こうした政策が、経済的、社会的な「外国人労働者」観念の形成の上にあるということ。

第二点は、しかし、同時にこうした目にみえる形の「外国人」は、「民族性」もさることながら、国籍の有無によって規定されるために、同じポーランド人でもドイツ国籍とそうでない者の間に明確な権利上の差を生み出すことになったこと。これは、制度化が単なる経済や社会の次元の反映で

はなく、固有の意義も強くもったことを表している。例えば、ポーランド人居住区であったポーゼンにおいては、土着のポーランド人と外国籍のポーランド人季節労働者の間には「数年前まではポーランド王国とポーゼンの国境を挟んで親戚同士の交流があった」のに、今は両者の間の交流はなく、「地元の人間はロシア・ポーランド人もガリチア人ももっぱらグーツの季節労働のためにやってくる労働力としてしか」みなくなったという。[99] これは制度化が新たに生み出す重層化である。

第三に、第二帝政期の「外国人」政策は制度化の開始を意味してもその完成を意味するものではなかったということ。第二帝政期には、中央斡旋所による身分証制度はプロイセンを越えて全ドイツ国家の制度にはならず、国境管理はしてもそれは外国人季節労働者総量の規制を意図するものではなく、そして政策目的であった私的仲介業者の管理や「契約破棄」防止などの雇用安定化の効果は必ずしも高く評価できるものではなかった。表3-8はドイツ農村労働者中央斡旋所による外国人労働者の仲介数を示したものである。その掌握率は一割から二割強にすぎないのである。「ドイツ労働者の保護＝雇用の国民化」としての外国人の外部固定化は、ドイツ人失業問題を中心テーマとするワイマール社会国家において、はじめて確立するのである。[100]

以上、第一章から第三章では、農村下層民である土着の奉公人、土着の日雇い層、農村放浪者、外国人奉公人、外国人季節労働者について論じてきた。こうした第二帝政時代の農村・農業構造の変化は、第一次大戦を経てワイマール時代にどのように展開していくのか。それを明らかにするのが第二部の第四章と第五章の課題となる。

註

(1) Rehbein, a. a. O., S. 59–61.

(2) Trzciński, J., Russisch-polnische und Galizische Wanderarbeiter im Großherzogtum Posen, Stuttgart und Berlin 1906, S. 114.

(3) Elsner, L. / Lehman., J., Ausländische Arbeiter unter dem deutschen Imperialismus 1900 bis 1985, Berlin 1988, Anhangtabellen, Tabelle 5, S. 380. これによれば一九一四年は三八万三二五八人である。

(4) Nichrweiß, J., Die Ausländischen Saisonarbeiter in der Landwirtschaft der östlichen und mittlern Gebiere des Deutschen Reiches von 1890 bis 1914, Berlin 1959.

(5) Dohse, K., Ausländische Arbeiter und bürgerlicher Staat, Berlin 1985, S. 29–43; Herbert, U., Geschichte der Ausländerbeschäftigung in Deutschland 1880 bis 1980, Berlin 1986, S. 15–46.

(6) Elsner, L. / Lehman., a. a. O., S. 10–11.

(7) Müller, H. H., Migrant Workers from East-Elbe and Eastern Europe in the prussian Sugarbeet' Province of Saxony, 1830–1914, in; Mollett, J. A. (ed.), Migrants in Agricultural Development, 1991, S. 88. 私がみた限り最も最近の論文であるベルトルドの論文も従来の枠組みを一歩も出ていない。Berthold, R., Landwirtschaft und Saisonarbeiter in der preußischen Ostprovinzen (bis 1914), in; Z. f. A. A., Jg. 42 (1994), H. 1. なお、日本におけるドイツ外国人農業労働者問題については飯田収治の一連の研究、および柴田英樹の研究がある。飯田収治「帝政ドイツにおける外国人農業労働者とその受け入れの構造――ドイツ農業労働者中央斡旋所を中心に――」『人文研究』(大阪市立大学文学部) 第三九巻第一一分冊、一九八七年、同「帝制期ドイツの外国人労働者統計資料について」『人文研究』第四一巻第一〇分冊、一九八九年、同「プロイセン渡り』の季節労働者について――二〇世紀初め、東欧からドイツ農業に出稼ぎをした人々――(上)」『人文研究』第四三巻第七分冊、一九九一年、同(下)第四四巻第一二分冊、一九九二年。柴田英樹「プロイセン領ザクセン州の製糖業における農業労働者の存在形態――一九世紀末から二〇世紀初頭の「ザクセン渡り」季節労働者を中心に――(上)(下)」『経済学論纂』(中央大学) 第三六巻第三号、一九九五年、第三七巻第一・二合併号、一九九六年。これらの研究は、従来知られていなかったポーランド人農業労働者の実態をはじめて明らかにしたという意味で評価されるものであるが、しかし、私の立場から見ると、やはりドイツ農村社会史において「社会的カテゴリーとして外国人労働者の形成」についていかに論じるべきかという方法的反省がなお不十分であるように思われる。

なお、本章は他の章とは違い、特に新たな史料に基づくものではなく既存文献に基づく叙述である。

(8) 本節の糖業についての叙述は、主に Merki, Ch. M., Zucker gegen Saccharin: Zur Geschichtre der künstlichen Süßstoff, Frankfurt / M 1993 に、また、特にザクセン・マクデブルク農業についての叙述は以下の東独の歴史民族学グループのマクデブルク地域史研究によっている。Rach, H. / Weissel, B. (hg.), Untersuchungen zur Lebensweise und Kultur der werkätigen Dorfbevölkerung in der Magdeburger Börde, Teil I, Landwirtschaft und Kapitalismus, 1. Halbband, 1978, 2. Halbband 1979; Teil II, Bauer und Landarbeiter im Kapitalismus in der Magdeburger Börde,

1982; Teil III, Die werktätige Dorfbevölkerung in der Magdeburger Börde, 1986; Teil IV, Das Leben der Werktätigen in der Magdeburger Börde, 1987, (以下、この文献に関しては、Teil I, 1. Hb. などと記す。); Plaul, H., Landarbeiterleben im 19. Jahrhundert, Berlin 1979; Rach, H. J, Bauernhaus, Landarbeiterkaten und Schnitterkaserne, Berlin 1974; u. s. w. なおこの研究については本書序章第Ⅲ節2を参照のこと。

(9) シドニー・W・ミンツ（川北稔・和田光弘訳）『甘さと権力――砂糖が語る近代史――』（平凡社）一九八八年。

(10) Merki, a. a. O., S, 34 (Grapfik 2) u. 38. 世紀末のフランスやオランダと同じ水準とされる。なお、Ch・M・メルキはドイツにおいては、砂糖の消費は農村部で少なく都市部では多かったというが（Ebenda, S. 38, u. 67.）、第二帝政期のホルシュタインの農場奉公人の砂糖消費量は一五・七キログラムであり、実際にはもっと多かったと思われる。（本書第五章表5-8参照。）

メルキの著作は、ドイツを中心とする大陸での砂糖消費の増大＝基礎食品化について、製糖業と国家の農業・租税政策とのつながりに着目しつつ分析したもので、一九〇二年の砂糖協定による国際市場からの後退を背景にした国内市場の「再発見」の要請と、およびこれを確保するための、下層民の安価な砂糖であった人工甘味料＝サッカリンの政策的排除が、砂糖の需要拡大につながったことを主張している。

(11) Ebenda, S. 108.

(12) Merki, a. a. O., S. 108, u. 109.

(13) Merki, a. a. O., S. 121 (Grapfik 7).

(14) Müller, H., Zur Geschichte und Bedeutung der Rübenzuckerindustrie in der Provinz Sachsen im 19. Jahrhundert, in; Teil I, 2. Hb, S. 9–20, bes. S. 12.

(15) 甜菜糖の中心地マクデブルクにおける大農の富裕化はディトマルシェンの大農のそれをかなり凌ぐほどであると思われる。婦人や娘たちは高価なレースや真珠を身につけ、農民の家には大きな食堂が必ずあり、美しく改装され、人々はこれを「甜菜のお城」とまで呼んだという。Plaul, Landarbeiterleben, S. 102–104.

(16) Breinlinger, a. a. O., S. 132f. (Tab3-a).

(17) 表3-2で見る限り、国内季節労働者と外国人季節労働者を同時に雇用することは稀である。これは相互対立の問題というより、集団雇用を前提とするため複数の労働隊を雇用することはあまりないためであろうと思われる。

(18) Gutknecht, P., Betriebverhältnisse der deutschen Landwirtschaft, III, Die Landwirtschaft in der Börde, Berlin 1907, S. 110, 112f. ただし同じ半日就労といっても、常雇妻の場合、村の女たちほどに「自由な」自らの労働力処分権をもっていたわけではない。グーツの雇用者は、常雇労働者の家族を必要に応じて調達できるグーツの潜在的な労働力と見なす観念をもちつづけている。この点については本書の第五章を参照のこと。

(19) 本章後掲注（53）参照。

(20) キリスト昇天祭 Himmelfahrt = Christi は復活祭から四〇日目。復活祭後の五番目の日曜日に続く木曜日とされる。(前掲、図説ドイツ民族学小事典より。)

(21) Plaul, Landarbeiterleben, S. 173-175.

(22) Schmidt, S., Die Wanderarbeiter in der Landwirtschft der Provinz Sachsen und ihre Beschäftigung im Jahre 1910, Halle 1911, S. 63, 82-83; Heinrich, C., Lebensweise und Kultur der in-und ausländischen landwirtschaftlichen Saisonarbeiter von der Mitte des 19. Jahrhunderts bis 1918, in; Teil II, S. 141.

これによると男子の日給は、土着労働者と季節労働者はほぼ同じである。

(23) Meier-Kaienburg, H., Frauenarbeit auf dem Land. Zur Situation abhängig beschäftigter Frauen im Raum Hannover 1919, Bielefeld 1992.

(24) 典型的な事例を一つだけあげておこう。ただし内容は適宜要約した。

EBは一九〇三年ヘッセン生まれ。卒業後は家事奉公人。ダンスパーティの場で、建設労働者だった夫と知り合い一九二二年結婚、夫の住むハノーファーのブルクドルフに移り住む。当初は嫁ぎ先に溶け込めなかった。彼女は村の女たちが気が強く気位が高いと感じたし、夫の家族は彼女のヘッセンなまりを批判した。一九二三年から地元の缶詰工場で働く。一九二四年と一九二七年に出産するが、姑が子供の面倒をみたため仕事は続ける。しかし姑が一九二九年に死亡。子供を幼稚園に預けたが、二歳の長男は幼稚園になじめず、結局工場での仕事を辞め女子農業労働者となる。午前中は家にいて、午後は仕事に出かけた。この間子供は児童の子守 Schulermädchen に預けた。農業日雇いの稼ぎは週七・五マルク、せいぜい家賃にしかならなかった。恐慌期は夫が失業。一九三三年以降、子供が学校に通いだし、再び工場に行けるようになって状況は改善した。夫はナチ党と突撃隊に入ってまもなく仕事を得た。住宅事情も、小さな貧間を出て、国家補助で建てた「入植住宅 Siedlunghaus」に移って改善された。毎月三五マルクのローンは重くはなかった。彼女が「ヒトラーは多くの恵みを与えてくれた」と確信しているのも不思議ではない。Ebenda, S. 255

なお、土着農村婦人とナチズムの関連については本書の補説(三〇九頁以下)を参照のこと。

(25) Rach, a. a. O., S. 67f., Gutknecht, a. a. O., S. 109f., Plaul, Landarbeiterleben, S. 111.

(26) Bentzien, U., Landbevölkerung und agrartechnischer Fortschritt in Mecklenburg. Studien zur Geschichte, Bd. 1, Berlin (o) 1983, S. 159-161.

(27) 藤瀬浩司前掲書三五七〜三六一頁、小沢脩前掲書二〇六〜二二三頁などを参照のこと。

(28) メクレンブルクにおいては一八七一年の手脱穀の脱穀歩合は一七分の一、同じく機械脱穀歩合は二五分の一と、当然ながら明白な差がある。また、同じ機械脱穀歩合も一八八四年が二五分の一、一九〇〇年が二五分の一から三〇分の一、一九一三年が二〇分の一から五〇分の一と、世紀交代期を画期にして一層の低下とばらつきの拡大がみられる。(ばらつきの拡大傾向は単にサンプル数の拡大によるものかもしれないが。)Bentzien, U., Die mecklenburgischen Drescher und die Einführung des Maschinendreschers, in: Deutsches Jahrbuch für Volkskunde 10, 1964, S. 31, Tabelle3.

(29) マクデブルクにおいても賃脱穀業者による脱穀がみられた。ただ興味深いことに、その際に請負業者は脱穀歩合に応じて報酬を受け取っており、この点に脱穀歩合制の残滓を垣間みることができる。Plaul, Landarbeiterleben, S. 114–116.

(30) ちなみに、一八八一・八二年のマクデブルクにおける一〇〇ヘクタール以上経営での蒸気脱穀機の利用率は五五・八%、その他の脱穀機の利用率は四〇・一%、同じく刈り取り機の利用率は三二%である。Plaul, H., Grundlage der Entwicklung der sozialökonomischen Verhältnisse in der Magdeburger Börde unter den Bedingungen der Durchsetzung und vollen Entfaltung des Kapitalismus der freien Konkurrenz in der Landwirtschaft, in; Teil I, 1. Hb. S. 220.

(31) Großmann, F., a. a. O., S. 487; Plaul, Landarbeiterleben, S. 116.

(32) Plaul, Landarbeiterleben, S. 249; Rach, a. a. O., S. 67. この過程は、特に一八六〇年以降、大農や大甜菜経営が労働者社宅を新築するという形ではじまっている。一八六〇年以前の農場の労働者住居というのは、新築ではなく、主に小農民、農業労働者、職人の家や、分割された農民家屋を農場が買い取る形が主流であった。Plaul, Landarbeiterleben, S. 248ff., Rach, a. a. O., S. 76 u. 85. 労働者住居の新築が糖業の本格的展開と並行していることから、私はこれを土着の熟練労働者の意義の増大の現れであると考えたい。なお、メクレンブルクにおいてもこの点は同じで、「社宅」への移行に伴い建設資材やかまどの改善が進んだという。Bentzien, U., Landbevölkerung und agrarrechinischer Fortschnitt in Mecklenburg, S. 159–161, u. 177–178.

(33) 「借地料が土地を借りようとする人々の無意味な情熱のため往々にして不釣り合いに高くなる」、「人々は借地により自己経営を取得しようとしており、これが労働者がいっこうに増えず、むしろ減少することの根本的な理由である」と。Großmann, F., a. a. O., S. 497 u. 519. 村落定住者の家の所有への志向は、もっと明確である。一九世紀後半、農業日雇い、農村手工業者、自営業者、農村労働者の家の数が著しく増大し、特に旧来の集落の外側に、道路に沿う形で彼らの新しい家が建ち並んだという。Rach, a. a. O., S. 83f. メクレンブルクについても、農民的な小所有は農業労働者たちの夢であったという。Breilinger, a. a. O., S. 124.

(34) Bentzien, a. a. O., S. 177–178.

(35) Bade, K. J, Arbeiterstatistik zur Ausländerkontrolle: die >Nachweisungen< der preußischen Landräte über den >Zugang, Abhang und Bestand der ausländischen Arbeiter im Preußischen Staate< 1906–1914, in; Archiv für Sozialgeschichte, Bd. XXIV, 1984. なお、この史料については、前掲飯田収治「帝制期ドイツの外国人労働者統計資料について」が参考になる。

(36) Aus dem Tagebuch eines Sachsengängers aus der Heide. Nach Aufzeichnungen einnes früheren Sachsengängers von Johannes Mühlradt, Selbstverlage, Liebenwerda 1915, S. 18–19, 32, 56, 71. なお、この文献がどういう経過で出版されたのかは今のところ全く不明である。レーバインの自叙伝においても次のような描写がある。

(列車はベルリンに着いた。) 車掌が叫ぶ、「ベルリン-シュレージエン駅」。「ベルリン-ポーランド駅だ」そんなちゃかした言葉が合間

に聞こえてきた。……通行人が半分は好奇心で、半分は同情心から我々をみていた。「また、ポーランド人の一群だ」そういわれた。……ホームに移動する間にも、見物人から「バカなポーランド人たち」という声が聞こえてきた。私はポーランド語なんて全く話せないのに、ここでは私はポーランド人と見なされているのだ。……故郷では西部諸州はすべてザクセンと呼ばれていた。ここでは、すべてのザクセンゲンガーが、簡単にポーランド人と呼ばれているのである。Rehbein, a. a. O., S. 62-68.

(37) 表3-4の出典を参照せよ。

(38) Ehrenberg, R. u. a., Der Kontraktbruch der Landarbeiter als Massen=Erscheinung, Landarbeit und Kleinbesitz, 1. H., Berlin 1907. 外国人農業労働者の「契約破棄」についてのまとまった一次史料は現在のところ発見できていない。このため、各種文献に掲載してある事例をカード化して収集するという方法をとったが、結局ここではエーレンベルクのこの調査報告に大幅に依拠せざるをえなかった。このため本節の「契約破棄」に関する分析は外国人比率の最も高かったメクレンブルク地方を中心としたものである。

(39) おそらくロシア・ポーランド人のことである。

(40) Ehrenberg, a. a. O., S. 15.

(41) Ebenda, S. 14.

(42) Ebenda, S. 13-14.

(43) 「農業労働者の契約は決して任意の契約ではなく、農業労働共同体、したがって農業と民族の扶養がそこに基礎を置くところの契約である」Ehrenberg, R., Heimatpolitik, Rostock 1908, S. 25.

(44) 具体的にいうと、一週あたりの「完全デプタート」の現物支給内容は、パン一〇ポンド、大麦ミールまたはライス一〇ポンド、豆一ポンド、穀粉一ポンド、豚の脂身一ポンド、肉一ポンド、じゃがいも二五ポンド、脱脂乳七リットル、完全乳三・五リットル、塩〇・五ポンド。これに対して「半デプタート」の内容は、じゃがいも二五ポンド、脱脂乳七リットルまたは完全乳三・五リットル、および穀粉一ポンドである。Myrkowicz, A., Ausländische Wanderarbeiter in der deutschen Landwirtschaft, Posen 1914, S. 111-112.

(45) Trzciński, a. a. O., S. 86.

(46) Ebenda, S. 93.

(47) むろん、その背景に労働市場における季節労働者不足のもとで彼らの取引力が増大する事情があったことは明らかである。私がみた行政文書史料のなかに、たまたま一九〇七年八月一七日付、つまり穀物収穫期における『メクレンブルク新聞 Mecklenburger Nachrichten』という名の地方新聞の記事の切り抜きがあり、その裏に求人広告が掲載されていた。そこにはたった一日だけなのに七件もの求人募集が掲載されている。このうち四件は明確に組頭を頭とする集団の季節労働者の募集であり、他の場合も明記はしてないが内容から外国人季節労働者の集団募集であると推定される。Mecklenburgische Landeshauptarchiv Schwerin, Ministerium des Innern Schwerin, Nr. 13681. S. 143.

(48) ポーランド人のローテーションシステムは、従来は「対スラブ人の民族政策の名のもとに定住は許されなかった」「ユンカー利害と国家の対スラブ民族政策の妥協の産物」という観点で理解されてきたが、ここではむしろその前史としてスウェーデン人奉公人をめぐる問題の処理の経験があったことを強調しておきたい。飯田収治前掲論文「帝政ドイツにおける外国人農業労働者とその受け入れの構造」六六～七五、八〇頁。Bade, K., Vom Auswanderungsland zum Arbeitseinfuhrland, S. 405f.f.

(49) 既述のオストプロイセン出の季節労働者Mによれば、彼の参加したドイツ・ポーランド人を中心とする集団は、既婚の男たちが四人（彼らは妻を連れていない）、一七才から二七才の若い独身の男が八人、そして娘たちが一三人の計二五人からなっており、これに組頭の家族（妻と子供）が加わったという。Aus dem Tagebuch eines Sachsengängers, S. 13-16.

(50) 「契約破棄をするのは男子が主であり、特に独身男子が主要な部分をなしている」。Myrkowicz, a. a. O., S. 134. 具体的な事例として、ヴィッテンブルク地区からの事例をあげておく。

農地面積は二七〇〇モルゲン（＝六七五ヘクタール）で、うち三五モルゲンに、人参、カブカンラン（＝飼料カブの一種）、甜菜などの根菜類を、さらに一五〇モルゲンにジャガイモを作付けしている。私の農場労働者は、一二人の日雇い（ホーフゲンガー付き）、一二人のデプタント、一一人の独身奉公人、若干名の隠居人、そして五人のいわゆる「他所者」（＝スウェーデン人のホイスラーで、冬に農場の林業に従事する）である。これらに、昨年（一九〇六年）三月一五日に一五～一八人の西プロイセンの季節労働者（娘と青年）が加わったのである。成人男子はいろいろと不満をもち契約破棄に走りやすいので雇用しなかった。……だが、翌月には既に三人の青年が姿を消していた。警察は彼らに罪ありとしたが、行方が確認できず、このため罰せられていない。三週間後、他の三人の青年がいなくなったが、罪ありとされて罰せられた。一人は四〇マルクの費用で連れ戻された。満腹になるまでここにいたが、またすぐにいなくなり、再び罰せられたが連れ戻されなかった。じゃがいも収穫がはじまる頃になると、まだ残っていた一一人の娘が全員やってきて、契約による請負賃金ではこれ以上働く気はしないと言った。私は彼女らに次の昼食時までにここから出ていくように命令した。むろん一人あたり四五マルクの保証金の払い戻しはせずにである。すると彼女たちはめそめそ泣いたりがたがた震えはじめた。全員が泣き顔でやってきて、雇用を継続するように頼んできた。娘たちはよく働いたから私はこの頼みを受け入れることにした。これでようやく彼女たちは静まり、最後まで満足して働いた。後になって私の管理人の聞き知ったところでは、ある見知らぬ組頭が、彼女たちを甜菜収穫のために獲得しようとしたが、今回は成功しなかったということである。Ehrenberg, Kontraktbruch, S. 12-13.

(51) 「女はそういう段階を踏むことを躊躇した。荷物を抱えて俊敏に動けるだけの体力がなかったからである。」Müller, Migrant Workers, p. 86-87; Heinrich, a. a. O., S. 137.

(52) 女子固有の契約破棄の事例としては、たった一例だけ、雇用者が彼女たちの「営舎」の掃除を命じたところ、自分たちは農業労働に雇用されているのだ、「そんな仕事をするくらいなら町で女中の仕事を選んでいたさ」と激高して命令に従うことを拒否し、娘たちの連れ

合いともども農場を出ていってしまった、という事例がある。Lezius, M., Heimatgebiet der Sachsengänger in Brandenburg, Posen und Schlesien, Naudamm 1913, S. 106.

(53) 例えば、シュレージエンから季節労働者を五人雇用している表3-2の5番の七〇ヘクタール農場の請負労働の賃金率は、一ヘクタールあたりで冬穀収穫一八マルク、夏穀収穫一六マルク、クローバー刈り八マルク、甜菜収穫四〇マルク（山積みなし）または五二マルク（一ヘクタールあたり八山、一五センチの土かけ）となっており、また、ロシア・ポーランド人を二八人雇用している12番の一八〇ヘクタール農場は、穀物中耕八～一〇マルク、冬穀収穫が一四マルク、クローバー刈り六マルク、甜菜収穫四八～六〇マルク（山積み・土かけあり）となっている。Gutknecht, a. a. O., III. Haupt- und Neben-Übersichten, Übersichr 5.

(54) Heinrich, a. a. O., S. 140, 142-143.

(55) 「収穫の際にはペア Pasch が協力して働く。男は刈り人として、女は結束人として。賃金はたいていペアで払われ、したがって募集の際にもペアでの契約が結ばれる。」Lezius, a. a. O., S. 30 (Anm. 1) また、大経営においては、季節労働者への夏場の雇用創出への配慮から、経営規模の割に刈取機の導入が少ないことが指摘されている。Achilles, Agrarkapitalismus oder Agrarindividualismus, a. a. O., S. 538-539.

(56) Gutknecht, a. a. O., S. 115. もっとも、甜菜収穫過程に機械が導入されたところでは請負のあり方に変化が生じたことは当然予想される。表3-2の20番農場はカブ堀り機 Rübenheber を導入している。

(57) Aus dem Tagebuch eines Sachsengängers, S. 80. マクデブルクの「共同台所」も、これと類似した内容だったと思われる。Heinrich, a. a. O., S. 147.

(58) Aus dem Tagebuch eines Sachsengängers, S. 83.

(59) 「規則の上では、家族の入国は禁止されている。……しかし、現実には移動労働者の多くは夫婦である。夫にしてみれば妻がいる方が確実だし、両者で力を合わせて働けば貯蓄も倍になる。請負仕事はたいていの場合二人のペアでの仕事からなるからである。」Trzciński, a. a. O., S. 100.

(60) なお、組頭と「契約破棄」の関わりについては、飯田が特に「プロイセン渡り」の集団性を強調する文脈で、「季節労働者を搾取し、契約破棄をそそのかす組頭」像を批判し、彼らの一体性を強調している。また、季節労働者についても、出身村落の地縁的結合の強固さを、出稼ぎリスクを小さくさせるものとして評価している。飯田収治前掲論文「『プロイセン渡り』の季節労働者について（上）」四四頁、四七～四九頁、五四頁。

(61) Lezius, a. a. O., S. 70. 全く同様のことはフリーデベルク Friedeberg (Neumark) についてもいわれている。Ebenda, S. 70-71.

(62) Ebenda, 48-49.

(63) Stojentin, Der Vertragsbruch der landwirtschaftlichen Arbeiter in Pommern, in: Zeitschrift für Agrarpolitik, VII. Jg. Nr. 4, Berlin 1909.

(64) Szagunn, H., Die landwirtschaftlichen Arbeiter-Verhältnisse in der Provinz Brandenburg im Jahre 1905. Berlin 1910, S. 35f. u. 156-159.

(65) Mytkowicz, a. a. O., S. 134.
(66) Trzciński, a. a. O., S. 83.
(67) Wenckstern, H., Landwirtschaftliche Wanderarbeiter in Mecklenburg, 1902 und 1906, in; Zeitschrift für Agrarpolitik, Nr. 11, 1906, S. 428.
(68) Trzciński, a. a. O., S. 85.
(69) Stojentin, a. a. O., S. 183.
(70) Die Vermittelung ausländischer Arbeiter für Landwirtschaft, in; Reichsarbeitsblatt, VII. Jg. Nr. 11, 1909, S. 827.
(71) 一九一三〜一九一四年のシュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州における外国人国外追放処分の文書をみると、乞食、窃盗、放浪などの軽犯罪者、売春婦などに混じって、季節労働者が「契約破棄」を理由に国外追放処分されている。Landesarchiv Schleswig Nr. 309-12507.
(72) 「移動労働者に対して批判が高いのは、ふつうはその住環境のせいである。」Trzciński, a. a. O., S. S. 94.
(73) 例えば、第一章表1-6②の農場では、一八八三年にはじめてザクセンゲンガーを導入した際、羊小屋が住居として利用されている。Rehbein, a. a. O., S. 120.
(74) Haase, Die Schnitterwohnungen im Kreise Soldin, in; Zeitschrift für Medizinalbeamte (以下、Z. f. M. B. と略記)、13. Jg., Nr. 6, 1900, S. 185-198. この行政規制や調査はトラホーム、チフス、ジフテリアなどの伝染病の存在を契機に着手されたものという。以下、住居に関する叙述のうち、ハーゼのこの論文によるものについてはいちいち典拠を示さない。
(75) Vgl. Olbrich, H. (hg.), Sozialbericht von Johannes Hesekiel, 1866. Über die Wanderarbeiter beim Rübenanbau und in den Zuckerfabriken der Provinz Sachsen, Berlin 1982, S. 120. このJ・ヘゼキールの一八六六年報告が、管見の限り最も古いザクセンゲンガーに関する報告である。
(76) 「労働者が土着の労働者と分離されるのは民族政策の次元の問題なのだ。性の区別はなされていない。「営舎」においてもである。」Trzciński, a. a. O., S. 96.
(77) (ポーゼンについて)「労働力不足のなかで、人々は良質の住宅の提供によってデプタントを確保しようとしている。」Ebenda, S. 95.
(78) Aus dem Tagebuch eines Sachsengängers, S. 107; 「(アーレンスハーゲン Ahrenshagen の農場のロシア・ポーランド人たちにおいては)一つの部屋に二人の若い労働者が一緒に寝起きする。むろんベットは一つである。」Lezius, a. a. O., S. 100.
(79) Schlling, a. a. O., S. 8-14.
(80) Haase, Verschleppung der Graulose (Körnerkrankenheit) durch Schnitter, in; Z. f. M. B., 11. Jg. Nr. 22, 1898, S. 699. ちなみに戦前の日本農村におけるトラホームの罹患率はもっと高い。大鎌邦雄『行政村の執行体制と集落』(日本経済評論社)一九九四年、一三二〜一三八頁。
(81) Ebenda, S. 700.
(82) Schmidt, Über die Gefahr einer Verschleppung der Graulose durch die Arbeiter der östlichen Provinzen Preußens, in; Z. f. M. B., 11. Jg., Nr. 22, 1898, S. 691.

(83) Ebenda, S. 692f.
(84) Ebenda, S. 693f.
(85) Haase, Verschleppung der Graulose (Körnerkrankenheit), S. 700f.
(86) Schmidt, a. a. O., S. 694-695.
(87) Haase, Verschleppung der Graulose (Körnerkrankenheit), S. 701.
(88) Mohr, Über Schlach und Pocken in Grenzbezirken, in; Z. f. M. B., 27. Jg. S. 36-37.
(89) Wagner, Gesundheitliche Gefahren durch galizische Arbeiter und ihre Bekämpfung, in; Z. f. M. B., 26. Jg. 1913, S. 171.
(90) Ebenda, S. 173.
(91) 「常雇の人々と他所者の人々との紛争を避けるには、経営的に許される限りだが、別々に仕事をさせることを勧める。」Wenckstern, a. a. O., S. 433.
(92) Aus dem Tagebuch eines Sachsengängers, S. 70-71.
(93) Lezius, a. a. O., S. 115, Trzciński, a. a. O., S. 111.
(94) Trzciński, a. a. O., S. 111. エーレンベルクは次のようにいう。「(ポーランド人労働者を雇用することによって)我々は自ら天然痘やトラホームが我々の地域で流行することを容易にし、ポーランド人移動労働者が犯罪を犯しやすいために裁判所に過大な負担をかけ、我が農村民の肉体的精神的な純粋さをひどく傷つけているのである。」Ehrenberg, Heimatpolitik, S. 12.
(95) 「不潔なポーランド人」「だらしないポーランド人」という類の言説は頻繁である。Lezius, a. a. O., S. 105; Aus dem Tagebuch eines Sachsengängers, S. 112. 特に「不潔」という観念は「営舎」の衛生状態、とりわけトイレなどの現実に重ね合わされて連想されるものであろう。Vgl. Haase, Die Schnitterwohnungen, S. 193-194.
(96) メクレンブルクについての報告。「土着の労働者たちは彼ら(=ポーランド人労働者)を軽蔑し、価値のない者と見なしている。誰も彼らと交流をもとうとしない。……彼らは男も女も厩舎のなかにいる乳牛のようだ。違いは牛はつながれているということだけだ。」Breinlinger, a. a. O., S. 165-166. ここでは明らかに「厩舎のような営舎」のありようが「ポーランド人」への差別的視線と重なっている。
(97) Trzciński, S. 95.
(98) 「身分証」は多くの文献に掲載されているが、ここではメクレンブルクの文書館でみたサンプルを参照とした。Mecklenburgische Landeshauptarchiv Schwerin, Nr. 13680, S. 154.
(99) Trzciński, a. a. O., S. 119 ただし、身分証が民族別に色分けされていたように、ヴィルヘルム期においては、国籍以上に「民族」自体が国家の区別の基準として大いに働いていたことは十分注意する必要がある。ワイマール期にはこの民族別の色分けはなくなる。その代わりに、産業別に色分けされることになる。
(100) 本書第五章参照。

第II部　ワイマール・ドイツにおける農村社会と農業労働者

第四章　北西ドイツの農業労働者と農村ナチズム形成

――ディトマルシェン一九二五年～一九三三年――

はじめに

図4-1は一九三二年七月の国会議員選挙における郡単位のナチス得票率の全国的な分布を表した地図である。全体として、北西ドイツにおける得票率が最も高いこと、また、東部地域のナチスへの支持が西部ドイツや南部ドイツに比べて相対的に高いことが一目瞭然である。

一体、なぜ、ワイマール共和制の末期において農村がナチズムを支持したのか。どうして農村がナチズムの社会的基盤となったのか。序章で述べたように、わが国においても旧西ドイツにおいても、従来の近代ドイツ農村史研究の中心軸をなしてきたのはこの問題であった。

こうした従来の研究に対する私の立場を再度示せば次の三点である。すなわち第一点は、それが「近代化・市場化に適合できない農民像」を描き出していること。しかし、問われなければならないのはこの枠組みそのものの社会史的意味の方であること、つまり、なぜナチズムが虚構の「単一のドイツ農民層」を設定したのかという問題であること。第二点は、「農村＝単一の農民層」の設定の結果として農村の他の社会グループの存在が語られてこなかったということ。そして、そのことは、従来の研究において固有の編成をもつ農村の日常空間が語られてこなかったという問題とも深くつながっているのだということ。最後に、第三点として、西南部地域に比べ相対的によくナチスを受容した東部グーツ経営地域の民衆世界の実態が従来ほとんど明らかにされてこなかったということ。印象的

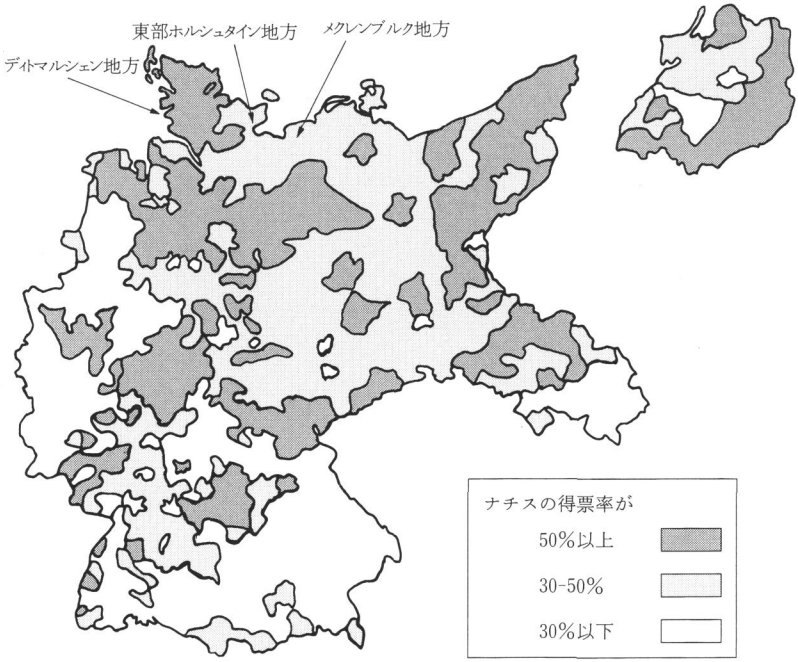

図 4-1　1932 年 7 月国会選挙におけるナチ党の得票の地域分布
出典：トッド『新ヨーロッパ大全II』（藤原書店）1993 年，18 頁より作成．オリジナルは Milatz, A., Wähler und Wahlen in der Weimarer Republik, Bonn 1965, Karte 13.

な言い方が許されるのなら、ワイマール期の「東エルベ」型農村は、激動の世界史を生きる都市や西部農村の世界とは対照的に、ナチズム運動においても歴史から見捨てられ、静寂と伝統のなかに佇んでいるかのようですらあるのだ。

以上の点を念頭に置きつつ、以下第II部においては、第二帝政期における農業構造の転換のありようを雇用関係の変化を中心に論じてきた第I部の叙述を受け、特に多様な「他所者」問題の意義に絡めてワイマール時代の農村社会編成のありようと農村ナチズムの形成の関わり方について論じることを狙いとする。あるいは、農村の社会編成のあり方を問題にする視角を通じて、

農業労働者問題と農村ナチズム形成の問題の接点を具体的な日常世界の場に探る試みと言い換えてもよいだろう。このうち第四章では、特に第二章を受けて、大農村落であるディトマルシェン地方を対象に「農業労働者視点からみたもう一つの農村ナチ化」論を展開したい。具体的には、移動労働者モナーヘンに焦点をあてつつ、この時期の農業雇用関係の実態と、ストライキを中心とする労働紛争の処理の仕方を踏まえた上で、政治衝突を通してナチスが農村の土着民の支持を得ていく過程を可能な限り具体的にみてゆくことにしたい。[1]

第一節　農業労働者の実態と「開かれた」季節労働市場

第一章でみたように、ディトマルシェン地方は、四〇～六〇ヘクタール規模の大農経営が支配的なところで、既に前世紀末より肉牛肥育、キャベツ、小麦作を中心とした商業的農業が発達していた地域である。表4－1は当該地域の農業規模別階層構成を示したものである。第二帝政期に比べ（四一頁表1－1(1)参照）畜産を主体とするであろうと思われる中農層の躍進が目立つが、それでもなお大農層の占める農地面積は全体の農地面積の六割の水準を維持している。[2] 農民たちの経営ぶりをみても、土地投資および経営投資への意欲は驚くほど活発である。[3]

ドイツにおける大農経営の雇用労働力は、男女の奉公人層、土着の日雇い層、そして季節労働者より構成されている。そして、ワイマール時代のプロイセンの農業労働者の動向は、一般に季節労働者の激減、常雇労働者の増大、奉公人層の引き続く減少を特徴としていた。[4] こうした変化の要因は多様であるが、特にこの時期のものとしては、

表 4-1　ディトマルシェン 2 郡の農業規模別階層構成とその変化

経営規模	経営数（単位：戸）		農地面積（単位：ヘクタール）	
	1925 年	1933 年	1925 年	1933 年
零細経営	7,335	13,630	2,102	2,213
小農　2-5ha	1,533 (25.1)	1,375 (21.4)	5,011 (4.9)	4,125 (3.6)
中農　-20	2,856 (46.9)	2,987 (46.6)	30,166 (29.8)	31,051 (27.4)
大農　-100	1,687 (27.7)	1,993 (31.1)	63,267 (62.5)	70,488 (62.3)
大経営　100-	20 (0.3)	56 (0.9)	2,799 (2.8)	7,458 (6.6)
総計	6,096 (100)	6,411 (100)	101,243 (100)	113,122 (100)

注　：括弧内はパーセント．0.5 ha 以下は，ほとんどがいわゆる Kleingarten．2 ha 以下層の経営数が異常に多いのはこのためである．このため経営数と農地面積の比率の算出には，零細経営を省いている．
出典：Statistik des deutschen Reichs Bd. 412, 459 より作成．

政策の変更による外国人労働者の減少と農業の合理化・機械化をあげることができよう。ディトマルシェン地方においても、帝国統計によれば、農業従事者中に占める農業労働者比率は、第二帝政期の五〇％に対し、一九二五年に約三〇％、一九三三年には約二五％と減少傾向を示しており、[5] 減少の主要部分はやはり季節労働者層によるものと思われる。この地方においても活発な経営資本投資の結果として機械化の進展は著しく、それに伴い経営者自身や男子奉公人の機械オペレーター能力への要請が徐々に高まりつつあったであろう。もっとも、基本的には機械化は「馬＋各種作業機」段階で、それも、例えば、穀物が倒伏すれば昔ながらの手刈りをしなければならないなど、なお手労働としての雇用労働力を駆逐しうるものではなかった。[6]

表 4-2 は大農トムゼン家（本章の注（1）を参照）に雇用された労働者の名前の数を、雇用期間を無視して数え上げたものであるが、その数は年間のべ一五～四〇人近くにも上っている。日雇いのうちには、事実上の常雇といえるものや、毎年収穫期になると必ず雇用される者が存在している。しかも、この表には、キャベツの作付けに従事する女や子供、そして後述の脱穀移動労働者は数えられていない。農業経営統計にみるシュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州の大農層の雇用労働力数三・四人（一九二五年）、二・四人（一九三三年）[7] から想像さ

表 4-2　トムゼン家経営における雇用労働力の推移（単位：人）

年	独身奉公人			農業日雇い		
	男	女	計	数年にまたがる者	単年度のみの者(1)	計
1929	2	2	4	3	8	11
1930	6	3	9	7	8	15
1931	9	8	17	11	15	26
1932	8	4	12	5	5	10
1933	10	5	15	4	1	5
1934	5	6	11	4	4	8
1935	8	6	14	4	3	7
1936	8	5	13	5	1	6
1937	6	5	11	3	1	4
1938	6	4	10	2	3	5

注　：(1)は名前の記載のない者を含む．1931 年は倒伏で刈り取り機が使用できず．なお，この他にキャベツと根菜類のみに名前がでてくるもの，そして賃脱穀屋に雇用される脱穀労働者がいる．
出典：トムゼン家所有の賃金帳から作成．

れる以上に、実態としての雇用労働者の意義は大きかったといわねばならない。大農の「家（ハウス）」は、単なる経営単位という以上に農村の日常世界の結節点であったのである。

さて、雇用労働力のうち基幹をなすのは独身の住み込み労働者である奉公人である。表4－3は、先にあげた表4－2に示されたトムゼン家に雇用された奉公人たちの名前と雇用期間を示したものだが、その一人一人について、特に雇用期間に着目しながら詳しくみていくと、実は、彼らのなかに二つのグループが存在していることがわかる。その一つは、兄弟姉妹により継起的に雇用され、雇用期間も相対的に長いなど、明らかに地元の農業労働者家族とのつながりのなかにあったと推測されるグループである。例えば男子についていえば、一九三〇～一九三七年にいたるまで、Hanes Mundt, Heinrich Mundt, Heine Mundt, Ernst Mundt, Gustav Mundt というムント姓を名のる五人が順に雇用されており、また女子については、Kati. Matthiessen, Anna Matthiessen というマティーセン姓を名のる二名が断続的に雇用されている。（しかも、ここには記されていないが、彼女らの両親は一九三〇年前後に日雇いとしてこの経営に雇用されている。）その他

II：女子奉公人

名　前	雇用期間	(カ月)	契約賃金(M)	備　　考
Matthiessen, Kat.	◎1929,4/3-11/1	7		11/1 の離職日に 65M.
	31,4/1-4/30	1	(15)	
	32,3/15-11/1	8	25 und Kasse	5/14：子豚 2 匹で 15M. 7/23：衣服 10M.
	33,4/1-10/31	7	15	ほぼ月末に 15M 支払い.
	36,5/1-7/1	2	35	
Ronnau, Anna	1929,5/1-1930,2/17	8.5	(30)	
Muhlt, Anna	1930,11/1-12/16	1.5	25 und frei	
Heng, Meta	1930,11/4-1931,1/6	2	35 und frei	
Dammann, Elli	1931,4/1-11/3	7	25 und frei	
Drescher, Dora	1931,5/1-11/1	6	50 und frei	病気の乳牛の搾乳への手当として＋20M. 6/12 父に 10M, 8/23 に母に 10M.
Becker, Kathe	1931,5/3-9/2	4	40 und frei	
Langenhahn, Else	1931,1/9-1/16	0.2	35 und Kasse	
Zullener, Annemar	1931,5/4-10/31	6	30 und frei	給与はきちんと月末に支払われている.
Firtje, Annemari	◎1931,11/3-1933,4/6ϕ	24＋	30 und Kasse	5 月は支給額が 15M. 7, 9, 10 月は来ず. 1929,10/10, 11, 15 に Sass のところの Firtje が来て 35M を得たとある.
Dressen, Antje	◎＋1932,1/-12＋	12＋	(20)	7 月来ず. 正確に 20M. 1931,12/1 にも 20M 支払い. 下記 Antje (1933—36) と同一人物か.
Matthiessen, Anna	1932,5/3-11/1	6	20 rein,	6/3 に 1Fuder の藁の支給.
Matt, Anna	1932-8/＊-11/1	3	20M＋	
Antje	◎＋1933-1936,12/29	48	13-15M	34 年 9 月に 15M から 13M に引き下げ.
Martha	1933,11/1-2/28	4	20 u. frei	正確な支払い.
Rosemarien	1933,10-1934,3	5	10 u. frei	実際は＋5M.
Anneliese, Reime	1934,4/13-11/1	7	20 u. frei	
Emma	◎1934,3/31-1937＋＋	36＋	30-40	ばらつきあり. 1935 年以降は月 30M で安定.
Inge	○1934,3/2-8/3	6	12 u. frei	正確.
	1935,3/-5/31	3	10	
Anita	1935,6/1-10/1	4	12 u. frei	
Ella	1935,7/15-10/31	4	15 u. frei	正確.
Knogge, Anni	1935,4/24-7/15	2	15 u. frei	
Meta	○1936,5/1-1937,5/1	12	25 u. Kasse	
Miina, Ergs	1936,7/2-10/31	4	30 u. Kasse	
Kohn, Frau	◎1937,1/4-1938,11/5＋	23＋	30-50 u. frei	賃金は次第に上昇.
Krohn, Hanne	1937,9/7-10/22	2	30 u. frei	賃金は雇用期日により正確に計算.
Magda	1937,11/2-2/1	3	30	
Herta	1938,3/1-6/20	3	50 u. frei	病気にて途中解約. 賃金は 5 月中旬分まで.

注　：採用時順に並べた. ◎○は一年以上雇用されていた者. また**太字**は, 兄弟だったり, また父親が事実上の常雇日雇いだったりと出身の家などとの関連が強いと推定される者. 雇用期間が飛び飛びで現れる者は, 数年を得た場合でもひとまとめにして表した. (ヵ月) の欄は雇用期間の長さ.
雇用期間について＋の印はその前後も雇用されていた可能性があることを示す. 契約賃金について括弧がある数値は契約賃金が記載されていない場合で, 実際に支払われた賃金を示したもの.
(1)は雇用者が殴打したらしく, その代償として数マルクを労働者に支払っている. この件のせいか, この長期の奉公人はその後まもなく雇用を停止している.
M：マルク　frei：住み込み賄いつき　rein：現金賃金のみで住み込みではない　Kasse：保険料雇用者負担　Zt：ツェントナー(1Zt＝50kg)　1Fuder：1 フーダー (荷車 1 杯分)
oh. Abzug：天引きなし

出典：トムゼン家所有の賃金表, および家計簿から作成.

表 4-3　大農トムゼン家経営における奉公人労働力の構成　(1928—1938 年)

I：男子奉公人

名　前		雇用期間	(カ月)	契約賃金(M)	備　考
Köhn		1928,4/3-10/8	6	(20-30)	
Wilhelm		1928,9/25-12/7	2.5	(70)	9/18 日の 2M は契約金か．10/20 に 10M の前借り．
Eornils, Wilhelm		1928,12/＊-1929,2/9	2	(40)	賃金支払は一回あたり 10M．2/25 日のみ 25M．
Karstens, Hermann	○	1929,11/3-1930,11/1	12	90 und Kasse	実際はまとまった額での支給．2 回の決算日．
Behrens, Willi		1930,2/17-11/1	8.5	55 und frei	ほぼ契約どうりの支払い．
Hamer, Marthe	○	1930,4/1-1931,4/1	12	20 und frei	
Hans		1930,4/7-10/26	7	70 und Kasse	「6 月分と 5 月の残り計 90MSchleswig へ送る」．
Nordmann, Otto		1930,4/18-9/22	6	30,	ほぼ正確に月 30M が支払われている．
Mundt, Hanes	◎	1930,8/1-1932,10/15	26	(40)＋収穫	時を重ねるほど支給回数が多くなる．4 回前借り．
		1935,11/1-1937,2/28	28	30-50-60M	
Sell, Otto		1930,11/2-1931,6/1	7	25,	最初の 4 カ月が 20M，後の 3 カ月が 30M．
Jurgens, Fritz		1931,3/3-9/?	6＊	20,	天引きなしの 20M の契約．
Peters, Claudius	◎	1931,8/＊-1932,10/9	14		収穫労働者から継続か．32 年夏の 5，6，8 月は来ず．
		1934, ＋12-1935,4/30		30-50	
		1937,3/1-7/10		70	
Mooler, Khristia		1931,9/3-11/3,	2	30 und frei	
Kurts, Hans	◎	1931,11/2-1934,5/1	30	55	支給は必要に応じてと月末．途中から妻への支払(少額)．党費支払も．雇用者殴打で支払(1)
Peters, Warner		1931,11/1-9/1	9	10＋frei	7 月は来ず．Peters, Walter と同一と判断．
Mundt, Heinrich		1932,4/15-8/25	4	20	支給額にばらつき．後釜兄弟の Heine, M．
Mundt, Heine	◎	1932,9/＊-1935,9/28	36	(15-20)	支給額にばらつき．11 月より 15M．
Ott, (通称 Kerl)		1932,11/1-1933,8/4J	8	15 und frei	「Kerl は 5-7 月は 25M，その後の 3 カ月も 25M．」．
Dolling, Getrend		1932,11/1-1933,3/20	4	5 und frei	学童？
Blohm, Anneliehe		1933,4/11-10/31	6.5	15 rein	9/1 支給分に，港での手伝いの手当として 5M．
Desler, Artur	◎	1933,11/3-1934,10/31	12	15 u. Kasse	2 月まで契約通り．夏季 25M から 40M と上昇．
		1936,11/3-1937,4/1	5	50-70, frei	
Hermann		1933,3/27-4/1			
Lorenzen, Willi		1933,8/7-10/	3	35 oh. Abzug	8 月のみ 40M．
Schief, Wanda		1933,3/15-10/1	7	25	契約通りの正確な支払い．
Zeise, Otto	○	1934,11/4-1935,11	12	冬 20，夏 40	契約期間は半年，契約賃金は月ごとに異なる．
Mundt, Ernst	◎	1935,5/1-10/5	6	25 (7 月まで)	8 月 50M，9 月 33M．
		1936,5/6-11/1	6	45 u. frei	
Karl		1935,11/1-1936,4/	5	30	正確．
Knobbe, Heinz		1935,11/1-1936,4/30	6	30-40	契約継続の意志があった (45M，9 月 145M) が破棄に．
Wendt, Heinrich		1935,3/20-5/1	1.3	70	契約継続の意志があったか．
Alwin		1936,3/-4/30	2	50	
Hagge, Paul		1936,6/2-11/1	6	45 und frei	
Martensen, Alfred		1936,4/3-5/31	2	30 u. frei	賃金支給は少額で回数多い．
Antje, Wener		1937,6/1-10/2	4	50-70	
Jrmgarten		1937,6/1-9/1	3	40 u. frei	賃金支払は 8 月中旬まで．
Kroger, Fritz		1937,11/1	0		結局来ず．
Mundt, Gustav		1937,12/1-2/28	3	50	
Schröder, Bruno	◎	1937.3/19-1939,4＋	25	30-50 u.Kasse	1938 年賃金は 50M und 6Zt 穀物給．
Bernhand		1938,3/1-4/30	2	50 u. frei	
Kalli (Karl), Lohm		1938,4/15-9/19＋	4＋	30＋100Zt	賃金に 100Zt 穀物給．
Link, Hermann		1938,3/1-4/28	2	50 u. frei	
Willi,		1938,6/1-1939,4/3	11＋	40M u. frei	Willi Behrens，或いは Lorenz Willi と同一人物か？

に収穫期になるといなくなる者が若干名存在するが、彼らも生家の農繁期労働力として利用されていた可能性が高いと考えられる。この表では、一九二八年から一九三三年において雇用期間一年を越えるものは、雇用された者四〇人のうち一一人である。

これを少数派とすると、他の多数派は、雇用期間が相対的に短く、一度しか名前がでてこない単独者である。彼らの移動性はもともと高いとはいえ、[8] この時期の彼らの雇用期間は半年を切るような短いものである。これは、明らかに奉公人条例の廃止の影響であろう。彼らは、家父長的権威のもとに服する存在であるには違いないが、家、土地、雇用、そして組合へのつながりが相対的に希薄で、組合に組織化されることを拒否する傾向をもち、[9] むしろ後述するように移動労働者モナーヘンらと暴力的周辺的心性を共有するような存在であった。当時の奉公人に関しては、一方で、飲み屋に通い、バイクを自慢し、ボクシングを鑑賞するが、時には女をめぐって殴り合いの喧嘩も辞さなかった奉公人という叙述と、[10] 他方で奉公人になるよりは設立された地元の搾乳学校に通って専門資格を取る方を志向する農村の若者という叙述が見受けられるが、[11] これもこの二つのグループの存在に対応するものと考えることができると思う。

奉公人と並び、もう一つの主要な雇用労働者である自由日雇いは、非常に多様な形態を示している。農業雇用を主業とし年間を通じて特定経営に現れるもの、近隣村落や地方小都市に在住していて収穫期にだけ雇用されるもの、脱穀作業の未熟練労働者として雇用される「家なし」の移動労働者モナーヘン、そして、外国人労働者の減少とともに意義を増したキャベツや根菜類の臨時仕事に雇用される土着の女性・児童労働者など、以前にも増しておびただしい多様性・重層性を呈していた。経営への包摂度からいえば第一にあげた「事実上の常雇」といえる農業日雇

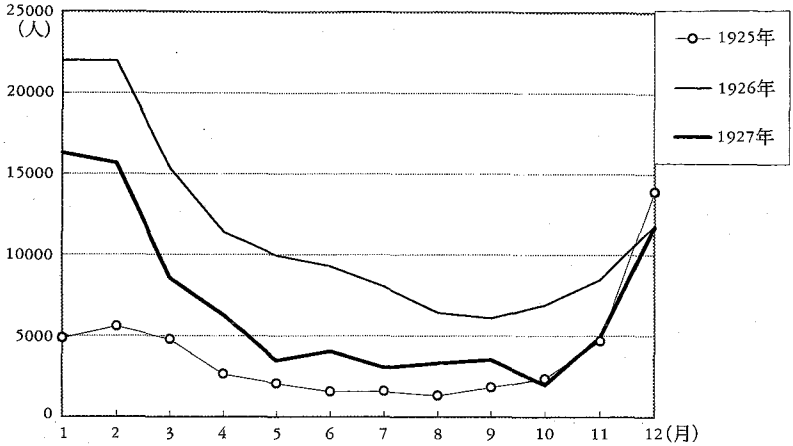

図4-2　シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州の農村部失業者の推移
出典：Boyens, W, F., Bedeutung und Stand der inneren Kolonisation in Schleswig-Holstein, Halle 1929, S. 112 より作成.

いが重要だが、人数からいえばトムゼン家経営でみたように収穫労働者の問題が重要である。そしてその主力をなすのは、移動労働者と土着収穫労働者である。後者は、主に、農業雇用以外には北海の干拓工事に従事する土木労働者であるが、彼らこそは、第二章でみた「半プロ的自立化」を志向していた土着の自由日雇いたちのワイマール時代の後継者たちであったろう。後述するように、農業労働者組合の運動を主要に担うのは、彼ら土着の収穫労働者であった。

自由日雇いの形態の多様性は、同時に農業労働力需要の季節性の幅の大きさを語るものである。実際、図4-2において一九二五～一九二七年にかけてのシュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州の夏と冬の間の農村失業者数をみると、その差は著しく、冬の失業者数は夏のそれの約四倍にも達している。[12] だが、それにも増して非常に特徴的だと思われるのは、同じく夏の農繁期であっても、雇用期間が短期で、ちょっとした経営上の事情によって雇用と解雇が頻繁に繰り返されていることである。その頻度はすさまじく、職安の夏の毎週の雇用

表 4-4　ハイデ職安管区の夏の求職者数（単位：人）

		1928 年	1929 年	1930 年	1931 年
7 月	上旬		556		2,579
	中旬				
	下旬		467		2,825
8 月	上旬		(仲) 675	1,025	2,705
	中旬		660		
	下旬			711	1,975
9 月	上旬	(仲) 406	245	979	2,550
	中旬		297		
	下旬		390		2,947
10 月					3,586

註：(仲) の印は仲介数を示す.
出典：Dithmarschen Boten, Dithmarschen Landes Zeitung より作成.

情勢報告には、例えば、「収穫作業が順調すぎて予定より早く終われば解雇される」「雨のせいで収穫作業が妨げられれば短期雇用の労働力は解雇されて再度「市場」に戻ってくる」とか、逆に「雨により穀物が倒伏して刈取機が使えなくなれば安い刈り人を求める求人数が急速に増える」などの記事が頻繁にみられるのである。[13] 過剰労働力は経営内に抱え込まれるのではなく、失業者として地域に常に顕在化する構造になっていたのである。

こうした構造がもたらす一つの重要な帰結は、収穫雇用機会が地域内の他産業従事者に、さらには、より一層、地域外の人々にも広く開かれることになったということである。そのこと自体は、第一章、および第二章で述べたようにワイマール期にはじまったものではなく、一九世紀後半期に農業労働市場の内外への拡大を伴う農業構造の転換とともに本格的に形成されてきたものだが、しかしそれはワイマール末期の恐慌期においては多数の内外失業者・流入者を農業部門に呼び込む結果を招いてしまったのである。

表 4-4 はハイデ職安の雇用情勢報告から作成した収穫期の求職者数を示したものだが、恐慌とともにそれが著しく増大していることが

わかる。例えば、収穫期のピーク時である九月上旬の求職者数は、一九二九年から一九三一年にかけて二四五人、九七九人、二五五〇人と急上昇を示している。その同じ雇用情勢報告には、脱穀の時期に向けて「他所者」の労働者の流入が非常に強くなっている（一九二八年）、穀物の収穫には都市の未熟練労働者も求められている、職安の求職者の三分の二は農業日雇いと未熟練移動労働者から成っている、収穫が終わりそうだというのになお多くの収穫労働者がフェーマルンから流入してきている（以上、一九二九年）、「他所者」移動労働者は低い賃金で仕事を引き受けて土着農業労働者の就業を難しくするためその流入は職安の足かせになっている（一九三〇年）、など恐慌の深化に伴う「他所者」の移動労働者増大と他方での土着の失業者の農業部面への一層の流入の事実を示唆する記事がみられるのである。[14] この事実こそが、後述する脱穀労働者ストライキにおける内部対立の伏線になっていくのである。

第二節　農業労働者制度――協約体制の部分的成立と国家の労働市場管理

周知のように、それまで一般市民法とは別の法体系のもとに置かれ「帝国社会構造の最底辺に置かれていた」農業労働者は、[15] ドイツ革命による奉公人条例の廃止と団結権・スト権の容認により、法的には他の労働者と同じく一般の労働法のもとに置かれることになった。そして、この「政治的解放」のもと、ワイマール初期においては一方で組合への農業労働者の組織化が爆発的に進み、各地で賃金協約 Tarifvertrag が締結される。しかし、一般に、インフレーションの進行、ストライキの頻発、さらには組合員の指導部離れと、他方での農村同盟など右派農業翼への

農業労働者の組織化の成功などにより、社会民主主義の農業労働者統合戦略である同権的雇用制度は、様々な形で変質を余儀なくされていったのである。[16] 以下、本節では、この集団的労働制度と農業労働者統合のディトマルシェン地方における実態を、先の労働市場構造（開放的かつ重層的な雇用構造）に関わらせながら、土着の収穫労働者を中心にみていくことにしたい。

さて、ディトマルシェン地方は、革命後の時期は、社会民主党系のドイツ農業労働者同盟 Deutscher Landarbeiter-Verband（以下、ＤＬＶと略記）への農業労働者の組織化率が非常に高く、これを背景として奉公人と女子を含むすべての農業労働者を対象にした包括的な農業賃金協約が成立していた。しかし、複雑な雇用慣行とインフレーションのために、この農業賃金協約は非常に不安定なものであった。移動労働者が多いヴェッセルブーレンのＤＬＶ地区委員会は、高賃金要求、ストライキへの傾斜など、キールのガウ指導部とは異なり急進的傾向が強く、一九二一年四月の協約更改時には労使の調停が成功せず、八月二日のストライキを経て、ようやく同月一二日に収拾され協約体制がかろうじて維持されるという状況であった。が、それも束の間のことで、結局、その後のインフレーションの進行のなかで協約体制は事実上解体し、ＤＬＶのディトマルシェン地区組織も壊滅してしまうのである。[17] 一九二〇年代後半は協約がない状態が続き、「雇用者たちは農村・農民同盟に結集して勝手に賃金率を決めており、労働者たちも分裂して雇用関係に影響力をもてない。要求の法的基礎に賃金協約をおくことができないために、農業労働者の訴えは労働裁判所によって棄却され、失業保険や職業斡旋の点で不利になっていた」といわれる状況にあった。[18]

州レベルでは、ワイマール初期の時代においてこそ、一九二一年の広範囲にわたるストの発生などに象徴されるように協約体制は不安定さを免れなかったが、インフレ終息後、早くも一九二五年にはＤＬＶガウ指導部は東部ホ

ルシュタインのグーツ経営地域を基盤に組織活動を再開し、賃金協約を復活させることに成功する。そして、それ以降、ナチによる組織の強制解散にいたるまで賃金協約が州の農業雇用関係を規制しつづけるのである。[19]

こうしたなか、キールのガウ指導部はディトマルシェン地方の組織再建の手始めのために、一九二八年夏、農民同盟との間で脱穀労働を対象にした賃金協約を締結しようとする。ガウ指導部は、時給六〇ペニヒを掲げて首脳同士の協議に臨み、結局、時給五〇ペニヒでの賃金協約締結が合意された。しかし、この合意は、新聞報道によれば労使双方の各組合集会での拒否により、ＤＬＶ指導部の言い分では組合活動家集会での受け入れの同意にも拘らず共産党グループの「妄動」のせいで、結局ご破算になってしまうのである。ＤＬＶ指導部は、共産党グループは組合活動家集会の翌日に自分たちだけで勝手に集会を開催し、そこで実際にはやる気のないストライキを決議して労働者の合意受け入れ拒否を演出することで協約を潰したと非難したのである。[20]

だが、脱穀協約の失敗は直ちにＤＬＶの農業労働者の組織化の失敗を意味しはしない。まず、ＤＬＶは、ディトマルシェン地方の農業労働者のうち、干拓堤防事業に従事する土木労働者（前述のように、彼らは土着の収穫労働者である）の組織化に成功していくのである。北海沿岸では元来より干拓による農地拡大と入植が営まれており、ワイマール期においても、それは国家の公共事業として行われていた。（表4-1における総農地面積の顕著な伸びをみよ。）一九二〇年代末にもディトマルシェン地方のみならずヴェスターランドとフーズムに干拓の事業所が置かれている。また、戦後の経済危機のなかではこの事業の雇用創出における意義はますます大きなものとなっていた。ＤＬＶは組合内に堤防労働者の専門部会を置くなどして、一九二〇年代末にはほぼすべての堤防労働者を組織することとなり、これを根拠に雇用者である国家との間で賃金協約を結ぶことに成功した。[21]

組合による統合が安定化する条件は、第一には賃金などの労働条件の改善だが、それだけでは十分ではない。それを支えるだけの労働者の日常空間における組合生活の確立が必要である。そして、機関誌の各地区からの活動報告でみる限り、ディトマルシェン地方を含めホルシュタイン地域全体において、ある程度の活発な組合生活が存在した様子を窺い知ることができるのである。例えば、ＤＬＶガウ指導部は州を七地区に分け、各地区に専従者を配置したが、彼らを中心に地区レベルでの小集会が頻繁に開催されている。こうした小集会はたいてい晩に設定され、専従者による組合の州や郡での活動報告を軸とし、それについての討論と指導、そして自分たちの労働条件などについての談話が行われる。時には「農業労働者の今と昔」と題するようなスライド撮影会が催され、また、職安関係者の保険事業に関する説明や、役人による健康・衛生問題の講演なども行われており、組合集会が公的にすら位置づけられていたことを推測させるのである。さらに祝祭的な色彩をもつ旗揚げ式や各種催しものの企画があり、さらに、銀婚式にエーベルトの肖像を贈るなど個人的行事にまで介入している[22]。機関誌の記事だからプロパガンダ的な要素があることは免れず、その分は割り引いて考えねばならないが、組織化された部分についていえば、「地方プロレタリアの文化」ともいうべき組合生活がある程度存在していたといってよいであろう。このように、限定的とはいえ、土着の収穫労働者については集団的協約体制の成立を確認することができると思われる。

ところで、表4-5は各種農業日雇い賃金と、右に触れた干拓労働賃金を簡単に比較したものである。収穫賃金は、日給も珍しくはないが基本的には請負賃金を主としているのに対し、脱穀賃金（非熟練）は時間給であり、両者の正確な比較は難しいが、おおむね前者は日給約四マルク、後者は時給四五ペニヒ前後である。収穫労働の労働時間を一日一〇時間労働と想定すると、ほぼ両者の時給は同水準となるから、両者の間に賃金格差といえるほどのも

表 4-5　ディトマルシェン農業日雇いの農繁期賃金水準

年	収穫労賃（日給）	春・秋賃金（日給）	脱穀賃金（時給）	干拓労働賃金（時給）
1928	(3-4RM)		40-50Rpf	85-87Rpf
1929			40-50Rpf	
1930	5-6RM		50Rpf	
1931	5RM	冬 1-2，秋 3RM		
1932	(3-6RM)	(2-3RM)		

注：収穫労賃，春秋賃金についてはトムゼン家経営の賃金帳から，脱穀賃金と干拓労働賃金については Landpost 紙から作成．
収穫労賃，春・秋賃金について括弧があるものは実際に支払われた賃金から逆算したもの，そうでないものは契約賃金として記載されているもの．収穫労賃は出来高給のため労働者間によりばらつきがある．脱穀賃金は未熟練労働者賃金．干拓労働賃金は協約賃金．RM：ライヒスマルク，Rpf：ライヒスペニヒ．

のは存在していないということができよう。ところが、これに対して干拓の協約賃金は工業賃金に準じて約八〇ペニヒであるから、農繁期の農業日雇いとの間には明白な差が認められる。

この農工間の賃金格差の存在が、この地域の当局の労働市場管理のあり方にも深く影を落とすことになった。興味深いことに、ディトマルシェン地方では農業収穫期になると国家は、堤防工事の事業規模を縮小ないし停止しはじめ、従業員を解雇しはじめるのである。これに対応して、組合の交渉の主なものは賃金よりも雇用に関するものであった。しかも、その際に、組合側は解雇自体を不当とするのではなく、どちらかといえば、その時期を問題にしているのである。例えば、ヴェッセルブーレン地区では一九二八年七月二七日より毎週全就業者の五%を解雇しはじめる旨の指示があったが、これに対し経営レーテはこの解雇がやむをえないものであれば、解雇は少なくとも収穫作業が本格化する八月一五日以降にすべきだと提案し、また組合集会でも一五日まではお互いに残業をすることをやめて解雇を防ごうという決議がなされている。そして、組合側はこの早期の解雇の理由として、農業の側から当局に対し収穫期間中に十分な労働力を確保できないという苦情が寄せられたからであると非難している。農民たちが、できるだけ早く当局に労働者

を解雇させ、彼らを職安に農業求職者として登録させることで低賃金での収穫作業への斡旋・雇用を企てたというのである。[23]

要するに、当局は、賃金水準への何らかの規制によるのではなく、雇用総量の調整により労働市場への介入・規制を行ったのである。上の対応からみて、組合の側もこうした国家の労働市場への介入を是認していたのである。こうした関係の背後に、先に述べた雇用関係の二重性や季節性があったことはいうまでもない。

さて、国家の雇用関係規制のもう一つの特徴は、社会保険立法の運用に関わる農業労働争議のあり方にみることができる。一九二七年以降のディトマルシェン地方での農業労働争議の内訳を他地域と比較してみると、その雇用構造を反映して、社会保険関連の紛争が相対的に多いことがわかる。[24] その主要な形態の一つは、農業労働者と認められる者が賃金や労働権に関わる事柄に対する不満から斡旋された雇用を拒否した場合、彼に失業者扶助の資格は認められないというものである。例えば、ある農業労働者Jは、斡旋された年間雇用の農業奉公人の口を、後でもっと賃金の良い干拓での仕事につきたいから週雇いの仕事が欲しいという理由で拒否したところ、裁判所は彼が以前にある農業者のもとで奉公人として働いた実績があることを理由に、彼には失業保険を得る資格がないとの判断を示した。[25] また、通年雇用を受け入れると保険が受けられなくなり失業者扶助の請求権ももてなくなるからとこれを拒否した四名の当地の農業労働者に対しても、失業者扶助の給付がカットされたという。[26] さらに農場主の時給四〇ペニヒでの就業を不服とし五〇ペニヒを要求して仕事を拒否した脱穀労働者らが、これを理由に失業者扶助を拒否されたため裁判に訴えたが、この訴えは棄却されている。その根拠となったのは、賃金協約の存在しない当地において基準となる賃金は一般的な七〇ペニヒではなく慣行的脱穀賃金四〇ペニヒであるという認定であった。[27]

これらの事例については、例えば干拓労働と農業・脱穀労働の賃金格差や、さらに常雇と日雇いの差、すなわち農業労働者と認定される常雇労働者が保険受給資格の上でなお不利な位置にあったことなど、様々な読み方が可能だろうが、ここでは特に、どの場合も結果的にみれば失業者扶助制度の運用が国家の労働者に対する雇用強制の装置として機能する一面の方に着目したい。社会保険制度というものは、もともと反面で勤労強制とセットになっているという性格をもつものである。ＤＬＶの方も、右の問題を賃金問題に焦点を合わせる形で議論し、慣行的農業賃金ではなく工業賃金を基準賃金とすべきだとは主張するものの、結局のところは、なにより組織力の不足による協約賃金が存在しないことに労働側の弱さの原因を求め、事実上これを是認しているのである。[28] このようにＤＬＶの集団的雇用関係への統合志向は、右のような福祉国家の権力による雇用の強制を受け入れてしまうものだった。これは、以下に述べるような、一般に「労働忌避者 Arbeitsscheuer」という視線のなかにあった「移動脱穀労働者＝モナーヘン」の権力的「排除」と対応するものである。

こうして、ＤＬＶは土着の干拓・収穫労働者についてはこれを組織化することに成功し、干拓部門における賃金協約の成立＝高賃金保証を実現し、文化的にも多彩な組合生活を確立させたが、しかし、反面では、それは国家の雇用量調整を通しての農業労働市場管理や、社会立法の運用による勤労強制を容認するものでもあった。そして、こうした部分的統合の外側に、これを常に脅かす移動脱穀労働者モナーヘンの存在と、同じく様々な呼びかけにもかかわらず組合運動に参加しようとしない男女の奉公人層、そして女たちがいたのである。

第三節　脱穀移動労働者とストライキ

1　農村放浪者としての移動脱穀労働者モナーヘン

一般に北西ドイツ地域においては、一九世紀後半期にはじまる農業における蒸気脱穀機の普及は、専門の移動賃脱穀企業者によって担われた。彼らは収穫期になると脱穀を請け負って農場から農場へと回ったのである。特にワイマール期になると、単収増大による穀物量の増大、蒸気脱穀機の小型化、自走化などでその活動は一層活発となった。[29] 賃脱穀企業者は、脱穀ユニット（脱穀機と蒸気動力機）の所有者、ないしその委託を受けた機械親方と専門技術者からなるが、第二章で述べたように、ディトマルシェン地方の場合、さらに、親方が脱穀労働者をも雇用する形をとり、これに浮浪者的（ルンプロ）性格を帯びた移動労働者モナーヘンが雇用されたのが特徴であった。第一次大戦を経てワイマール期にいたり彼らの数は最盛期に比べれば減少したこと、また職安による公的な職業紹介の制度化により「人間市 Menschenmarkt」の意義も低下したと推測されることなど、彼らの状況にも変化が生じたとは思われるが、農村のルンプロ的労働者としての実態は変わらなかったと思われる。[30] そこで、以下では、特に当該期に彼らが農村においてどのように観念されていったのかを、主に地元新聞の記事を素材にみてみたいと思う。

さて、彼らの第一の特徴はその浮浪者的、あるいは反秩序的性格である。この点に対する不安と不満の感情は、

彼らの流入が増大するに伴い、農業不況の深化もあいまって、収穫期の農村民の間で特に強くなっていく。例えば、新聞では、彼らのほとんどは生活財を全く欠いており、物乞いに頼るしかなく、寝るところは乾燥した「麦むろ」や畑にある家畜小屋である、そして最近増加している畑泥棒は主に彼らによるものだ、とされているのである。[31] 犯罪や災いごとと彼らを結び付けるのは、特に火災発生への不安であった。近接のエルプマルシェンのある農民の日誌からは、第一次大戦前やナチス統治の時期に比べワイマール期には火災がよく発生していることが明白に読み取れ、[32] また、特に数えたわけではないが、この時期の新聞を一瞥していると、原因はともかく火災の記事がやけに目につくのである。そうした火災発生が主にモナーヘンと結び付けられた。例えば、ほぼ毎年のように、収穫期には以下のような火災防止警告ともいうべき記事が掲載されている。

先週数か所で、納屋と廐舎の火災が発生し、国民経済の上でも大きな損害が出たが、これらは、「ホームレス die Obdachlose」や「遍歴青年 die Wanderburschen」たちによる軽率な火の取扱いがもととなったものである。もし、こうした人々がいるかどうかを調べに毎晩納屋へ行ったり、さらにこうした場所を「他所者」の不法侵入者に対して内からも外からも確実に封鎖するというちょっとした気遣いがあれば、こうした火事は防げるはずである。人々は（宿泊を）懇願されると、宿泊の件なら警察にいけというか、あるいはその地区か、ないしは近くの簡易宿泊所を教えてやる程度である。シュレスヴィッヒの政府長官は、「ホームレス」を納屋などの火災の発生しやすいところに泊めることを行っているすべての役所に対し、「ホームレス」の入室の前に、マッチ、火

器類、煙草などの所持についての検査を行い、それらを翌日まで保管すべしとの指示を出した[33]。

また、放火の嫌疑のみならず、彼らは実際に住民に対して「暴力性」をも演出した。例えば、一九三一年八月末、南ディトマルシェン郡のマルネでは、ほろ酔い気分で物乞いしていた二人組が、これを断った住民K氏をテーブルナイフで脅迫、これがもとで近所の人を巻き添えにした傷害事件が起きている[34]。住民からみれば物乞いをされてこれを玄関先で断るのは「危険」だったのである。

モナーヘン同士の喧嘩・詐欺の記事にも事欠かない。一九三〇年九月六日付けには、「簡易宿泊所の殴り合いで、頭から血を出した脱穀労働者が病院に運ばれた。また別の一人は、酩酊状態で簡易宿泊所の窓を叩き割ったが、その際に動脈と筋を切って腕がきかなくなった。男は病院に運ばれるとき荒れ狂った」との記事があり[35]、九月二九日の記事にも、モナーヘン同士の喧嘩による傷害事件の記事がみられる[36]。また文字どおりの犯罪者と結び付けられる者としては、九月六日付に、一九二六年に数か月間ヴェッセルブーレンの簡易宿泊所を転々としたあげくに近くの郵便局員のところに強盗に入って逮捕され、その後脱獄した理髪師Hが、キールでようやく逮捕されたとの記事がある[37]。

こうして、経済状況の悪化に伴い増大する「他所者」の移動労働者は、土着の農村民（農民＋土着労働者）においては、失業、犯罪、放火、アル中、暴力のイメージと結び付けられていたのであり、彼らに対する苦情や反発感情が高まっていく。これに対しては、例えばヴェッセルブーレンの市財政局が、物乞い対策として福祉クーポン券を発行したり[38]、警察によって簡易宿泊所や「おんぼろ小屋」の手入れが行われたりした[39]。だが、問題の構造は脱穀労働

者のストライキという緊張した情勢のなかに、なによりも鮮明に現れることになった。以下、この点について述べることにしよう。

2　脱穀労働者のストライキ

ディトマルシェン地方では、失業者の流入が増加するなか、一九三〇年七月と一九三一年八月に脱穀労働者を主体としたストライキが発生した。一九三〇年のストライキは南ディトマルシェン郡マルネ地区を中心とし[40]、一九三一年は北ディトマルシェン郡ヴェッセルブーレン地区を中心としていた。どちらも穀作を中心とする大農地域で、農業労働者とモナーヘンの中心地である。二つのストライキは似たような経過を辿るから、以下では、まず、より規模の大きかったとみられる一九三一年のストライキを中心に、当局の報告をもとにしつつ、その経過と特徴をみることにしたい[41]。

経過

収穫と脱穀が開始された八月一七日、脱穀労働者を中心とする約七〇人の労働者によるストライキが発生した。スト発生にいたる経過はよくわからないが、八月八日に開催されたヴェッセルブーレンの共産党の集会で、ストライキ宣伝がなされていたという。要求は賃上げである[42]。脱穀労働者たちは、自ら労働を停止するのみならず、運転中の脱穀作業を停止すべく、まずはヴェッセルブーレンからヘデヴィーゲンクークに向かった。危

険を感じた賃脱穀企業者たちは同業者組合委員会を召集し、警察の保護を要請することを決めた。これに応えたのであろう、当局は十分な数の巡査官たちを派遣し、「働き好きの者たちArbeitswilliger」への妨害行為を阻止した。その後、いわゆる共産党系の団体である「赤い農林業労働者同盟」が様々な地域でストライキ決議をあげた。土着の農業労働者たちはこのストライキには参加しておらず、土着の失業者の求職申請者だけでも脱穀作業を行うには十分な数であったから、脱穀作業はどこでも続行された。ストライカーたちは、「他所者の失業者たちに唆されて三〇人から四〇人、さらには六〇人ぐらいのグループで全郡を回り、「働き好きの者たち」に恐怖感を与えようとした。警察はこの間にもシュレスヴィッヒからの保安警察部隊の派遣によって強化され、いつ何時でも投入できる体制にあったから、若干の「働き好きの者たち」が襲われたことを除けば、衝突は防止することができた。最初の一週間は、各脱穀ユニットに二人の武装した警官があてられて、昼夜にわたり監視した。

当局の観察によれば、ストライカーたちは歩哨勤務を首尾よく組織した。彼らは仕事柄、いつも脱穀の時間と場所について教えられていたからである。各ストライカーたちは自転車やモーターバイクを利用して情報活動も行った。

こうした情勢に農業関係者たちは強い不安感を抱いた。畑地での脱穀作業妨害の防止のため、夜間における警察力の維持の他に、各ゲマインデが畑番人を雇用した。ヴェッセルブーレン教区の村落ゲマインデにおいては、農地および森林警察法第六〇条により、農地監視人が選ばれ、郡長がこれを確認した。

同年八月二四日には、ストライカーたちは郡都ハイデの近郊のルイスドルフで脱穀機を止めることに成功し

た。これは警察への連絡がうまく行かなかったからであった。また、その日には、ヴェッセルブーレンのダイヒハウゼン地区の農場主ナーゲル氏のところで、五〇人ほどのストライカーが脱穀機を停止させようとし、最初、少しだけ交渉がなされたが、結局、「働き好きの者たち」との間でひどい殴り合いとなってしまった。この喧嘩ではストライカーの方が負けた。多くの者が医者の治療を受け、特別機動部隊が到着したときには喧嘩はもう終わっていた。首謀者と目される多くの者が逮捕され、ハイデの裁判所の留置所に送られた。

八月の末にはストライキは南ディトマルシェン郡にも波及した。当地でも十分な数の「働き好きの者たち」がいたが、当初は彼らは仕事場に行くことができなかった。なぜなら彼らは、道路を占領するストライカーたちによって阻止させられ、そして引き戻されたからである。即座に巡査官が地元の警察官と一緒になって秩序を回復させた。南ディトマルシェン郡にも当地の警察力の強化のため保安警察部隊が、奇襲やサボタージュを防止するために派遣された。この間に、北ディトマルシェン郡で二つの農場が、そしてシュタインブルグ郡のグルックシュタットにおいて一つの農場が炎上したという。結局、ストライキは、警察の簡易宿泊所の手入れを契機に腰砕けとなり、九月二日、スト中止の決議が出され、労働側の敗北で終わった。

以上が経過の概要である。ストライキをめぐる攻防が、モナーヘン＝移動脱穀労働者を主体とするストライカーの集団的な脱穀作業妨害、ストライキには賛同せず脱穀作業を行おうとする土着の労働者・失業者、そして脱穀作業の妨害行動を阻止し、最後にはストライキを力ずくで抑え込もうとする当局という三者の関係を中心に、これに自衛に走る農民層を加えて展開していることがわかろう。この経過から何がいえるのだろうか。以下、モナーヘン、

農民層を中心とする住民、そして国家当局の行動の特徴について考えてみることにしたい。

まず、ストライキの中心となる移動労働者モナーヘンの行動には、前述の彼らの社会的な周辺的な位置のありようがここにも明確に刻印されていることがわかる。この点は、第一にストライキの担い手がモナーヘンに限定されていること、および彼らと土着の労働者との根深い対立が存在することに象徴されているし[43]、第二に、ストライキの部分的性格のためにこれを成功させるためには実力を行使せざるをえなくなるわけだが、そのことが、まさに彼らが日常的に外側から刻印された「暴力性」や「犯罪性」を逆に手段として利用し「実証」することを意味していたことに読み取れよう。ストライキが腰砕けになった後も、脱穀機に砂を入れたり鉄を入れたりしてその運転を妨害するゲリラ的行為が続き、また、この問題をめぐると思われる脱穀労働者同士の喧嘩が発生したというが[44]、これらも先のモナーヘンの行動様式を反映しているものといえよう。

ところで、ここで問題となるのは移動労働者と共産党の関係である。ここでは共産党はなによりもストライカーたるモナーヘンの社会的諸特徴を体現するものとして農村民に観念されている。そして、また、実際に共産党とモナーヘンは人格的にも一部重なっていた。例えば、典型的には、一九三〇年のマルネ地区のストライキにおいて、脱穀作業妨害に現れた失業者のスト部隊のメンバーの身元はマルネとその近郊の者であり、その指導者はシュトゥットガルト出身でマルネの簡易宿泊所に住む失業中の金銀細工師アドルフ・バウアーで、彼は共産党のマルネ地区グループの指導者だと述べられている[45]。簡易宿泊所に住む「他所者」の遍歴職人といえば、これはモナーヘンの典型的な「履歴」である。

しかし、同時に他方で、一見モナーヘンの「放浪性」の観念と矛盾するかのような非常に組織的な動きをストラ

イカーたちはしている。一九三〇年のストライキではこの組織性はもっと明確に現れていて、「失業者たちはマルネとその近郊から自転車でやってきて、どこで脱穀機が運転されているか、機械の所有者は誰か、そして運転されているところで人々がどういっているかを調べ、年かさの子供たちにまで尋ねていた」というし[46]、また、ストライキ中は「他所者の労働者たちはマルネのスト指導部から毎日昼食の供給を受けていた」という[47]。史料が乏しいから確定的なことはいえないが、ここでは共産党グループは移動労働者と心性を共有しつつも、一応独自のグループであったとしておくことにしたい。

他方、農民層はこの件でますます反移動労働者感情を高めたといえる。畑番人の雇用による農民層の自衛は一九二〇年代前半インフレ期の対野盗対策と同じで[48]、こうした点からも彼らの「ストライカー＝モナーヘン＝犯罪者」観を読み取ることができる。象徴的なのは、この時期に発生した農場の火災に対する彼らの反応のあり方である。右記の八月末のディトマルシェン地方の二つの農場の火災のうち、一つはヤールンヴィッシュの農場主V氏の農場の火災を指すのだが、これについて警察は、V氏が負債をたくさんかかえていたという奉公人の証言をもとに、農場主の保険金目当ての放火とみて彼を逮捕する。が、これに対して「人々は最初から放火ではないかと推測しており、犯人はストライキ中の収穫労働者のなかから見つかるだろうと考えていた」と報道されているのである[49]。

最後に、最も重要なこととして、こうした農民層の声を背景に、国家・当局がどういう対応をしたのかをみておかなければならない。

第一に、建て前としては、ストライキを行っている者が一部の者に限定されており労働者の総意によるものとは認められないのだから、国家は労働権を含む「所有」の擁護のために、そしてむろん農場の経営の擁護のために、

これを侵害するストライカーたちの暴力行為を防ぐべく警察力を動員・投入する。農業労働者のストライキに対するこうした「所有権」擁護、「経営」の擁護はワイマール期を通じての国家の介入の大きな特徴ともいえる。[50] この事例でも、脱穀作業の保安のための機動部隊の配置とその迅速な行動、さらに郡の警察力の不十分さを埋め、また機動性を増すために、州からの機動部隊投入とトラックの導入がなされているのは、並々ならぬ決意すら感じさせる。

第二に着目したいのは、ストライカーへの失業保険給付の停止である。九月一日、このストライキに関連して、失業者扶助の支払日に、ヴェッセルブーレン市議会は、雇用機会が十分あるのに労働を拒否しているという理由から、ストライキ中の脱穀労働者に対しては福祉補助の支払いを拒否することを決議した。このため教会前広場は暴動となり、保安警察が二度にわたって介入し広場を「きれいに」したという。[51] これは、明らかに、先に述べたように福祉政策のもつ雇用強制の機能をストライキ防止手段として利用しようとする意図でなされたものである。

しかし、第三に、最も注目したいことだが、このストを決定的に粉砕したのは、ストの「温床」であり、また移動労働者たちの世界の中心であった簡易宿泊所に対する警察の手入れであったことである。八月二五日の火曜日の午前には、「他所者の人々の流入がみられるため」巡査によってヴェッセルブーレンの簡易宿泊所に対する第一回目の手入れが行われ、逮捕者がハイデの行政裁判所に連行された。そして、九月一日には、当局による第二回目の簡易宿泊所の手入れが行われ、そのさい「多くの他所者で宿があふれていた」ため、これを是正する指令が簡易宿泊所に対して出され、この結果、最終的に「脱穀労働者のストライキが展望のないままに腰砕けとなった」のであった。[52] このことは、ストがモナーヘンと強い関わりをもっていたことを語るとともに、農民の反移動労働者感情を背景に、問題が移動労働者の世界への直接介入という力による排除・解体の方向で「解決」されていったことを物語

ろう。「土着の働き好きの者」のための「他所者の放浪者・労働忌避者」の強制排除という論理。この論理こそは、やがて、ナチの政権掌握後になされる、移動労働者と奉公人の雇用関係を象徴した「人間市」の廃棄[53]、そして、多くのモナーヘンたちの「労働忌避者」としての強制収容所送りという最終的な社会的排除の過程につながるものであったとはいえないだろうか。[54]

第四節　脱穀労働者とコミュニズム——農村ナチ化のもう一つの局面

さて、以上にみた移動労働者の「周辺的」な社会的あり方は、政治過程におけるこの地方の農民層の早期のナチ化といったいどう結び付くのであろうか。最後にこの点に関わって、一九二九年三月に北ディトマルシェン郡ヴェールデンで起きた共産党グループとナチ党員の衝突事件を取り上げてみたい。シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州においては、恐慌期に、そのナチ突撃隊の特異な戦術戦略もあって、各地でナチ絡みの政治的な衝突が頻繁に起き、このため州知事や帝国政府がしばしば集会禁止令を出しているほどである。[55] が、そのなかでもヴェールデンの衝突事件は、その発生が早期であること、三名に上る死亡者を出したこと、そしてヒトラーの葬儀訪問などの演出によりナチの「殉教者神話」形成と宣伝に大きな意義をもったことなどの点で、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州のなかでは特に注目に値するものである。（写真4-1を参照。）ともあれ、まず事件の経過について簡単に触れておこう。[56]

写真 4-1　ヴェールデンの衝突事件のナチ側犠牲者の葬儀に参列するヒトラーと他のナチ幹部たち

ナチスはこの葬儀を政治的に最大限に演出した。1929 年 3 月 13 日，南ディトマルシェン・アルバースドルフ。

出典：Thomsen, J. W. Landleben in der Weimarer Republik, S. 123.

事件は、一九二九年三月、ハイデのナチス地区グループが、同七日にヴェールデンのヤーン氏経営のホテルで突撃隊指導者を招いての公開集会を企画したことからはじまる。しかし、一九二八年の一〇月にヴェッセルブーレンのナチの集会で大きな殴り合いがあり、さらに、二月一八日には同じくヤーン氏のホテルにおいて開催されたラントフォルク運動の集会で、共産党とナチ党の殴り合い事件が発生し多数の傷害者を出していたため、当局はこの集会を禁止措置にした。にもかかわらず（理由は不明だが）、当日、二〇〇人を越すディトマルシェン地区のナチの突撃隊員と一般党員がヴェールデンに集まった。当局は集会所に予定していたホテルを封鎖したため、ナチスは党員集会に切り替えて二か所で集まりをもった。外では突撃隊員が防衛にあたった。（突撃隊員たちは、主にハイデ、ア

ルバースドルフ、ルンデンの組織に属する者たちであった。）他方、同じ日の夕刻に共産党側のグループもヴェッセルブーレンに集合し、ヴェールデンに向けて行進を開始し、夜には村に到着、すぐさま村のなかをデモ行進した。（ナチ側の言い分では）彼らは武装していたという。こうして夜一〇～一一時頃にヴェールデンの集落の街頭の暗闇のなかで両者が衝突し、死亡者三名（共産党側一人、ナチ側二人）、重傷者八人、軽傷者多数を出す惨事となった。

事件の処理は、主にこの衝突がどうして生じたことになったのか、当局の連絡ミスか、それともナチの側が集会禁止を承知の上で意図的に集会をもとうとしたのか、どちらが先に手を下したのかなどをめぐって争われることになる。検察官が翌八日にヴェールデンに入って捜査を開始し、その日のうちに共産党グループの指導者ホイクとクラーベザックを主犯として逮捕した。一九三〇年メルドルフで行われた裁判には二三〇人が証言し、一般にも大きな関心を呼んだが、結局、判決は、事件はナチ突撃隊のデモへの共産党側の奇襲によったとの立場をとるもので、共産党指導者ホイクに対し一年、その他の共産党被告一二人に対し五か月から六か月の懲役刑が言い渡されたのに対し（ただし三人は無罪）、ナチ側にはたった一名だけに二か月の懲役刑が言い渡されたにすぎなかったという。[97]

以上が事件の概略であるが、いうまでもなく、事件の真相解明はさしあたってはここでは副次的な問題である。以下、判決が結局ナチ側に有利なものであったということを念頭に置きつつ、事件の報告から垣間みえてくる共産党グループの特徴、そしてナチと農民層の反応について検討することを通して、この事件のもった社会的意味について考えてみることにしよう。

さて、まず、共産党側グループについてである。表4-6は、警察がこの事件の調査に関連して作成したと思われる北ディトマルシェン郡のマルシュ地方（図4-3参照）を中心とする両グループの事件関与者リスト（捜査途中の報

表 4-6　北ディトマルシェン・マルシェの住民で衝突事件に関与した者のリスト

コミュニスト側		ナチス側 (Matthiessen による)	
名前 (イニシアル)	住所地など	名前 (イニシアル) など	住所地
Krawczak	被告. 1896 年生. (無罪)	H. D.	Norddeich
F. K.	被告. Wesselburen	W. W.	Norddeich
P. K		O. N.	Norddeich
F. R.		A. M. b. Voss	Norddeich
F. W.	被告	F. K. b. F. Loy	Wesselburenkoog
O. W.		H. B. b. Lühr	Norddeich
E. W.		C. M. b. Hol	Hillgroven
O. W.		R. W. (Hofbesitzer*)	Hillgroven
G. T.		F. W.	Wesselburenkoog
F. F	被告	C. H.	Wesselburen
A. Sch, sen.		H-W. R.	Wesselburen
A. Sch, jun.		J. S.	Wesselburen
W. Sch.		H. L.	Wesselburen
W. W.	Zuckerfablik	L. M, jr.	Wesselburen
A. L.	被告. Wesselburen	O. B, jr.	Wesselburen
J. K.	被告	H. B.	Wesselburen
G. H,	Knecht-Hillgroven	M. Matthiessen*.	Wesselburen
K. T.	Heringsand	K. K.	Wesselburen
H. H.	Heide	E. M b. Füssel	Wesselburen
		G. M.	Hillgroven
その他に，多数の当地の簡易宿泊所の人 (モナーヘン) とヴェッセルブーレン農村部のコミュニストたち.		F. F.	Wesselburen
		W. K.	Wesselburen
		E. B.	Reinsbüttel
		R. E b. S. Voss	Hassenbüttel
<上記以外の被告たち>		W. M.	Schülp
Heuck	共産党指導者. 当地生	F. D.	Schülp
A.		A. W.	Schülp
H.		H. H.	Tödienwisch
Kr.		W. G.	Jarrenwisch
L.	妻殺しで拘置中. 精神鑑定	R. W.	Blankenmoor
O. L.	Norddeich	H. S. b. Diene	Schülp
S.	Wöhrden	B. L.	Reinsbüttel
W. W.	F. W. と兄弟. 無罪	O. K.	Reinsbüttel
H.		W. E.	Wesselburen
R.	無罪	H. Z.	Hillgroven
		K. B.	Hillgroven
		W. A.	Reinsbüttel
		H. K, jr*	Süderdeich
		O. W.	Wesselburen
		W. R. b. Voigt*	Wesselburen
		M. H.	Wesselburen
		G. H.	Hillgroven

注：コミュニスト側の欄で，<上記以外の被告たち>というのは，捜査途中のリストに掲載されていないが，後に裁判で被告として登場しているもの．(被告人とされた者はほぼ共産党員.) 場所の記述のない者の多くは，ヴェッセルブーレンの都市部の住民だと思われる．
ナチス側の欄で，下線をひいたものは男子の奉公人と思われるものである．例えば，A. M. b. Voss (Norddeich) は，Norddeich の Voss 家経営のところで雇用されている AM という名の奉公人という意味である．また*の印は，裁判でナチス側の証人として登場していることが確認される者．
このリストは Matthiessen に対する刑事の聞き取りによるものなので，北ディトマルシェン・マルシュ地域住人を主としている．このため他の地域のナチス支持者で衝突に加わった者は含まれていない．

出典：LAS 309-22875，および Ostholsteinisches Tageblatt，Feb.-März 1930 (裁判記事) より作成．

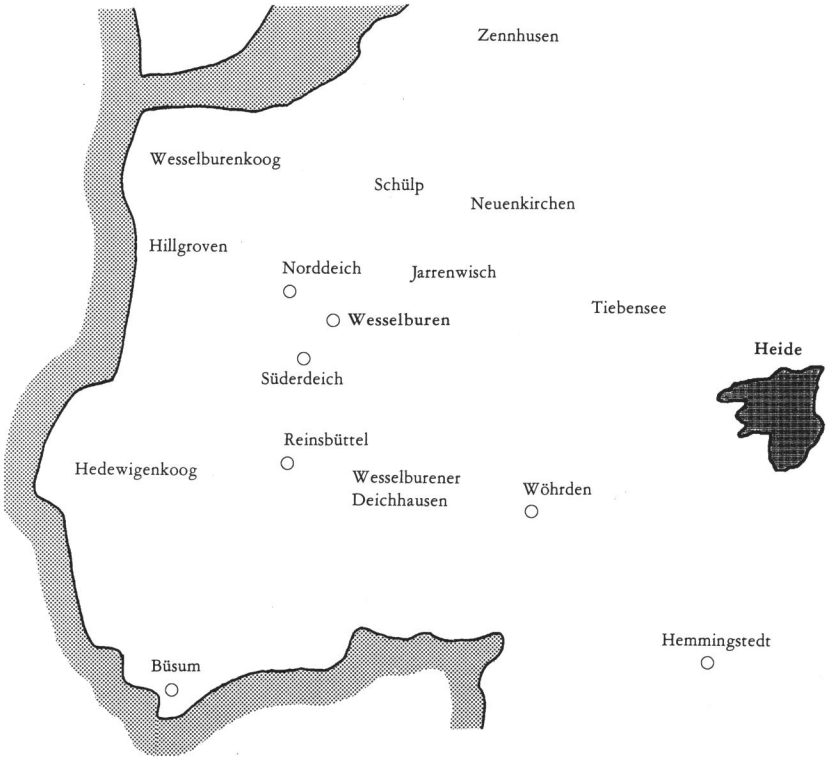

図 4-3　北ディトマルシェン郡マルシェ地方の地図（筆者作成）

告書であるから完全なものではない）、およびこれにメルドルフの裁判で共産党側被告として登場する者を加えて作成した一覧表である。コミュニスト側の欄において、名前が判明する二九名は党員である可能性が高いグループだが、その内訳は被告が一六名（ほぼ共産党員）、被告でない者のうち住所不明九名、都市部一名、農村部三名である。（さらに、親子・縁者と思われるのが三組、農業奉公人は一人である。）住所地の記載のない者の多くは、農村部の者については記載があることから逆に考えて、ヴェッセルブレーン都市部住民の労働者たちであろう。彼ら党員グループがコミュニスト側の核であったこ

とは間違いない。

ホイクの証言によれば共産党側のデモ参加者は最終的に九三名であった[58]。では残りの六四名はどういう人々だったのであろうか。表には多数の簡易宿泊所のモナーヘンたち（みられるように名前は記されていない）と「農村部のコミュニスト」（これがどういう人々かわからない）が加わっていたと記されており、彼らが数の上では主力部分を構成していた。ついでに言えば共産党側の死亡者Sはシュレージエン出身であったといわれ、彼も流れ者であった可能性が高い[59]。

警察の調べでは、「コミュニストたちは三月六日正午に行われたハイデでの失業者デモの際に、翌七日にヴェールデンに行くよう求められた。また、七日には、ヴェッセルブーレンの職安で、その日の晩に甜菜工場の横に集合するように呼びかけられた。そして、その晩ヴェッセルブーレンから五〇人ほどが姿を消した。ほぼすべてのものが武装していた」、また、「これまでの証言によると、コミュニストたちは失業者扶助の受給の際にヴェールデンへ行く約束をしたという。未参加者たちの弁では、武器、特にキャベツ用ナイフ Kohlmesser の所持を約束していた」という。失業扶助受給時が約束の場であり、また、労働用具でもあるキャベツ用ナイフを武器として所持を訴えている点からも、共産党側グループがモナーヘンを主体としたものであることがわかる。また「ティーベンゼーの二人の奉公人が共産党員から、三月七日に長靴を履きキャベツナイフをもってヴェールデンにきてほしいといわれていた」ことは、共産党と一部の奉公人の間に一定度のつながりがあったことを予測させる。

しかし、ここでも移動労働者モナーヘンは呼びかけられる対象であって、共産党の活動家とは区別されるようである。では、ここでいう共産党の活動家とはどういう人々であったのだろうか。これについての情報は残念ながら

多くはない。ただ、共産党員はその信条のために多くの農民から雇用を拒否されており、せいぜい夏の労働力不足のときにキャベツ作労働者として、党のリーダーを労働頭として集団的に雇用されたといわれていること[60]（一般には、キャベツ作付けは、外国人労働者が来なくなった後は、主要に女・子供の仕事である）、また、ヴェッセルブーレンの共産党員たちが住む主要なアパートがティーベンゼー工場の道路沿いにあり、そこに一三家族が住んでいるとの報告から、彼らは職業的にはいわゆるモナーヘンではないが、しかし土着の農業日雇いであったとしても明らかに農村社会から疎外された生活形態を送っていたと推測される。移動労働者モナーヘンも共産党員も、どちらも農村社会の「外側」に位置づけられていた点で同等であり、彼らの関係はそうした「周辺者たち」の世界での政治的ヘゲモニー関係だったと見なすことができる[61]。

次にナチスの側についてみてみよう。上に述べた参加者のリストには、ナチ側の参加者として四二名の名が示されているが、そのほとんどは住所地から判断して農村部に住む農民層で、彼らがナチ側の主力であることは間違いない。しかし、他にジュニアと記された農民の息子たちが三名、そして奉公人（すべて男子）が八名いることが注目される[62]。奉公人が共産党側とナチの側の双方に関与しているが、ここでは、根拠が薄弱であるが、先に述べた奉公人の二類型にこれを仮説的に対応させておきたい。つまり、土着の生家との絆のなかにある奉公人層たち（少数を）ナチスの側に、単独者で流動性の高い奉公人層（多数）はむしろモナーヘンや共産党側に、というようにである。

しかし、ここで最も注目したいのは、この事件に対して一般農民たちは明らかにナチの方を支持したということである。（ついでにいえば裁判を伝える新聞報道も明らかにナチスに対して同情的である。）さらに、ナチスはこの件に関して当局の対応のまずさをあげて郡長をも強く非難したが、その際に、注目すべきことに彼らは巡査官たちを「モナー

ヘンと奉公人 Monarchen und Knecht」呼ばわりしたという。明らかに共産党グループは、この場合農村社会の「外側」に位置づけられる者たちへの社会的な視線へと結び付けられていた。こうして、この事件はディトマルシェン農村のナチスへの支持を決定的に推し進めたのである。事件の後、ナチの各地区グループには七〇名から一〇〇名ほどの入党者が殺到し、ナチの牙城であるアルバースドルフの地区グループは、事件前の党員数二二〇名が事件後には三一〇名にもなったといわれる。[63]

一方で既にラントフォルク運動において共和制への離反を強め、他方で反「移動労働者モナーヘン＝共産党」感情を日常的に蓄積していた農民層にあっては、「反モナーヘン・奉公人＝ナチス」の言説は受け入れやすかったのであろう。この場合、反共の論理とは、「他所者」の「労働忌避者」である移動労働者への反発感情である。[64] 本書の序章で述べたように、農村のナチ化の問題は、一方で農民経営の危機の問題や、さらには社会過程とは審級を異にする政治イデオロギーの問題を抜きにしては語れないとはしても、同時に他方でもう一つの面として、以上のような論理に基づく移動労働者モナーヘンの下からの社会的排除という農村社会編成上の再編過程を伴っていたことを見逃してはならないのである。

おわりに

本章の狙いは、従来の農民層の経済的・政治的行動のみに焦点を合わせるアプローチとは異なり、農村の社会編

成の具体的あり方を問題にする視角から、農村のナチ化のもう一つの局面を明らかにすることであった。それは、結論的にいえば、第一に、一九世紀末に形成され、ワイマール期にもある程度まで維持された大農経営の蓄積基盤としての「開かれた重層的労働市場」の存在が、農業不況の深化に伴うこの地方の新たな政治的社会的方向づけに深い影を落としていたこと、第二に、従来注目されてきた農民層のナチへの統合の過程が、実は同時に、限定的ながら土着の半プロ的自由日雇い層の社会統合の過程（賃金協約体制、公共事業と特異な労働市場介入、勤労強制としての社会政策、組合生活）、および移動労働者モナーヘンの社会的排除の過程と平行して進行したものであったこと、第三に、その際重要な役割を果たす農村住民の「反コミュニスト感情」が、「他所者」や「労働忌避者」として観念された移動労働者への反発感情として、日常的な経験世界において形成・蓄積されていったこと、以上の三点として整理できるものである。

こうしたワイマール末期の北西ドイツの大農型村落における農村ナチ化のありようは、その後のナチス統治下の農業政策のありようとどのようにつながっていくのであろうか。この問題との関わりで興味を引くのは、北海干拓事業によって造成された新開地への入植事業があげられる。既述のように、一九二〇年代から国家の事業として開始された北海干拓は、ナチの時代には大幅に拡張された。そして、南ディトマルシェン郡のマルネの近くにはアドルフ・ヒトラーの名を、アイダーシュテット郡にはヘルマン・ゲーリングの名をそれぞれ冠した干拓地が造成され、そこへの入植がはかられているのである。[65]

その際、興味深いのは、第一に、入植にあたって農民入植地と農業労働者の入植地を空間的に分離する従来の方式を廃棄し、「単一の共同体の形成」という考えに基づき農民・農業労働者・職人が相互に近接して混住する方法が

とられたということである。[66] これは、ナチズムの農民化戦略の基軸であった「入植政策」が、同時に農村の重層的雇用関係の解消でもあったことを意味するであろう。農業労働者の自己所有の住宅や土地への願望の強さがその背景にあろうことは疑いない。そして、第二には、例えばコーヒーの飲みすぎやアル中は農民資格剝奪＝入植地追放の格好の口実になったといわれるように、[67] 入植にあたっては必ず「土着の勤勉な」農民であることが期待されたということである。ナチスの「勤勉なドイツ農民」創出の過程は、「労働忌避的」モナーヘン排除の過程であることの裏返しとしてあったことが、ここでも読み取れるのである。統合の論理はいつも排除の論理の裏返しなのである。

だが、いうまでもなく、この「小農化路線」自体は、ナチ時代に限定されるものではなく、第二帝政期の内地植民政策にまで遡及しうる長期の歴史を背景にもっていた。問題は、この「農業労働者に土地を！」という戦略は、いつの時代も各種の移動労働者の排除と抱き合わせに主張されているように思われることである。その場合、帝国レベルでは、対象となる移動労働者はモナーヘンのような放浪者的な移動労働者ではなく、ポーランド人に代表される外国人労働者であった。そして、熱心でなかったとはいえワイマール時代に大農場解体を進めたＤＬＶは、同時に外国人労働力の導入には国内労働者優先の立場から常に批判的であった。また、自立自存の生活を掲げ東部入植運動を主体的に担おうとしたワイマール時代の特異な青年運動であるアルタマーネン運動は、失業問題緩和、都市青年の農村回帰、食糧自給の向上とともに、外国人労働者流入の防止を運動の主要なモチーフとしていたのである。[68]

ナチズムの統合の論理という点でいえば、本章が「移動労働者」を通じて明らかにしたのは「勤労」と「土着」の論理であった。それゆえに、外国人労働者の問題の分析は、本章では扱えなかったナチの統合の原理である「民族性」の論理の民衆レベルでの「現実態」を明らかにする可能性があるのではないかと思う。そこで、次章では、

グーツの労働者の世界に舞台を移すことで、この問題について考えてみることにしよう。

註

(1) 本章は主に以下の史料に基づいている。
①ドイツ農業労働者同盟 Deutscher Landarbeiterverband のガウ（大管区）組合機関誌である Schleswig-Holsteinische Landpost（以下、Landpost と略記）。利用したのは一九二八年から一九三〇年夏までの二年半分である。
②地元新聞二紙? Dithmarsche Boten (Wesselburen), Dithmarsche Landeszeitung (Meldorf). 以下、各々DB および DLZ と略記。
③シュレスヴィッヒ文書館所蔵の行政関連文書 Landesarchiv Schleswig（以下 LAS と略記）301-3478 および 309-8661（以上は主に賃金協約争議、ストライキ関連）、LAS 309-22875（ヴェールデン Wöhrden での衝突事件関連文書）。他にメルゼブルクの連邦文書館所蔵の帝国農務省関連史料、ポツダムの連邦文書館所蔵の帝国労働省関連史料も一部利用した。
④個別史料として、トムゼン家経営の賃金帳（一九二九～一九三九年）および家計簿の一部（一九三二年～）。この経営は北ディトマルシェン郡の北ヴェールデン Nordwöhrden にあり、当時の『農場名簿』によれば牛四五頭を飼う四〇ヘクタールの大農経営であった。なお、賃金帳は雇用者たる農夫がつけたもの、家計簿は農婦がつけていたものだが、家計簿には賃金支払いについても記されている。

(2) S. d. d. R., Bd. 412 u. 459.

(3) Vgl. Die Lebenserinnerungen von Carsten Loth Schröder 1903-1937, hrgs. Lorenzen-Schmidt, K. J. in: Archiv für Agrargeschichte der holsteinischen Elbmarschen（以下、AfA と略記）, 6Jg, 1984, S. 1-33.

(4) シュレスヴィッヒ・ホルシュタインにおける奉公人と常雇労働者と季節労働者の構成比は、大ざっぱにみれば一九〇七年が、それぞれ五割、一割五分、三割五分、一九二五年と一九三三年がそれぞれ五割、二割、二割である。S. d. d. R., Bd. 410 u. Bd. 461.

(5) S. d. d. R., Bd. 404, u. Bd. 460.

(6) Schulte, R., Landarbeiter und Großgrundbesitz in der Weimarer Republik am Beispiel des Altkreises Eckernförde, in; Demokratische Geschichte. Jahrbuch zur Arbeiterbewebung und Demokratie in Schleswig-Holstein, 1986, S. 169; Matthiessen, M., Erinnerungen, Meldorf 1980, S. 58.「シュレスヴィッヒ・ホルシュタインの他の地区と同じく、エルプマルシェンにおいても労働力問題の切り札である機械化と動力化が本格化するのは一九五〇年代以降である。確かにランツ社製のブルドックという名の耕耘機 Ackerschlepper は一九二七～一九二八年にクレンパー・マルシュ地域に入ってきているが、トラクターは一九五〇年代末にようやく購入され、普及したのである。」Lorenzen-Schmidt, K. J., Von

Tagelöhner, Handablegern und Marthaken, in; Demokratische Geschichte, 1989, S. 127. 一九二〇年代の農業機械の普及にとってネックであったのは故障の際の修理の能力とコスト、そして部品の問題であった。この点については、Theine, B., a. a. O., S. 165–169.

(7) S. d. d. R., Bd. 410 u. Bd. 461.

(8) 本書第一章第二節を参照のこと。

(9) 農村青年労働者の組織化が困難なことについては、Landpost, den 23. 06. 1928, den 07. 07. 1928, u. den 03. 11. 1928 などを参照のこと。

(10) Kaja, F., Meine Arbeitsjahre in der Landwirtschaft zwischen 1920 und 1950, in; AfA, 1983, S. 89–90.

(11) Matz, J., Landarbeitersiedlung in Schleswig-Holstein von 1919 bis 1939, MA, 1987 Kiel, S. 39.

(12) Boyens, W. F., Bedeutung und Stand der inneren Kolonisation in Schleswig-Holstein, Diss. Halle, 1929, S. 29 u. 112. また、一九三三年の州農業労働者の失業者は、農業自由日雇い層に集中し、その比率は小土地経営を営む日雇い層で三〇・八%、土地経営しない日雇い層で三七・六%と他産業労働者なみである。S. d. d. R. Bd. 455. H. 13.

(13) DB, den 14. 09. 1929, den 21. 08. 1930, u. den 09. 09. 1931; DLZ, den 22. 08. 1931, u. den 09. 08. 1931.

(14) DB, den 11. 08. 1928, den 03. 08. 1929, den 17. 08. 1929, den 14. 09. 1929, u. den 09. 09. 1930; DLZ, den 16. 08. 1929 u. den 09. 09. 1930.

(15) Flemming, Landwirtschaftliche Interessen und Demokratie, S. 54.

(16) この点については前掲拙稿「初期ワイマール・東部ドイツにおける農業労働者の社会統合問題」を参照のこと。

(17) LAS 309–8661, 301–3478, 309–10746.

(18) Landpost, den 21. 04. 1928.

(19) Vgl. Staatsarchiv Merseburg, Rep. 87 B, Tarifvertrage in der Landwirtschaft 1918–1933, Nr. 92 (Schleswig-Holstein).

(20) Landpost, den 14. 07. 1928, den 18. 08. 1928, den 01. 09. 1928, den 08. 09. 1928.

(21) Ebenda, den 28. 01. 1928, u. den 30. 06. 1928. 一九二八年九月から翌三月までの協約基準賃金は時給八五ペニヒで更改されたという。Ebenda, den 06. 10. 1928.

(22) スライドについては一九二八年春から夏にかけて頻繁に行われている。職安関係の講演会については Landpost, den 09. 02. 1929、健康問題については Ebenda, den 15. 12. 1928、銀婚式については Ebenda, den 21. 12. 1929、ダイヤモンド式について Ebenda, den 24. 11. 1928. なお、こうしたシュレスヴィッヒ・ホルシュタインの組合活動については本書第五章第三節を参照のこと。

(23) Ebenda, den 30. 06. 1928, den 10. 08. 1928, u. den 17. 08. 1929, u. s. w.

(24) Ebenda, den 21. 04. 1928, u. den 08. 03. 1930. これによれば、一九二九年におけるレンズブルク＝ディトマルシェン (Rendsburg=Dithmarschen) 郡組合グループの関与した紛争四一件の内訳は、賃金関連一九件、社会立法関連一八件、住居関連三件である。

(25) Ebenda, den 01. 09. 1928.

(26) Ebenda, den 20. 10. 1928.
(27) Ebenda, den 02. 06. 1928.
(28) Ebenda, den 21. 04. 1928, u. den 11. 05. 1929.
(29) Vgl. Vogeding, R., Lohndreschbetriebe und Maschienendrusch. Eine volkskundliche Untersuchung zur Mechanisierung einer landwirtschaftlichen Arbeit in Westfalen 1850–1970, Münster 1989. 本書はドイツにおけるおそらく唯一の本格的な賃脱穀機制度の研究書である。
(30) 当該期のモナーヘンの人数については管見の史料・文献の限りでは正確な把握は困難である。一般には、一九世紀末から二〇世紀前半にかけてが彼らの最盛期であるとされる。(この時期の数字については第一章第一節参照のこと。) 一九二〇年代以降は土着の労働者も脱穀作業に従事するようになったと思われ、脱穀労働者に占めるモナーヘンの割合は半分だともいわれている点からみて、彼らの人数がある程度減少したのは間違いないと思われる。Thomsen, J. W., Dreschen mit dem „Damper", in; Dithmarschen, H. 2., 1975, S. 37. また、かつてと違い、労働者たちは夜は自転車で自分の住まいやまたは簡易宿泊所に帰ったともいわれている。Schlee, E., Wanderarbeiter in Dithmarschen, S. 72. なお、ここでいう「モナーヘン」が、移動労働者、農村放浪者、流入する「他所者」の失業者と実態としてどの程度まで重なっているのかという厄介な問題があるのだが、詳しいことはわからなかった。以下ではおおむね同じ集団を指すものと理解して叙述することとする。
(31) DB, den 11. 08. 1928.
(32) エルプマルシェンの農民Eの日誌から彼が記している火災件数を調べると、第二帝政期が一九八三年から一九〇〇年が三件、一九〇〇年から一九一〇年が一一件、一九一一年から一九一八年が八件なのに対し、ワイマール期は、一九二一年から一九二七年が一三件、本章が対象とする一九二八年から一九三二年は二五件と異常ともいえるほどに増大している。ナチ時代の一九三三年から一九三九年までは六件である。Die besonderen Merkrage aus dem Anschreibebuch eines Grevenkoper Bauern, 1893–1940, mitgeteilt von Lorenzen-Schmidt, K. J., in; AfA, H. 1., 1983. また、かつて農場で働いていた労働者で、やがて零落した者が家畜泥棒や放火をするというパターンもままみられる。Matthiessen, Erinnerungen, S. 45; Schröder, a. a. O., S. 15.
(33) DLZ, den 12. 08. 1930, u. den 01. 09. 1931.
(34) Ebenda, den 26. 08. 1931.
(35) DB, den 06. 09. 1930.
(36) Ebenda, den 29. 09. 1930.
(37) Ebenda, den 06. 09. 1930.
(38) DLZ, den 13. 08. 1931. これは物乞いされた住民が、現金の代わりにこのクーポン券を与え、乞食はこのクーポン券で指定の店で食料を買うというシステムである。

(39) Ebenda, den 02. 08. 1930.

(40) 一九三〇年七月から八月のマルネ Marne を中心とするストライキは、行政文書では次のように記されている。以下、若干長くなるが、郡長の文書二本と巡査の報告一本を引用しておく。(出典は LAS 301-3478)

(1) 郡長からキール州知事あて。メルドルフ発、一九三〇年七月二四日

一九三〇年七月二三日、一群の移動脱穀労働者たちが、マルネのカトレッペル地区での二農場、およびブルンスビュッテルのディークスヘルン地区において、当地ではじまったばかりの脱穀作業を停止しようとした。行政区長は事態が暴力行為に発展することを恐れ、早急に十分な数の巡査官を派遣するよう求めた。(以下は、巡査長の報告による)

毎年当地には収穫のために収穫労働者が集まってくる。彼らはいわゆるモナーヘンであり、簡易宿泊所に滞在している。その彼らが二、三日前に時給七〇ペニヒ以下では働かないということを決議した。他の失業労働者はこの決議に従う意思はなく、もっと低いが平常と思われる賃金で上記の農場で脱穀作業に従事したから、脱穀ユニットは停止する必要がなくなった。このため昨日の朝、約三〇人のモナーヘンたちが、「労働意欲者たち」を仕事場から遠ざけるために道を防いだのである。暴力が行使されることはなく、むしろ若干の労働者はモナーヘンがいることをみて仕事場に行くのを恐れたほどである。その他の「労働意欲者たち」は作業を続行し、このため脱穀ユニットが停止することにはならなかった。……

(2) 郡長からキール州知事あて。メルドルフ発、一九三〇年七月三〇日

……あらゆる妨害行動は移動労働者モナーヘンのみならず共産党によっても行われている。明らかに、ここで問題になっているのは共産党による計画的なディトマルシェン農業労働者の扇動である。この運動が開始されたのは、七月二〇日の日曜日にマルネで行われたいわゆる農業労働者会議からであった。というのも、最初の妨害行為は七月二三日に二か所で行われたが、しかしこのときには脱穀労働を停止させるにはいたらなかったのに、昨日は五か所で妨害行動がなされすべての作業を停止させることに成功しているからである。このうち四か所では、労働意欲者たちはストライキに連帯したのではなく、虐待されたくなかったためである。一か所においては、巡査官の到着の後、労働が再開された。ただし一か所では労働者たちは作業妨害者たちに連帯を表明し、ビラによって示されているような要求を掲げた。

運動は全ディトマルシェンに拡大する見込みだから、私はハイデの郡長に電話で連絡を入れた。ハイデではこれまでのところ労働妨害は起きていないが、すべての巡査官たちに、予想される事態に備えるようにという指示が出された。……だが、脱穀機は様々なところで運転されているから全面的に保護することは難しいであろう。作業妨害者たちは様々なグループで様々な作業場に同時に現れるため、あるところで作業保安の任にあたっている巡査官たちは、他の作業場に直ちに駆けつけることができないのである。……(最も合理的なのは小型パトカーをマルネに停車しておくこと。またマルネに巡査官部隊を駐留させトラックを利用させるようにする

ことである。）……

(3) 巡査長からメルドルフの郡長宛文書。一九三〇年七月三〇日

マルネ近郊で失業者たちが繰り返し脱穀労働者たちを以下のような方法で仕事から引き離そうとしている。

①ファールシュテット・ヴェスターダイヒのヨハンセン氏住居の近くの路上で七月二九日の朝、五〇～六〇人の失業者の部隊が現れた。これによって彼らは、「労働意欲者たち」が後で虐待されることを恐れて仕事にいけないようにしたのである。機械は運転されなかった。

②ノイフェルダークークの農業者ザッハウ氏のところでも、二九日午前、①と同様の方法がとられた。ここには約三〇人の失業者が現れた。

③マルネ・ノイエンクークダイヒの農業者グロートのところでも、同様のことが二九日午前に起きている。ここでも約三〇人の失業者が認められた。ここでは機械に携わる労働者たちはグロートに対し時間給七〇ペニヒを支払うよう要求した。この要求は拒否されたから作業は停止された。これらの事例では巡査官が直ちに現場に赴いた。暴力行為は起きなかった。事例①の部隊が二手に別れ、その後、事例②と③の現場に現れたように思われる。

④バルタ・アルテンダイヒの未亡人ハンゼン氏。ここでは約二五人のグループが一〇時頃農場に現れ、機械の運転に携わる労働者たちの仕事を止めさせるように圧力をかけた。さらに機械運転に従事していた若干名の労働者がグループに加わるよう強要された。

⑤ツレンブルトの干拓地の農業者トムゼン氏。ここでもすべての部隊が農場に現れ圧力をかけて仕事を停止させた。ハンゼン氏とトムゼン氏の農場は隣接している。両農場には同一の失業者が現れた。トムゼン氏に対しては部隊のメンバーからビラが手渡された。農場を離れるようにとのトムゼン氏の要望により彼らはその場から去った。

事例④と⑤では部隊のうち何人かのメンバーの身元が判明している。彼らはおおむねマルネとその近郊のものである。入手した身許調査書によれば、第④と⑤の部隊の指導者は失業中の金銀細工師アドルフ・バウアー、シュトゥットガルト出身、二六才、マルネ・ノルダー通り三番地（簡易宿泊所）、である。彼は共産党マルネ地区グループの指導者である。……

事例④と⑤においては、巡査官は、到着したときには部隊（彼らは自転車をもっている）とはもはや接触できなかった。……作業が再開されている間、道路で四人の男たちが自転車に乗って立っていた。彼らは巡査官がいることに気づくと逃げるようにして立ち去っていった。労働者たちを連れ戻すことはできなかった。彼らは上記の失業者部隊によって啓発されたのである。失業者たちはマルネとその近郊から自転車でやってきて、どこで脱穀機が運転されているのか、機械の所有者は誰か、そして機械が運転されているところで人々がどのようにいっているのかを照会していたことが確認されている。彼らは年かさの子供たちにも尋ねていた。

署名ジェーベンス（上級巡査長）

この後の郡長による文書によれば、このストライキは八月八日にスト指導部がストライキの中止を宣言することで収束した模様だが、どう収束したかがよくわからない。郡長は収束の理由として、第一にスト指導部の資金不足をあげ、第二に「労使とも文書による協定を行わないという条件の上で」郡長の斡旋案を労使双方が受け入れたためとしているが。

なお、一九三〇年と一九三一年については、同じくモナーヘンたちが集まる東部ホルシュタインのフェーマルン島でも彼らによるストライキが起きている。（一九三〇年のストライキについてはDB. den 07. 08. 1930, LAS 301-3478、一九三一年のストライキについては、以下の注（41）に示した文書を参照のこと。）

(41) Staatsarchiv Merseburg, Rep. 87B Nr. 279, Arbeitseinstellung, Streiks, Technische Nothilfe, S. 253f. ダイヒハウゼンの衝突についてはDB, den 25. 08. 1931, 賃脱穀企業者の対応についてはAufzeichnung von Klaus Voß (ohne Datum) から。

(42) （注40）に示したように、一九三〇年のストでは脱穀労働者賃金五〇ペニヒを七〇ペニヒにするように要求しているところから一九三一年の場合も同じ様な内容だったと推定できる。この水準は工業労働者並の賃金を求めたものといえよう。DB, den 07. 08. 1930.

(43) 一九三〇年のストに関する行政文書では、この点はもっと明確に述べられている。（注（40）の七月二四日付の南ディトマルシェン郡の郡長の報告文書を参照。）

(44) DB, den 03. 09. 1931, den 05. 09. 1931, u. den 08. 09. 1931; DLZ den 02. 09. 1931, den 05. 09. 1931, den 07. 09. 1931, u. den 10. 09. 1931.

(45) 注（40）参照。LAS 301-3478, Meldorf den 30. 07. 1930.

(46) 注（40）参照。Ebenda.

(47) DB, den 07. 08. 1930.

(48) Matthiessen, Erinnerungen, S. 45, u. 52.

(49) DB, den 10. 09. 1931.

(50) シュレスヴィッヒ・ホルシュタインでは、一九二〇年代前半、ＤＬＶガウ指導部によらない農業労働者ストライキが多発するが、当局はこれを「山猫ストWilder Streik」と規定し、経営の擁護と公共経済の観点を前面に立てて、「技術緊急援助Technische Nothilfe」を投入する形でこれを処理している。LAS 301-3478.

(51) DLZ, den 02. 09. 1931.

(52) DB, den 21. 08. 1931, den 27. 08. 1931, u. den 01. 09. 1931; DLZ, den 02. 09. 1931.

(53) 「人間市は一九三四年まで存続したが、その後廃棄された。ナチは『資本主義的労働市場を正確に反映する』この種の職業斡旋を容認しなかったのである。」Lorenzen-Schmidt, K-J, Von Tagelöhner, Handablegern, und Marthaken, in; Demokratische Geschichte, H. 4., 1989. 「人

間市」についてはさしあたり本書第二章第三節を参照。

(54) この点はトムゼン J. W. Thomsen 氏の御教示による。ただし、モナーヘンの組織的な強制収容所送りを直接指摘する文献は発見できていない。しかし、第一に一般の文献において、シュレスヴィッヒ・ホルシュタインのモナーヘンは一九三〇年以降にほぼ完全に消滅したとされていること(Weihmann, M., Monarchen, in; Dithmarschen, H. 1., 1963, S. 17; Wiepert, P., Die Monarchen auf der Insel Fehmarn, in; Beiträge zur Volks- und Altertumskunde, 1960, S. 56; u. s. w.)、また、第二に、当時この地方の有力な賃脱穀企業者であったフォース氏が、その講演草稿で、一九三三年のナチの政権掌握後はモナーヘンがいなくなったためその後は土着の人々の労働に依存した、といっていることから(Aufzeichnung von Klaus Voß, den 16. 01. 1974, in Rendsburg)、組織的だったかどうかはともかく、アル中、犯罪者、労働忌避者、共産党員など、各種の「反社会分子」として肉体的に抹殺された可能性は高いと推測され、十分信頼できる情報だと判断した。

(55) Vgl. Kopitzsch, W., Politischen Gewaltaten in Schleswig-Holstein in der Endphase der Weimarer Republik, in; Hoffmann, E., u. a. (hg.), Wir bauen das Reich, Neumünster 1983, S. 19-39.

(56) 以下、この節の叙述は、LAS 309-22875 および裁判経過について Ostholsteinisches Tageblatt によっている。事件の経過については、他に、Thomsen, J.-W., Landleben in der Weimarer Republik, Heide 1989, S. 114-126; Rietzler, R., Die Blutnacht von Wöhrden, Zur nationalsozialistischen Propaganda der Gewalt, in; Journal für Geschichte, H. 1., 1983, S. 4-7, u. 58f. を参照のこと。

(57) 東部ホルシュタインの新聞は、メルドルフのこの裁判に関する記事を、期間中の一九三〇年二月一九日から三月三〇日まで毎日掲載しつづけている。またこの新聞によれば、三月二日(土)には二五枚の傍聴券に対し、三〇〇人の傍聴希望者があったという。Ostholsteinisches Tageblatt, den 05. 03. 1930. 一般の関心の高さが窺えよう。

なお、この事件については、当地のＤＬＶは、基本的に関与していなかったようである。Landpost, den 30. 03, 1929.

(58) Ostholsteinisches Tageblatt, den 20. 02. 1930. なおＲ・リーツラーによればナチ側支持者約三〇〇人、共産党支持者一〇〇名となっている。Rietzler, a. a. O., S. 4.

(59) Thomsen, J.-W., a. a. O., S. 120.

(60) Matthiessen, a. a. O., S. 62.

(61) ちなみにヴェッセルブーレン生まれで、この事件で共産党グループの行動を指揮して逮捕された当地区指導者ホイク Heuck は、福祉課の調書によれば「肩関節の左腕運動障害、右手感覚麻痺」で、「戦後後遺症としての病理的発作をもつ」者と記されている。LAS 309-22875.

ナチ政権掌握後、彼はノイミュンスターで逮捕され処刑されたという。

(62) ナチのヴェッセルブーレン地区グループの指導者マティーセンは、その回想録のなかで、一九二八年のナチスの当該地区グループの設立時期における党員構成について「マルクス主義を拒否し国家社会主義やヒトラーの理想に将来をかけていた」一部の労働者、「自らとその所有を守ろうとし、マルクス主義と国際資本主義を敵と見なしていた」若い農民や農民子弟、そしてその他に「現在の状況から抜け

道を見いだせない」小職人や自営業者をあげている。Matthiessen, Erinnerungen, S. 76.

(63) この事件が農民のナチ化を促したことについて、Rietzler, a. a. O., S. 58, および、Beyer, H., Die Agrarkrise und Landvolkbewegung in den Jahren 1928–1932, in; AfA, 5, 1983, S. 173を参照。なお、一九二九年四月における北ディトマルシェン郡におけるナチスの地区組織数Ortsgruppeは一〇一グループ、党員数は九八五名、南ディトマルシェン郡では、それぞれ二四グループ、一三九二名である。Karstens, U., Der Fall "Grantz", in; Zeitschrift der Gesellschaft für Schleswig-Holsteinische Geschichte, 1987, S. 215. また、選挙でのナチスの北ディトマルシェン郡マルシュ地域の得票率は、一九二八年、一九三〇年、一九三二年について、それぞれ一二・九%、五三・〇%、六七・二%であり、劇的ともいうべき増大を示している。これに対し社会民主党は順に一八・〇%、一五・三%、一二・六%と後退傾向を示し、共産党は一・二%から一三・八%へと増加した後、一九三二年には九・九%へと減少している。Hebelle, a. a. O., S. 56.

(64) 農民たちにはナチの側の死亡者は仲間の死と感じられ、事件は「仕事嫌いの虫けらのような前科者、すなわち共産主義者」と、「制服を着た冷静で上品な農民の息子たち」との対立だと見なされたという。Rietzler, a. a. O. S., 58. 逆に、ヴェッセルブーレンのS・Sは、一九二九年二月一八日のナチスとコミュニストの衝突事件にコミュニスト側から参加した動機として、ヴェッセルブーレンのH・Vが失業者と「赤い闘争同盟」と共産党をひどく攻撃したことをあげている。Ostholsteinisches Tageblatt, den 16. 02. 1930.

こうした視角からするとき、シェーンボウムの次の引用は示唆的である。「失業しているってことは、共産主義者だってこととおんなじだ。」シェーンボウム（大島かおり他訳）『ヒトッラーの社会革命』（而立書房）一九七八年、三三頁。

(65) Groth, K., Der Aufbau des Adolf-Hitler-Koog. ―― Ein Beispiel nationalsozialistischen ländlichen Siedlungsbaues, in; Hoffmann, (hg.), a. a. O., S. 309f. 一九三五年八月二九日、ヒトラーは自らの名を冠するこの干拓地の完成式のため当地を訪れている。

(66) Ebenda, S. 327; Lorenzen-Schmidt, K. J., Landwirtschaftpolitik und Landwirtschaftliche Entwicklung in Schleswig-Holstein 1933–1945, in; Hoffmann (hg.), a. a. O., S. 291.

(67) Groth, a. a. O., S. 320.

(68) Vgl. Schmidt, P., Die Artamanen. Landarbeit und Siedlung bündischer Jungend in Deutschland 1924–1935, Bad Neustadt a. d. Saale, 1985, bes. S. 43.

第五章　後期ワイマール時代のグーツの世界

――消費と「自立」と「国民化」と――

はじめに

第四章では、ディトマルシェン農民村落におけるナチ化の過程を、農村放浪者「モナーヘン」に関わる問題に着目しつつ論じた。だが、既述のように、ワイマール時代の農業史研究については、西部ドイツの農民型村落に比べ、いわゆる東エルベ地域のグーツ型村落におけるナチ化の実態が、従来ほとんど明らかにされてこなかったという問題点を指摘することができた。[1]

本章では、主に第三章における第二帝政期の農村構造の転換についての認識を前提に、雇用関係がなお農村社会編成の基軸をなしていたグーツ村落を対象に、ワイマール後期のドイツの農業労働者の生活世界のありようの変化を、雇用紛争と組合運動を軸にしながら明らかにすることを目的とする。より具体的には、農業労働者組合の機関紙に掲載された雇用紛争事例などの記事を主要な史料として、農業労働者の雇用関係と家族・住宅問題、組合運動、消費の変化、「外国人」労働者、小所有化、などの小テーマを媒介にしながら、グーツの日常世界の変化と「ナチズム＝国民化」のつながりを浮かび上がらせてみたいと思う。

なお、ここで主に対象とする地域は、「北ドイツ」地域、すなわち第一に、バルト海沿岸の東部ホルシュタイン地域の三郡（プレーン郡 Kreis Plön、オルデンブルク郡 Kreis Oldenburg、エッケルンフェルデ郡 Kreis Eckernförde）、第二にメクレンブルク＝シュベリン地域である。しかし、さらに第三に、「中東部ドイツ」に属するマクデブルク地域につい

ても補足的に言及したい。この限定は、主要には依拠した史料・文献の制約によっている。いずれもドイツ農業労働者同盟の強い地域で、農地面積全体における大経営のそれが占める比率は、東部ホルシュタイン五割、メクレンブルク六割、マクデブルク三割程度であり、いずれも大経営が優勢の地域である。[2]

第一節　グーツの労働編成と雇用制度の変化

既述のように東部ホルシュタインおよびメクレンブルク地方の「東エルベ型」村落は、北西ドイツの大農型村落とは異なり、グーツ村落と農民村落の混在を特徴としている。本論に入る前に、第一部第三章の叙述に基づき、第二帝政期のグーツ村落の農業構造の転換について、雇用と日常空間のありようという観点から再整理しておこう。一九世紀末、農業構造転換の起爆要因となったのは、甜菜と脱穀機に象徴されるような農業の集約化と機械化、および農業労働市場の流動化と東欧圏への拡大であった。そして、これらを通してグーツの世界は、ほぼ次のような三つの部分からなる重層的構成をとるにいたった。（図5-1を参照）

すなわち、第一の部分は、奉公人と既婚の常雇労働者家族たちなど、グーツ農場 Gutshof に直接に関係する人々の世界である。土地所有者や経営者が住む「主人の館 Herrnhaus」、付属の大厩舎、大きな納屋、管理人たちの住宅、「労働者社宅 Werkwohnung」、教会、小学校、宿屋（ガストホーフ）、これらがグーツ村落を形作る基本要素である。常雇労働者家族は、夫の職能に応じて、さらに、デプタント、既婚の奉公人、専門的な労働者、グーツ専属の職人などに分けるこ

図 5-1

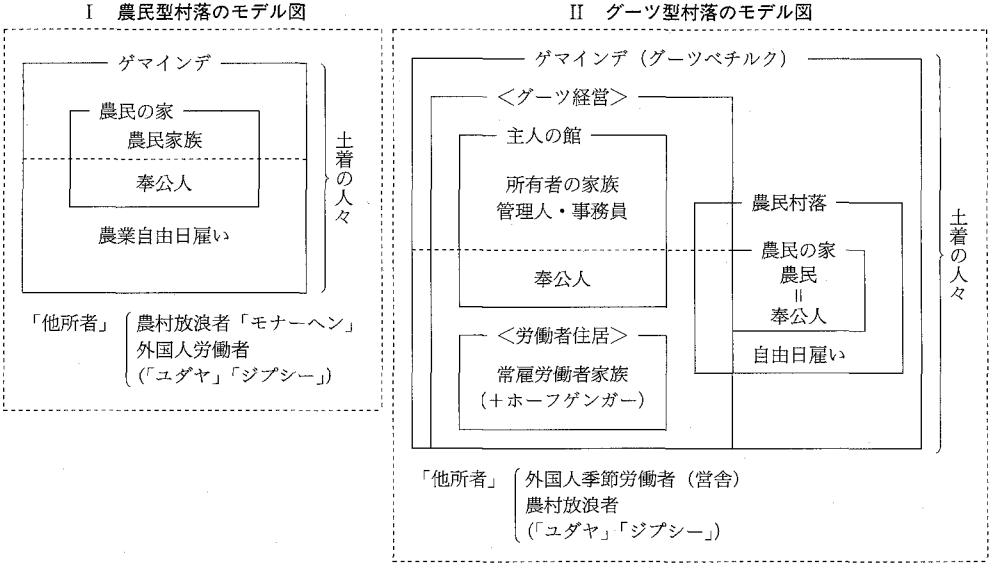

注：プロセインにおいては郡 Kreis のもとに「行政区 Amtsbezirk」があり更にその下に農村ゲマインデ Landgemeinde とグーツベチルク Gutsbezirk がおかれていた．グーツ経営の一部，すなわち「ユンカー所有地」（市民的所有地ではない貴族的所有地）がグーツベチルクを構成するが，1927 年にグーツベチルクは廃止され，ゲマインデに一本化された．
シュレスヴィッヒ・ホルシュタインのプレーン郡には 1930 年 3 月の時点で 23 の「行政区」がおかれていた．郡会が「行政区」の長である「行政区長 Amtvorsteher」を事実上決定する．その「行政区長」の階層構成をみると，グーツ所有者・管理人・借地人が 12 人，大農 Hufner が 6 人，その他が 5 人となっている．(Ostholsteinisches Tageblatt, den 15. 03. 1930.)

とができる。彼らは、以前は「小屋住み」だったのだが、ちょうどこの頃に、その多くが農場の「労働者社宅」に住むようになった。一つの「社宅」には数家族が入居し、一家族は夫婦と子供三人というのが平均的な像である。[3] また、独身の奉公人たちは、奉公人部屋に住んでいた。この層は、グーツ経営においては一九世紀末からワイマール期にかけて、その比重を急速に低下させていくのが特徴である。[4]

第二の部分は、自由農民や、そのもとで働く自由日雇い――彼らはふつう自分の家を所有しているホイスラー、および間借り人アインリーガーなどである――が定住する近隣村落の世界、そして、第三の部分が農村の放浪者や東欧圏の外国人季節労働者が一時的に夏の間だけ滞在する「営舎」の世界である。

さて、この場合、第一と第二の世界の人々が「土着の農村民」として認められる部分であるが、このうち第二の人々は強い「自立志向」を示し、グーツ経営が集約化に伴う季節労働力の調達問題を第三の「他所者」の人々へと労働力基盤をシフトすることにより「解決」したことに呼応して、グーツ経営との雇用関係を希薄化していく。また、第一の人々の「労働者社宅」住まい化も、長期的にみれば、季節労働者の登場によって、それだけ熟練労働者としての意味が高まった結果としてのものである。この第二のグループの解体と第一のグループの人々の形成こそが、従来いわゆる「デプタントの形成」として把握されてきたものであった。このように、この時期のプロイセン・ドイツ農業の「資本主義化」は、農業労働者の単一の階級形成ではなく、実際には広義の意味での「エスニック化」をもたらしたのだということ、これはこれまで繰り返し主張してきたとおりである。[5]

さて、一九世紀後半期に形成されたこうした農業構造の特質は、基本的にはワイマール期にも維持されていくと私は考えている。では、ドイツ革命が農業にもたらしたものは何だったか。本章で着目したいのは、次の二つの制

度的な側面で生じた変化である。

第一点は、第三の部分の主要な担い手であった外国人労働者政策に関する変化である。既述のように第二帝政期においても、外国人農業労働者政策が開始されていたが――そしてそれは「外国人労働者」というカテゴリーの制度化の開始であったが――、しかし、その有効性には限界があった。（本書二〇一頁参照。）ところが、ワイマール期になってはじめて、外国人労働者の流入がほぼ全面的に国家の管理のもとに置かれることになったのである。単なる入国管理のみならず、国家がその年度の必要労働者数を決定し、その後に申請と審査（これは国家、および労使それぞれの代表から構成される委員会が決定する）により、どこの経営に何人を許可するという「許可制」へと移行したのである。[6] これにより、農業労働力市場における「内部」と「外部」の区分けがワイマール期にいたって実態的な意味でも制度化されるにいたった。むろん、この区分けは、雇用の国民化、外国人労働者利用の政策的抑制と同義である。外国人農業季節労働者の数は、実数はともかく、公的に把握された数字では、約一五万人まで減少し、特に三〇年代初頭の恐慌期にはほぼ流入が途絶える。[7] これは、戦後のドイツ農業労働市場の需要力の縮小に帰しうるものではなく（ポーランドはドイツより経済的に好転していたわけではなく、相変わらずの大量移民にみられるようにプッシュ要因は強かったと推測される）、むしろ「外部化」の制度的システムが有効に作動したことの証と見なされるべきである。農業構造の転換のないままでの外国人労働者抑制政策が季節労働力不足を慢性化させたことが、このことを裏書きしている。雇用主サイドからは外国人労働者の再導入を要求する声が常時存在したし、また他方で妻や子供の臨時労働力としての需要も高まった。家族労働力をめぐる雇用紛争が増加する所以でもある。

もう一つの重要な変化は、従来、右に述べた第一の人々、つまりグーツ農場の定住者である常雇労働者の雇用関

係を規制していた「奉公人条例」が廃棄されたことである。「奉公人条例」は、第一章でみたように、一九世紀末以降、かなりの程度形骸化していたことは否定し難いが、[8] 少なくとも農業労働者を一般の労働者から切り離して「無権利状態」に置きつづけ、農業雇用の特異性を担保するものでありつづけた。その「奉公人条例」の廃棄によって、ワイマールの「社会国家」の理念である集団的雇用関係が農業にも持ち込まれるのである。初期ワイマール時代のインフレーションと、それを背景とする山猫ストライキの嵐の時代を除けば（本書では便宜的にインフレが終息した一九二五年を画期にワイマール時代を初期と後期に分けている）、「賃金協約制度 Tarifvertrag」といわれたシステムが農業の雇用関係を規定するようになった。この制度の導入によって、形の上では、賃金や労働条件が対象地域内で標準化され、また雇用紛争の処理も制度化された。[9] 一九二八年時点で何らかの賃金協約によって農業雇用関係が規制されていたのは、全体で二二万経営、農業労働者数で約六割と見積もられている。[10] しかし、どのようなエリアで、どのような担い手によって、どのような賃金協約制度が実現するのか、それは各地域の条件によって当然異なってこよう。本章の対象とする地域は、総じて労働者側の代表として、社会民主党系のドイツ農業労働者同盟（以下、前章と同じくＤＬＶと記す）によって、賃金協約体制が担われた地域である。[11]

以上の制度上の二点の変化――それは決して別々のものではなく「家父長制」の解体傾向と雇用の「エスニック」化・国民化の同時進行という文脈で理解されるものであろうが――を念頭に置きつつ、以下ではまず、そうした集団的雇用制度のもとで生じた個別の雇用紛争事例を窓口に、雇用関係の実態についてみてみたい。

第二節　雇用紛争分析――奉公人的雇用関係の現代化

さて、この時期の雇用紛争は、内容によって、賃金支払い、社会保険料、解雇、住居、虐待、侮辱などに分類することができる。このうち、件数としてみた場合多数を占めるのは賃金・保険料の支払いに関するものであるが、深刻な紛争と受けとめられ、機関紙に具体的な経過が掲載されるものは、何らかのトラブルが契機となって、即刻解雇・解約・住居の明け渡し要求へと発展し、争いが労働裁判所に持ち込まれる事例である。トラブルの火種は多様であり、そのすべてについてここで論じるわけにはいかない。そこで、以下では、家族と雇用、住居問題に焦点を絞って、紛争の特徴をみてみたいと思う。

1　家族と雇用

農業労働者家族の場合、農民と違って「家産」と結び付く「いえ」の束縛というものは存在しない。その代わり、家族の生活がグーツの雇用関係に大きく規定されている点に大きな特徴がある。

例えば、ポツダムのある労働者は、大事な収穫期にたまたま夫婦喧嘩をして、妻が実家に帰ってしまったために、臨時労働力を農場側に提供できなくなったとして、雇用主から解雇通告をされてしまう。この件では、夫が解約告

知期間分の賃金を求めて労働裁判所に訴えを起こすのだが、その審議のなかで、所有者の代理人は、雇用主は妻の労働力に対する権利をもっているのであり、夫は収穫中に妻の労働力を準備できなかったことに責任を負うべきだと主張したという。判決ではこの言い分は認められず、労働側が勝利するのだが、この雇用主側の言い分は、彼が雇用を事実上家族雇用として意識していることを如実に表したものといえよう。[12]

同じような性格の紛争は他の事例でもしばしば見受けられるものである。特に酪農の重要性が高まっているところでは、妻が搾乳婦として従事することを雇用契約の条件として求めたり、逆に病気で搾乳ができないと解雇したりという事例は頻繁である。[13]同じ理由から、妊娠や乳幼児をかかえる労働者も雇用主が嫌うところである。三人目を妊娠して組頭から解雇を通告されたあるポーランド人の女子季節労働者がとうとう二人の子供を殺してしまうという事件も起きている。[14]この女子労働者にとっては、子持ちの問題の上に、解雇により国外に強制送還されるという恐怖が重なっての行為であった。常に利用可能な状態で家族労働力を確保しておくこと、それが雇用主の示すふるまいの最大の特徴なのである。

これに対し、労働者の側は「妻と労働の義務」を内容とする雇用契約には強い反発の姿勢をみせている。[15]男の立場からみての話だが、妻や子の労働力に対するヘゲモニーは自分の手に握っておきたいという志向を彼らは強く保持しているように思われる。農業労働者の場合、結婚相手は主に奉公人時代の農場での仕事仲間といわれ、彼らは結婚すると「労働者社宅」に入って「自分のかまど」をもつのであるが、その場合、妻はふつうは、常雇であることをやめて、家事と庭地経営に主に従事するのである。[16]庭地経営からの収益の意義が大きいこと、[17]および後にみるような「新しい消費」に関わる家事労働の内容の変化が、こうした「妻の労働義務」を嫌う夫の態度の背景にある

ように思われる。

2　住宅問題

ところで、雇用紛争のなかで注目されるのは、住宅問題に関わる紛争である。当時の農業労働者の不満は、なによりも「社宅」にこそ向けられていた。組合の集まりでは必ず住宅への不満がでるといわれているのである。[18] 機関紙においても住宅の劣悪さを告発する記事には事欠かない。一例をあげよう。

> プッチュ同志（郡指導者）はクリスマス前の日曜日にクヴァルンベック農場（マース氏）の農業労働者住居を視察した。この住居は、寝室一部屋と小さな台所だけから成っている。寝室には三つのベットが置いてあり、七人が利用する。子供は五人ですべて義務教育過程にある児童である。寝室の壁は湿っぽくて、指で壁に名前をなぞって書くことができるくらいである。床も湿っていて腐りやすいため、ベットの足元に石を置かねばならない。湿った床からはネズミが出入りする。暖炉は使いものにならない。台所のだるまストーブも針金でぐるぐる巻きにして使用している。寝室にも台所にもドアがないから、玄関の空気が部屋中に流れ込んでくる。台所と玄関の間は非常に狭く、当の農業労働者はわずかな属具をしまっておくためにここに角材を一本つり下げている。[19] ……

ここで強調されているのは、部屋数が少ないこと、湿気が多いこと、建て付けが悪くて防寒機能に乏しいことと

いえようか。湿気が高いのは、単に床が腐って抜けやすくなる点からだけでなく、それが病気の原因となる点も問題であった[20]。その他にも、いい年の男女の若者が同じベットで寝る（この点は、性病と婚外出生児問題にも絡むのだが）、水道設備がない、専用トイレがない、床が抜ける、天井が抜ける、ネズミが絶えないなど、その内容は多岐にわたっており、この点での彼らの不満が非常に深いものであることを感じさせるのである[21]。後にみるように食生活においては、質はともかく量的には都市労働者と比較して遜色がなかったのだから、その分だけよけいに住宅の劣悪さが自分たちの経済的位置の惨めさを象徴するものとして意識されたのかもしれない。

しかし、彼らの不満は単に住宅の物理的な質に対してだけなく、それ以上に、「社宅」に象徴される従属性、つまり、住宅が雇用主の支配の網のなかにあり、生活の自立性が保証されないことに対しても向けられていた。これは、現実には、解雇・解約が往々にして住居喪失や劣悪な住宅への移転強制につながり、雇用紛争の中心的な争点になっている点に最もよく現れていよう。例えば、次のような事例をみてみよう。

ラウエンブルクのある農業労働者Gは、妻が第三子を妊娠し、体調がすぐれないため重労働ができず、このために二年前から雇用主Bから住居の解約通告を受けていたが、臨月近くになって妻が全く仕事ができなくなるに及んで、雇用主は解約を裁判所に申請した。しかし、裁判所はこれを棄却した。労働者Gの住居の他にもう一つ労働者住居が空いていたから、雇用主Bは、さしあたり別の労働者家族をここに入れることで必要な労働力を確保した。しかし、BのGに対する憤怒は収まらない。BはGのポンプを止め、Gの妻は出産時にも水を遠くから運んでこなくてはならなかったほどであった。ある日曜日、Gの妻が自分の庭地で耕していると、Bはマークト二人とクネヒト一人を連れてやってきて、彼女を侮辱し、暴力をふるい、庭地をめちゃくちゃにした。彼女はようやくの思いで

村の警察のところに行き、人身保護を求めたという。[22]

この事例には、妻の労働と解雇と住居問題が連動していること、特に雇用主にとって住宅の確保は新しい「有能な」労働者家族の確保のための条件であったことがよく表現されていよう。

ところで住宅紛争の処理の過程で注目したいのは、国家の側の対応である。この事例は紛争が労働者の妻への虐待に発展したケースだが、通常は決着は労働裁判所に持ち込まれる。その際、国家は借家権保護の立場から、代替住居の提供や引っ越し費用の補償を命じている場合がみられ、また、これに対応してであろう、組合側も、不当解雇でない限りは交渉のポイントを解雇された労働者家族の代替住居の保証に置くことが読み取れるのである。[23] 住居が雇用に包摂されているとはいえ、他方で雇用主の一方的な恣意は貫徹しておらず、土着の住民としての生存権保証がなされている。ただし、代替住居として雇用主から提供されるのは、劣悪な「ポーランド人小屋」であり、後述するように労働者はこの代替住居に入るのを実際には極度に嫌っていた。[24]

3 虐待

雇用紛争について、もう一つ頻繁に、かつセンセーショナルに取り上げられているのは、「虐待 Mißhandlung」、すなわち日常的暴力の問題である。虐待の理由は、命令に対する不服従、言葉や態度での侮辱、さらには理由のないもの、など様々である。この種の紛争は雇用関係の奉公人的性格、つまり家父長の被雇用者に対する人格支配の性格に深く関わる紛争であるから、虐待の対象となるのは、住み込みの男女の奉公人であり、また紛争事例も、グー

ツ経営よりは農民経営に関わるものが多いのが特徴である。グーツ経営の場合、加害者はほとんどが農場の管理人・職員層（Inspektor や Verwalter）であり、これに対し、虐待の対象は子供、女、障害者、老人など、文字どおりの弱者である。[25]

しかし、相互不信に基づく些細な口論や不和は相変わらず多いとしても、雇用主の日常的な暴力行為自体は、減少していたと推測される。とはいっても数量的な確認は難しいのだが、例えば、エッケルンフェルデ郡の旧グーツ労働者の回想では、親父の時代には棒で殴打されるのが頻繁だったが、われわれの時代ではそういうことはなくなっていたといわれているのである。[26] そこで、ここでは虐待の実数よりも、なぜ虐待がセンセーショナルに機関紙上に取り上げられるのかということに目を向けてみたい。それは、虐待が他の職とは異なる農業雇用に固有なものと見なされていたからではないか。虐待は、農業労働者という職能がなお人格的従属のイメージと結び付けられた否定的身分として意識されていたことの現れなのである。

なお、農場管理人・職員層は、東部グーツ村落地域における右翼運動、特に鉄兜団 Stahlhelm の主要な担い手であったと思われ、その点でも、彼らの実態の解明は重要だと思われるが、今回は詳びらかにはできなかった。ここでは彼らについて、第一に、一九二〇年代に農場の職員層が増加すること、[27] 第二に、既婚の農場管理人・職員の職は非常に少ないこと、また、この裏返しであるが、独身の農場管理人・職員は結婚難であったとみられ、農業労働者などに比べれば結婚年齢は高かったこと、第三に、農民層の息子が、農学校を出て農場管理人になる事例がみられることから、彼らの社会的上昇の一つの回路であったこと、以上三点を指摘しておくにとどめたい。[28]

4　雇用紛争の全体像

以上、主に、家族と住宅問題に焦点をあわせて雇用紛争についてみてきたが、最後に紛争の全体像について触れておきたい。表5-1はシュレスヴィッヒ・ホルシュタインと全ドイツについて、一九二七年から一九二九年にかけてDLVが関与した雇用紛争の内訳を示したものである。

まず、紛争件数についてみると、この時期増加していることが窺える。これは、雇用紛争自体が増加したためもあるかもしれないが、それよりも組合の紛争掌握力が高まったためと考えた方がよいだろう。増加したとはいえ、紛争件数の絶対数の水準がそれほど多いとはいえないし、また、一般に農業の雇用紛争が社会問題化していたとはいえないからである。

また、紛争の種類では、賃金支払い問題に関わるものが多く、これに上述してきた解雇や住居に関わる紛争が続いているのがわかる。調停形態では、労働裁判所で処理されるものが多いが、同時に個人調停、つまり組合の専従者と雇用主の直接交渉が多くの割合を占めている点が目につく。おそらく賃金支払い問題などの多くは、こうした直接交渉によって解決したと思われる。

しかし、ここで最も注目したいのは、労働者側の勝利が八割と圧倒的に高い点である。また、表5-1には記していないが、誰が訴えたのかに関する比率においても、ほぼ勝率に対応して労働側の比率が高いのである。史料の出典が組合機関紙であるから組合の評価が高くでるのは当然とはいえ、組合の専従によるほぼルーティン化した「権

表 5-1　シュレスヴィッヒ・ホルシュタインにおける農業労働紛争件数の概要

（単位：件数）

	シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州			全ドイツ		
	1927 年	1928 年	1929 年	1927 年	1928 年	1929 年
紛争件数	126	241	249	7,967	9,430	10,430
うち労働側勝利	106	202	210	6,865	8,297	9,300
勝率	84.1%	83.8%	84.3%	86.2%	88.0%	89.2%
関係労働者数	250	605	497	25,613	27,801	29,537
〈内訳〉						
社会保険等	10	29	42	733	935	1,262
賃金問題	60	101	91	4,289	5,649	6,258
住居問題	20	45	49	1,101	1,275	907
解約・解雇	28	42	46	1,229	939	1,429
経営レーテ解雇など	4	3	11	272	327	
その他	4	11	10	343	305	
〈収拾形態〉						
行政裁判所	18	39		1,882	952	
労働裁判所	47	90		2,195	4,530	
調停委員会	21	28		1,291	1,029	
上級保険機関	2	3		139	208	
個人調停ほか	38	81		2,460	2,711	

注　：数字はすべて件数．ただし，DLV が関与したもののみ．
出典：Landpost, d. 11. 02. 1928, d. 25. 05. 1929, d. 08. 03. 1930, u. d. 22. 03. 1930 から作成．

利擁護活動」が一定の効果を発揮したと見なしてよいと思う。

以上、雇用紛争について簡単にまとめておこう。第一に、家族の運命がグーツの雇用権力の強い影響下になおあったこと。第二に、不満の中心は住宅問題にあったが、それは劣悪さとグーツへの従属性に向けられていたこと。また、明け渡しに関しては代替住居の提供を雇用主側に義務づけていたこと。以上の二点は、実態としてそうであったとともに、同時に農業労働者「身分」のイメージそのものが「従属性」に強く彩られて意識されていたこと。そして、第三に、組合の登場によって、「包括的雇用」を前提としても、労働者側のある程度の「権利の擁護」が実現されていたと思われること。

第三節　農業労働者の日常生活のあり方と組合運動

以上のような雇用関係の変化は、土着農業労働者の日常の生活世界の変化とどのように関わっていたのであろうか。以下、農業労働者組合運動との意義と関わらせながら、主要に消費と余暇のあり方について考えてみたいと思う。

1　消　費

消費の変化についてここで着目したいのは、消費財そのものより、消費財の調達の仕方にみられる変化である。食生活は、絶対額では相変わらず家計において大きな比重を占めているものの、全体としては現物給（穀粒とミルク）と自己経営からの農畜産物（じゃがいも、卵、ソーセージなどの肉類）によって自給するという性格において、特に変化は認められない[29]。これに対し、衣服や家具、自転車などの、いわば「新しい消費財」の調達において注目すべき変化がみられる。

それは一言でいえば、消費の「市場組織化」ともいうべき変化であり、それに対応する消費意識のあり方の変化である。例えば、写真5-1はワイマール期におけるマクデブルクの女子農業労働者の写真であるが、彼女たちの晴

れ着が随分とスマートに、モダンになっていること、特に独身女子労働者の場合に流行に対する意識が明確に形成されていることが窺われるだろう。彼女たちの回想によれば、組合機関紙の広告から組合系列の割安な衣料や布地を扱う店の情報を得たり、また割安な布地を求めて買い出しに行った。そして、手に入れた布地を彼女たちは自分の手で流行に合うように仕立てたというのである。彼女たちは、「勤勉と節約の証としての『流行の衣服』の獲得が自慢であった」とまで語っている。[30] この点は、既婚女性が家族のために服を仕立てる場合も同じである。これらは、消費に対する意識の変化とともに、それに引かれる形で妻の「勤勉な」家事労働の内容が変化していくことを予感させさえするものだ。[31] 同時にここでは、組合機関紙の広告が彼女たちの消費行動の情報を提供していたことにも注目しておこう。シュレスヴィッヒ・ホルシュタインの組合機関紙には、リューベックの消費組合の復活祭やクリス

写真 5-1　マクデブルクの 18 歳の女子農業労働者(1927 年)

Rach. H. J. u. a. (hg.), Das Leben der Werktätigen in der Magdeburger Börde, (Teil IV), Berlin(o) 1987, Tafel X

マス時のバーゲン広告や、組合系列の商店やホテルの広告が随時掲載されている。[32]

交通手段としては自転車が普及し、実際に「自転車愛好労働者クラブ」ができるほどになっている。[33]特に農業労働者の場合に興味深いのは、自転車が、通勤用に利用される都市労働者の場合と異なり、主に買い出しなどの消費活動において重要な役割を果たしている点である。汽車賃などの交通費出費の主要部分も買い出しのためといわれている。[34]新たな形での買い出しは、農村の労働者に固有な新しい消費の形の一端を示すものといえるだろう。

自転車に比べ、バイクはさすがに一般化していたとはいえないが、バイク熱は確実に村の若者にも取り憑いていた。西部ホルシュタインの事例だが、ある若い農業奉公人はバイクを所持しているのが自慢の種であったというし(彼は村では三人だけだったといっている)[35]、また、こうした熱を広めるかのようにこの時期には自動車レースとともにバイクのレースも定期的に開催されていた。[36]

この他、消費の組織化という点で注目すべきは、月賦購入と通信販売である。自転車、家具、衣服の購入は月賦での購入がふつうだった。[37]通信販売は、二〇世紀初頭より農民層が農業会議所を介して農機具や家具の購入する際に利用されていたといわれるが、[38]ワイマール期にはこの購入形態が労働者の消費財分野にも及んでいたことが窺える。[39]

農業労働者家族の収入は全体としても二〇〇〇から二五〇〇マルクと都市の未熟練労働者並の家計で、しかも家族成員の多就業によって再生産可能なものであり、現金収入も多くはない。[40]しかし、やや一般的な言い方になってしまうが、ここではそういう条件下でも、広告情報、まとめ買い、通信販売、組合などによる新しい消費の組織化によって、消費財への意識の変化と家事労働の変化が、特に本章が対象としているような都市に比較的近い近郊農

表 5-2　既婚常雇農場労働者（デプタント）の現物賃金内訳の年次比較
（シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州，1910-30 年）

	1910/11 年キール南東部(1)	1920 年の協約賃金(2)	1920 年中部ホルシュタイン地方のグーツ経営(3)	1926 年 (4) シュレスヴィヒ・ホルシュタン州	1928 年エッケルンフェルデ郡のグーツ経営(5)	1930 年 13 の農業労働者家族(6)
穀　物	30Zt	30Zt	30Zt	30Zt	30Zt	26.6Zt
ミルク	乳牛 1 頭	3ℓ/日	3ℓ/日	3ℓ/日	3ℓ/日	2.43ℓ/日
子　豚		1 頭（生後 6 週）	1 頭		1 頭	
燃　料		〈雑木 3 フーダー＋3m 木材〉あるいは〈雑木 3 フーダー＋ソーダ泥炭1万個〉	雑木 3 フーダー＋泥炭 2 フーダー	25Zt	雑木 3 フーダー＋3m 木材	泥炭 615 個 石炭 3.8Zt 雑木 13.4m³
庭　地	15.6a	20m²＋Garten	80Ruten（≒16.8a）	19.9a		121.5 □ R（≒25.5a）
住　居		無料	無料		無料	

注　：Zt＝ツェントナー（1Zt＝50 kg）．庭地のうち括弧内は 1Ruten＝21m² として計算した数値．a＝アール．フーダー＝容積の単位．1 フーダーは荷車一杯分．

出典：(1)および(4) Untersuchungen über Landarbeitersverhältnisse, Enquete＝Ausschuß, II. Unterausschuß, Bd. 7, Berlin 1929, S. 210-211.

(2) Franck, H., Landarbeiterfrage in Schleswig-Holstein in wirtschaftlichen und politischen Wechsel, Diss. Hamburg, 1921, S. 244.

(3) Matthiessen, M., Erinnerungen, Meldorf 1980, S. 50-51.

(5) Schulte, R., Landarbeiter und Großgrundbesitz in der Weimarer Republik am Beispiel des Altkreises Eckernförde, in; Demokratische Geschichte, 1986, S. 163.

(6) Bernier, W., Die Lebenshaltung, Lohn＝und Arbeitsverhältnisse von 145 deutschen Landarbeiterfamilien, Schriften des Deutschen Landarbeiter＝Verbandes Nr. 32, Berlin 1931, S. 52-53. これは家計費調査に基づく数字であるから実際の値である．

表 5-3　シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州の農業労働者の協約賃金の推移
（単位：ペニヒ/時間）

		1924 年	1925	1926	1927	1928	1929	1930	1931
常雇	①現金	12.0	12.0	12.0	13.0	15.0	17.0	17.0	16.0
	②現物	22.0	26.0	25.5	28.1	30.2	27.8	25.6	26.2
	③総計	34.0	38.0	37.0	41.1	45.2	44.8	42.6	42.2
自由日雇い		33.0	33.0	35.0	38.0	41.0	41.0	44.0	43.0

注　：現物給は貨幣換算値．自由日雇い賃金は貨幣賃金．

出典：Die Wandlung der landwirtschaftlichen Arbeitsverfassung in der Industriegesellschaft, Schriften der Gesellschaft für Sozialen Fortschritt e. V. Bd. 14, Berlin 1961, S. 218.

村地区の農業労働者のなかにも生じてきていることの方に着目したいと思う。表5-2はワイマール時代のシュレスヴィッヒ・ホルシュタイン地方の現物賃金内容の変化を、表5-3は同じくシュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州の協約賃金の推移を示したものである。一見して明らかなように、住宅、穀物、燃料など基礎的生活要素からなる現物給の水準は、一九二〇年代を通して実量ではほとんど変化がないのに、現金賃金は賃金協約での交渉を通じて一九二九年までは上昇しているのである。家族の生存を保証する「包括的雇用関係」を基盤としつつも、現金への欲望が明らかに高まっていたことを、この二つの表は語るであろう。逆にいえば、そうした都市化と重なる消費欲望の変化を内容とする「自立化」への志向が、「包括的雇用関係」からイメージされる農業労働者という職能の「従属性」の意識を増幅させたともいえるのではないか。

2　社会的交わりの階層化と組合運動による「鋳なおし」

一般に我々は農村の人々の社会的結合というと隣保扶助などの「共同性」を連想しがちであるが、グーツ地域の農村の人々の社会的つきあいにおいては、むしろ階層性の方が顕著な特徴としてあげられる。象徴的なのは結婚式である。一九二〇年頃のマクデブルクの事例では、結婚式の祝宴は、小中農たちの場合は自分の家か村の宿屋（ガストホーフ）で、大農の場合は大農業者をまねて都市のホテルで、村落在住の通勤工業労働者の場合は宿屋（ガストホーフ）で行われたのに対し、農業労働者たちの場合は「社宅」の数家族分の住居の居間を解放して催されたという。[41]

結婚式はいわば非日常的な営みであるが、これに対し日常の村の社交生活といえば、村の宿屋（ガストホーフ）を中心に繰り広げ

られるつきあいだろう。が、ここでも階層的な「仕切り」が顕著に認められるのである。例えば、メクレンブルクのあるグーツ村落では、借地農やグーツの館に住む「上流の人々」は午前か午後の早い時間に、自由農民はその後の時間に、そして農業労働者たちは、晩の遅く、要するに仕事が終わった後の時間に、宿屋（ガストホーフ）を利用したという。一軒しかない宿屋（ガストホーフ）について、その利用時間帯が階層別に決まっていたのである。[42] ダンスパーティーなどの様々な娯楽イベントも、たいていイベント主催者の階層に応じて開かれた。メクレンブルクでは労働者のダンスパーティーは二週間おきだとされ、マクデブルク・ベルデでは年に五、六回、これに加えて、酪農場でのダンスが年一回、自転車愛好家のダンスが年二回あったという。[43] また、当時、人々が労働者たちの「ニグロ・ダンス」に目をしかめていたことからすると、踊るスタイルが階層間で若干異なっていたことも推測される。[44]

こうした日常空間の階層化自体は、その度合いはともかく、第一章で論じたように一九世紀の後半においても存在したことが認められる事柄である。[45] ところが、ワイマール期になると、組合生活がこうした空間を「鋳直して」いき、結果として余暇の多様化と「政治化」を引き起こしていくのである。この点にワイマール期の特徴をみることができるのではないか。表5-4は一九二八年の一年間に、シュレスヴィッヒ・ホルシュタインの組合機関紙に掲載されたDLV主催の祝祭的な性格の行事記事を一覧にしたものである。郡名などから判断する限り、おおむねこれらの催しものは東部ホルシュタイン地域に関するものである。一見して、収穫祭、旗揚げ式、秋・冬・クリスマスの催し物など、組合主催の余暇の組織化が活発に行われていることが明白であろう。

では、これらの行事はどのようにして行われたのだろうか。まず、収穫祭 Erntefest についてみてみよう。次の事例は、メクレンブルクのロストク近くの収穫祭についてのものである。

表 5-4　DLV の組合活動のうち祝祭的性格をもつものの一覧表 (1928-29 年)

年月日	地区名	郡名	内容	備考
1928,2/4	Grebin		仮装大会 (夜 8 時から)	
4/8	Giegau	Plön	地区グループ創立祭 (復活祭第 1 日目), 行進→演説→国歌→ダンス	集会の後, 夕方からダンス 近隣からも. 48 本の旗
7/8	Eutin		旗揚げ式 (Allg. Schweizerbund)	
7/15	Sargau	Segeberg	旗揚げ式	400 人の労働者が参加
8/25	Tensfeld	Segeberg	旗揚げ式 (行進→除幕式→スポーツ→ダンス)	近隣郡からも参加
8/26	Marienwohlde	Lauenburg	旗揚げ式	
9/9		Plön	郡収穫祭 (組合集会との調整を!)	約 600 人, 近隣郡からも
9/9	Dersau		郡収穫祭 (Aschberg 駅に集合)	駅から行進
9/16	Hansahn		Reichsbanner 創立祭	午後 7 時よりダンス
9/22	Gast	Eckernförde	農業労働者の収穫ダンス	
10/20	Rundhof		秋のお楽しみ	夜の 8 時から
10/20	Selent		秋のお楽しみ	夜の 8 時から
10/29	Reinfeld		収穫ダンス	
11/18	Eikau	Plön	Schwertback でのダンス	
12/26	Malkwitz		よりどりみどりの夕べ	クリスマス
1929,1/20	Liensfeld		ダンス大会	
2/2	Grebin		仮装大会 (日曜日)	
2/16	Jahnhof		冬のお楽しみ. 演劇とダンスの夕べ	

出典：1928 年の Landpost 紙のより作成. 大部分は, 行事予告記事である.

昨年と同様に、今年もドベラン郡の支部では伝統的な収穫祭の催しがはじまった。……そこかしこで収穫祭の準備がはじまっている。支部指導者やその他の自覚的な男女の仲間たちが行う仕事は大変多い。数週間前から祭りを行うことが決められ、「収穫祭の冠 Ernte-krone」を編む番にあたった村では、特に女たちの仕事が多くなる。「収穫祭の冠」を結ぶ栄誉をもった仲間はこの冠を、町との境界か、あるいは催しもの会場まで運ぶ。そこに支部の組合員たちが女たちを連れて集まるのである。会場は活気にあふれはじめる。冠が取り付けられ、踊りがはじまる。未明

写真 5-2　ホルシュタインの伝統的な収穫祭の様子
周囲に描かれた踊るカップルの中に，服装や姿勢からみて明らかに身分の不釣り合いなカップルがいく組か存在している．
Weber-Kellermann, I., Landleben im 19. Jahrhunderts, München 1987, S. 299

まで男も女もそこにいる。……ノイブコフでは「収穫祭の冠」は、長く農村同盟Landbundの会員であった同志により編まれた。彼は今年からDLVの組合員になったのである。[46]……

ヴェーバー＝ケラーマンの研究やレーバインの自叙伝によれば、伝統的なタイプの収穫祭においては、次々と回されていく花輪を目印に、農場の「主人」や管理人が女の労働者と、「主人の奥方」は男の労働者と一緒に踊ることが、収穫祭の最も重要な要素である。[47]（写真5-2を参照。）また、一八世紀のグーツ支配をパターナリズムとして捉えるR・H・ベルダールは、そのような伝統的なタイプの収穫祭を、グーツの一体性、家族性、共同性を演出するものとして捉えている。[48]その点からみ

ると、上にみた組合の収穫祭は、収穫祭の花輪が象徴的な意味をもつのは同じでも、雇用主を排除した組合の祭りとして演出されている点で決定的に異なっているということができる。

こうした余暇の政治化が、実は余暇の多様化と家族レジャー化とも裏腹であったことを示すのが、頻繁に行われる組合の旗揚げ式 Fahnenweihe である。例えば、一九三〇年六月に行われたオルデンブルク郡グルーベでの旗揚げ式については、次のように報告されている。

> グルーベは典型的な教会村で職人、自営業者、労働者が住んでいる。この地域の農業労働者は、グルーベとヘリンゲスドルフの間にある大規模農場群と大土地所有御料地内に存在している。……六月一四日（土曜日）の晩、祭りは松明行列ではじまった。集合場所には一五〇人の子供たちと四〇〇人の農業労働者夫婦が集まった。シェーニンクの楽隊が先頭にたち、その後に子供、女、そして男という隊列を組んで、グルーベの町まで歩いた。町は祭りのために飾りたてられていた。歓迎アーチが設置され、シュレスヴィッヒ・ホルシュタインの旗やドイツ国旗がはためいていた。市民や、営業者、そしてゲマインデ議長に感謝を表明し、その後でガウ指導者のトフテ氏が演説。その後、音楽に合わせて労働歌を合唱した。翌日曜日は新たなお客が加わり、もう一度隊列が組まれ、行進した。演説の後、お昼からは楽しい子供用の催しものがあり、夜の七時には再び町に戻って翌朝まで宿屋（ガストホーフ）でダンスパーティーが繰り広げられた。[49]

これは「旗揚げ式」のなかではかなり盛大なものと思われ、特にゲマインデ議長の挨拶にみられるように、町ぐるみの観を呈しているのが特徴的であるが、その点を別とすれば、他の場合もイベント構成の仕方は基本的には同

じである。必ず近隣の町から労働者の体操団、楽隊、時には劇団が参加して祭典を盛り上げる役割を果たし、また、デモ行進、集会場での指導者の演説、旗の除幕式、未明までのダンスパーティーといったパターンをとる。特に、上にみるように、子供や女たちが参加するなど、全体として家族レジャー型の都市労働者の文化的色彩を帯びている点に着目したい。リンゼは『生態平和とアナーキー』の第二章において、保養とスポーツと結び付いた都市プロレタリアの『自然の友の会』運動について論じている。[50] そうした「自然再発見」の一端が、日曜日に農村で行われる旗揚げ式などの催しものに家族で揃って参加する近郊地方都市の労働者たちの姿に現れているのかもしれない。なお、ナチスの旗揚げ式も、構成要素だけを見ると、これと同じような内容から成っている。[51]

3　組合の日常活動

以上の他に、組合は、通常の日常活動、つまり各村での組合集会、雇用主との賃金交渉、雇用紛争の処理、各級の定例会議、休日のアジテーション活動を行う。この場合、活動の核となるのは郡指導者 Kreisleiter と呼ばれる組合の専従活動家たちである。例えばシュレスヴィッヒ・ホルシュタインの場合、ＤＬＶガウ指導部は州を七地区（一地区の範囲は広いところでは数郡になることもある）に分け、各地区に専従活動家を置いた。エッケルンヘルデ郡を担当していた郡指導者ペータース（彼は同時に社会民主党の郡会議員でもあった）は、いつもモーターバイクで州内をくまなく回っていたという。[52]

表５-５はメクレンブルクにおける郡指導者の年間の活動内容を表したものである。ここからも、彼らが、質はと

表 5-5　メクレンブルクにおける郡指導者の年間活動の内訳

地区名	年	支部集会	その他の集会	各戸訪問オルグ活動	紛争介入（直接）	訴訟関連	事務活動	戸外活動
Rostock	1928	21 件	27 件	65 件	252 件	28 件		
Waren	1928				49 日		122 日	
Doberan	1928					51 日	106 日	144 日
Hagenau	1929	26 件	112 件	86 件	28 件	24 日		195 日
Güstrow	1929	14 件	80 件	33 件	5 件	48 件	176 日	
Neustrelitz	1929	51 件	113 件	59 件	18 件	82 日		169 日
Bützow	1929					114 日		189 日

注　：各戸訪問オルグ活動＝Hausagitation
出典：Mecklenburger Land-Bote, d. 20. 02. 1929, d. 13. 03. 1929, d. 12. 03. 1930, d. 19. 03. 1930, d. 26. 03. 1930.

もかく量的には専従活動家にふさわしい活動をこなしていたことが窺われよう。機関紙上では専従活動家の募集記事が掲載されているが、その条件として、組合員歴五年以上、ＳＰＤ党員、農業と社会立法に詳しいこと、および演説能力・事務能力・雇用紛争担当能力があることがあげられている。[53] シュレスヴィッヒ・ホルシュタインの場合、こうした条件を備えた農業労働者はいなかったのであろうか、組合指導者はいずれも非農業労働者出身である。[54] この点にも組合がグーツの外側からやってきた運動であったことが現れている。

さて、日常的な各集落 Ortsgruppe での組合集会は、仕事が終わった夜遅くに行われ、郡指導者の組合活動報告と演説が主要な内容である。その多くは協約賃金交渉に関するものである。報告の後には必ず質問や討論、当該地域の問題についての意見交換がみられ、職安関係や衛生関係などの行政当局者が啓蒙的な意味で報告をすることもある。[55] 時には、組合費引き上げや賃上げ争議の問題について労働者の側からの突き上げがみられ、例えば、一九三〇年の賃金交渉に関する組合集会では、各地で雇用主側の硬直的な態度に怒りが爆発し、ストライキを訴える声がでるなど、指導者による組合集会のコントロールが危うくなっていると思われるような報告も見受けられる。[56]

むろん、第一に、担い手が主要には既婚の男子のデプタントに限られ、女たちと青年の奉公人については組織化が困難だったこと（特に女たちは組合費の負担を理由に夫の組合活動に強く反対する）[57]、第二に、「在郷軍人会の会員でないのに、在郷軍人会の祭りに黒・白・赤の旗を掲げ、そのあげくに酔っぱらって、軍歌を唱って、頭から血を流している」などという点にみられるように、労働者たちが組合の設定する政治的な仕切り線を越えていくような心性のずれが両者の間にあったこと[58]、など組合の組織化には明確な限界があった。しかし、ここでは組合が日常の多様な活動を支えにしながら、むしろ、消費の局面でも余暇や社会的交わりの局面でも、農業労働者の生活要求の都市的な新しさに呼応し、またそれを通じて日常空間の「鋳なおし」と「政治化」をはかっていったことを重視したいと思う。そして、こうした日常生活の変化こそが、人々の日常の自己意識において、消費と余暇を甘受できる「自立化」への願望を植え付けるとともに、現実のグーツの雇用関係のなかにある自分たちの従属的なありようを一層きわだたせる作用を果たしたのではないか。（雇用関係と生活スタイルの二重写し効果といってもよい）[59]。「青年たちの夢は郵便局員、鉄道員、兵士、警察官、車大工、農業経営者、農場管理人……と様々だが、おそらく誰も農業労働者でありつづけようとするものは」おらず、「娘たちは、貧困から抜け出す『お金持ちとの結婚』を夢見て」いたのである。[60]

第四節　「小所有化」と外国人労働者問題

1　住宅問題と外国人労働者

グーツの従属性からの解放が「自立化」の方向に向かうとすれば、その行き方は、一つは都市労働者になることである。一九二六年一一月から翌年一月の三か月間にメクレンブルクのシュベリン郡においてグーツ経営から流出した農業労働者家族の内訳をみると、都市への流出はそのほぼ半数を占めている。[61] 多くの都市移住希望者が情報を求めに組合事務所にやってきているといわれているように、組合が組合員の都市流出の窓口の役割を果たしていた徴候もある。[62] 他方、同じ調査でグーツからの流出の二割を占めたのは農民入植であった。（本書巻頭図4における「入植地」はこうした農民入植者の行先を示している。）農民入植に象徴される「小所有化」の方向が「自立化」のもう一つの行き方だったのである。その中核にあったのは「（土地経営が可能な）自己住宅の所有」であった。彼らの不満の焦点が住宅問題にあった所以といえよう。ところで、注目すべきは、他面で、このグーツの「住宅」をめぐる問題こそが、グーツにおけるエスニシティを象徴する位置にあったということである。

一九世紀期末よりドイツ農業、特に大経営が外国人季節労働者への依存度を高めたこと、そして、グーツの日常世界における「ポーランド人労働者」とは要するに劣悪な「営舎」に住む季節労働者のことであったこと、これら

は第三章でみたとおりである。世紀末以来の外国人労働者をめぐる議論の特徴の一つは、ポーランド人労働者はドイツ人労働者に比べて「要求がささやかだ anspruchslos」ということであるが[63]、それは具体的には住生活のありようにこそシンボライズされていた。一人分のベットすらまともに保証されない「ポーランド人季節労働者」と「家族と一緒に住める住宅」を保証されている「ドイツ人常雇の労働者」という対比がその具体的な内容である。

だが、こうしたあり方は、外国人労働者が制度化され、外部固定化され、その結果としてその絶対数が半減したワイマール時代においても、なお存続していたのである[64]。以下、この点を、常雇労働者、雇用主、そして組合の各々の態度についてみてみることにしよう。

まず第一に、ドイツ人労働者の態度について。ここで指摘したいのは、既に住宅紛争の分析の際に言及したように、解雇に伴う住居明け渡しの際の代替住居にしばしば季節労働者の住居が提供される場合があるなど、ドイツ人労働者が「営舎」に入れられることがあったが、これを、ドイツ人労働者が非常に嫌悪したという点である。

例えば、ベルリンの職業斡旋所を通じて、メクレンブルクのある農場に常雇労働者として採用された労働者は、雇用されて数週間後のある日の午後、妻から、仲間のハインリッヒの家族（妻と子供二人）がポーランド営舎に入れられ一部屋で過ごすことになるらしいと聞いたとき、彼は耳を疑ったという。そして、彼とハインリッヒは、現在のところ住居には満足しているからという理由で、伯爵のこの申し出を断ったのであった[65]。

都市労働者が農業労働者となるという稀有な事例であることもあってであろうか、「ポーランド営舎入り」への恐怖が増幅されて伝わってくるようである。

さらに、単に「営舎」へ入れられるのを嫌悪するだけでなく、自分たちの「社宅」の住居の劣悪さの一因が、大

戦前の外国人労働者の導入にあったという意識が、労働者の側には存在した。この考えは、例えば、組合の機関紙の論説において、「第二帝政の時代より農村の住居問題は慢性的な問題となっている。劣悪な住宅状態が農村労働者の都市流出と、それに代わる外国人労働者の流入を招いた。逆にこの結果、農村の住宅状態は改善されなかった」という言い方に典型的に現れている。[66] これは、裏を返せば外国人労働者の排除は土着の労働者の住宅問題の改善と結び付くはずだという主張につながりはしないだろうか。

第二に、雇用主の態度に、具体的には雇用主の外国人労働者利用申請の動機内容に、同じことを読み取ることができる。すなわち、W・ラデツキによれば、一九二一年のブランデンブルクにおいて外国人労働者の利用許可を申請した一四四四経営のうち、申請理由として労働者住居の状態が悪いことを上げたものは約三割を占め、根菜類作付けを理由とする経営の四割についで第二位の地位を占めている。[67] 労働者の住宅が劣悪なために地元の労働者の雇用は困難であり、また、新しく建てるにはコストがかかるから、現状での労働力確保のために、外国人労働者の導入を申請するというのである。ここでは、誰を雇用するかは労働者の住居形態と結び付くものと考えられており、また、経営上はそれが労賃コストの差の問題として意識されていたのである。

第三に組合の論調について。上に引用した記事からも察せられるように、社会民主主義の組合ＤＬＶもまた、外国人労働者問題については「雇用の国民化」原則の立場からその導入に反対であった。組合は、労働者住宅への建設助成金について、「営舎」タイプの建設に公的助成金が充用されてはならず、当局はその点をきちんと監査した上で助成金融資の審査をすべきだとまで主張しているのである。[68] ただし、組合は、キール農業綱領までは不明確とはいえ大経営の生産力優位論の立場に立っていたためであろう、住宅問題の解決にあたっては農民化につながるよう

な小所有化にはどちらかといえば消極的なようで、例えば、一九二八年八月のある論説では農業労働者の住宅形態としては「公立の借家アパート」を理想的なモデルとしてあげている。[69] これは、都市の市民的賃労働の生活スタイルを農村にも適用することを掲げたものといえようが、しかし、農場外の農村に家をもちかつ農場の常雇であるというスタイルは一九世紀後半期に既に消滅しており農業労働者に即していえば現実的ではない。これまで述べてきたように、農業労働者たちの要求はグーツの権力からの自立、つまりは雇用関係の断絶にあるからである。この点でも、組合は農業労働者の心性と「ずれ」を生じているように思われる。

かくして、労働者の住宅は二重の規定を受け取ることになろう。すなわち、第一に、新しい消費と余暇の甘受を内容とする「自立化」の意識は「労働者社宅」の質的劣悪さとともに、それを雇用主への労働者家族の「従属性」を象徴するものとして意識させることになった。他方、第二には、「ポーランド人営舎」との対比で「家族と住宅に住むこと」が土着ドイツ人たることとして意識されると同時に、「営舎」が住宅の劣悪さの理由としても捉えられていたのである。ここにいたって生活の「自立化」は「国民性」の外皮を受け取ることになるのである。日常世界では、雇用関係と生活スタイルとエスニシティが三重写しになっていたのである。

2　住宅建設と入植

さて、「小所有」化の方向は、農業労働者の自己資金不足のもとで、実際には国家の農業政策のなかで進められていくことになった。その政策体系としては、よく知られる「内地植民法」に基づく内地植民政策と、新たにワイマー

表 5-6　シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州における農業労働者住居建設助成資金融資件数（単位：件数）

	1923年	1924年	1925年	1926年	1927年	1928年	1929年	1930年	1931年
労働者社宅	220	34	31	15		25	22	30	6
		59	21	19	41(申)				
一戸建て住宅	100	225	273	295		152	116	225	100
		624	444	303	958(申)				

注　：各欄につき上段がMatzによる数字，下段がLandpostによる数字．（申）＝申請数．
出典：Matz, J., Landarbeitersiedlung in Schleswig-Holstein von 1919 bis 1939, MA, 1987 Kiel, S. 138. Landpost, d. 25. 02. 1928, d. 24. 03. 1928, d. 11. 05. 1929, u. d. 15. 02. 1930.

ル時代になって開始される失業保険基金を原資とする「農業労働者住居建設 Landarbeiterwohnungbau」政策の二系列があった。どちらの政策も低利資金融資がセールスポイントである。内地植民政策の場合は、小規模な農業労働者入植 Landarbeitersiedlung は副次的で、主軸となったのは中農から大農規模の農民入植であった。農業労働者入植の場合は、経営規模が上限で三ヘクタール程度であり農地面積だけからみればほぼ小農化といえるものである。これに対して、後者の「農業労働者住宅建設」の場合は、小農化よりも自己住宅取得が主であり、このため土地経営も自給用の庭地程度と付属的なものにとどまらざるをえない。[70] 当然、何らかの賃労働収入が必要となったと思われるが、どのような雇用機会があったのか、その具体的形態は現在のところ不詳である。

いずれにしても、これらの政策の実態の評価は本書の課題を越えるものである。したがって、以下では、当該期の住宅建設政策において、農業労働者たちの住居所有願望の強さがどう現れたかについてのみ簡単に触れておくにとどめたい。

さて、表5-6はシュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州の住居建設政策において助成件数の推移を、「一戸建て Eigenheim」と「労働者社宅」別に示したものである。一九二〇年代初頭の「社宅」への建設助成が二〇年代後半期には消滅して、ほぼ「一戸建て」に集中していることが一見して読み取れよう。一般に二〇年代前半の「社

表 5-7　オルデンブルク郡における農業労働者住居建設助成資金の概況

	1925 年	1926 年	1927 年	1928 年	1929 年
戸数 (戸)	33	37	29	38	33
郡融資額 (RM)	44,310	34,790	45,865	59,840	53,260
国家融資額 (RM)	89,222	39,880	94,790	111,110	156,090
一戸あたり (RM)	4,046	2,018	4,850	4,499	6,344

注　：RM＝ライヒスマルク
出典：Landpost, d. 16. 11. 1929.

宅」建設ブームはインフレの進行のもとで経営者側が現物投資重視の姿勢をとったためといわれている。[71] これに対して二〇年代後半期の「一戸建て」は、明らかに労働者自身の要求にそうものだった。それを端的に示すのが、不完全ながら同じく表5-6にみられる申請数の多さである。特に一九二七年の申請数は九五八件と多く、実際の許可件数を一九二六年実績からみて三〇〇件程度と推定すると、競争率は約三倍にもなる。「労働者の要求は小作ではなくむろん所有である」[72]、「自宅と自己所有地をもつことは農業労働者の目的であり、彼らの目にはそれは社会的上昇の証であった。」[73] こうした言説は、当時の文献においても現在の文献においても必ずといっていいほど見受けられるものである。

彼らの要求に応えてであろう、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州のいくつかの郡では郡独自で農業労働者住宅促進の予算を組んだ。例えば表5-7にみられるように、オルデンブルク郡の「一戸建て」を中心とした建設助成金融資の件数は、一九二五年から一九二九年までの五年間で、毎年三〇～三八件、のべ一七〇件に上っているのである。郡融資額の伸びも著しい。比較対象がないので確かなことはいえないが、一郡としては十分な意義をもつものと評価できるのではないか。また、ゼーゲベルク郡では、このための大規模な融資のせいで郡の財政事情が悪化したとまでいわれている。[74]

住宅建設や農業労働者入植政策は、実際には経済恐慌による当局の資金不足もあって、グーツの雇用関係全体をひっくり返すほどの効果をもったとは思われない。しかし、こ

こで重視したいのは、この政策がある面で「農業労働者の農民化」という線で語られたということであり、また、本章が全体として問題にしたのは、その「小所有化」が、労働者の日常世界において、どのような具体的な文脈で語られたのかということなのである。

おわりに

一九二〇年代後半において、グーツ村落という農業雇用関係が枢要な意義をもつ特異な社会構成をもつ世界のなかで、新しい消費や余暇のあり方が、社会民主主義の労働組合という「古典的な近代主義」の運動体を媒介に、どういう形で農村下層民の「自立化意識＝脱農業常雇意識」と、その裏返しとしての「国民意識」を喚起したのか、以上の叙述をそう総括してもよいだろう。以下、内容を三点に整理しよう。

(1)グーツの雇用関係は労働者の妻や子の運命までを左右する包括的なものだったが、特に労働者たちは、労働者住居に対する不満を強くもっていた。それは、第一には住居の質の劣悪さに向けられたが、同時に、「社宅形態」がもつ従属性に対しても向けられていた。組合の登場による集団的雇用関係の形成は、雇用関係にみる労働者側の権利の向上をある程度実現した。もっとも、それは既存の雇用関係なかで「従属性の克服」を果たすほどのものではなかった。

(2)他方、市場経済のスタイルと結び付く新しい消費や新しい余暇のあり方が農村でも深く進行していったと思わ

れるが、ここで特に着目したのは、こうした過程を組合が演出している側面があるということであった。新しい生活の普及は、組合にとってはグーツ村落の日常生活を政治的に「鋳なおすこと」を意味した。その結果として、組合は、既婚男子の常雇層を基盤としてある程度の政治的影響力をもつにいたる。しかし、逆に、「新しい消費や余暇」は、同時に農業労働者たちにとっては、「二級の人間」という言い方に象徴されるような自己の「従属的ありよう」を逆照射する方向にこそ作用する。奉公人的雇用関係から集団的雇用関係への移行は、他方で「消費の自立化」を目指す脱「農業常雇」化でもあるのだ。「自立化」の方向は二つ、都市への流出か小所有化か。

(3)新しい生活の甘受と自己所有の住宅、それによるグーツの支配からの解放、それが「自立化」の内容であった。が、他方で住宅問題はグーツの日常世界において同時にエスニシティ問題の中核にも位置していたのである。せいぜいベットしか保証されない「ポーランド人営舎」との対比で、「家族と住宅に住むこと」が土着ドイツ人たることとして意識されると同時に、「営舎の外国人」が「労働者住居」の劣悪さの理由としても捉えられたのである。この面からすると、「小所有化」は、隷属を象徴する「社宅」からの解放を意味したと同時に、より劣悪な「ポーランド人住居」への脱落恐怖の裏返しでもあったともみることができる。つまり、「小所有化」は、季節労働者の一層の外部化と裏返しの関係にあったのである。こうして「小所有化＝自立化」は「国民性」の外皮を帯びることになる。ナチスの農業政策の重要項目である「農業労働者の農民化」「入植政策」とその結果としての「単一のドイツ農民層」の世界は、農業労働者論の視角からいえば、以上のような社会的文脈のなかで理解しうるものではないか。

繰り返しになるが、日常世界においては雇用関係と生活スタイルとエスニシティが三重写しになっていたのである。本章でいいたいことは実際この点につきるといってよい。最後に、論点提起も込めて、以下、三点についてだ

け指摘して本章を閉じることにしよう。

第一に「グーツの農業労働者」とはいったい何なのかという問題である。一九二〇年代の農業労働者の統合をめぐる議論は、結局、彼らを工業と同じ労働者階級としてみるのか、それとも農民としてみるのかという点にあった。[75] しかし、要するに実態としては、彼らは「農民」でもなければ「都市型プロレタリアート」でもない。彼らは「土着人」ではあるが、しかし、否定されるべき従属性を刻まれている二級労働者身分でありつづけていたのである。彼らの欲望の解放の方向は「自立化」であるが、そこでは、さしあたりは新しい生活を自分のものにすることができるという内容こそが重要であり、その点では都市のプロレタリアでも、農村の「小所有」もちの労働者でも基本的には同じことだったと思う。

第二に、時期的な特徴づけについて。新しい消費や余暇のスタイルが「自立化」願望を生み出すという意味では、既述のように、実は大きな変化は一九世紀末に開始されていたと見なすことができる。では、ワイマール期の特徴はどこにあったのかといえば、それは組合運動により、いわばその動きが「制度的」な形をとったというところにあったのではないか。この生活の制度化、「賃金協約制度」にみられるような「雇用関係の制度化」、そして外国人労働者の「制度化」がこの時期に生じているのである。外国人農業労働者の問題も世紀末にはじまるが、国家によってその「外部固定化」がなされるのは、ワイマール時代に入ってからだった。

第三に、ナチ化の問題について。以上の議論は、世紀末前後の変化も視野に入れながらワイマール期のグーツの雇用関係と日常世界のありようについて論じたものであり、グーツ地域のナチ化の直接の過程についての分析を行ったものではない。これを結局扱わなかったのは、なによりも現時点での史料不足によるのだが、東部地域の場

合、ナチ化の主要な舞台となったのは、広範な農村地区（グーツの村落も農村村落も）を後背地として抱えた地方の小都市であり、したがって具体的な政治過程を扱うには、狭い意味でのグーツ村落ではなく、少なくとも「郡」を分析の単位として設定する必要があると考えるからである。このことは、例えば、東部ホルシュタイン地域の場合、ナチが影響力を獲得していく上で重要な意義をもった政治的な衝突が主要に郡都を中心にして生じている点や、[76]また、L・シュトークスの東部ホルシュタインに隣接する小都市オイティンのナチ党員の社会層分析において、近隣農村および小都市から流入してきた未熟練労働者が（つまりは土着の労働者層が）、職人や自営業者とともにナチズム運動の担い手となったとされる点に関わる問題に現れている。[77]いずれにせよ、日常生活の変化という中期的なレベルの議論とより短期の政治過程のレベルの議論をどう結び付けるか、農村の政治的空間の範囲をどう設定するのかという問題については、ここでは、今後の課題として残しておくこととしたい。

註

（1）東エルベ農村のナチズム形成の分析として、ここでは英米系の二人の研究者の業績をあげておく。Stokes, L. D., The Social Composion of the Nazi Party in Eutin 1925–32, in; International Review of Social History, Vol. 23, 1978, Part 1 ; ders., Kleinstadt und Nationalsozialismus, ausgewählte Dokumente zur Geschichte von Eutin 1918–1945, Neumünster 1984; Mühlberger, D., the Occupational and Social Strucrure of the NSDAP in the Border Province Posen-West Prussia in the Early 1930s, in; European History Quarterly, Vol. 15, 1985.

（2）本章は主に以下の史料および文献に依拠している。

①シュレスヴィッヒ・ホルシュタインについては、ドイツ農業労働者同盟ＤＬＶのガウ組合機関紙であるSchleswig-Holsteinische Landpost（以下、Landpostと略記）、一九二八―一九三〇年。この機関紙は各四頁立てで週刊である。Schleswig-Holsteinische Landesbibliothek (in Kiel) 所蔵。他に、地元新聞として、Ostholsteinisches Tageblatt und Plöner Zeitung、および Eckernförder Zeitung.

②メクレンブルクについては、同じくＤＬＶのガウ機関紙の Mecklenburger Land-Bote（以下、Meck. Land-Boteと略記）、一九二七―一九三

○年。Mecklenburgischer Landesbibliothek (in Schwerin) 所蔵。なお、本章中の機関紙記事からの引用は、基本的に訳出ではなく内容要約である。利用される場合は、必ず原典をあたられたい。

③マクデブルクについては、旧東独の歴史民族学グループによる一連のマクデブルク農業史研究の成果を参照した。詳しくは本書第三章注（8）を参照のこと。

（3）子供三人というのはワイマール期の数字である。Bernier, W., Die Lebenshaltung, Lohn = und Arbeitsverhältnisse von 145 deutschen Landarbeiterfamilien, Schriften des Deutschen Landarbeiter = Verbandes Nr. 32, Berlin 1931, S. 41. 家族員数については後掲表5-9を参照のこと。

（4）S. d. d. R., Bd. 404, 410, 455. ザクセンは特に奉公人の減少が顕著である。Plaul, H., Über grundlegende Veränderungen in der Lebensweise der Landarbeiter im 20. Jahrhundert, in; Rach., u. a. (hg.), Teil III, S. 116 u. 118; Nabert, T., Der grossgrundbesitz in der preussischen Provinz Sachsen 1913-1933, S. 184.

（5）当該期のグーツ経営村落、御料地経営村落、農民村落の分布のメクレンブルクにおける具体的ありようについては、本書巻頭図4を参照のこと。

（6）ワイマール期の外国人労働者政策について、外国人労働者の「外部化」という視角から論じているものとして、Kahrs, H., Verstaatlichung der polnischen Arbeitsmigration nach Deutschland in der Zwischenkriegszeit, in; Arbeitsmigration und Flucht, Göttingen 1993, をあげておく。また許可制度の具体的なありようについては、Radezki, W., Der gegenwärtige Stand der landwirtschaftlichen Wanderarbeiterfrage in Deutschland, Berlin 1926, S. 9-11 を参照。

（7）Elsner, L. / Lehmann, J., a. a. O., S. 378-404.

（8）この点は、本書第1章第三節を参照のこと。

（9）前掲拙稿「初期ワイマール・東部ドイツにおける農業労働者の社会統合問題」を参照のこと。

（10）Die Wandlung der landwirtschaftlichen Arbeitsverfassung in der Industriegesellschaft, Schriften der Gesellschaft für Sozialen Fortschritt e. V. Bd. 14, Berlin 1961, S. 214.

（11）ＤＬＶの組合員数はボトム期である一九二五年で一五万人、これに対しカトリック系の農業労働者中央連盟ＺｄＬは約八万人、右派の農村同盟系の帝国農業労働者同盟ＲＬＢは約八万人である。ＺｄＬはカトリック地域の南ドイツから中部ドイツで強く、ＲＬＢはポムメルンに限定されている。これに対してＤＬＶは中部ドイツで非常に強い。したがって本章が対象とする地域は他に比べてＤＬＶが強かった地域ということができる。Untersuchungen über Landarbeiterverhältnisse, Enquete = Ausschuß, II. Unterausschuß, Bd. 7, Berlin 1919, S. 198 f. および、前掲拙稿を参照のこと。

（12）Meck. Land-Bote, den 5. 11. 1929.

（13）Landpost, den 18. 05. 1928 und den 22. 03. 1930, Meck. Land-Bote, den 27. 04. 1927.

(14) Landpost, den 12. 01. 1929; 同じくポンメルンの孤児にして季節労働者であった若い娘の嬰児殺しの事件について、Meck. Land-Bote, den 08. 01. 1930. 雇用者が個人的な恨みから労働者の結婚を「認めようとしない」事例について、Meck. Land-Bote, den 25. 05. 1927. この記事の書きぶりから察すると、さすがに労働者の結婚への介入はなくなっていると思われる。

(15) Landpost, den 04. 01. 1930. 妻の労働提供義務を拒否したという理由で解雇された事例について、Meck. Land-Bote, den 27. 04. 1927. また、外国人労働者利用が認められなくなったために女性労働力を利用しようとした雇用者が、特別の事情なくこれを拒否したものは解約処置とすると通告した事例について、Meck. Land-Bote, den 06. 04. 1927.

(16) Gripentrog, G., Zur Struktur und Funktion der Familie im Leben der werktätigen Dorfbevölkerung zwischen1900-1960, in; Rach, u. a. (hg), Teil IV, S. 96. ちなみに夫とどのように知り合ったかについてのハノーファー農村女子労働者に対するマイアー＝カイエンブルクによる聞き取りによれば、女子農業労働者八人については、職場が六人、ダンスが一人、広告が一人であるのに対し、女子農村工場労働者一〇人については、職場が三人、ダンスが五人、その他一人、生涯独身一人であった。これをみても農業労働者の場合に職場結婚が目立つ。Meier-Kaienburg, a. a. O., S. 292.

(17) 後掲表5-9を参照のこと。

(18) Landpost, den 30. 11. 1929.

(19) Landpost, den 05. 01. 1929.

(20) Meck. Land-Bote, den 27. 08. 1927, u. den 20. 04. 1927.

(21) 例えば、Landpost, den 02. 06. 1928, den 23. 06. 1928, den 16. 02. 1929, den 24. 08. 1929, den 30. 11. 1929, u. den 04. 01. 1930. 飲料水をめぐる紛争も目につく。Landpost, den 05. 01. 1929, u. den 17. 08. 1929. 住居問題は病気とともに性道徳の問題とも関わらせられて議論されている。例えば、プレーン郡の郡長Rは、農村福祉故郷援助協会での報告において、当郡での結核での死亡者数は都市部よりも農村部で多いが、その原因が劣悪な住居環境にあること（当郡の一九二一～一九二六年の間の平均乳児死亡率は八・九三％だが、農村部だけでみると八・九九％になるという）、また、婚外出生児が多いことも、特に農民経営において、寒い上に部屋に鍵がないような奉公人部屋のせいだという。（一九二六年のプレーン郡では農村部では五九二人の嫡出児に対し婚外出生児は一一九人と非常に多い。これに対し都市部では嫡出児一八九人、婚外出生児一七人。）Meck. Land-Bote, den 11. 06. 1928. また、健康問題に関する講演会の報告記事では、性病の発生について注意を促し、農村部ではそれが狭い部屋に多くのものが住んでいるところに原因があるとし、道徳・健康問題について民衆と子供たちへの啓蒙を訴えている。Landpost, den 15. 12. 1928. なお、二〇世紀初頭のプロイセンの平均乳児死亡率は農村部一六・六％、都市部一五・七％である。Flemming, Die Landarbeit in der Zeit der Industrialisierung, S. 291. また、マクデブルク・ベルデのヴァンツレーベン郡の一九二〇年代の婚外出生率は約一五～二〇％である。Gripentrog, a. a. O., S. 42.

(22) Landpost, den 06. 07. 1929. 雇用者は相応の刑事罰を受けるだろうと記されているが、どう処理されたかは不明。

(23) 例えば、「ボビッツ近郊のダムベック農場の御料地借地人のVは、一九二六年一一月一日付けで土着の労働者Pを解約した。この年にVはPを相手取り住居の明け渡し訴訟を起こしたが、そのなかでVはPが年をとりすぎたことを解約の理由としてあげた。（Pは本当は五〇才代の丈夫な男であるのに。）労使双方は、もし十分な代替住居の世話をするならばPがこれまでの住居を明け渡すことで折り合いをつけた。……（以下略）。」Meck. Land-Bote, den 04. 04. 1928. その他にもMeck. Land-Bote, den 26. 03. 1930, およびLandpost, den 03. 08. 1929付け記事などからも同様の傾向を知ることができる。

(24) Meck. Land-Bote, den 07. 04. 1928.

(25) 一例をあげておこう。「リュダースドルフの農業者Eのところに農場管理人として鉄兜団会員のSがいた。彼は若い労働者のGとBに対し、繰り返し殴打をすることでうっぷんをはらしていた。二週間前にも仕事中に彼はBを殴ったから、Bはもう我慢できなくなり仕事場を離れた。Sが棍棒を握ってBを殴打したからである。Bはすぐに医者の治療を受けねばならなかった。……」Meck. Land-Bote, den 19. 10. 1927. ここで虐待されているのは独身の奉公人である。同様の事例としては、Landpost, den 05. 05. 1928, u. den 08. 09. 1928. 特に弱者に対する虐待としては、一七歳の精神薄弱児の牛飼い少年に対する虐待の事例がある。Meck. Land-Bote, den 23. 03. 1927. 労働者に対する発砲事件として、Landpost, den 01. 09. 1928. また、侮辱・口論を原因とする紛争として、Landpost, den 16. 06. 1928, den 04. 01. 1930, u. den 18. 02. 1928. 最後の一九二八年二月一八日の事例では、口論における侮辱的な言辞として「イギリス人Briten」「イギリス人のおなまちゃんBrir und Fechdachs」という言葉が発せられたという。

(26) Schulte, R., a. a. O., S. 166.

(27) 東部ホルシュタイン三郡における農場管理人・職員の数は、総計で一八九五年一一八九人、一九二五年二〇三二人である。またシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州全体では、一八九五年三〇四〇人、一九〇七年二六六三人、一九二五年七六五四人である。Reeder, A., a. a. O., S. 151; S. d. d. R. Bd. 210, u. Bd. 404, H13.

(28) 既婚管理人Inspektorの就職難についての事例。「農業新聞の求人覧の九五%は独身の農業職員（二八～四五才）を求めるもので、既婚の農業職員が応募できるものは五%でしかない。例えば、『誠実な管理人を求む。ザクセン、三〇才、独身』『簿記Rechnungführer求む、ウッカーマルクの貴族農場』『独身のグーツ庭師Gusgärtner求む、民族主義的人物、シュロッハウ郡の貴族農場』『独身の使用人・運転手求む、シュテティン近郊のグーツ』」Landpost, den 26. 04. 1930. また、農場管理人の生活歴についての興味深い事例。一九〇七年生まれのある小農の息子は国民学校を卒業後、カルベの冬季農学校に二年間通った後、農場管理人となる。その二年目に職場である七〇ヘクタール経営の大農の娘と知り合った。彼はこの農場を六年間運営したが、彼の地位では娘との結婚は考えられなかったから、彼女の弟が二〇才になったとき別のところの農場管理人となった。さらにその二年後に既婚農場管理人の職を得て、はじめて結婚した。夫三〇才、妻二七才で、婚約後七年だったという。Gripentrog, a. a. O., S. 57. この事例は、既婚農場管理人の晩婚のみならず、小農息子が農学校を経由して農場管理人になる上昇の道があったことを物語ろう。

(29) 後掲表5-8は、農業労働者の食生活を都市の下層労働者と比べたものである。これによれば、第一に、全体の消費量を比べると農業労働者の方が多いことがわかる。次に、内容をみると、魚、バター、チーズの消費量は少ないのに対し、肉、ミルク、卵、じゃがいもの消費量が多いのが目立つ。これは、肉・ミルク・卵・じゃがいもが現物給ないし自給によるからである。豚は平均で二・六頭を購入し、うち一・五頭は肥育して販売、一頭を屠殺する。Bernier, a. a. O., S. 378. ミルクの消費は、都市での消費の増大により農村では質量ともに減退したといわれているが（Griepentrog, a. a. O., S. 91）それでも結構多い。マクデブルクでは、一九世紀後半から今世紀中葉にかけて、農村の食習慣は全階層についてあまり変化がみられないという。Rach, H. J., Zur Lebensweise der Bauern in der Magdeburger Börde vom Beginn des 20. Jahrhunderts bis zum Sieg der sozialistischen Produktionsverhältnisse in der Landwirtschaft, in; Rach, u. a. (hg.), Teil III, S. 79.

(30) Griepentrog, a. a. O., S. 94. 彼女たちはミニスカート、ショートカット、ロングブーツなどの大都会の流行を取り入れていた。そしておしゃれをしてダンスに行くのである。Meier-Kaienburg, a. a. O., S. 288. また、家事の内容の変化に関わって、ワイマール期の農業労働者の妻が農業労働から撤退する傾向にあることについては、Plaul, H., Über grundlegende Veränderungen, S. 124.

(31) 無用な誤解を招かないために一言添えれば、ここでは妻の家事労働の内容の変化を、フェミニズムの理論が強調する「妻の家事労働への閉じ込め」という文脈ではなく、むしろ「私的消費形態の市場への組み込み」という文脈で考えている。

(32) 広告は毎号掲載。例えば、Landpost, den 19. 04. 1930 には、リューベック消費組合の復活祭のバーゲンセールの広告が掲載されている。

(33) エッケルンヘルデの自転車愛好クラブについては、Schnunk, K. W. / Schräder, W., Arbeiter-Radfahrer und Solidarität Eckernförde, in; Vergessen und Verdrängt. Arbeiterbewegung und Nationalsozialismus in der Kreisen Rendsburg und Eckernförde, 1984 Eckernförde, S. 53; Mangelsdorf, U., Aus der Geschichte des Arbeiter-Radfahrer-Vereins Vorwärts Dänischeshagen, in; Vergessen und Verdrängt, S. 57. マクデブルクの「自転車愛好クラブ」のダンスパーティーについては、Griepentrog, a. a. O., S. 64.

(34) Bernier, a. a. O., S. 92.

(35) Kaja, F., a. a. O., S. 89-90. 一九二九・三〇年頃の事例である。

(36) Thomsen, J-W., Landleben in der Weimarer Republik, Heide 1989, S. 81-97, bes. S. 87-91.

(37) Bernier, a. a. O., S. 88-92; Hofer, M., Die Lebenshaltung des Landarbeiters, Wirtschaftsrechnugen von 130 Landarbeiterfamilien. Eine Erhebung des Reichsverbandes ländlicher Arbeitsnehmer, Berlin 1930, S. 73.

(38) Rach, a. a. O., S. 79.

(39) 例えば、組合機関紙に掲載されているベルリンの「国民服」社による通販広告。この広告は在庫一掃セールと名打ってあり、軍服上着一着四・七五マルク（一五〇〇着限定）、同、ズボン一着四・二五マルク（一二〇〇着限定）、マント一着七・二五マルク（七五〇着限定）、Mサイズの靴（紐で結ぶ短靴）一足四・二五マルク（一八七五足限定）、などと書かれている。Landpost, den 20. 10. 1928, u. den 27. 10. 1928. また、ベルリンの自転車通信購入の広告も見受けられる。広告のコピーは、その月賦の週払い金額が大体週の交通費分にあた

る、これは安いという内容。いくらとは書いていないが、絵でみる限り二五ペニヒである。Landpost, den 08. 03. 1930.

(40) 農業労働者家計の水準、および家族多就業により家計収入が確保されていたことについては、後掲表5-9を参照のこと。Bernier, a. a. O., S. 50−51, 95.

(41) Heinrich, Ch., Fest-und Feiergestaltung im Familienleben der werktätigen Dorfbevölkerung, in; Rach, u. a. (hg.), Teil IV, S. 114-117.

(42) Landpost, den 10. 08. 1929.

(43) メクレンブルクについてはEbenda, マクデブルクについてはGriepentrog, a. a. O., S. 64, ハノーファーについてはMeier-Kaienburg, a. a. O., S. 289.

(44) Landpost, den 26. 05. 1928. これは他紙掲載の農場所有者Bの論説を引用する形で機関紙Landpostに掲載されたものである。「ニグロ・ダンス」はスウィングやチャールストンなどを指すとは思うが、詳細は不明。なお、一般に農村のダンススタイルはワルツか民族舞踊である。ダンスは農村の娯楽の中心である。Meier-Kaienburg, a. a. O., S. 290-291.

(45) 本書第一章第三節参照。

(46) Meck. Land-Bote, den 06. 11. 1929.

(47) Weber=Kellermann, I, Landleben in 19. Jahrhundert, München 1987, S. 299; dies, die deusche Familie, Frankfurt / M. 1974, S. 200-201.（邦訳I・W・ケラーマン（島光美緒子訳）『ドイツの家族』（頸草書房）一九九一年、二一四頁。）Rehbein, a. a. O., S. 52-53. ただし、この時点でも労使で祝う伝統的なタイプの収穫祭も行われていた。Meck. Land-Bote, den 06. 11. 1929, und Ostholsteinisches Tageblatt, den 21. 09. 1930.

(48) Berdahl, R. M., Preußischer Adel; Paternalismus als Herrschaftssystem, in; Puhle. H. J. / Wehler, H. U. (hg.), Preußen im Rückblick, Göttingen 1980, S. 140.

(49) Landpost, den 21. 06. 1930.

(50) ウルリッヒ・リンゼ（内田俊一・杉村淳子訳）『生態平和とアナーキー』（法政大学出版会）一九九〇年、第二章、四七〜六七頁。

(51) 「ナチの突撃隊五・二一四部隊が日曜日にリュイッテンブルクで旗揚げ式を行った。同時に突撃隊八・二一四部隊（Malkwitz）の突撃旗も掲げられた。（会場となった）行楽地のフォーゲルベルクは『旗の飾り』で彩られ、我が制服組の参加によって一段と美しくなった。町中が多くの『旗の飾り』であふれた。午後にはオイティンの「標準軍楽隊」のコンサートが催され、多くの人々から拍手を浴びた。『突撃旗』の旗揚げは、上級指導者のB氏により晩の七時からタンネンシュルフトで行われた。……夜にはホテル・キールで『ドイツの夕べ』が催され、多くの人々が訪れた。突撃隊員による演劇、軍指導者Sによる選挙に関する演説が行われた。……」Ostholscheinisches Tagesblatt, den 20. 07. 1930. これは国会議員選挙の直前に行われたものである。

(52) シュレスヴィッヒ・ホルシュタインのDLV活動家アントン・ペータース Anton Peters について。「一八八五年五月一四日フレンスブルク生まれ。一九〇七年には既にSPDの積極的な活動家になっている。機械工としての見習いをデンマークで修めた。親族がデンマーク

におり彼は若いうちからデンマーク語を完全に話すことができた。彼は人生のなかでいろいろと職業を替えているが、フレンスブルクではクレーンの運転手の仕事をしていた。しかし、彼は時々「ひきつけの発作」を起こしたから、この仕事を辞めなければならなかった。……第一次大戦のせいで、彼は脚と肩にリュウマチを患い苦しんだ。彼は傷痍軍人に認定され、フレンスブルクで「戦争参加者・傷痍軍人・残留者帝国同盟」地区グループを指導した。……

一九二五年か一九二六年に、彼はエッケルンフェルデの農業労働者組合の書記に選ばれた。……彼は郡会のＳＰＤ議員でもあったが、当時はいつもモーターバイクで農業労働者の暮らしを援助するために州内をくまなく回っていた。……彼はしばしば脅迫されたこともあり、いつもピストルを携帯していた。一九三二年、ナチがエッケルンフェルデの組合の家を襲撃したとき、我が方で銃を所持していたのは、（警官の）Ｆとペータースだけであった。……」Schuncke, K. W., Anton Peters, 1885-1945, in: Vergessen und Verdrängt, S. 191f.

(53) Landpost, den 28. 06. 1930.

(54) Schulte, a. a. O., S. 179.

(55) 集会報告については、Landpost も Meck. Land-Bote もほぼ恒常的に掲載している。組合集会の様子については、次のように回想されている。「ことにシュレスヴィッヒ・ホルシュタインでは一九三〇年以降（一九三〇年はナチ躍進の年）政治的啓蒙活動が活発となった。これはＳＰＤでは、Ｈと私（=Ｂ）の任務であった。当時、我々党宣伝隊は、本当に小さな村にいき、そこで農業労働者との集会をもった。ふつうは一五～二〇人の男たちと若干の女奉公人たちがそこに集まった。電灯もないことがよくあり、その時はカーバイド燈や石油ランプの傍らに腰をかけた。ふつうまず農業労働者組合の書記が話をし、その後、例えばミルクの値段や搾乳夫に対する手当てなどについて議論をし、そして最後に私が政治的な事柄に関する講演をした。……シュヴァンゼンにもよく行った。当時の郡鉄道で入り、駅からは徒歩か、あるいは農業労働者が迎えにきてくれる場合には Lenkstange（=意味不明—引用者）で行った。ふつう夜の八時頃には集会場にはまだ誰もきていない。農業労働者は通常夜の九時まで農場で仕事があるからだ。……」Schulte, a. a. O., S. 194. ＳＰＤの宣伝活動として述べられているが、この集まりは明らかに組合の集まりである。同じく別の人の回想によれば、シュヴァンゼンでは、組合集会は夏は二か月ごとに、冬は毎年、必ず土曜日に宿（ガストハウス）屋で行われ、出席はおおむね良好、テーマは労働時間と賃金に関するものが多かったという。Schulte, a. a. O., S. 178. なお、第四章の注（22）も参照されたい。

(56) Landpost, den 01. 04. 1930, u. den 19. 04. 1930, u. den 28. 06. 1930.

(57) 「一二月八日（日）、雨と嵐のなか、プレーン郡の活動家たちが数時間かけて家から家へ回り労働者のオルグを行った。こうした行動がどれだけ骨の折れるものであるかは農村の事情を知る者でなければ理解できないだろう。……多くの堅物たちとは、時には言葉の闘いをしなければならない。またすべてを理解して彼らが折れたとしても、さらに妻たちの抵抗を克服しなければならない。農業労働者の妻たちの大部分は、男たちが新しい闘いに勇気をもって参加することに乗り気ではないのである。実際、働く女たちは経済問題について深く考える時間などないのである。」Landpost, den 14. 12. 1929. 「女たちは組織の必要性を確信していない。夫が組合に入るのを一貫して歓

迎していない。その理由の一つは組合費の問題である。彼女たちの多くは男たちが組合集会よりも在郷軍人会へ参加する方を好む。多くの女たちは、夫が何かの思想的関心をもつことを余計なことだと考えている。」Landpost, den 19. 04. 1930. 既婚の女たちにとって組合が、もっといえば政治生活が男のものでしかなかったことが、ここには明白に現れている。同じことは、Meck. Land-Bote, den 14. 12. 1927 でもいわれている。なお、シュレスヴィッヒ・ホルシュタインの組合費は現金で週七〇ペニヒ、一か月換算で約三マルクであり、これに週刊の組合機関紙の定期購読費五〇ペニヒを加えるとこれだけで月三・五マルクとなる。これは現金賃金約二日分に相当する額である。もともと現金賃金の比率は高くない上に、新しい消費が進行しているもとでは、「現金の限界効用」も一層高かったはずである。

(58) Landpost, den 26. 05. 1928.

(59) 住宅問題が「自立化」の象徴として意識されていたことは、次の言い方に鮮明に表現されている。「都市の住居は、それが賃貸住居であっても『労働者社宅 Werkwohnung』よりもはるかに自分がその家の主であると感じることができる。『労働者社宅』では労働者は完全に雇用者に従属している。」Dräger, H., Die Insteleute oder Insten in Schleswig-Holstein, Diss. Kiel 1927, S. 78–79.

(60) Meck. Land-Bote, den 16. 01. 1929. 農業労働者が職業教育を通じて専門的な農業労働者になることを目指すという社会的上昇のパターンは稀である。「資格化」のための制度化の必要性は叫ばれているが、反応は鈍いようである。例えば、Meck. Land-Bote den 03. 11. 1929 を見よ。なお、シュレスヴィッヒ・ホルシュタインでは搾乳夫 Schweizer の資格取得試験案内の記事が頻繁にみられる。これに対し、タイネによるワイマール期のヴェストファーレン農業に関する研究によれば、一般に農機具の登場により、機械の操作や修理の能力をつけるための専門学校が作られるが、そこに通ったのは主に農民、およびその息子であった。機械導入の成否のポイントの一つが機械操作、特に故障した場合に修理ができるかどうかにあったからだと思われる。Theine, B., a. a. O., S. 165–166, u. 171–173.

なお、ここで「自立化」という言葉は、経営的に自立した農民となるという狭い意味に限定していない。むしろ、生活や消費の局面を基準に「自立化」を考えてみたいから、自己の住宅をもつことや都市へプロレタリアートとして流出することも、グーツの雇用関係と縁を切るという意味で「自立化」と表現したいのである。むろん、この種の「自立化」は新たな「従属化」でもありうるのだが。

(61) 「シュベリン郡グループ。一九二六年一一月一日から一九二七年一月一五日の間に、調査した六五のグーツのうち、四三のグーツで、計九三の農業労働者家族の流出があった。行く先はハンブルク五家族、リューベック五家族、シュベリン二二家族、メクレンブルクの他の都市が一四家族、農民村落に入植が二一家族、他の農場に移動したものが三一家族であった。流出者の一部は、行く先が見つかった場合に、契約期間中でも農場を離れている。また若干のグーツでは流出は一〇家族にも達している。」Meck. Land-Bote, den 10. 08. 1927.

(62) Meck. Land-Bote, den 05. 10. 1927.

(63) Vgl. Landpost, den 08. 03. 1930; Elsner, u. a., a. a. O., S. 111; Radezki, a. a. O., S. 17; Bade, Massenwanderung und Arbeitsmarkt im deutschen Nordosten..., S. 304, u. s. w.

(64) 外国人労働者のありようは、むろん実態においても第二帝政期と基本的には変わらなかったと思われる。以下は『お城と営舎』と題さ

れた、あるメクレンブルクの「神から忘れ去られた村」(住民数約三〇〇人)についてのルポ記事からの一部引用であるが、ここからも「営舎」の実態、そしてそれに向けられた記者の視線の第二帝政期との同質性を読み取ることができる。記事は地元の自由日雇いの生活に触れた後、「営舎」について次のように報告している。「一般にメクレンブルクの世襲農場やグーツ経営では、他の家々とは相当はなれているところに、まるでゲットーのように「営舎」が建っている。……私はそのなかをみてびっくりした。T型の一階建ての建物で、一五室に区切られていた。「房 Abteil」と呼んで「部屋 Zimmer」とは呼ばない。この部屋にあるのは、二、三枚の「麦わらの布団かけ」、机、そして長椅子である。この部屋に男女のポーランド人とその子供たちがいる。本来は夫婦とその子供、独身の男、独身の女が別れているはずだが、実際には八〇人まで収容可能なこの「兵舎」では「性の共産制」が支配的である。ポーランド人労働者の賃金は、男が時給二五ペニヒ、女が二〇ペニヒで、これにじゃがいも、パン、ラード、石油が支給される。じゃがいもと石油以外は品質はよくない。人々は「営舎」の状況について聞かれると、笑いながら「ポーランド人かい? あいつらはあのこと以外は何も考えていないよ」といって肩をすくめる。……この「営舎」にはさらにポーランド人だけではなく、どこにも故郷をもたない農村放浪者たちがいる。彼らは、あるところから別のところへ流れていき、二、三日働くと稼ぎを全部酒に蕩尽し、管理人につけを回しておいてまたどこかへ行くのである。農場管理人や飲み屋の主人が警察を呼ぶこともしばしばである。だが彼にはそんなことはどうということはない。三日間ほど留置所にいればそれですむことなのである。……」Landpost, den 10. 08. 1929. この記事からは、「営舎」に農村放浪者が相当数存在していたことがわかる。

(65) Meck. Land-Bote, den 31. 08. 1927.

(66) Landpost, den 17. 03. 1928.

(67) Radezki, a. a. O., S. 16f. やはり、一九二〇年代前半の事例であるが、ドイツ人の雇用が住居の新築・改造と結び付いていたことを示すものとして、Untersuchungen über Landarbeiterverhältnisse, Enquete = Ausschuß, II. Unterausschuß, Bd. 7, Berlin 1929, S. 463, 466, 470–471, 494, および Träger, a. a. O., S. 56.

(68) Landpost, den 25. 20. 1928.

(69) Landpost, den 25. 08. 1928: なお、共産党の外国人季節労働者政策については機関紙 Landpost に、「都市での基盤を失った共産党が労農同盟の観点から農村に目を向け、地区指導部がポーランド人季節労働者の人数を調査しその数を七〇〇〇人としているが、これはもちろん大言壮語である」という内容の批判記事が掲載されている。Landpost, den 31. 08. 1929. この記事からすると、シュレスヴィッヒ・ホルシュタインでは何らかの組織化の動きがあったようにも読めるが、これ以上はわからない。E・ヘルンレの手による当時の小冊子においては、大土地所有者が季節労働を利用することで賃金コストを引き下げようとしていること、そして季節労働者はドイツ人労働者の賃金引き下げの力になることが述べているだけで、基本的にはDLVの認識と同じである。Hoernle, E., Die Industrialisierung der Landwirtschaft, Berlin 1928, S. 62–63.

(70) Landpost, den 01. 03. 1930.

(71) Franck, H., Landarbeiterfrage in Schleswig-Holstein in wirtschaftlichen und politischen Wechsel, Diss. Hamburg, 1921, S. 42; Nabert, a. a. O., S. 61–62.

(72) Dräger, a. a. O., S. 78–79.

(73) Nabert, a. a. O., S. 62.

(74) Matz, J., a. a. O., S. 135.

(75) 前掲拙稿を参照。

(76) 一九三二年、国会議員選挙運動期間中の七月一〇日に起きたナチスとＳＰＤの政治的衝突事件は、郡都であるエッケルンヘルデの「組合の家」において起きている。この日の午前中には農業労働者関係の集会があった模様であり、そのためであろうか、この衝突で農業労働者二人とナチス側一人（どのような人物かは不明）が死亡した。詳しくは、当該時期の Eckernförder Zeitung、および Schnunck, K. -W., Der Sturm auf das Gewerkschaftshaus in Eckernförde, in; Vergessen und Verdrängt, S. 104ff. u. 132f. を参照のこと。同じような衝突は、同じ日、プレーン郡のプレーツでも生じている。Ostholsteinisches Tageblatt, den 12. 07. 1932, u. den 13. 07. 1932.

(77) Stokes, The Social Composion of the Nazi Party in Eutin, S. 14–19. ここではオイティン党員のプロレタリア的要素の強さ（三七％）、および土着的・農村的性格の強さ（七割から八割が州内の人口一万人以下の地域からの出身者）であることが指摘されている。また、ミュールベルガーは、ポーセン・西プロイセン東部国境地域についてのナチ党員の社会層分析から、同じくナチ党員中の労働者の比重の高さを指摘するが、その労働者の実態を各種の農業労働者および農村の中小営業下の労働者であると推定している。Mühlberger, a. a. O., S. 298. これらは、本書の趣旨に沿えば、「生活の自立化」を目指して近隣の地方都市に流出した農村労働者がナチズムを支持するという文脈の存在を予感させるものである。

表 5-8　農業労働者の食生活

	ワイマール期 (1920 年代末)				第二帝政期 (1883/85 年)	
	農業労働者 (Deputanten)			都市下層民	農場奉公人 Gutsknecht	仕立て職人
場所	北東ドイツ	中部ドイツ	全国平均	ハンブルク	シュトールマルン郡	キール
肉・ソーセージ (kg)	61.6	55.5	47.5	39.2	26.1	40.0
魚 (kg)	4.7	6.3	4.3	10.2		6.5
ミルク (リットル)	208.3	195.0	194.7	14.3	295.8	69.6
バター (kg)	4.5	6.8	5.4	4.5	13.1	15.2
チーズ (kg)	1.8	4.6	2.0	5.1	4.4	6.5
脂・マーガリン (kg)	8.1	12.1	9.84	17.9	8.7	4.4
卵 (個)	226.8	162.1	182.2	127.0		
パン (kg)	142.8	118.8	130.8	131.7	121.8	100.1
穀粉製品 (kg)	60.1	67.7	64.1	19.1	34.8	6.5
ジャガイモ (kg)	362.6	307.8	287.9	122.5	130.5	94.0
野菜 (kg)	26.8	35.6	31.1	37.6	4.4	2.2
果物 (kg)	7.9	11.6	9.7	26.6		10.4 (スモモ)
砂糖 (kg)	12.4	14.0	12.3	17.4	15.7	10.9

注　：年間の消費量．ただし，第二帝政期の数字は三週間分の消費量を単純に年間に換算した．とくにシュトールマルン郡の農業奉公人の数字は良好事例である．

出典：ワイマール期については，Hofer, M. Die Lebenshaltung des Landarbeiters, Wirtschaftsrechnugen von 130 Landarbeiterfamilien, (Eine Erhebung des Reichsverbandes ländlicher Arbeitsnehmer, Berlin 1930, S. 146, 235-236. 第二帝政期については，Sievers, K-D., Sozialgeschichte Schleswig-Holsteins in der Kaiserzeit, Neumünster 1991, S. 117, u. 124.

表 5-9　農業労働者年間家計収入の内訳　1929-30 年 (単位：マルク)

	シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン		メクレンブルク・シュベリン		P. ザクセン	
標本家計数 (戸)	13		12		28	
平均家族員数 (人)	4.69		5.08		5.04	
平均就業者数 (人)	2.08		2.33		2.96	
現金賃金収入総額	837.17	(39.1)	717.89	(29.1)	1595.57	(63.5)
現物賃金：市場価格評価	645.60	(30.1)	750.81	(30.5)	376.27	(15.0)
自己経営農産物販売収入	337.73	(15.8)	729.57	(29.6)	188.84	(7.5)
農外かつ就労時間外の副業収入	23.31	(1.1)	97.72	(4.0)	48.8	(1.9)
その他収入総額	277.06	(12.9)	139.73	(5.7)	282.24	(11.2)
現金残高 ('29,7/1)	19.69	(1.0)	29.89	(1.2)	19.82	(0.8)
借金・融資	3.15	(0.0)				
収入計	2143.71	(100.0)	2465.61	(100.0)	2511.54	(100.0)

注　：括弧内の数字は構成比 (パーセント) を表す。

出典：Bernier, W., Die Lebenshaltung, Lohn-und Arbeitsverhältnisse……, S. 50-51

補説　ハノーファー農村における女性労働者とナチズム

序章の末尾で触れたように、そしてまたこれまでの叙述を振り返れば容易に気づくように、農業労働者の社会史を論じるとき、固有の領域としての農村女性労働者論が本来必要不可欠である。だが、本書においては私の力量不足により、これを独立した章として論じることはできなかった。ところで、本文中で度々言及したように、近年、マイアー＝カイエンブルクの手により『農村における女性労働。一九一九―一九三九年のハノーファーにおける女性賃労働者の状態について』(Meier-Kaienburg, Frauenarbeit auf dem Land. Zur Situation abhängig beschäftigter Frauen im Raum Hannover 1919-1939, Verlag für Regionalgeschichte, Bielefeld 1992) と題する書物が出版された。この本は、従来完全に空白だった戦間期の農村女性労働者のありようを、オーラルヒストリーという日常史研究の手法によりながら明らかにした点で大いに評価されるべきものであるが、同時に「〈土着〉と〈他所者〉の農業労働者のあり方」という視角からドイツ農村史を見直すことを目的とした本書にとっても、非常に数多くの興味深い事実を提供している。以下では、この書物の提供する材料によりながら（内容紹介や評価ではない）、本書で展開してきた視角によりつつ、農村女性労働者問題とナチズムの関わりについて私なりに簡単に言及しておきたい。

I　農村女性労働者の三つのグループ

マイアー＝カイエンブルクが対象としているのはハノーファー県の農村部、特にブルクドルフを中心とする地域である。耨耕作を中心とした農業地域であり、中小農経営の他に、アスパラガスや野菜を大規模に作付けしているグーツ経営が存在していることが特徴である。この経営は同時に野菜缶詰工場であった。

さて、この地域における農村の女性労働者は主要に三つのグループからなる。第一は小農の娘であって結婚により農民の妻となるグループ、第二は夫が在地の労働者であって、ライフサイクルによって農業女子労働者であったり、農村の工場労働者であったりする土着の女性労働者グループ、そして第三にアスパラガスや野菜の作付けと収穫に従事する「営舎」の女子季節労働者、具体的にはシュレージエン出身の国内移動労働者である。ワイマール時代の「ドイツ人」女子農業季節労働者の最大の供給地は上シュレージエンであるが、そこは特にポーランド人の比率が高い地域であり、住民の七〇～七四％がポーランド語、ないしポーランド語とドイツ語のバイリンガルであったといわれている。(Radetzki, W., Die inländischen landwirtschaftlichen Wanderarbeiter Deutschlands, Breslau 1930, S. 35f. bes. 37.)なお、同時期、西部ホルシュタインのピンネンベルクにも東部出身の女子季節労働者を利用する苗木経営がある。彼女たちも「劣悪な営舎」に暮らしている。(Schleswig-Holsteinische Landpost, den 01. Dez. 1928)

以上三つのグループのうち、第一のグループは若いときに農村の労働者として暮らすといっても、基本的には農民層に属する。ここで注目したいのは第二と第三のグループであり、特に両グループの間には集団の帰属感情の点

で明白な差がみられることである。

例えば第二のグループに属する土着の「アスパラガスむき Spargelschälerin」娘Aの例をみてみよう。彼女は一九〇七年、ハノーファー農村部の小都市に生まれ、一九二〇年代初頭、卒業と同時に缶詰工場の「アスパラガスむき」の仕事に従事する。ちなみに「アスパラガスむき」は工場のなかでの仕事であって野良での仕事ではない。注目したいのは、彼女は当時の職場を、確かに空気は悪く仕事はきつくて長時間労働であったが工場は気に入っていた、土着の女たちはよく知った仲で気楽だったし、仕事の最中にもいろいろおしゃべりができた、みんなで唄を歌い、それにあわせて体を揺らした、と回想している点である（Meier-Kaienburg, S. 254）。工場の女性労働者たちが土着の女性たちからだけなること、それが彼女たちにとって容易に同一化できる空間であったことをこの事例は語っている。

女子季節労働者たちの経験世界はこれとは異なっている。彼女たちがどういう視線を浴びていたか。季節労働者でありながら結婚によって定住化するEの体験、おそらく珍しいあろう事例をみてみよう。

Eは一九一四年シュレージエン生まれ。一九三二年に職安の仲介によって一〇〇人以上の娘とともに、季節労働者としてアスパラガスの収穫にやってきた。五月から一〇月までアスパラガス、大豆、えんどう、ニンジンの収穫に従事した。仕事にはすぐになじみ、一緒に生活し働く同じ境遇の娘たちとも仲良くなった。彼女はハノーファーが気に入ったから冬になっても故郷に帰らず、夏はアスパラガス収穫、冬は奉公人という生活を三年間続けた。一九三五年年にダンスで知り合った缶詰工場の労働者の夫と結婚、三年後（一九三八年）に息子が出生。出産後一年間は仕事を休んだが、その後子供を姑に預けて缶詰工場の仕事に出かける。だが、姑との関係はよくなかった。姑は息子には「アスパラ娘」ではない娘を望んでいたのである。（Ebenda, S. 251-253）

確かに、若い季節労働者たちは「営舎」の内部世界においては自分たちの帰属集団を見いだしていた。しかし、一歩外にでれば彼女たちは土着の農村世界の周辺者である。この事例ではなによりも結婚差別の存在がそのことを端的に物語ろう。土着の人々は季節労働者を「アスパラたち Spargelische」とか「ポーランド娘 Polenmädchen」などと呼び、特に男たちは「アスパラ娘はいつだってものにできた」と回想したという（Ebenda, S. 339, Anm. 18）。女子の「外国人」季節労働者問題が営舎の「性道徳」と結び付けられて意識されたことについては本書の第三章で指摘したとおりだが、ハノーファー農村においても、婚外出生児の母とされるのは、ハノーファー北東部の「アスパラ娘」、同南部のユンカー経営における「甜菜娘」、ノイシュタット泥炭地域の「泥炭堀娘」、要するに貧困な東部地域からの出身者たちであった。（Ebenda, S. 280. なお、外国人を利用するシュレスヴィッヒ・ホルシュタインの泥炭経営について、Landpost, d. 21. 06. 1930 を参照。）

2　家族に規定された農村女性労働者の行動とナチズム受容のあり方

以上のハノーファー農村における〈土着〉と〈他所者〉のあり方は、基本的には本書で論じてきた内容を女性労働者に即して再確認したものである。ところで、固有な意味での土着農村女性労働者の特徴がどこにあるのか、つまり、男と違いがどこにあるのかといえば、それは土着の男たちがあくまで特定の職能と結び付いているのに対し、農村女性労働者はむしろ家族のあり方と強く結び付いていること、これに規定される彼女たちのライフサイクルに強く結び付いている点である。彼女たちが、土着の奉公人か、農業自由日雇いか、あるいは農村工場労働者か、こ

れを決めるのは、彼女たちのライフサイクルそのものである。この点については既に本書第三章第一節（とくに一五九頁以下）で言及したとおりである。

さて、問題はこうしたあり方が農村女性とナチズムの関わり方に大きな作用を与えている点である。ハノーファー農村において、先にあげた三つの農村女性グループのうち、ナチズムを最も受容したのは農村の土着の女性労働者たちであった。(Ebenda, S. 326-327)

ナチズムが特に土着の農村女性労働者層の合意を調達しえた背景として、第一に注目されるのは、彼女たちの家事への意識のあり方であろう。工場での労働は土着の女性たちのよりどころではあったが、マイアー＝カイエンブルクによれば、同時に彼女たちは自分たちが、農村下層の出自であること、職業教育を受けていないことにより、家の外では「価値のない人間」と感じており、その裏返しとして自らの家事役割（彼女たちの場合、果樹、野菜、小家畜飼育を含む）への誇りが強く意識されていたという。「私はいつも昼食を作った。夫も子供も不自由しないように ね。」(Ebenda, S. 269-271) こうした意識のありようが――それは家族のありように規定されるライフサイクルを支える意識でもあったろうが――ナチズムの農村女性の役割の再評価と呼応したのだという。

土着農村女性労働者のナチズム受容のその他の重要な要因としては、ナチスの強い指導による工場における労働条件の改善（特に衛生面）、住宅建設補助政策があげられている。土着農業労働者の住宅願望の強さについては第五章で述べたとおりだが、ハノーファーにおいても、政府の補助金によって自己住宅を所有しえたことは、多くの聞き取りのなかで大きな出来事として登場しているのである。

全体として土着女性労働者層についていえば、ナチスの時代が、家族のありようと深く結び付く生活全体の改善

という視角から意識されていたことがわかる。

こうしたあり方は、一方で農民経営の妻の場合とは多少異なるものであったろう。一般には農民たちの不満ははるかに経営的な内容と結び付いており、またこの点がネックとなって農民たちとナチ政権との間には一定度の距離があったのである。農村女性に即していえば、三〇年代後半は、農業奉公人の流出により家族労働力としての彼女たちへの負担がより一層重くなる時期である。外国人労働者の大量導入の背景にはこうした側面があることは否定できない。

他方で、女子季節労働者たちはナチズムにほとんど無反応であった。ドイツ女子青年同盟ＢＤＭ（ヒトラーユーゲントの下部組織）はドライブ、遊び、唄、遠足、お祭りなど余暇の組織化を通しての組織化を行うが、女子季節労働者についてはこの試みは明白に失敗した。彼女たちは、それでなくてもわずかな自由時間なのに、それを自分たちが帰属感情をもたない土着者グループへの参加のために浪費しようなどとは考えなかったのだという。（Ebenda, S. 302）彼女たちは農村の周辺部にいたのであり、彼女たちにとってナチズムとは土着の農村世界の話であった。マイアー＝カイエンブルクが必ずしも自覚的に追求していないこともあって、十分明らかにはしえないのだが、家族生活を中心として構成される土着の女性労働者のナチズムの受容のあり方は、おそらくは女子季節労働者への視線のあり方と重なっていたと考えられるのである。

終章

――ドイツ農村における「土着」と「他所者（フレムデ）」――

序章で述べたように、本書の最大の眼目は、多様な農村の農業労働者に着目し、特にこれを広義の「エスニシティ」問題として捉え直す視角から一九世紀末から二〇世紀初頭にかけての「古典的近代」から現代社会への転換期におけるもう一つのドイツ農村社会像を描くことであった。それはとりもなおさず、従来の「中間層テーゼ」に依拠する議論、つまり「市場に適合できない伝統農民」を設定し、これを組織化する農業中間組織のありようから、ナチズムの「強制的同質化」にいたる農業の社会統合を論じるスタンスを相対化することを意図したものであった。実際、ここまでの叙述からは、従来の議論が想定しているほどにはドイツの農村は伝統な世界にとどまっていたのではないこと、むしろ、意外といえるほどに、現代社会のその出生時においては農村においても「階級的なもの」と「社会国家的なもの」が深いところで「民族的なもの」と結び付いていた状況が浮かび上がってくるであろう。以下、これまでの叙述をまとめる意味で、土着下層民自立論、農村の「他所者（フレムデ）」論、農村のナチ化論の三点について述べることで、本書のエピローグとしたい。

1　農村下層民の社会的自立論

本書で扱った土着の農業労働者は、具体的には農業奉公人、自由日雇い、グーツの常雇労働者である。彼らはそれぞれが置かれている農業・農村構造や雇用制度のありように応じて異なる側面をもっているが、他方で、その態度や境遇において共通するものがあった。一九世紀末からの複合的な労働市場の構造転換（それは資本主義の蓄積運

動に規定される）が彼らに与えた「社会的自立化」の可能性がそれである。しかも、その「自立化」はなによりも「生活の領域における自立化」としてはじまったという点が重要である。例えば、第二帝政期の奉公人にとってはそれは生活時間の自己支配という形で現れ、土着日雇い層にとっては「小所有化」を動機とする半プロレタリア化志向という形でそれは現れた。ワイマール期は、これらの志向性が、様々なズレを生じつつもより明確に社会国家的な統合様式の展開によって「制度化」された時代と見なすことができる。（不十分であったとはいえ）組合による賃金協約制度、消費と余暇の組織化・「政治化」、さらには当局による入植政策・住宅補助金政策の実施などがその具体的な内容であった。従来、ドイツにおける農業と社会国家の問題は、関税政策を中心とした農業保護を軸に議論されるきらいがあったのであるが、それとは異なり「生活の自立化」を求める農業労働者の問題としてこの問題を論じうる余地があることを以上のことは示しているといえよう。だが、こうしたあり方は、同時に他方で農村の多様な「他所者」農業労働者のありようと深く関わっていたのである。

2　農村における「他所者（フレムデ）」の問題

他方で、本書は農村における「他所者」の問題を一つの中心的モチーフとして構成されている。本書では、それはモナーヘンと季節労働者という「他所者」農業労働者問題に限定して議論してきたのであるが（したがって、ユダヤ人など労働力問題と結び付かない他者の問題は扱われていない）、その場合、議論のポイントはここでは実は二つ存在

している。

第一のポイントは、新しく登場した「他所者」労働者が経済的のみならず社会的・政治的に固有の属性をもつグループとしてどう形成されてくるのか、農村の日常世界のなかでどう「可視化」されていくのかという視角である。ここでは、やや強引ながら、それを「他所者」労働者のカテゴライズのあり方として論じたのであった。既述のように、農村放浪者モナーヘンのカテゴライズの仕方と外国人季節労働者の場合のそれとは、明確な差が確認される。モナーヘンは新種の脱穀労働者であるのに、社会保険設立の試みの挫折にみられるように労働政策的観点からの「制度化」はなされない。彼らのカテゴライズの仕方は曖昧であるが、あえて規定するとすれば、農村のアウトサイダーとして、文化的・道徳的観点から社会的次元でカテゴライズされている。それがゆえに、ワイマール期にいたって農村社会の危機に連動する形で脱穀労働者問題が顕在化すると、解決は社会的な排除としてしかなされなくなるのである。

これに対して東欧季節労働者の場合は明白である。彼らは「外国人労働者」としてカテゴライズされる、つまり「国民的労働市場」の外側に別種の労働力として「外部化」されるのである。ワイマール期における外国人労働力の半減、恐慌期における完全排除、ナチズムの時代における急速な導入の回復、そして最後には戦時の外国人強制労働力の導入。こうした一連の過程こそが「外国人労働者」の「制度化」・「システム化」を雄弁に物語っているのである。

「他所者」労働者を議論する上でのもう一つのポイントは、このように形成された「他所者労働者」問題のありようが、現代社会の成り立ち方に関わって、受け入れ側の農村の社会統合のありようをいかに規定していくのかとい

う視角である。（これは、序章で述べた「周辺者」に着目することの意味の問題とも関わっている。）この点は、ディトマルシェン農村を事例として第四章においては、「労働忌避者」というイメージと結び付けられたモナーヘン排除の裏返しとして「勤勉な土着者」の論理が社会統合原理として作用した点に明瞭に描かれている。しかも、それは「ナチへの支持」の論理であるのみならず、同時に潜在的にはワイマール期の社会政策にも共有されている論理であった。これに対して季節労働者については、主に第三章と第五章において、「営舎」に象徴される可視化を通して、「家族生活も営めない」存在としてポーランド人労働者が観念されていく過程、そしてこれに対応しつつ新しい消費に導びかれた「自立的生活」の享受の論理がドイツ人たることの象徴になっていく過程として「反作用の論理」は描かれている。このように、限定された範囲ながらも「他所者」農業労働者への着眼から農村の社会統合のありようを見るとき、農村は反近代化の砦としてではなく現代に固有の「階級」と「民族」と「国家」の結び付きを備えた社会空間として現れてくるのである。また、こうした観点は、例えば外国人労働者を「制度」の側面でのみみているときには決して浮かび上がってこない観点である。第一のポイントとして述べた経済次元、社会次元の具体的なありようまで踏み込んで「他者の形成」を論じたとき、はじめて第二のポイントの意義が自覚化されるのである。

3　農村のナチ化論

以上の統合論は、実は土着の自由日雇いやグーツの労働者とモナーヘンや季節労働者を区切る階層の仕切線が、

単なる労働力形態を区別する線ではなく、農村の（広義の）エスニシティを秩序づける仕切線でもあること、つまり「土着」と「他所者」の仕切線でもあることを根拠に展開されている。本書では、私は主要に土着の農業労働者について述べつつ、実はこれを土着の農村民全体の統合論としても論じているのだが、それが必ずしも不当ではないのは、この「仕切線」のあり方によっているのだ。

しかし、そのことは同時に固有の層としての農民層および大農業者層についての、固有な統合のあり方を否定するものではない。本書では、農民層の動きについては、主に第一章と第二章において大農層の市民化・所有ブルジョア化・新保守主義化としてこの問題について言及しているが、その本格的な展開は第二章の末尾に述べたように本書では果たしえなかった。その意味で、本書は確かに従来の農民層中心の歴史像に対するアンチテーゼにしかすぎないのである。

だが、その点は認めた上で、なおこの固有の農民の動きについても「他者」に関わる問題が重要な論点であると私は考える。ナチズムの農本主義思想において最大の「他者」はやはり「ユダヤ人」なのだろうが、例えばナチス農業大臣のダレーはユダヤ人を都市の放浪者として、「土地に根ざした人」としてのゲルマンに対比しているのである[1]。こうしたユダヤ観は、先にみた「モナーヘン」や「外国人労働者」を半ノマド視する視線とかなり近いように思われる。固有のものとしての農民層のナチへの統合論理を論じるときにも、そして「農業の苦境＝農民の苦境＝救済者としてのナチ党」というのではなく一九世紀末の所有ブルジョア化のその向こうに農民のナチ化を見通そうとするときにこそ、「他者」論的視角はなお有効であるように思われる。

本書で扱ったナチ化論は、主要には農業労働者に即したものである。ナチズムの農本主義を論じる場合、注目す

べきは、それが「ドイツの農民」を中心的カテゴリーとして措定していることである。なぜなのか。そのことの社会史的な意味は何なのか。本書の特徴の一つは、この問いを農民層だけのものに限定しないこと、そして多様な土着農業労働者の自立化志向と結び付けて議論しようとすることにある。第四章の末尾に書いたように、中期的にみるとき、注目すべきは、農業労働者問題の解決の道が「小農化」に求められたこと、しかもそれが各種移動労働者の排除の過程と抱き合わせになっていたことである。繰り返すが、「農民化」戦略の受容は、農業労働者が「伝統的農民のノルム」に縛られていたことを示すのではなく、彼らが近代的な「自立化」を求めていたことであり、それがドイツ国民であることの証でもあったことを意味していたのである。ここでも、ナチズムの農本主義は近代のエスニシティ問題と関わらせて議論しうるのである。そして、それが首尾よく果たされるときに、ナチズムの農本主義理念をモダニズムのなかにより明白に位置づけることが可能になるのだと思う。

本書の目的は、もう一つの近代ドイツ農村史の叙述であった。そこは決して伝統と静寂が支配するだけのところではない。そこは「差別される職能」としてのグーツの農業労働者の問題、外国人季節移動労働者に体現される多様な「民族問題」、そして、そうした状況のなかでのナチ化の問題、さらには土地改革から集団化にいたる戦後東独農村の「社会主義」権力の形成の問題など、もう一つの「二〇世紀ドイツ社会」の存立の条件に深く関わる多様な問題群を内包しているところなのである。

註

(1) Corni, G., / Gies, H., Blut und Boden. Rassenideologie und Agrarpolitik im Staat Hitlers, Idstein 1994, S. 78–79.

参考文献

史料と欧文文献は、本書注記において言及した引用文献以外にも、特に本書作成に当たって参考にした文献を掲載した。邦語文献は原則として引用文献に限定した。

行政文書・個人史料

Landesarchiv Schleswig (LAS)

101-IVAIV (40) Errichtung einer Krankenversicherung der im Dreschmaschinen-Betriebe beschäftigten Arbeiter.

301- 1350 Lohn,-Lebens- und Wohnungsverhältnisse der landwirtschaftlichen Arbeiter.

301- 3478 Landarbeiterstreiks in Schleswig-Holstein, 1918-1924.

309- 8661 Landarbeiterstreiks in Schleswig-Holstein, bes. Dithmarschen.

309- 10746 'Nachweisungen' der Landräte über Streiks, Schleswig-Holstein.

309- 12507 'Nachweisungen' über ausgewiesene Ausländer, 1913-1916.

309- 22875 Wöhrden und nachfolgendes Versammlungsverbot.

Staatsarchiv Merseburg

Rep. 87B-92, 277, 278, 279, 286

Rep. 77. Tit. 922-71

Bundesarchiv, Abt. Potsdam, Reichsarbeitsministerium, Abt. IIIb, 2298-2311.

Mecklenburgische Landeshauptarchiv Schwerin, Ministerium des Innern Schwerin, Nr. 13681, Bd. 1-2

Lohnbuch (1929-1939) und Anschreibebuch (1932-) von Familie Thomsen (J. W. Thomsen 氏所有)°

Aufzeichnung von Klaus Voß (Frau Anni Grossmann 氏所有)°

組合機関紙および地方新聞

Landwirtschaftliches Wochenblatt für Schleswig-Holstein, 1890-1894 (Schleswig-Holsteinische Landesbibliothek)
Schleswig-Holsteinische Landpost, 1928-1930. hg. v. Deutscher Landarbeiterverband für den Gau Schleswig-Holstein. (Schleswig-Holsteinische Landesbibliothek)
Mecklenburger Land-Bote, 1927-1930. hg. v. Deutscher Landarbeiterverband für den Gau Mecklenburg. (Mecklenburgischer Landesbibliothek)
Heider Anzeiger (Heide), 1887-1889.
Dithmarsche Boten (Wesselburen), 1928-1933.
Dithmarsche Landeszeitung (Meldorf), 1928-1933.
Ostholsteinisches Tageblatt und Plöner Zeitung (Plön), 1928-1933.
Eckernförder Zeitung (Eckernförde), 1928-1933.

統計

Statistik des deutschen Reichs (S. d. d. R.), Bd. 46, 210, 211, 212, 404, 409, 410, 412, 455, 459, 460, 461.
Landwirtschaftliches Adreßbuch der Güter und größeren Höfe der Prov. Schleswig-Holstein, Leipzig 1927.
Reichs-Arbeitsblatt, hg., von Kaiserlichen Statistischen Amte Abt. f. Arbeiterstatistik, 1911-1914.

欧文文献

Achilles, W., *Die Entbäuerlichung der Bauern 1882-1907. Dargestellt an den Regionen Magdeburger Börde, Anhalt, südliches Niedersachsen und Oldenburg*, in: Vierteljahrschrift für Sozial-und Wirtschaftsgeschichte (V. S. W. G.), Bd. 76. H. 2, 1989.
Ders., *Deutsche Agrargeschichte im Zeitalter der Reformen und der Industrialisierung*, Stuttgart 1993.
Ders., *Agrarkapitalismus und Agrarindividualismus. Leerformeln oder Abbild der Wirklichkeit ?*, in: V. S. W. G, Bd. 81, H. 4., 1994.
Ast-Reimers, I., *Landgemeinde und Territorialstaat*, Neumünster 1965.
Aus dem Tagebuch eines Sachsengängers aus der Heide. Nach Aufzeichnungen einnes früheren Sachsengängers von Johannes Mühlradt, Selbstverlage, Liebenwerda 1915.
Bade, K. J., *Massenwanderung und Arbeitsmarkt im deutschen Nordosten von 1880 bis zum Ersten Weltkrieg. Überseeische Auswanderung und kontinentale Zuwanderung*, in; Archiv für Sozialgeschichte, Bd. 20., 1980.

Ders., *Vom Auswanderungsland zum Einwanderungsland ? Deutschland 1880-1980*, Berlin 1980.

Ders., *Vom Auswanderungsland zum >Arbeitseinfuhrland<. Kontinentale Zuwanderung und Ausländerbeschäftigung in Deutschland im späten 19. und 20. Jahrhundert*, in; ders. (hg.), Auswander—Wanderarbeiter—Gastarbeiter, Bd. 2, Berlin 1984.

Ders., *Arbeiterstatistik zur Ausländerkontrolle: die >Nachweisungen<der preußischen Landräte über den >Zugang, Abhang und Bestand der ausländischen Arbeiter im preußischen Staate <1906-1914*, in; Archiv für Sozialgeschichte, Bd. 24., 1984.

Ders. (hg.), *Deutsch im Ausland, Fremde im Deutschland. Migration in Geschichte und Gegenwart*, München 1992.

Becker, H., *Handlungsspielräume der Agrarpolitik in der Weimarer Republik zwischen 1923 und 1929*, Stuttgart 1990.

Bentzien, U., *Die mecklenburgischen Drescher und die Einführung des Maschinendreschers*, in: Deutsches Jahrbuch für Volkskunde 10, 1964.

Ders., *Landbevölkerung und agrartechinischer Fortschritt in Mecklenburg*, Studien zur Geschichte, Bd. 1., Berlin (o) 1983.

Berdahl, R. M., *Preußischer Adel; Paternalismus als Herrschaftssystem*, in; Puhle. H. J. / Wehler, H. U. (hg.), Preußen im Rückblick, Göttingen 1980.

Bernier, W., *Die Lebenshaltung, Lohn = und Arbeitsverhältnisse von 145 deutschen Landarbeiterfamilien*, Schriften des Deutschen Landarbeiter = Verbandes Nr. 32, Berlin 1931.

Berthold, R., *Landwirtschaft und Saisonarbeiter in der preußischen Ostprovinzen (bis 1914)*, in; Zeitschrift für Agrargeschichte und Agrarsoziologie (Z. f. A. A.), Jg. 42. H. 1., 1994.

Bessler, J. B., *Die Streikbewegung in der deutschen Landwirtschaft unter besonderer Berücksichtigung Ostelbiens und Mitteldeutschlands*, Bamberg 1927.

Beyer, H., *Die Landvolkbewegung Schleswig-Holsteins und Niedersachsens 1928-1932*, in; Jahrbuch der Heimatgemeinschaft des Kreises Eckernförde, Bd. 15., 1957.

Ders., *Landbevölkerung und Nationalsozialismus in Schleswig-Holstein*, in; Z. f. A. A., Jg. 12., 1964.

Ders., *Die Agrarkrise und das Ende der Weimarer Republik*, in; Z. f. A. A., Jg. 13., 1965.

Böttcher, H., *Gutswirtschaft auf dem Hof Stendorf in der Mitte des vorigen Jahrhunderts*, in; Jahrbuch für Heimatkunde Oldenburg / Ostholstein, 32, 1988.

Ders., *Gutswirtschaft auf dem Hof Stendorf unter Pächter Drenkhan*, in; Jahrbuch für Heimatkunde Eutin, 22, 1989.

Bokelmann, *Die bäuerlichen Verhältnisse der Provinz Schleswig-Holstein*, in; Bäuerliche Zustände in Deutschland, Schriften des Vereins für Sozialpolitik (S. V. f. S.), Bd. 23., Leipzig 1883.

Bornhak, C., *Grundriß des Deutschen Landwirtschaftsrechtes*, Leipzig 1921.

Boyens, W. F., *Bedeutung und Stand der inneren Kolonisation in Schleswig-Holstein*, Diss. Halle, 1929.

Breilinger, K-B., *Die Landarbeiter in Pommern und Mecklenburg*, Heidelberg 1903.

Brockhaus, *Stockhardt's angehender Pächter*, 8. Aufl., 1892.

Bry, G., *Wages in Germany 1871-1945*, Princeton 1960.

Christensen, J., *Lumpazivagabundus*, in; Heimat 65, 1958.

Coppin, G., *Landvolkbewegung und Nationalsozialismus im Schleswig-Holsteinischen Marschgebiet 1928-1932*, Examenarbeit, Universität Lille, Lille 1975.

Corni, G. ./ Gies, H, *Blut und Boden. Rassenideologie und Agrarpolitik im Staat Hitlers*, Idstein 1994.

Dietrich, A., *Die Zeitpachtdörfer in Schleswig-Holstein*, in; Bericht über Landwirtschaft, N. F. Bd. 2, H. 1, 1924.

Ders., *Die Zeitpachtdörfer in Schleswig-Holstein als Problem der Siedlung*, Schriften zur Förderung der inneren Kolonisation, H. 37, Berlin 1926.

Dietze, C., *Die Ostdeutschen Landarbeiterverhältnisse seit der Revolution*, Berlin 1922.

Dirks, H., *Minschenmarkt in Olnborg*, in; Jahrbuch für Heimatkunde Oldenburg, 26, 1982.

Dräger, H., *Die Instleute oder Insten in Schleswig-Holstein. Ihre Geschichte, ihre Bedeutung für den Großbetrieb und ihre Entlohnung*, Diss. Kiel 1927, Langensalza 1927.

Dohse, K, *Ausländische Arbeiter und bürgerlicher Staat*, Berlin 1985.

Ehlers, H., *Drei Jahre 'Dienstjunge' auf einem Bauernhof*, in; Kieler Blätter zur Volkskunde 14. 1982.

Ehrenberg, R. u. a., *Der Kontraktbruch der Landarbeiter als Massen = Erscheinung*, Landarbeit und Kleinbesitz, Heft 1, Berlin 1907.

Ders., *Heimatpolitik*, Rostock 1908.

Eidenbenz, M., *,Blut und Boden' Zu Funktion und Genese der Metaphern des Agrarismus und Bibliogismus in der nationalsozialistischen Bauernpropaganda R. W. Darrs*, Bern 1993.

Elsner, L. / Lehman., J., *Ausländische Arbeiter unter dem deutschen Imperialismus 1900 bis 1985*, Berlin 1988.

Farr, I., *Populism in the Countryside. The Peasant Ligues in Bavaria in the 1890's*, in; R. J. Evans (ed.), Society and Politics in Wilhelmine Germany, London / New York 1978. エヴァンス編(望田幸男他訳)『ヴィルヘルム時代のドイツ―下からの社会史―』(晃洋書房) 一九八八年。

idem., *Peasant Protest in the Empire — The Bavarian Example*, in; Moeller, R. G. (ed.), Peasant and Lord in Modern Germany. Recent Studies in Agricultural History, Boston 1986.

idem., *"Tradition" and the Peasantry on the Modern Historiograhy of Rural Germany*, in; R. Evans and W. R. Lee (ed.), The German Peasantry. Conflict and Community in Rural Society from the Eighteenth to the Twentieth Centuries, London 1986.

Flemming, J., *Landarbeiter zwischen Gewerkschaft und >Werkgemeinschaft<*, in; Archiv für Sozialgeschichte, Bd. 24, 1974.

Ders., *Landwirtschaftliche Interessen und Demokratie. Ländliche Gesellschaft, Agrarverbände und Staat 1890-1925*, Bonn 1978.

Ders., *Die Landarbeit in der Zeit der Industrialisierung. Der >preußische Weg<*, in; Eggebrecht, A., u. a. (hg.), Geschichte der Arbeit vom Ägypten bis zur Gegenwart, Köln 1980.

Ders., *Die vergessene Klasse: Literatur zur Geschichte der Landarbeiter in Deutschland*, in; Tenfelde, K. (hg.), Arbeiter und Arbeiterbewegung im Vergleich. Berichte zur internationalen historische Forschung, München 1986.

Ders., *Fremdheit und Ausbeutung. Großgrundbesitz, "Leutenot" und Wanderarbeiter im Wilhelminischen Deutschland*, in; Reif, H. (hg.), Ostelbische Agrargesellschaft im Kaiserreich und in der Weimarer Republik, Berlin 1994.

Franck, H., *Landarbeiterfrage in Schleswig-Holstein in wirtschaftlichen und politischen Wechsel*, Diss. Hamburg 1921.

Funk, H., *Die Organisation der ländlichen Arbeitgeber*, Diss. Berlin 1925.

Gravert, A., *Das erste Dreschen mit der Dampf-Dreschmaschine*, in; Archiv für Agrargeschichte der holsteinischen Elbmarschen (A. f. A), Jg. 4., 1984.

Göttsch, S., *Beiträge zum Gesindewesen in Schleswig-Holstein zwischen 1740 und 1840*, Neumünster 1978.

Dies., *Stapelholmer Volkskultur*, Neumünster 1981.

Golz, T., *Die Lage der ländlichen Arbeiter*, Jena 1875.

Gripentrog, G., *Zur Struktur und Funktion der Familie im Leben der werktätigen Dorfbevölkerung zwischen 1900–1960*, in; Rach / Weissel (hg), Teil IV, Berlin (o) 1987.

Großmann, F., *Die ländlichen Arbeiterverhältnisse in der Provinz Schleswig-Holstein*, in; Die Verhältnisse der Landarbeiter in Deutschland, Bd. 2, (S. V. f. S, Bd. 54), Leipzig 1892.

Groth, K., *Der Aufbau des Adolf-Hitler-Koog. —Ein Beispiel nationalsozialistischen ländlichen Siedlungsbaues*, in; Hoffmann / Wurf (hg.), Wir bauen das Reich, Neumünster 1983.

Grunenberg, A, *Die Landarbeiter in der Provinz Schleswig-Holstein und Honnover östlich der Weser*, Thübingen 1899.

Gutknecht, P, *Betriebverhältnisse der deutschen Landwirtschaft, III, Die Landwirtschaft in der Börde*, Arbeiten der Deutschen Landwirtschafts = Gesellschaft, Heft. 130, Berlin 1907.

Haase, *Die Schnitterwohnungen im Kreise Soldin*, in; Zeitschrift für Medizinalbeamte (Z. f. M. B.), 13. Jg., Nr. 6, 1900.

Ders., *Verschleppung der Graulose (Körnerkrankenheit) durch Schnitter*, in; Z. f. M. B., 11. Jg. Nr. 22, 1898.

Hansen, N. / Tillmann, D., *Schleswig-Holsteinische Dörfer in der Kaiserzeit*, Heide 1990.

Heberle, R., *Landbevölkerung und Nationalsozialismus. Eine soziologische Untersuchung der politischen Willensbildung in Schleswig-Holstein 1918–1932*, Stuttgart 1963.

diem., *From Democracy To Nazism: A Regional Case Study on Political Parties in Germany*, Baton Rouge 1945. R・ヘベルレ（中道寿一訳）『民主主義からナチズム』（お茶の水書房）一九八〇年。

Hecker, E., *Nur ein Monarch*, in; Schleswig-Holsteinischer Heimatkalender, 34. Jg., 1972.

Heidemann, J., *Als Lägerdorfer Arbeitersohn in der Marsch. Von meiner Arbeit als Dispensierschüler und Landarbeiter*, in; A. f. A., Jg. 6, 1984.

Heinrich, Ch., *Lebensweise und Kultur der in- und ausländischen landwirtschaftlichen Saisonarbeiter von der Mitte des 19. Jahrhunderts bis 1918*, in; Rach / Weissel (hg.), Teil II, Berlin (o) 1982.

Ders., *Fest- und Feiergestaltung im Familienleben der werktatigen Dorfbevölkerung*, in; Rach / Weissel (hg.), Teil IV, Berlin (o) 1987.

Herbert, U., *Geschichte der Ausländerbeschäftigung in Deutschland 1880 bis 1980*, Berlin 1986.

Hering, F., *Die Landarbeiter und Gewerkschaften*, Schriften des Deutschen Landarbeiter = Verbandes, Berlin 1929.

Hinrichs, P., *Die landwirtschaftlichen Betriebsverhältnisse der großbäuerlichen Geest und Fettweidewirtschaften in Dithmarschen*, Arbeiten der Deutschen Landwirtschafts-Gesellschaft, Heft 188, Berlin 1908.

Hirt, G., *Soziale Probleme und Sozialismus in Dithmarschen in der zweiten Hälfte des 19. Jahrhunderts*, in; Dithmarschen, Heft 4, 1971.

Hoch, G., *Das Scheitern der Demokratie im ländlichen Raum—das Beispiel der Region Kaltenkirchen / Henstedt-Ulzburg (K. Segeburg) 1870–1933*, Kiel 1988.

Hoernle, E., *Die Industlialisierung der Landwirtschaft*, Berlin 1928.

Hofer, M., *Die Lebenshaltung des Landarbeiters, Wirtschaftsrechnungen von 130 Landarbeiterfamilien. Eine Erhebung des Reichsverbandes ländlicher Arbeitsnehmer*, Berlin 1930.

Holander, R. K., *Zu: Monarchen in Dothmarschen*, in; Die Heimat 65, 1958, Kleine Mitteilungen.

Hoffmann, E. / Wurf, P. (hg.), *"Wir bauen das Reich". Aufstieg und erste Herrschaftsjahre des Nationalsozialismus in Schleswig-Holstein*, Neumünster 1983.

Hofgängerleben in Mecklenburg. Selbsterlebens und Selbsterschautes von einem Berliner Arbeitslosen, mit einem Vorwort von A. Bebel, Berlin 1896.

Hopf-Droste, M. L., *Das bäuerliche Tagebuch. Fest und Alltag auf einem Artländer Bauernhof 1873–1919*, Cloppenburg 1987.

Horn, H., *Die Kriminalität der Hopfenzupfer von Spalt. Ein Beitrag zur Kriminalstatistik und Kriminalpsychologie der Landstreicher und Wanderarbeiter*, Diss. Heidelberg, 1924.

Höpner, E, *Die Organisation der landwirtschaftlichen Arbeit auf der Insel Fehmarn*, Kiel 1927.

Hube, R., *Auswirkung des sich in Deutschland entwickelnden staatsmonopolistischen Kapitalismus auf dem mecklenburgischen Großgrundbesitz zwischen 1918 und 1945, dargestellt am Beispiel aus den Kreis Güstrow und Malchin*, Diss. Rostock 1969.

Hübner, H. (hg.), *Lage und Kampf der Landarbeiter im ostelbischen Preußen* (Von Anfang des 19. Jahrhunderts bis zur Novemberrevolution 1918 / 19), Berlin (o) 1977.

Jacobeit, J. u. a. (hg.), *Idylle oder Aufbruch ? Das Dorf im bürgerlichen 19. Jahrhundert. Ein europäischer Vergleich*, Berlin 1990.

Jahnke, K. H., *Die NSDAP in Mecklenburg 1931 / 32*, in; Wissenschaftliche Zeitschrift der Universität Rostock (Wiss. Z. Universität Rostock), G-Reihe 39, 1990, H. 1.

Kaerger, K., *Die Sachsengangerei. Auf Grund personlicher Ermittelungen und statistischer Erhebungen*, Berlin 1890.

Kahrs, H., *Verstaatlichung der polnischen Arbeitsmigration nach Deutschland in der Zwischenkriegszeit*, in; Arbeitsmigration und Flucht. Vertreibung und Arbeitskräfte-regulierung im Zwischenkriegseuropa (Beiträge zur nationalsozialistischen Gesundheits- und Sozialpolitik, Bd. 11), Göttingen 1993.

Kaja, F., *Meine Arbeitsjahre in der Landwirtschaft zwischen 1920 und 1950*, in; A. f. A., 1983.

Karstens, U., *Der Fall "Grantz"*, in; Zeitschrift der Gesellschaft für Schleswig-Holsteinische Geschichte, 1987.

Kautzky K., *Agrarfrage. Eine Übersicht über die Tendenzen der modernen Landwirtschaft und die Agrarpolitik der Sozialdemokratie*, Stuttgart 1899. K・カウツキー（向坂逸郎訳）『農業問題』（岩波文庫）一九四六年。

Kier, -, *Über das Gemeindewesen in den ländlichen Distrikten der Provinz Schleswig-Holstein*, in; Bericht über die Zustände und die Reform des ländlichen Gemeindewesens in Preußen, (S. V. f. S., Bd. 44), Leipzig 1890.

Kopitzsch, W., *Politischen Gewaltaten in Schleswig-Holstein in der Endphase der Weimarer Republik*, in; Hoffmann / Wurf (hg.), Wir bauen das Reich, Neumünster 1983.

Kruse, H., *Sie kommen in unseren Dörfer. Von Sachsengängern, Muusfallenkerls und Röbendeerns*, in; Heimatkundliches Jahrbuch für Kreis Segeberg, 5. 1959.

Lehmann, J / Stutz, R., *Ausländische Arbeitskräfte in Mecklenburg während der faschistischen Diktatur 1933 bis 1939*, in; Wiss. Z. Universität Rostock, G. Reihe 36, 1987, H. 10.

Leister, I., *Rittersitz und adliges Gut in Holstein und Schleswig*, Remagen 1952.

Lembke, F., *Plaudereien aus vergangenen Zeiten*, Beiträge zur Heimat- und Wohlfahrtskunde.

Lezius, M., *Heimatgebiet der Sachsengänger in Brandenburg, Posen und Schlesien*, Naudamm 1913.

Looft, H., *Wanderarbeiter, Tippenbruder, Monarchen*, in; Dithmarschen 1971 / 72.

Lorenzen-Schmidt, K. J., *Die besonderen Merktage aus dem Anschreibebuch eines Grevenkoper Bauern, 1893–1940*, mitgeteilt von Lorenzen-Schmidt, K. J., in; A. f. A., H. 1. 1983.

Ders., Landwirtschaftpolitik und Landwirtschaftliche Entwicklung in Schleswig-Holstein 1933–1945, in; Hoffmann / Wurf (hg.), Wir bauen das Reich, Neumünster 1983.

Ders., K. J., *Die Erhebung zur Lage der Landarbeiter im Jahre 1894*, Mitteilungen zur Situation in den Marschgemeinden des Kreises Steinburg, in; A. f. A., Jg. 7, 1985.

Ders., *Von Tagelöhner, Handablegern und Matthaken*, in; Demokratische Geschichte. Jahrbuch zur Arbeiterbewebung und Demokratie in Schleswig-Holstein, H. 4., 1989.

Ludwig, F., *Die Gesindevermittlung in Deutschland*, Tübingen 1903.

Moeller, R. G. (ed.), *Peasants and Lords in Modern Germany. Recent Studies in Agricultural History*, Boston 1986.

Muller, H. H., *Migrant Workers from East-Elbe and Eastern Europe in the prussian Sugarbeet' Province of Saxony, 1830–1914*, in; Mollett, J. A. (ed.), Migrants in Agricultural Development, 1991.

Münkel, D., *Bauern, Hakenkreuz und 'Blut und Boden'. Bäuerlichesleben im Landkreis Celle 1933–1939*, in; Z. f. A. A., 40., H. 2., 1992.

Ders., *Nationalsozialistische Agrarpolitik und Bauernalltag*, Frankfurt 1996.

Mangelsdorf, U., *Aus der Geschichte des Arbeiter-Radfahrer-Vereins Vorwärts. Dänischeshagen*, in; Vergessen und Verdrängt, Eckernförde 1984.

Matthiessen, M. *"Gastarbeiter" für Rüben und Kohl vor dem ersten Weltkrieg*, Blätter zur Heimatkunde, 1979.

Ders., *Erinnerungen*, Meldorf 1980.

Matz, J., *Landarbeitersiedlung in Schleswig-Holstein von 1919 bis 1939*, MA, Kiel 1987.

Meier-Kaienburg, H., *Frauenarbeit auf dem Land. Zur Situation abhängig beschäftigter Frauen im Raum Hannover 1919–1939*, Verlag für Regionalgeschichte, Bielefeld 1992.

Merki, Ch. M., *Zucker gegen Saccharin. Zur Geschichte der künstlichen Süßstoff*, Frankfurt / M 1993.

Milatz, A., *Wähler und Wahlen in der Weimarer Republik*, Bonn 1965.

Mohr, *Über Schlach und Pocken in Grenzbezirken*, in; Z. f. M. B., 27. Jg. 1914.

Mühlberger, D., *The Occupational and Social Structure of the NSDAP in the Border Province Posen-West Prussia in the Early 1930s*, in; European History Quarterly, Vol. 15, 1985.

Müller, H., *Zur Geschichte und Bedeutung der Rübenzuckerindustrie in der Provinz Sachsen im 19. Jahrhundert*, in; Rach / Weissel (hg), Teil I, 2. Hb, Berlin (o) 1979.

Mytkowicz, A., *Ausländische Wanderarbeiter in der deutschen Landwirtschaft*, Posen 1914.

Nabert, T., *Der großgrundbesitz in der preußischen Provinz Sachsen 1913–1933*, Köln 1992.

Nichtweiss, J., *Die Ausländischen Saisonarbeiter in der Landwirtschaft der östlichen und mittlern Gebiete des Deutschen Reiches von 1890 bis 1914*, Berlin 1959.

Nissen, Nis R., *Begleittext zur Ausstellung >Die Dithmarschen<*, in; Dithmarschen, Heft 2, 1979.

Ders., *Kaiserzeit auf dem Dorf. Landleben um 1900 auf Fotos Thomas Backens*, Heide 1984.

Ders. (hg.), Menschen, *Monarchen, Maschienen. Landarbeiter in Dithmarschen*, Heide 1988.

Olbrich, H. (hg.), *Sozialbericht von Johannes Hesekiel, 1866. Über die Wanderarbeiter beim Rübenanbau und in den Zuckerfabriken der Provinz Sachsen*, Berlin 1982.

Paetau, R., *Konfrontation oder Kooperation. Arbeiterbewegung und bürgerliche Gesellschaft im ländlichen Schleswig-Holstein und in der Industriestadt Kiel zwischen 1900 und 1925*, Neumünster 1988.

Paetau. R. / Rüdel, H. (hg.), *Arbeiter und Arbeiterbewegung in Schleswig-Holstein im 19. und 20. Jahrhundert*, Neumünster 1987.

Paulsen, J., *Tippelbrüder auf unseren Landstraßen. Erinnerungen eines 87 Jährigen*, in; Jahrbuch für die schleswigische Geest, 24, 1976.

Perkins, J. A., *The German Agricultural Worker, 1815–1914*. in; The Journal of Peasant Studies, Vol. 11, No. 3, 1984.

Plaul, H., *Landarbeiterleben im 19. Jahrhundert. Eine volkskundliche Untersuchung über Veränderungen in der Lebensweise der einheimischen Landarbeiterschaft in den Dörfern der Magdeburger Börde unter den Bedingungen der Herausbildung und Konsolidierung des Kapitalismus in der Landwirtschaft*, Berlin 1979.

Ders., *Grundlage der Entwicklung der sozialökonomischen Verhältnisse in der Magdeburger Börde unter den Bedingungen der Durchsetzung und vollen Entfaltung des Kapitalismus der freien Konkurrenz in der Landwirtschaft*, in; Rach / Weissel (hg.), Teil I, 1. Hb. Berlin (o) 1978.

Ders., *Über grundlegende Veränderungen in der Lebensweise der Landarbeiter im 20. Jahrhundert*, in; Rach / Weissel (hg), Teil III, Berlin (o) 1986.

Puhle, H. J, *Agrarische Interessenpolitik und preußischer Konservatismus im wilhelminischen Reich 1893–1914*, 2. verbesserte Aufgabe, Bonn-Bad Godesberg 1975.

Ders., *Politische Agrarbewebungen in Kapitalistischen Industriegesellschaften, Deutschland, USA und Frankreich im 20. Jahrhundert*, Göttingen 1975.

idem., *Lords and Peasants in the Kaisereich*, in; R. G. Moeller (ed.), Peasants and Lords in Modern Germany. Boston 1986.

Ders., *Stichworte zur weiteren Diskussion und zum Vergleich*, in; J. Jacobeit, u. a. (hg.), Idylle oder Aufbruch ? Das Dorf im bürgerlichen 19. Jahrhundert. Ein europäischer Vergleich, Berlin 1990.

Pyta, W., *Landwirtschaftliche Interessenpolitik im deutschen Kaiserreich*, Stuttgart 1991.

Ders., *Dorfgemeinschaft und Parteipolitik 1918–1933. Die Verschränkung von Milieu und Parteien in den protestantischen Landgebieten Deutschlands in der Weimarer Republik*, Düsseldorf 1996.

Rörig. M., *Eine ländliche Arbeiterfamilie der vorindustriellen Zeit*, Münster 1985.

Rach, H. J., *Bauernhaus, Landarbeiterkaten und Schnitterkaserne*, Berlin 1974.

Ders., *Zur Lebensweise der Bauern in der Magdeburger Börde vom Beginn des 20. Jahrhunderts bis zum Sieg der sozialistischen Produktionsverhältnisse in der Landwirtschaft*, in; Rach / Weissel (hg.), Teil III, Berlin (o) 1986.

Rach, H. / Weissel, B. (hg.), *Untersuchungen zur Lebensweise und Kultur der werktätigen Dorfbevölkerung in der Magdeburger Börde*,

Teil I. *Landwirtschaft und Kapitalismus*, 1. Halbband, Berlin (o) 1978.
2. Halbband, Berlin (o) 1979.

Teil II. *Bauer und Landarbeiter im Kapitalismus in der Magdeburger Börde*, Berlin (o) 1982.

Teil III. *Die werktätige Dorfbevölkerung in der Magdeburger Börde*, Berlin (o) 1986.

Teil IV. *Das Leben der Werktätigen in der Magdeburger Börde*, Berlin (o) 1987.

Radezki, W., *Der gegenwärtige Stand der landwirtschaftlichen Wanderarbeiterfrage in Deutschland*, Berlin 1926.

Ders., *Die inländischen landwirtschaftlichen Wanderarbeiter Deutschlands*, Breslau 1930.

Rave, R., *Das Leben auf einem Bauernhof in der Kollmar-Marsch um die Jahrhundertwende*, Moorhusen 1966.

Reeder, A., *Die Schleswig-Holsteinische Koppelwirtschaft*, Borna-Leipzig 1908.

Regling, H., *Die Anfänge des Sozialismus in Schleswig-Holstein*, Neumünster 1965.

Rehbein, F., *Das Leben eines Landarbeiters*, hrsg., von Paul Göhre, Jena 1911; unveränd. Nachdruck, hrsg. von Karl Schafhausen, Darmstadt 1973; unveränd. Nachdruck, hrsg. von U. J. Diederichs und Holger Rüdel, Hamburg 1985.

Reif, H. (hg.), *Ostelbische Agrargesellschaft im Kaiserreich und in der Weimarer Republik*, Berlin 1994.

Ders., *Antisemitismus in der Agrarverbänden Ostelbiens während der Weimarer Republik*, in; Ders. (hg.), Ostelbische Agrargesellschaft im Kaiserreich und in der Weimarer Republik, Berlin 1994.

Riegler, C. H., *Emigration und Arbeitswanderung aus Schweden nach Norddeutschland 1868–1914*, Neumünster 1985.

Riezler, R., *Kampf in der Nordmark. Das Aufkommen des Nationalsozialismus in Schleswig-Holstein*, Neumünster 1982.

Ders., *Die Blutnacht von Wöhrden, Zur nationalsozialistischen Propaganda der Gewalt*, in; Journal für Geschichte, H. 1. 1983.

Roeber, G., *Die deutsche Landarbeiterfrage nach dem Weltkriege*, Hamburg 1931.

Roscher, W., *System der Armenpflege und Armenpolitik*, Stuttgart und Berlin 1906.

Rosenfeldt, J., *Nicht einer·····viele sollen leben! Landreform in Schleswig-Holstein 1945–1950*, Kiel 1991.

Rüdel, H., *Landarbeiter und Sozialdemokratie in Ostholstein 1872–1878*, Neumünster 1986.

Ders., *Bedenkt, daß die Wahl das einzige Mittel ist, womit unsere Lage verbessern können -Die sozialistische Landagitation in Schleswig-Holstein in den 1870er Jahren am Beispiel der Region Ostholsteins*, in; Paetau. R / Rüdel., H. (hg.), Arbeiter und Arbeiterbewegung in Schleswig-Holstein im 19. und 20. Jahrhundert, Neumünster 1987.

Rumohr, K., *Auf Gut Rundhof in den Jahren 1940–1945. Land- und forstwirtschaftliches Arbeiten mit Kriegsgefangenen und Fremdearbeitern*, in; Jahrbuch des Heimatverein der Landschaft Angeln, 52, 1988.

Saul, K., *Der Kampf um Landproletariat. Sozialistische Landagitaiton, Großgrundbesitz und preußische Staatsverwaltung*, in; Archiv für Sozialgeschichte, Bd. 15, 1974.

Ders., *Um die konservative Struktur Ostelbiens. Agrarische Interessen, Staatsverwaltung und ländliche Arbeiternot*, in; Stegmann, D. u. a. (hg.), Deutscher Konservatismus im 19. und 20. Jahrhundert, Bonn 1983.

Scheffler, J., *"Dampdöscher", "Dagglöhner" und "Monarhen". Technischer Wandel, Arbeitsmarkt und Arbeiterschaft in der Landwirtschaft Schleswig-Holsteins 1870–1914*, in; Paetau. R. / Rüdel. H. (hg.), Arbeiter und Arbeiterbewegung in Schleswig-Holstein im 19. und 20. Jahrhundert, Neumünster 1987.

Ders., *Landwirtschaftliche Gelegenheitsarbeiter und ländliche Gesellschaft in Dithmarschen*, in; Dithmarschen. Zeitschrift für Volkskunde und Landschaftpflege. Neue Folge H. 1, 1987.

Schlee, E., *Wanderarbeiter in Dithmarschen. Zu Beginn des 20. Jahrhunderts*, in; Nissen Nis R. (hg.), Menschen, Monarchen, Maschienen. Landarbeiter in Dithmarschen, Heide 1988.

Schlee, P., *Die schlimmen Zustände bei den Drescharbeitern und Wege zur Besserung. Vortrag von 1911*, in; Dithmarschen, Heft 4, 1973.

Schmidt, *Über die Gefahr einer Verschleppung der Graulose durch die Arbeiter der östlichen Provinzen Preußens*, in; Z. f. M. B., 11. Jg., Nr. 22, 1898.

Schmidt, P., *Die Artamanen. Landarbeit und Siedlung bündischer Jungend in Deutschland 1924-1935*, Bad Neustadt a. d. Saale 1985.

Schmidt, S., *Die Wanderarbeiter in der Landwirtschft der Provinz Sachsen und ihre Beschäftigung im Jahre 1910*, Halle 1911.

Schnunck, K. W., *Der Sturm auf das Gewerkschaftshaus in Eckernförde*, in; Vergessen und Verdrängt, Eckernförde 1984.

Schnunk, K. W. / Schräder, W., *Arbeiter-Radfahrer und Solidarität Eckernförde*, in; Vergessen und Verdrängt, Eckernförde 1984.

Schräder, C. L., *Die Lebenserinnerungen von Carsten Loth Schräder 1903-1937*, hrgs. Lorenzen-Schmidt, K. J., in: A. f. A., 6. Jg. 1984.

Schräder, M. W., *Ein Arbeitsjahr auf einem Krempermarsche-Hof um 1890*, in; A. f. A., Jg. 2. 1980.

Ders., *Der Kremper Menschenmarkt um 1900*, in; A. f. A., Jg. 2. 1980.

Schrum, K., *Vorstellungen von Heimat*, Heide 1989.

Schulte, R., *Landarbeiter und Großgrundbesitz in der Weimarer Republik am Beispiel des Altkreises Eckernförde*, in; Demokratische Geschichte. Jahrbuch zur Arbeiterbewebung und Demokratie in Schleswig-Holstein, 1986.

Schmacher, M., *Land und Politik. Eine Untersuchung über politische Parteien und agrarische Interessen 1914-1923*, Bonn 1978.

Schuncke K. W., *Anton Peters 1885-1945*, in; Vergessen und Verdrängt, Eckernförde 1984.

Schur, H., *Die Entwicklungsgeschichte der schleswig-holsteinischen Marschen*, in; Z. f. A. A., 26 Jg. Heft 1, 1978.

Schwark, A., *Polnische Schnitter in der Gemeinde Heringsdorf vor dem 1.* Weltkrieg, in; Jahrbuch für Heimatkunde Oldenburg, 26, 1982.

Sering, M, *Die Vererbung des ländlichen Grundbesitzes im Königreich Preußen, VII. Erbrecht und Agrarverfassung in Schleswig-Holstein*, Berlin 1908.

Sievers, K. D., *Sozilageschichte Schleswig-Holstein in der Kaiserzeit*, Neumünster 1991.

Smissen, W., *Betriebsverhältnisse der deutschen Landwirtschaft. 23. Die Koppelwirtschaft auf den Großbetrieben des östlichen Holsteins (Kreis Plön und Oldenburg)*, Arbeiten der Deutschen Landwirtschafts = Gesellschaft, Heft 187, Berlin 1911.

Smit, J. G., *Neubildung deutschen Bauerntums. Innere Kolonisation im Dritten Reich. Fallstudien in Schleswig-Holstein*, Kassel 1983.

Stojentin, *Der Vertragsbruch der landwirtschaftlichen Arbeiter in Pommern*, in; Zeitschrift für Agrarpolitik, VII. Jg. Nr. 4, Berlin 1909.

Ders., *Die ausländischen Wanderarbeiter in der Provinz Pommern*, Arbeiten der L. W. K. für die Provinz Pommern, 12. Heft, Stettin 1909.

Stokes, L-D., *Kleinstadt und Nationalsozialismus, ausgewählte Dokumente zur Geschichte von Eutin 1918-1945*, Neumünster 1984.

idem., *The Social Composion of the Nazi Party in Eutin 1925-32*, in; International Review of Social History, Vol. 23, 1978, Part 1.

Stoltenberg, G., *Politische Strömungen im schleswig-holsteinischen Landvolk 1918-1933*, Düsseldorf 1962.

Stöhr. F., *Die Landvolkbewegung in Schleswig-Holstein*, Hausarbeit zur Erlangung des 1. Staatsexamens für das höhere Lehramt, Kiel 1986.

Strube, J., *Die Kremper Marsch in ihren wirtschaftlichen Verhältnissen*, Merseburg 1902.

Stuts, R., *Ursachen für den beginnenden Einsatz ausländischer Arbeitskräfte in der mecklenburgischen Landwirtschaft während der zweiten Hälfte des 19. Jahrhunderts*, in; Wiss. Z. Universität Rostock. G-Reihe 39, 1990, H. 1.

Sundermann, H., *Der landwirtschaftliche Arbeitsnachweis*, Berlin 1904.

Szagunn, H., *Die landwirtschaftlichen Arbeiter-Verhältnisse in der Provinz Brandenburg im Jahre 1905*, Berlin 1910.

Tancre, A., *Eine Studienfahrt durch Schleswig-Holstein 1910*, Kiel 1911.

Tennstedt, F., *Heinrich Noetel und die Anfänge der Unfallverhütung in der deutschen Landwirtschaft*, in; Soziale Sicherheit in der Landwirtschaft, 2. Jg. 1976.

Tessarz, J., *Die Rolle der ausländischen landwirtschaftlichen Arbeiter in der Agrar- und Ostexpansionspolitik des deutschen Imperialismus in der Periode der Weimarer Republik 1919-1932*, Diss., Halle 1962.

Theine, B., *Westfälische Landwirtschaft in der Weimarer Republik*, Paderborn 1991.

Thomsen, E., *Landwirtschaftliche Wanderarbeiter und Gesinde in Schleswig-Holstein 1880-1914*, Phil. Diss., Kiel 1982.

Thomsen, J. -W., *Dreschen mit dem „Damper"*, in; Dithmarschen, H. 2. 1975.

Ders., *Vom Hakenpflug zum Mähdrescher*, Heide 1984.

Ders., *Landleben in der Weimarer Republik*, Heide 1989.

Tilton, T. A., *Nazism, Neo-Nazism, and the Peasantry*, Bloomington & London 1975.

Traulsen, H., *Wirtschaftserfolg und Intensitätsgrenzen bäuerlicher Veredelungsbetriebe in Schleswig-Holstein*, Kiel 1931.

Trzciński, J., *Russisch-polnische und Galizische Wanderarbeiter im Großenherzogtum Posen*, Stuttgart u. Berlin 1906.

Tyssen, T., *Bauer und Standesvertretung. Werden und Wirken des Bauerntums in Schleswig-Holstein seit der Agrarreform*, Neumünster 1958.

Untersuchungen über Landarbeitersverhältnisse, Enquete = Ausschuß, II. Unterausschuß, Bd. 7, Berlin 1929.

Vergessen und Verdrängt. Arbeiterbewegung und Nationalsozialismus in der Kreisen Rendsburg und Eckernförde, Eckernförde 1984.

Die Verbesserung der Wohnverhältnisse der arbeitenden Klassen in Schleswig-Holstein, Kiel 1888.

Die Verhältnisse der Landarbeiter in Deutschland, S. V. f. S., Bd. 53., 54 u. 55, Leipzig 1892.

Die Vermittelung ausländischer Arbeiter für Landwirtschaft, in; Reichsarbeitsblatt, VII Jg. Nr. 11, 1909.

Vogeding, R., *Lohndreschbetriebe und Maschienendrusch. Eine volkskundliche Untersuchung zur Mechanisierung einer landwirtschaftlichen Arbeit in Westfalen 1850-1970*, Münster 1989.

Wagner, *Gesundheitliche Gefahren durch galizische Arbeiter und ihre Bekämpfung*, in; Z. f. M. B., 26. Jg. 1913.

Die Wandlung der landwirtschaftlichen Arbeitsverfassung in der Industriegesellschaft, Schriften der Gesellschaft für Sozialen Fortschritt e. V., Bd. 14., Berlin 1961.

Weber, M., *Entwickelungstendenzen in der Lage der ostelbischen Landarbeiter*, 1894, in; ders., Gesammelte Aufsätze zur Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, 1924. マックス・ヴェーバー（大藪輝男他訳）「東エルベ農業労働者の状態における発展傾向(一)(二)」『立命館経済学』第13巻第4号、第5号、一九六四年。
Weber-Kellermann, I., *Erntebrauch in der ländlichen Arbeitswelt des 19. Jahrhunderts auf Grund der Mannhardterfragung in Deutschland von 1865*, Marburg 1965.
Dies., *Die deutsche Familie*, Frankfurt 1974. I・W・ケラーマン（鳥光美緒子訳）『ドイツの家族』頸草書房一九九一年。
Dies., *Landleben im 19. Jahrhundert*, München 1987.
Weihmann, M., *Monarchen*, in; Ditmarschen, H. 1. 1963.
Wenckstern, H, *Landwirtschaftliche Wanderarbeiter in Mecklenburg 1902 und 1906*, in; Zeitschrift für Agrarpolitik, Nr. 11., Berlin 1906.
Wiepert, P., *Die Monarchen auf der Insel Fehmarn*, in; Beiträge zur Volks- und Altertumskunde, 1960.
Ders., *Fehmarische Monarchen-Lieder*, in; Jahrbuch für Heimatkunde im Kreise Oldenburg, Jg. 9., 1965.
Ders., *Ein Dreschlag auf Fehmarn*, in Heimat, 75, 1968.
Ders., *Die Sozialdemokratie auf Fehmarn*, MS., 1972.
Ders., Meister Andreas und das heimliche Dinn-Gericht der fehmarnschen Monarchen, in: Heimat, 83, 1976.
Wittenberg, H., *Die geschichtlich sittlichen Verhältnisse der evangelischen Landbewohner in der Großherzogtümern Mecklenburg-Schwerin und Mecklenburg-Strelitz und der Provinz Schlewig-Holstein*, Leipzig 1895.
Wübbna, *Über die Arbeiterverhältnisse in der Schleswig-Holstein*, Arbeiten der Landwirtschaftskammer für die Provinz Schleswig-Holstein, Kiel 1900.
Wulfert, H., *Die Agrarreformen in Schlewig-Holstein von 1765 bis zum Ende des 19. Jahrhunderts*, in; Zeitschrift für Geschichtswissenschaft, 34. Jg. 1986, H. 1.
Wunderlich, F., *Farm Labor in Germany 1810–1945*, Prinseton 1961.
Zofka, Z., *Die Ausbreitung des Nationalsozialismus auf dem Lande. Eine regionale Fallstudie zur politischen Einstellung der Landbevölkerung in der Zeit des Aufstiegs und der Machtergreifung der NSDAP 1928–1936*, München 1979.

邦語文献

足立芳宏「初期ワイマール・東部ドイツにおける農業労働者の社会統合問題―フレミング『農業利害と民主主義』を手がかりとして―」『農業史研究』第23号、一九九〇年。
飯田収治「帝政ドイツにおける外国人農業労働者とその受け入れの構造―ドイツ農業労働者中央斡旋所を中心に―」『人文研究』（大阪市立大学文学部）第39巻第11分冊、一九八七年。
同「帝制期ドイツの外国人労働者統計資料について」『人文研究』第41巻第10分冊、一九八九年。

同「『プロイセン渡り』の季節労働者について―二〇世紀初め、東欧からドイツ農業に出稼ぎをした人々―(上)」『人文研究』第43巻第7分冊、一九九一年、同(下)第44巻第12分冊、一九九二年。
伊集院立「ナチスと農村同盟の地域支配、一九三〇～三二」『茨城大学教養部紀要』第20号、一九八八年。
M・ヴェーバー(山口和男訳)『農業労働制度』(未来社)一九五九年。
I・ウォーラーステイン(本多健吉他監訳)『脱社会科学』(藤原書店)一九九三年。
大鎌邦雄『行政村の執行体制と集落』(日本経済評論社)一九九四年。
大野英二『現代ドイツ社会史研究序説』(岩波書店)一九八二年。
小沢脩『ドイツ農業労働者論』(御茶の水書房)一九六五年。
加藤房雄『ドイツ世襲財産と帝国主義―プロイセン農業・土地問題の史的考察』(勁草書房)一九九〇年。
同「旧東独における農業史研究の最新成果とその意義」『土地制度史学』第一三八号、一九九三年。
金子邦子「『農業者同盟』Bund der Landwirt の一研究」岡田与好編『十九世紀の諸改革』(木鐸社)一九七九年。
同「一九世紀末バイエルンにおける農民運動の形成―カトリック教徒を基盤とする協同組合の成立―」『社会経済史』第50巻第1号、一九八四年。
同「十九世紀ドイツにおける農業奉公人―バイエルンを中心として―」(秋元英一他編)『市場と地域―歴史の視点から―』(日本経済評論社)一九九三年。
熊野直樹『ナチス一党支配体制成立史序説―フーゲンベルクの入閣とその失脚をめぐって―』(法律文化社)一九九六年。
斉藤幸雄「ドイツの畜産発展と農業経営―世紀交代期における農業政策の政策的基礎―」北海道大学『経済学研究』第22巻第4号、一九七三年。
同「ドイツ農業政策と農業者同盟(一八九〇―一九一四年)」北海道大学『経済学研究』第25巻第2号、一九七五年。
D・シェーンボウム(大島かおり他訳)『ヒトツラーの社会革命』(而立書房)一九七八年。
柴田英樹「プロイセン領ザクセン州の製糖業における農業労働者の存在形態―一九世紀末から二〇世紀初頭の「ザクセン渡り」季節労働者を中心に―(上)」(中央大学)『経済学論纂』第36巻第3号、一九九五年、同(下)第37巻第1・2合併号、一九九六年。
柴田三千雄『近代世界と民衆運動』(岩波書店)、一九八三年。
谷口幸男他『図説ドイツ民族学小事典』(同学社)一九八五年。
竹中亨『近代ドイツにおける復古と改革―第二帝制期の農民運動と反近代主義―』(晃洋書房)一九九六年。
田中優「19世紀末葉ドイツにおける国家的統合の一断面」『鹿児島女子短期大学紀要』、一九八七年。
田村雲供「ドイツ帝政期における女子就業労働の社会的位相―「女中」の実態を中心に―」『文化史学』第43号、一九八七年。

同「ドイツ帝政期における官吏・家族・女性―「女中」労働の社会的位相―」『文化史学』第44号、一九八八年。
E・トッド（石崎晴巳他訳）『ヨーロッパ大全Ⅰ・Ⅱ』（藤原書店）一九三三年。
豊永泰子『ドイツ農村におけるナチズムへの道』（ミネルヴァ書房）一九九五年。
永岑三千雄「ナチスの農村進出―シュレスビッヒ・ホルシュタイン―(一)(二)」（立正大学）『経済学季報』第23巻、第2、3、4号、一九七四年。
中道寿一『ヒトラーユーゲントがやってきた』（南窓社）一九九一年。
中村幹雄「ワイマール共和制期における農民層の政治的動向―シュレスビッヒ・ホルシュタインの場合―」『史林』第43巻第3号、一九六〇年。
H・ハウスホーファー（三好正喜・祖田修訳）『近代ドイツ農業史』（未来社）一九七三年。
原田傳『ドイツ社会民主党と農業問題』（九州大学出版会）一九八七年。
肥前栄一『ドイツとロシア―比較社会経済史の一領域―』（未来社）一九八六年。
同「フーフェとドヴォル―比較経済史の現代的可能性」『未来』二四二号、一九八六年一一月。
平井進「十九世紀前半北西ドイツの農民・ホイアーリング関係―東ヴェストファーレンを中心に―」『社会経済史学』第60巻第4号、一九九四年。
藤瀬浩司『近代ドイツ農業の形成―「プロシア」型進化の歴史的検証―』（お茶の水書房）一九六七年。
藤田幸一郎『近代ドイツ農村社会経済史』（未来社）一九八四年。
古内博行「ワイマル期ドイツ農業の構造と経営危機」『土地制度史学』第89号、一九八〇年。
同「ワイマル期ドイツ農業の危機と農業政策」『社会経済史学』第46巻第2号、一九八〇年。
同「ナチスの農村進出と農業組織網の形成」（東京大学）『経済学研究』第23号、一九八〇年。
同「第二次穀物調達措置の開始と飼料政策の転換―ナチス期農業政策の一断面―」『土地制度史学』第一三四号、一九九二年。
D・ポイカート（木村靖二・山本秀行訳）『ナチス・ドイツ―ある近代の社会史―』（三元社）一九九一年。
三ツ石郁夫『ドイツ地域経済の史的形成―ヴュルテンブルクの農工結合―』（勁草書房）一九九七年。
南直人「都市生活とミルク―「近代的」食生活の一側面―」（見市雅俊他）『青い恐怖・白い街―コレラ流行と近代ヨーロッパ―』（平凡社）一九九〇年。
村瀬興雄「ナチズムの地方的特色―シュレスヴィッヒ・ホルシュタインを中心にして―」『季刊社会思想』2-3、一九七二年。
同『アドルフ・ヒトラー』（中公新書）一九七七年。
S・W・ミンツ（川北稔・和田光弘訳）『甘さと権力―砂糖が語る近代史―』（平凡社）一九八八年。
三宅立「ガンドルファー兄弟事始め―第一次世界大戦前のバイエルンにおける国家と農民―」『駿台史学』第45号、一九七八年。

B・ムーアJr.（宮崎隆次他訳）『独裁と民主政治の社会的起源I・II』（岩波書店）一九八六・八七年。
森建資『雇用関係の生成』（木鐸社）一九八八年。
山本秀行『ナチズムの記憶』（山川出版社）一九九五年。
吉田美枝子「『近代』に直面する農民家族と女性」『お茶の水史学』第29号、一九八四年。
U・リンゼ（内田俊一・杉村涼子訳）『生態平和とアナーキー』（法政大学出版会）一九九〇年。
H・ローゼンベルク（大野英二他訳）『ドイツ社会史の諸問題』（未来社）一九七八年。
若尾祐司『ドイツ奉公人の社会史』（ミネルヴァ書房）一九八六年。

Abkurzungen im Literaturverzechnis

S. d. d. R.	Statistik des deutschen Reichs.
V. S. W. G.	Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichre.
Z. f. A. A.	Zeitschrift für Agrargeschichre und Agrarsoziologie.
S. V. f. S.	Schriften des Vereins für Sozialpolitik.
A. f. A.	Archiv für Agrargeschichre der holsteinischen Elbmarschen.
Z. f. M. B.	Zeitschrift für Medizinalbeamte.
Wiss. Z. Universitär Rostock	Wissenschafliche Zeitschrift der Universitär Rostock.

あとがき

本書は大学院進学以来の約一五年間にわたる私の研究生活の試行錯誤の中で徐々に編まれた。当然ながら、本書の内容は、その間に私が自分なりに抱き続けた問題関心によって色濃く規定されている。それは研究を開始した八〇年代に育まれ、九〇年代になってようやく私の中で形を整えてきたものである。以下、私の研究を支えた三つの個人的な「思い」について、現時点での言葉を用いて簡単に言及しておきたい。

それは第一には、農業史研究と関わっていえば、近代社会における「根つき」の思想を自分のなかで相対化してみたいという思いである。従来、近代化が資本主義化として語られるとき、労働力の流動化こそがその基本条件とされてきた。しかし、それとは違った意味で、モダニティは人々を新たな「根つき」の思想にからめ取っていく面がある。特に農民と農村についていえば、それは近代社会になってはじめて「大地に足のついた人々」「宗教的に敬虔で無垢な人々」「近代の犠牲者」として再発見され、そのようなものとして語られはじめるのである。近代社会は

一方で人々の社会的流動性を一気に高めながら、しかし他方で「根つき」の思想を、前近代的なものとして放逐するのではなく、むしろ自らの存立の条件として様々な形で再編成しつづけていく。私は素朴なエコロジーや有機農業の議論に接するとき、いつもこの点をもっと自覚すべきではないかと感じる。同時にそれは「空っぽの自我」に苦しむ現代の人々の姿にも重なってくる問題であろう。

第二は、社会権力についての社会史的な理解の具体化をめざしたいという課題意識である。戦後日本の社会主義的潮流の思想と運動の欠陥の一つはミクロ的な権力の問題に無自覚であったことであろう。それは一般に指摘されていることではあるが、同時に私自身が学生時代に個人的な経験として強く体感したことであった。こうして、研究生活の駆け出しの頃、私自身の関心は農業における雇用関係の問題を日常世界における権力の問題として扱うことに向けられたが、その際に社会史的な視角が新しい理解の仕方を提供しているように思われたのである。むろん、ここでいう社会史的視角とは、方法的な反省を欠き、ただ近代主義の価値意識を様々に裏返してみせることで満足するだけの立場をいうものではない。私にとって継承されるべき社会史的視角とは、人々の日常世界における主観的な了解の仕方を独自の領域として自覚的に設定し、これを社会編成の仕方のなかに織り込んで理解しようとする立場である。

本書を支えた第三の問題関心は、一九世紀末から戦間期という時代への関心と、ドイツおよび東欧の農村世界への憧憬にも似た関心である。そこはナチズムにつながる運動と社会主義につながる運動が、農村・農業問題と複雑に交錯して展開するダイナミックな時空間であった。近代化と農業問題の関わりを歴史的に考察しようとする者には魅力に尽きないところである。私は、社会主義やナチズムの問題も、普遍理念の言説分析としてではなく、そう

したドイツや東欧の農村社会の具体的コンテキストのなかに埋めこまれたものとして理解してみたいと考えた。

以上の三つの問題関心が、「他所者」農業労働者視点からの雇用関係論を核とするドイツ農村社会史論へと私の研究を方向づけた。ただし私の当初の関心は主要には農業雇用関係の社会史的理解にあった。それがエスニシティ問題へと発展したのは、第一には農業労働者の研究を進めてすぐに、農業季節労働者としてポーランド人労働者が大量に存在していたことを知ったからであり、また文献でFremdeと記されていた農村放浪者「モナーヘン」についての記述に頻繁に出会ったからである。（ちなみに当時、Fremdeを「他者」と訳する例はあまりお目にかかれなかった。）第二には、七〇年代後半以降の西ヨーロッパにおける外国人労働者問題に対する関心の高まりであり、第三に、これはある意味では本書の内容とは直接には全く関係ないのだが、近郊農村地帯である私の故郷において七〇年代から八〇年代にかけての大規模な宅地開発に伴って新たな地域アイデンティティーの危機が生じたこと、そしてそれが八〇年代前半における農村の政治的「保守化」と結びついたようにみえたからであった。

こうした問題関心に支えられつつ本書は次のような三つの狙いをもって構想された。すなわち、第一に近代「ドイツ」農業労働者の社会史を叙述すること、第二に農業労働者論の視角から、従来の「中間層ファシズム」論や「近代に適合できない農村」論に象徴される農村史観へのアンチ・テーゼを提出すること、第三に、より一般的には、広義のエスニシティ問題を軸におく近代社会史のモノグラフを試みること。もとよりこうした狙いが、本書の叙述において実際のところどの程度成功しているのか、あるいはそもそもこうした問題の立て方がどの程度有効なものなのかについては、慧眼な読者諸氏の忌憚のない御批判を待つより他はない。

本書は、ここ一〇年間に折に触れて発表してきた論文を素材として一九九五年春から夏にかけて執筆し同年七月に京都大学農学研究科に提出した学位論文に、さらに加筆・修正を施して完成された。各章のもとになった論文の初出は以下の通りである。

序　章　「近代ドイツ農村社会史研究の方法によせて―農業労働者・「エスニシティ」・農村ナチ化―」（荒木幹雄編）『近代農史論争―経営・社会・女性―』（文理閣）一九九六年。

第一章　「一九世紀末北西ドイツにおける大農＝農業僕婢関係―ホルシュイン・マルシュ地方を中心に―」『農業史年報』（関西農業史研究会編）第一号、一九八七年。

第二章　「一九世紀末北西ドイツにおける農業労働者と農村社会―「他所者」農業労働者と土着農業労働者―」『土地制度史学』第一二六号、一九九〇年。

補論および第三章

「家と雇用とエスニシティ―近代ドイツ農村の家父長的支配と外国人労働者―」『歴史学研究』第六八五号、一九九六年。

「一九世紀後半中部ドイツにおける土着農業労働者」（三好正喜教授退官記念事業会編）『小農の史的分析＝農史研究の諸問題』（富民協会）一九九〇年。

第四章　「後期ワイマール時代の農村社会と農業労働者―農村ナチズム形成のもう一つの局面―」『社会経済史学』第五九巻第二号、一九九三年。

第五章　「後期ワイマールのグーツの世界―近代ドイツ農村社会と農業労働者―」『歴史学研究』第六六四号（一九九四年歴史学研究会大会報告）、一九九四年。

「後期ワイマール時代のグーツの世界―近代ドイツ農村社会と農業労働者―」『社会科学』（同志社大学人文科学研究所編）第五四号、一九九五年。

補説・終章　書き下ろし

私の研究の基本的な場は、京都大学農学部農林経済学教室農史講座（現生物資源経済学教室比較農史学分野）であった。私の研究の営みは、この農史講座のスタッフや先輩同僚諸氏たちの知的な関心と知的態度に大きく影響され、支えられてきた。三好正喜先生からは実証分析の神髄ともいうべきものを学んだ。実際先生は限られたデータから論理を発見し組み立てていく能力に秀でていた。なにより先生には私の研究の起点を与えて下さったことに感謝したい。本書は私がフランツ・レーバインの自叙伝と出会ったところから始まるのだが、第二帝政期のドイツ農村史のなかに修士論文のテーマを探そうとしながら完全に行き詰まったまま修士課程二回生の夏を迎えようとしていた私に、先生はレーバインの自叙伝をひょいと差し出して下さったのである。

荒木幹雄先生からは、知的権威におもねない態度がどういうものかを学んだ。が、なによりオーバードクターか

ら研修員・非常勤講師時代にかけての長くて不安定な時代に私を農史研究室に受け入れつづけて下さったことに心より感謝したい。こうした支えがなかったら、私は研究者としてはとっくの昔に潰れてしまっていたであろう。また、現在の仕事上のパートナーでありかつ上司である野田公夫氏には、その類まれな整理能力と言語能力にただ脱帽するばかりだが、おかげで研究の節目節目で非常に有益なアドバイスをいただいた。氏には今回の出版に際してもお世話になった。さらに荒木幹雄、祖田修、稲本志良の各先生には学位論文審査の労をとっていただいた。記して感謝したい。

もともと閉じこもりがちの性格であるだけに、数少ない研究会への参加と報告は私には貴重な知的刺激の場であった。とくに徳永光俊氏をはじめとする関西農業史研究会、庄司俊作氏をはじめとする同志社人文科学研究所の研究会、そして一九九四年度大会準備に向けての歴史学研究会近代史部会のみなさんに感謝したい。本書の最終的な枠組みはこの歴研大会への報告準備の過程のなかで作られた。

現代の日本のヨーロッパ研究者には珍しいことだろうが、私は長期ドイツ留学の体験をしていない。それだけに通常の史料・文献集めは、日独の図書館を通しての文献複写サービスに大きく依存した。特に京大農学部の図書室の方々、そして職務とはいえ私の要求や問い合わせに首尾よく対応して下さったドイツ各地の図書館、文書館の人々に心より感謝したい。さらにディトマルシェンのK・シュルム氏とJ・W・トムゼン氏には数度にわたる現地での史料調査の際に大変お世話になった。特に元農民でかつ郷土史家であるトムゼン氏には、研究上の示唆に加えて氏の家の賃金帳と家計簿まで提供していただいたのみならず、一週間にわたって私たち夫婦をお宅に泊めていただいた。あのディトマルシェンの一週間こそは、今にして思えば私の研究のクライマックスであった。本書の核になっ

ている第四章はそのときの成果である。心より感謝したい。

私は三十代の大半を、事実上、高専、短大、大学を渡り歩く非常勤講師として過ごした。誇りをもって自ら選んだ研究者の道であったとはいえ、そしてインフォーマルセクターにおける稼ぎしかあてがなかった二十代末から三十代はじめのオーバードクター時代に比べれば随分とましだったとはいえ、三十代半ばを過ぎての低所得と高負担、不安定な身分はやはり「からだ」にも「こころ」にもよくはなかった。強い「根なし」の感覚、希望を描ききれない不安感、そして波状的に押し寄せてくる、敗北感と不遇感がごちゃまぜになったような感情に苦しんだ。幸いにも昨年夏、京大農学研究科に職を得ることができたが、それにつけても現代の高等教育機関におけるオーバードクターや非常勤講師をめぐる状況については不平等感を越えて、不条理感すらを覚えてしまう。近年喧しい大学改革ではあるが、ここには非常勤講師のみで生計を立てている人々が置かれた差別的状況に対する想像力はあまり感じられない。この場を借りてこの問題の社会的自覚化と状況の改善を強く求めたい。

出版に際しては、京都大学学術出版会の鈴木哲也氏に大変お世話になった。また、同理事長の尾崎芳治先生には、修士課程の時、経済学部における大学院のゼミで、資本論を「資本の労働指揮」権の確立過程として深く読む仕方を教わった。その見方は、農業における雇用関係のあり方への私の関心を強く刺激した。

なお、本研究に対しては、永井幸喜氏の永井研究助成金による支援をうけた。

また、本書の刊行に際しては、文部省科学研究費補助金（研究公開促進費）の交付を得た。

京大農学部図書室の地下四階の書庫には、発行されて久しいのにペーパーナイフで一度も頁が切られていないような多くの古い洋書が眠っている。今は、自分の半生の営みがこうした形で書物となり、地下書庫の世界に仲間入

りができることを素直に喜びたい。最初四年のつもりで京都に出てきたが、こうなるまでに気がついたら二〇年が経過してしまった。そうした私を寛大に受け止めてくれた岐阜の田舎の両親と、物質的には必ずしも恵まれない状況ながら、むしろ私などよりもはるかに精神的に自由でありつづけた妻に、本書を捧げよう。

一九九七年八月八日　京都にて

筆　者

連続性論　28
労働災害　109, 111, 117 → 社会保険
労働者社宅 → 社宅
ローテーションシステム　135, 136, 170, 176

ナチ党員　241, 296, 305
日常史　11, 20, 23, 25-27, 307
乳児死亡率　298
入植　43, 204, 227, 249, 250, 287, 290, 291, 292, 294, 303, 316 → 内地植民政策
人間市　96, 100, 104, 105, 232, 241, 256, 257
妊娠　132-135, 187, 268, 270
農会　53, 119
農業恐慌　4, 25
農業者同盟　9, 10, 16, 26, 120
農業変革　42, 43, 87, 129
農業保護　9, 27, 316
農業労働者の収入　277, 306
農業労働者の流出　303
農業労働者中央斡旋所　202, 297
農業労働者中央連盟　17, 297
農場管理人（インスペクター）　78, 79, 101, 130, 134, 139, 262, 272, 282, 286, 299, 304
農場名簿　251
農村失業者　223
農村女性・農村女性労働者　23, 32, 73, 75, 107, 160, 251, 252, 307, 308, 310-312
農村同盟　9, 16, 17, 26, 29, 225, 282, 297
農本主義　7, 319, 320
農民化・農民化戦略　250, 289, 293, 294, 320
「農民貴族」化　119

［ハ　行］

バイク　222, 236, 277, 284, 302
ハイデ（地名）　77, 224, 236, 237, 240, 242, 246, 254
旗揚げ式　228, 280, 283, 284, 301
ハノーファー（地名）　50, 77, 143, 159, 204, 298, 301, 307-311
反セム主義　9, 26
半デプタート　174, 175, 206 → 現物賃金, 完全デプタート
東エルベ農業労働者調査報告　13, 14
ヒトラー　24, 241, 249, 257, 258
ピンネンベルク（地名）　308
フーフェ所有農　42
夫婦入国　208 → 家族入国
フェーマルン（地名）　101-104, 125, 225, 256
フェミニズム　38, 300
福祉国家　231 → 社会国家
服務手帳　67, 72
富裕化 → 大農の富裕化
冬の夜の集い　86, 123
ブラウンシュヴァイク（地名）　46, 143, 150
ブランデンブルク　45, 76, 165, 169, 180, 181, 183, 186, 198, 289
ブルク（フェーマルン島）（地名）　125
プレーン（地名）　40, 80, 261, 298, 302, 305
プロイセン渡り　32, 202
ヘゲモニー　7, 9, 23, 28, 29, 31, 247, 268
ペンドラー　95, 163 → 通勤労働者
ホイアーリング　87, 121
ホイスラー　87, 88, 264
放火　234, 239, 253
奉公人条例　12, 62, 66-68, 70, 72, 222, 225, 266
奉公人部屋　54, 56, 77, 264, 298
ポーゼン（地名）　22, 45, 76, 147, 157, 164, 169, 181, 183, 201
ホーフゲンガー　121, 124, 130, 132, 133, 136, 137, 138, 140
ホップ摘み労働者（シュパルトの）　123
ポムメルン（地名）　22, 73, 140, 143, 165, 169, 181, 183, 297
ポラッケン　198

［マ　行］

マクデブルク（地名）　22, 77, 78, 143, 150, 151, 163, 202, 261, 262, 275, 279, 280, 297, 298, 300, 301
マルネ（地名）　234, 235, 238, 239, 249, 254, 255
身分証制度　199, 201, 210
メルゼブルク（地名）　191, 251
メルドルフ（地名）　101, 243, 245, 254, 255, 257
モラル・エコノミー　25

［ヤ　行］

宿屋(ガストホーフ)　53, 55, 56, 101, 104, 105, 262, 279, 280, 283, 302
ユダヤ人　26, 316, 319
ユンカー　3, 7, 13, 14, 25, 28, 31, 121, 161, 162, 310

［ラ　行］

ランズベルグの人々　45, 180
ラントフォルク運動　6, 7, 242, 248
輪栽式　43, 75, 151

収穫作業・収穫労働　89-91, 97, 101, 105, 107, 158, 177-179, 224, 228-230
——賃金　228
——労働者　96, 105, 223, 225-228, 231, 239, 254
修正主義　73
集村形態　42, 44
住宅建設　291 → 入植，小所有・小所有化
住宅問題　147, 190, 261, 269, 273, 274, 287, 289, 294, 303
受動的抵抗　79
シュベリン（地名）　261, 287, 303
シュレージエン（地名）　22, 110, 147, 150, 157, 169, 192, 246, 308, 309
小所有・小所有化　91, 93-95, 118, 123, 205, 261, 287, 290, 293, 294, 316
小農化　118, 119, 291, 250, 320 → 農民化・農民化戦略
消費組合　276, 300
職員層　160, 272 → 農場管理人
職業斡旋と奉公人制度改善のための協会　72
食生活　75, 149, 188, 270, 275, 300
職能原理・職能的統合　16, 17, 29
女性・児童労働力　96
所有ブルジョア化　120, 319 → 大農の富裕化
新保守主義　9, 17, 120, 319
スウェーデン人　49, 59, 128, 131-136, 139, 140, 175
——奉公人　50, 58, 128, 130, 132, 139, 146, 175, 176, 187, 197, 199
——マークト　132, 133, 135
ストライキ　217, 225-227, 232, 235-240, 251, 254, 256, 266, 285
精神疾患　134
性道徳・性病　55, 133, 179, 187, 270, 298, 310
世界システム論　28, 29
1907 年法　199 → 外国人労働者政策
組織資本主義　9

［タ　行］

大農の富裕化　77, 119, 120, 150, 203
大量移動　3, 18, 130 → 海外移民
脱穀作業　88, 109, 137, 222, 235-238, 240, 253, 254
——賃金　162, 228, 230
——歩合　161, 162, 204
単一のドイツ農民層　215, 294
男女のカップリング（季節労働者の）　177, 178, 188 → ジェンダー
ダンス　54, 55, 77, 97, 204, 280, 283, 284, 298, 300, 301, 309
団体主義　9, 17, 26
畜産恐慌　25
畜産・酪農に関わる労働　75, 131
中間層テーゼ　4, 6, 315
中間層理念　9
中耕機　161
賃金協約　225, 226, 227, 230, 231, 249, 251, 266, 279, 295, 316 → 協約賃金
賃脱穀機制度・賃脱穀業者 → 移動賃金脱穀制度
通勤労働者　162, 163 → ペンドラー
通信販売　277
DLV → ドイツ農業労働者同盟
帝国農業労働者同盟　297
鉄兜団　272, 299
デプタント　13, 31, 129, 162, 163, 184, 262, 264, 286
甜菜・甜菜糖業　23, 44, 47, 59, 60, 97, 100, 125, 149-151, 157-159, 161, 169, 173, 177, 179, 199, 202, 203, 262, 310
——工場　44-46, 73, 88, 89, 92, 96, 99, 144, 159, 246
——収穫　96, 158, 162, 177
デンマーク人　49, 50, 76
ドイツ革命　225, 264
ドイツ女子青年同盟　312
ドイツ農業労働者同盟　226-228, 231, 250, 251, 256, 257, 262, 266, 273, 280, 282, 284, 289, 296, 297, 301, 304
ドイツ農村の地帯区分　30
ドイツ農村労働者中央斡旋所　72, 195, 199, 201
東欧農業労働力市場　18, 21
東独のマクデブルク農業史研究　19, 202
突撃隊　241-243, 301
トムゼン家（大農）　218-220, 223, 251, 255
トラホーム　192, 193, 195-198, 209
トルコ人労働者問題　145

［ナ　行］

内地植民政策　250, 290, 291
ナチス得票率　4, 215, 258

家族入国　208 → 夫婦入国
ガリチア（地名）　45, 96, 131, 145, 169, 180, 192, 196, 201
刈取機　121, 122, 208, 224
簡易宿泊所　56, 101, 103, 104, 233, 234, 237, 238, 240, 246, 253-255
関税政策　150, 316
完全デプタート　174, 175, 206 → 現物賃金，半デプタート
干拓・堤防事業　42, 85, 89, 104, 223, 227, 229, 249
　――労働者　89
　――労賃　228
キール運河　89, 104
季節労働者の病気　191 → トラホーム
虐待　254, 255, 267, 271, 272, 299
キャベツ　45, 46, 97, 217, 218, 222, 246, 247
救貧負担　117, 133, 135, 136
　　連盟　109, 110, 113
共産党 → コミュニズム・コミュニスト
強制帰還制度　197, 199, 200
強制収容所　241, 257
強制的同質化　17, 26, 315
協同組合方式　46, 98
共同食事慣行　56, 78
利益共同体　13, 18
協約賃金　229, 231, 279, 285 → 賃金協約
グーツベチルク　263
グーツ地域のナチ化　261, 295, 296
組合（農業労働者の）
　――集会　227-229, 284, 285, 302, 303
　――生活のオルグ活動費　228, 231, 249, 280, 284, 302, 285, 286, 303
　――専従活動家　284, 285
　――郡指導者　269, 284, 285
組頭　59, 97, 98, 124, 132, 143-145, 160, 170, 171, 173, 175, 178-181, 208, 268
郡長報告（外国人労働者についての）　164, 168
契約破棄　30, 66, 68-72, 79, 80, 124, 170-176, 179-181, 183, 184, 201, 207, 208
ゲースト（地名）　5, 40, 42, 43, 62, 76, 85, 87, 89, 93, 95, 98, 105, 119, 122
結婚差別　310
結婚式の祝宴　279
月賦購入　277
ゲマインデ健康保険　109, 110, 116, 117, 127 → 社会保険
健康保険 → 社会保険
現物賃金・現物給与　175, 279 → 完全デプタート，半デプタート
コーポラティズム　29 → 団体主義
国外追放　185, 195, 209, 268
国内の季節労働者　157, 164, 167, 170, 180, 181, 183, 185, 192
国会議員選挙　215, 301, 305
コッペルヴィルトシャフト　43, 85
コミュニズム・コミュニスト（共産党）　5, 227, 235, 236, 238, 239, 241-243, 245-249, 254, 255, 257, 258, 304
雇用の国民化　201, 265, 289
孤立農圃制　42, 43, 85, 86
婚外出生児　56, 133, 135, 270, 298, 310

［サ　行］

災害保険 → 社会保険
在郷軍人会　286, 303
ザウワーランド（地名）　94
ザクセン，P（地名）　45, 80, 143-145, 147, 150, 157, 163, 165, 167, 169, 175, 184, 202, 297, 299
ザクセンゲンガー　32, 45, 73, 78, 80, 123, 143, 165, 169, 178, 180, 187, 192-194 → プロイセン渡り
搾乳夫　122, 130, 131, 139, 160, 302, 303
サッカリン　203
砂糖の消費　75, 149, 150, 203, 44, 149, 203
ジェンダー　157, 171, 176, 188
失業保険 → 社会保険
自転車　163, 236, 239, 253, 255, 275, 277, 280, 300
自動車レース　277
社会国家　16, 201, 266, 315, 316 → 福祉国家
社会保険（農業労働者の）　230, 317
　健康保険　110, 111-117, 126, 127
　災害保険　109, 111-113, 126
　失業保険　226, 230, 240, 291
社会民主主義・社会民主党　5, 12, 28, 73, 137, 226, 258, 266, 284, 285, 289, 293, 301, 302, 305
社宅　137, 163, 190, 205, 262, 264, 268-270, 279, 288, 291-294, 303
シュヴァンゼン（地名）　302
収穫祭　280, 281-283, 301

[マ　行]
マイアー＝カイエンブルク, H.　159, 298, 307, 308, 311, 312
マティーセン, M.　98, 219, 257
三ツ石郁男　122
南直人　75
ミュールベルガー, D.　305
ミュラー, H.　146
ミュンケル, D.　26
ミンツ, S. W.　149, 203
ムーア Jr., B.　6, 10, 24, 27
村瀬興雄　6, 24
メルキ, Ch. M.　203
モーア（郡医）　195, 196
森建資　37, 73

[ヤ行・ラ行・ワ行]
山本秀行　25, 26
吉田美枝子　73
ラッハ, J.　19
リーグラー, C. H.　139
リューデル, H.　28
ルーフト, H.　99, 100, 101
レーバイン, F.　39, 51, 53, 55, 58, 60, 61, 63-68, 73, 75, 79, 87, 89, 90, 92, 107, 109, 117, 122, 123, 143, 145, 171, 175, 205, 282
レーリッヒ, M.　94
レスケ（郡医）　197
ローゼンベルク, H.　10, 27
若尾祐司　31, 37, 73, 78

事　項　索　引

[ア　行]
アインリーガー　87, 121, 264
アスパラガス　159, 308, 309
新しい消費　268, 275, 277, 290, 293-295, 303, 318
アメリカ移民　18, 130, 139, 140
アルコール問題　80, 100, 101
アルタマーネン運動　250
アルバースドルフ（地名）　243, 248
イギリスの社会史派　11
居つきの工業化　94, 122
移動賃脱穀制度　47, 106, 111, 162, 205, 232, 253
医療公務員雑誌　186
インステン・インストマン　85, 87, 92, 129
インストロイテ　13, 31, 161, 163
インスペクター → 農場管理人
ヴェールデン（地名）　241-243, 246, 251
ヴェッセルブーレン（地名）　44, 48, 97, 99, 100, 104, 105, 109, 110, 114, 116, 159, 226, 229, 234-237, 240, 242, 243, 246, 247, 257, 258
請負労働・請負賃金　89, 92, 175, 177, 208
馬方奉公人　92, 130, 160, 161
営舎　45, 76, 97, 98, 132, 145, 177, 186-188, 191, 193-199, 207, 264, 287-290, 294, 303, 304, 308, 310, 318
エスニシティ　4, 12, 15, 19, 21, 29, 30, 50, 114, 124, 129, 176, 179, 188, 287, 290, 294, 315, 319, 320
SPD　73, 285, 301, 302, 305 → 社会民主主義・社会民主党
エッケルンフェルデ（地名）　40, 261, 272, 302
エッケルンヘルデの「組合の家」　302, 305
M 字曲線　160
エルプマルシェン（地名）　233, 251, 253
オイティン（地名）　296, 301, 305
オイレンシュピーゲル　79
オーラルヒストリー　159, 307
オストプロイセン（地名）　45, 50, 58, 59, 76, 100, 128, 135, 139, 177, 183, 190, 192, 198
オルデンブルク（ホルシュタイン，地名）　40, 104, 143, 261, 283, 292

[カ　行]
海外移民　139, 170 → 大量移動
外国人労働者政策　19, 146, 179, 199, 200, 265, 297 → 1907 年法
改良穀草式　43, 75
火災　233, 239, 253
家事奉公人　38, 107
家事労働　268, 276, 277, 300, 311
下層民論　20

索　引　人名索引・事項索引

人 名 索 引

[ア　行]
飯田収治　200, 202
伊集院立　26
ヴァーグナー（郡医）　196
ヴィーペルト, P.　103
ヴェーバー, M.　13, 14, 15, 18, 28, 123, 282
ヴェーバー＝ケラーマン, I.　282
ヴェーラー, H. U.　8, 11
ウォーラーステイン, I.　28, 29
リンゼ, U.　301
エーレンベルク, R.　171, 172, 210
エルスナー, L.　146
大鎌邦雄　209
大野英二　6, 24, 27
小沢脩　13, 28, 204

[カ　行]
カウツキー, K.　12, 27, 28
加藤房雄　14, 19, 27, 28, 30
金子邦子　26, 73
熊野直樹　25
ゲッチュ, S.　54
ゴルツ, T.　28

[サ　行]
ザウル, K.　28
シェーンボウム, D.　258
柴田英樹　202
シュトエンチン　181
シュトークス, L.　296
シュミット（郡医）　192-194
シリング（郡医）　191
スツァーグン, H.　183
住谷一彦　14
ゼーリング, M.　28, 93

[タ　行]
タイネ, B.　303
竹中亨　26
田中優　126
田村雲供　73
ツルチンスキー, J.　28
ティルトン, T. A.　24
ドーゼ, K.　145
トムゼン, E.　76
トムゼン, J. W.　257
豊永泰子　6, 25

[ナ　行]
中道寿一　24, 25
中村幹雄　14, 25
ニヒトヴァイス, J.　145

[ハ　行]
ハーゼ（郡医）　186-188, 192, 194, 195
バーデ, K.　15, 16, 18, 19, 123, 145, 170
ハーバート, U.　145
バイヤー, H.　7
原田傳　6, 13, 24, 25, 28
肥前栄一　37, 73
平井進　121
ヒンリックス, P.　92
ファー, I.　11, 27
プーレ, H. J.　8-11, 16, 17, 26, 27, 29
藤瀬浩司　13, 27, 28, 122, 204
藤田幸一郎　30, 73, 122
ブラインリンガー, K.　121, 139, 140
プラウル, H.　18, 19
古内博行　25
フレミング, J.　15-19, 29, 30, 58
ペータース, A.（DLV 専従活動家）　284, 301, 302
ベーベル, A.　137
ヘゼキール, J.　209
ヘベルレ, R.　4, 6, 24
ベルダール, R. H.　282
ベルトルド, R.　202
ヘルンレ, E.　304
ポイカート, D.　25
ホイク（ディトマルシェン共産党指導者）　243, 246, 257

略歴
足立芳宏（あだち　よしひろ）
1958年　岐阜県可児市生まれ
1982年　京都大学農学部農林経済学科卒業
1990年　京都大学大学院農学研究科博士課程満期退学
日本学術振興会特別研究員，京都大学農学部研修員などを経て，
1996年　京都大学農学研究科助教授（比較農史学），現在に至る
1996年　京都大学博士（農学）取得
専攻　近代ドイツ農業史
E-mail: yadachi@kais. kyoto-u. ac. jp

近代ドイツの農村社会と農業労働者
——<土着>と<他所者>のあいだ
© 1997

平成9年（1997）年12月20日　初版第一刷発行

編著者　足立芳宏
発行人　尾崎芳治

京都大学学術出版会
発行所　京都市左京区吉田本町京都大学構内（606）
電話（075）761-6182
振替京都01000-8-64677

ISBN　4-87698-049-7
Printed in Japan
定価はカバーに表示してあります

Kyoto University Press

定価：本体6214円（税別）

ISBN4-87698-049-7 C3022 ¥6214E